

平成 27 年

# 小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成27年  
小樽市議会 第3回定例会 会期及び会議日程

会期 9月2日～9月25日（24日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
9月 2日（水）	提案説明	
3日（木）	休 会	
4日（金）	〃	
5日（土）	〃	
6日（日）	〃	
7日（月）	会派代表質問	
8日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問等	
9日（水）	一般質問等	
10日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
11日（金）	〃	〃（総括質疑）
12日（土）	〃	
13日（日）	〃	
14日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
15日（火）	〃	〃（総括質疑）
16日（水）	〃	〃（総括質疑）
17日（木）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日（金）	会期延長	学校適正配置等調査特別委員会
19日（土）	休 会	
20日（日）	〃	
21日（月）	〃	
22日（火）	〃	
23日（水）	〃	
24日（木）	〃	
25日（金）	討論・採決等	

平成27年  
第3回定例会会議録目次  
小樽市議会

○ 9月2日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第26号	3
	○市長提案説明（議1～25）	3
	○提案説明（議26 高野議員）	7
1	日程第3 休会の決定	9
1	散 会	9

○ 9月7日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	11
1	欠席議員	11
1	出席説明員	11
1	議事参与事務局職員	12
1	開 議	13
1	会議録署名議員の指名	13
1	日程第1 議案第1号ないし第26号	13
	○会派代表質問 山田議員	13
	○議事進行について 鈴木議員	32
	○議事進行について 鈴木議員	33
	○議事進行について 安斎議員	33
	○議事進行について 秋元議員	34
	議長からの発言（今後の議会運営について）	34
	○会派代表質問 小貫議員	34

1 散 会	55
-------	----

○ 9月8日（火曜日） 第3日目

1 出席議員	57
1 欠席議員	57
1 出席説明員	57
1 議事参与事務局職員	58
1 開 議	59
1 会議録署名議員の指名	59
1 理事者から発言の申出	59
1 日程第1 議案第1号ないし第26号	59
○会派代表質問 松田議員	59
○議事進行について 松田議員	76
○会派代表質問 佐々木議員	76
○会派代表質問 中村（岩雄）議員	96
○無所属議員の質疑及び一般質問 石田議員	107
○討 論 山田議員	108
○討 論 石田議員	109
○討 論 小貫議員	109
○討 論 斉藤議員	110
○討 論 中村（誠吾）議員	111
○討 論 安斎議員	111
採 決（議25）	112
1 散 会	112

○ 9月9日（水曜日） 第4日目

1 出席議員	113
1 欠席議員	113
1 出席説明員	113
1 議事参与事務局職員	114
1 開 議	115
1 会議録署名議員の指名	115
1 日程第1 議案第1号ないし第24号及び第26号	115

○一般質問	酒井（隆裕）議員	115
○一般質問	安齋議員	120
○議事進行について	小貫議員	124
○一般質問	川畑議員	128
○一般質問	秋元議員	136
○議事進行について	新谷議員	141
○議事進行について	秋元議員	145
○一般質問	高橋（龍）議員	145
○一般質問	中村（吉宏）議員	148
○一般質問	面野議員	167
○議事進行について	面野議員	174
○議事進行について	安齋議員	175
○一般質問	斉藤議員	175
	予算特別委員会設置・付託	182
	決算特別委員会設置・付託	182
	常任委員会付託	183
1	日程第2 陳情	183
	学校適正配置等調査特別委員会付託	183
	常任委員会付託	183
1	日程第3 意見書案第1号	183
○提案説明	（意1 小貫議員）	183
○討論	鈴木議員	183
○討論	酒井（隆裕）議員	185
○討論	松田議員	186
○討論	林下議員	187
	採決（意1）	187
1	日程第4 休会の決定	187
1	散会	188

○ 9月18日（金曜日） 第5日目

1	出席議員	189
1	欠席議員	189
1	出席説明員	189
1	議事参与事務局職員	190
1	開議	191

1	会議録署名議員の指名	191
1	日程第1 会期の延長	191
1	散 会	191

○ 9月25日（金曜日） 第6日目

1	出席議員	193
1	欠席議員	193
1	出席説明員	193
1	議事参与事務局職員	194
1	開 議	195
1	会議録署名議員の指名	195
1	日程第1 議案第1号ないし第24号及び第26号並びに陳情並びに調査	195
	予算特別委員長報告	195
	市長の予算特別委員会における答弁の修正と謝罪を求める動議 中村（吉宏）議員	199
	採 決（動議）	200
	議長からの発言（動議について）	200
○討 論	小貫議員	201
○討 論	山田議員	202
○討 論	石田議員	202
○討 論	千葉議員	204
○討 論	面野議員	204
○討 論	高橋（龍）議員	205
	採 決	206
	決算特別委員長報告	206
	採 決	207
	総務常任委員長報告	207
○討 論	酒井（隆裕）議員	208
○討 論	安斎議員	209
○討 論	中村（誠吾）議員	209
	採 決	210
	経済常任委員長報告	210
	採 決	212
	厚生常任委員長報告	212
○討 論	高野議員	213
○討 論	鈴木議員	214

○討 論	中村（誠吾）議員	215
○討 論	松田議員	215
○討 論	高橋（龍）議員	216
採 決		216
建設常任委員長報告		217
○討 論	前田議員	218
○討 論	川畑議員	218
○討 論	高橋（克幸）議員	219
○討 論	安斎議員	219
採 決		219
学校適正配置等調査特別委員長報告		220
○討 論	酒井（隆裕）議員	222
○討 論	中村（吉宏）議員	222
○討 論	千葉議員	223
○討 論	佐々木議員	223
○討 論	安斎議員	224
採 決		224
1 日程第2	議案第27号及び第28号	224
	○市長提案説明（議27、28）	224
	採 決	224
1 日程第3	小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	225
1 日程第4	意見書案第2号ないし第7号及び決議案第1号	225
	○提案説明（決1 中村（吉宏）議員）	225
	○討 論 石田議員	226
	○討 論 佐々木議員	226
	採 決	227
1 閉 会		227

## 議事事件一覧表

### 議案

議案第1号	修正案	1号	平成27年度小樽市一般会計補正予算 平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案
議案第2号		2号	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第3号		3号	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第4号		4号	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案第5号		5号	平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第6号		6号	平成26年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第7号		7号	平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第8号		8号	平成26年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第9号		9号	平成26年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号		10号	平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号		11号	平成26年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号		12号	平成26年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号		13号	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号		14号	平成26年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第15号		15号	平成26年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第16号		16号	平成26年度小樽市病院事業決算認定について
議案第17号		17号	平成26年度小樽市水道事業剰余金の処分及び決算認定について
議案第18号		18号	平成26年度小樽市下水道事業剰余金の処分及び決算認定について
議案第19号		19号	平成26年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
議案第20号		20号	小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第21号		21号	小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案
議案第22号		22号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案第23号		23号	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
議案第24号		24号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第25号		25号	小樽市副市長の選任について
議案第26号		26号	小樽市非核港湾条例案
議案第27号		27号	小樽市教育委員会委員の任命について
議案第28号		28号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

### 意見書案

意見書案第1号	1号	「安保関連法案」を今国会で成立させないよう求める意見書（案）
意見書案第2号	2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案第3号	3号	介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行に係る意見書（案）
意見書案第4号	4号	子どもの医療費を無料化した際の国庫負担削減の廃止を求める意見書（案）
意見書案第5号	5号	少人数学級の拡大を求める意見書（案）
意見書案第6号	6号	I C T利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書（案）
意見書案第7号	7号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

### 決議案

決議案第1号	1号	議案第1号「平成27年度小樽市一般会計補正予算」に対する附帯決議（案）
--------	----	-------------------------------------

### 陳情

陳情第7号	7号	小樽市立塩谷小学校の存続方について
陳情第8号	8号	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について



## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

#### 山田議員（９月７日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長に求められる資質及び市政に対する基本理念について
  - (1) 市長に求められる資質について
  - (2) 市長の市政に対する基本理念について
- 2 都市経営・自治体経営について
  - (1) 都市経営・自治体経営の認識について
  - (2) 人事管理について
  - (3) 第6次総合計画について
  - (4) 自治基本条例について
- 3 市長の公約・所信について
  - (1) 現状認識
  - (2) 安心して安全なまちづくり
  - (3) 人口減少対策
  - (4) 中心市街地の整備再開発・空き家対策
  - (5) 教育改革
  - (6) 経済対策
  - (7) 入札制度
- 4 議案について
  - (1) 除雪費について
  - (2) 平成26年度決算について
  - (3) 参与について
  - (4) 副市長について
- 5 その他

#### 小貫議員（９月７日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 2014年度決算について
  - (1) 一般会計決算について
  - (2) 簡易水道事業特別会計決算について
- 2 財政問題について
  - (1) 地方交付税について
  - (2) 石狩湾新港について
  - (3) OBCの税金滞納について
- 3 人事問題及び補正予算について
  - (1) 人事について

- (2) 除雪について
- (3) マイナンバーについて
- (4) 高齢者及び子育て支援について
- 4 介護保険について
- 5 その他

**松田議員（9月8日1番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 副市長の選任について
  - (1) 副市長不在の影響について
  - (2) 副市長人選の経緯について
  - (3) 副市長提案の市民説明について
- 2 参与について
  - (1) 規則（案）制定の理由について
  - (2) 参与の職務について
  - (3) 参与の報酬月額の算出根拠について
- 3 地方創生の取組について
  - (1) 地方版総合戦略策定について
  - (2) 「小樽市人口対策会議」について
  - (3) 地方創生事業の方向性について
  - (4) 地方版総合戦略の基本目標と策定までのスケジュール
- 4 財政問題について
- 5 周産期医療について
  - (1) 周産期医療担当部局の変更について
  - (2) 分娩休止後の小樽協会病院の産科の体制について
  - (3) クリニックにおける分娩取扱い件数について
  - (4) 産婦人科医に対する市の支援策について
- 6 除排雪問題について
  - (1) 今までの除排雪体制の課題
  - (2) 今後の除排雪体制について
  - (3) 今年度の雪堆積場の増設と予算計上の考え方
  - (4) 除雪路線調査業務について
  - (5) 苦情に対する対応について
- 7 その他

**佐々木議員（9月8日2番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長提出議案について
  - (1) 除雪費について

- (2) 参与について
- (3) 副市長の選任について
- 2 おたるドリームビーチについて
  - (1) 市条例の制定を
- 3 官製ワーキングプアについて
  - (1) 非正規公務員について
  - (2) 公共民間労働者について
- 4 日本遺産について
  - (1) 小樽市として日本遺産認定を目指すべき
- 5 その他

**中村（岩雄）議員（9月8日3番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 除排雪について
  - (1) 除雪費がこの数年で上昇した理由について
  - (2) 除排雪の改善について
  - (3) 貸出しダンプ制度について
  - (4) 補正予算について
- 2 地籍調査について
- 3 おたるドリームビーチに関して
- 4 ふるさと納税について
- 5 市内主要駅のバリアフリー化について
- 6 その他

**○無所属議員の質疑及び一般質問**

**石田議員（9月8日4番目）**

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 市内小・中学校の敷地内に駐車する教職員に対する駐車料（目的外使用料）徴収について
- 2 その他

**○一般質問**

**酒井（隆裕）議員（9月9日1番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 自衛官の募集業務に対する住民基本台帳から抽出した入隊適齢者の名簿提供又は

閲覧について

- 2 就学援助制度の拡充等について
- 3 その他

**安斎議員（9月9日2番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 公務と政務（政治活動）の違いの認識について
  - （1）公務と政務について
  - （2）開かれた市政について
- 2 市民公募委員の公募方法について
- 3 その他

**川畑議員（9月9日3番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 住宅エコリフォーム助成事業について
- 2 海水浴場の環境整備について
- 3 その他

**秋元議員（9月9日4番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長答弁の信憑性と信頼関係について
- 2 その他

**高橋（龍）議員（9月9日5番目）**

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 不登校児童・生徒及び学校適応指導教室について
- 2 その他

**中村（吉宏）議員（9月9日6番目）**

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市政全般について
- 2 企画・政策について
- 3 経済・観光について

- 4 厚生に関連して
- 5 建設に関連して
- 6 防災について
- 7 教育について
- 8 その他

**面野議員（９月９日７番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市内周産期医療について
- 2 小樽観光について
- 3 その他

**斉藤議員（９月９日８番目）**

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 民間住宅の市営住宅としての活用について
- 2 水道料金について
- 3 文化芸術振興について
- 4 その他

平成27年  
第3回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成27年9月2日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	5番	安	斎	哲	也
6番	石	田	博	一	7番	高	野	さ	くら
8番	酒	井	隆	裕	9番	松	田	優	子
10番	高	橋	克	幸	11番	齊	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

4番 中 村 岩 雄

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	監 査 委 員	菊 池 洋 一
教 育 長	上 林 猛	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	飯 田 俊 哉	総 務 部 長	小 鷹 孝 一
財 政 部 長	前 田 孝 一	産 業 港 湾 部 長	中 野 弘 章
産 業 港 湾 部 参 事	田 中 泰 彦	生 活 環 境 部 長	渡 辺 幸 生
医 療 保 険 部 長	小 山 秀 昭	福 祉 部 長	三 浦 波 人
保 健 所 長	秋 野 惠 美 子	建 設 部 長	相 庭 孝 昭
消 防 長	明 井 隆 生	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	笠 原 啓 仁
教 育 部 長	迫 俊 哉	総 務 部 長	日 栄 聡
監 査 委 員 事 務 局 長	相 内 昌 幸	企 画 政 策 室 長	
財 政 部 財 政 課 長	志 賀 公	総 務 部 総 務 課 長	石 坂 康 雄

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠 一  
庶務係 長 伝 里 純 也  
調査係 長 大崎 公 義  
書 記 佐々木 昌 之  
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄  
議事係 長 柳 谷 昌 和  
書 記 石 澤 麻由美  
書 記 深 田 友 和  
書 記 伊 沢 有 里

**開会 午前10時00分**

○議長（横田久俊） これより、平成27年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月18日までの17日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第26号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第25号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）（拍手）

○市長（森井秀明） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号平成27年度一般会計補正予算の主なものといたしまして、まず歳出では、平成26年度に国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上したほか、参与報酬、社会保障・税番号制度システム整備費、除排雪経費などを計上いたしました。

また、国の緊急経済対策の一つとして創設された新しい交付金であります、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付への対応といたしまして、第2回定例会で予算計上した、水産物ブランド化推進事業を拡充するとともに、新たに中心市街地における国内外観光客の動線や、動線を構成している店舗や施設、国別来樽状況を調査するとともに、運河プラザにおける地域情報発信や地場産品普及などの機能強化を図る、まちなか観光にぎわいづくり調査事業費を計上いたしました。

このほか、公共施設等総合管理計画策定事業費を債務負担行為として計上し、今定例会の計上分とあわせて2か年で同計画を策定する予定であります。

また、普通交付税について、今年度の交付額が決定をしたことから、予算額を上回る分について増額をするほか、計上を保留しておりました特別交付税など、所要の補正を計上いたしました。

さらに、平成26年度一般会計の決算剰余金から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき額を差し引いた額の2分の1を財政調整基金へ積み立てるとともに、平成26年度の決算状況なども踏まえ、庁舎建設資金基金への積み立てや、災害応急復旧などの費用に充てるための資金を北海道市町村備荒資金組合へ納付することとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、地方特例交付金、普通交付税、特別交付税、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに15億7,409万4,000円の増となり、財政規模は571億8,667万4,000円となりました。

次に、議案第2号から第5号までの特別会計補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業においては、平成26年度決算で繰越金が生じたので、一般会計繰出金を増額することとし、国民健康保険事業及び介護保険事業においては、平成26年度に国や道から超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

また、後期高齢者医療事業においては、平成26年度出納整理期間中に収納した保険料を北海道後期高



齢者医療広域連合へ納付するものです。

次に、議案第6号から議案第19号までの平成26年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額562億4,012万5,608円に対し、歳出総額は556億4,226万6,709円となり、歳入から歳出を差し引いた額は5億9,785万8,899円となりました。この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源9,731万1,000円を差し引いた実質収支は5億54万7,899円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は2億1,415万5,607円の黒字、実質単年度収支は3億5,781万6,314円の黒字となりました。

これらの要因といたしましては、歳入が市税において収入率が向上したことなどにより予算額を上回ったほか、歳出が職員給与費、生活保護費などにおいて不用額が生じたことなどによるものです。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成26年度の健全化判断比率等についてであります。実質赤字比率と連結実質赤字比率は、算定の結果、平成25年度と同様に比率自体が計上されなかったこととなりました。実質公債費比率は12.2パーセント、将来負担比率は75.7パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成25年度と比較しますと、実質公債費比率は1.5ポイント、将来負担比率は12.7ポイント改善されました。

一方、公営企業に係る資金不足比率につきましては、病院事業が新病院への移転経費などにより、資金不足が発生し、6.5パーセントとなりましたが、その他の公営企業につきましては、平成25年度と同様に比率自体が計上されなかったこととなりました。

次に、平成26年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画の「まちづくり5つのテーマ」に沿って説明申し上げます。

まず、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」の分野では、市内小・中学生の国際感覚を育むため、外国人との活動や宿泊生活、外国人観光客への観光案内など、英語漬けの時間を過ごす小樽イングリッシュキャンプを実施したほか、児童が授業内容を理解する上で教育効果の高い実物投影機とプロジェクターを各小学校で、既に配備されたものを含め、最低1台整備をいたしました。

また、手宮地区統合小学校の校舎建設工事が8月に完了し、9月から供用を開始したほか、山手地区統合小学校の建設に向けた実施設計や、奥沢小学校、潮見台中学校、銭函中学校の耐震化工事に向けた実施設計を行いました。

2点目の「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）」の分野では、奥沢保育所の新園舎建設工事が完了し、4月から供用を開始したほか、銭函保育所・子育て支援センターの新園舎建設工事が完了し、平成27年4月から供用を開始いたしました。

また、小樽市立病院が、市民に信頼され質の高い総合医療を行う地域基幹病院を目指して、12月に開院いたしました。

3点目の「安全で快適な住みよいまち（生活基盤）」の分野では、防災対策の強化としまして、津波注意喚起標識板や海拔表示板を設置したほか、防災ラジオの配付、非常用食糧の配備や福祉避難所の機能確保のための備品整備などを計画的に行い、災害時に対応するための体制構築を進めました。

また、老朽化が進む道路やトンネルなどの道路ストックについて点検を行い、修繕計画を策定したほか、官民を含めた市内全域の住宅施策を体系的に展開、推進するための指針となる新たな住宅マスタープランを策定するとともに、新幹線新駅の周辺整備などの指針となる、（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画の策定に着手いたしました。

このほか、建築物の耐震の促進に関する法律の改正に基づき、一定規模以上の市有建築物の耐震診断

を実施するとともに、不特定多数の人が利用する民間大規模建築物所有者に耐震診断費用の一部を助成いたしました。

また、消防救急無線のデジタル化に対応するシステム整備に着手をしたほか、消防署・長橋出張所と塩谷出張所を統合した（仮称）消防署・オタモイ出張所の建設に向けて、用地購入、旧学校給食オタモイ共同調理場の解体及び基本設計を行いました。

このほか、消防署・手宮出張所の高規格救急自動車及び小樽市消防署の災害対応特殊消防ポンプ自動車を更新整備いたしました。

4点目の「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）」の分野では、小樽の水産物のブランド化や消費拡大を図るため、水産加工グランプリの開催や、受賞商品のPRを行ったほか、経費や時間の制約などから海外での商談会等に参加できない市内企業への支援のため、札幌市やジェトロ北海道との共催により、海外バイヤーを招聘し、商談会などを開催いたしました。

また、大型クルーズ客船の寄港に対応するため、勝納ふ頭における車両や歩行者の安全確保や、港町ふ頭における定期RORO船等の警備体制強化のために、保安施設を改良いたしました。

雇用創出・対策事業といたしましては、市独自の雇用対策事業のほか、地域経済活性化等推進資金基金を活用した地域の雇用維持・創出及び地域経済活性化に資する各種事業や、北海道の基金を活用し、卒業後3年以内の未就職や、結婚や出産に伴う女性離職者などを対象に、地元企業から求められる人材育成のための研修や実習を実施いたしました。

5点目の「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）」の分野では、小樽公園再整備事業として、日本庭園などの整備を行ったほか、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園遊具の更新や多目的トイレを設置いたしました。

そのほか、戸籍電算化システムの運用開始や、社会保障・税番号制度に対応するため、システム整備に着手いたしました。

平成25年度に国から交付され、建設事業の財源として活用後、残額を積み立てていた地域の元気臨時資金基金については、平成26年度に全額を、保育所建設事業や校舎等改築事業などの建設事業に活用いたしました。

また、平成26年12月に閣議決定された地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に位置づけられた具体的施策の実行に当たり、国から交付される地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用するため、地域消費喚起・生活支援型として、プレミアム商品券事業、子育て世帯生活支援事業を、地方創生先行型として、地方版総合戦略の策定や、地元就労支援、販路拡大支援、観光振興などの各種事業を補正予算として計上いたしました。

これらは全額平成27年度に繰り越しましたが、交付金採択とならなかったデジタル機器整備事業、保育環境改善事業の二つの事業については、内容を組み替え、改めて平成27年度補正予算に計上いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税が約3億3,850万円、地方消費税交付金が約1億3,185万円、地方交付税が7,741万円、それぞれ増収となりましたが、国庫支出金が約10億3,575万円、道支出金が約1億4,880万円、繰入金が約10億5,534万円、市債が4億296万円、それぞれ減収となったため、歳入総額では約22億2,582万円の減収となりましたが、このうち4億4,835万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成27年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業分を除き、約22億7,802万円の不用額を生じましたが、この

主なものといたしましては、民生費では扶助額の減などにより約7億9,076万円、土木費では住宅事業会計繰出金の減などにより約4億413万円、職員給与費では職員手当などの減などにより約2億5,238万円となりました。

次に、特別会計のうち、主な会計について説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額172億2,679万7,365円に対し、歳出総額は171億788万9,955円となり、差引き1億1,890万7,410円の剰余金を生じました。この剰余金のうち9,745万3,657円は、国庫支出金が超過交付となったものであり、平成27年度に返還するものであります。

住宅事業会計につきましては、歳入総額8億1,407万9,498円、歳出総額8億132万9,498円となりました。

歳入総額が歳出総額に比べ多くなっておりますが、これは一般会計繰入金に繰越明許した事業に必要な財源として1,275万円を含んでいるためであります。

この主な事業といたしましては、市営住宅改善事業として、新光C住宅1号棟・2号棟の外壁等改修工事を行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額143億3,611万3,381円に対し、歳出総額141億9,940万1,366円となり、差引き1億3,671万2,015円の剰余金を生じました。

なお、国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付となった1億1,400万4,657円については、平成27年度に精算し、交付不足額1,082万943円は平成27年度に追加交付されます。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額20億4,303万768円に対し、歳出総額20億931万2,898円となり、差引き3,371万7,870円の剰余金を生じました。この剰余金は、平成26年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、平成27年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明を申し上げます。

病院事業につきましては、平成26年12月の新病院開院に伴う病院移転費などの増により、平成25年度に比べ費用が増加し、単年度資金収支は11億2,894万4,014円のマイナスとなり、平成26年度末資金過不足額は7億9,520万9,581円の不足となりました。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、新病院開院前後の病院移転に伴う入院調整による入院収益の減などにより2億1,083万7,097円の減収となり、支出では、固定資産除却費の減などにより4億4,924万7,833円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は、企業債借入れの減などにより2億236万8,190円の減収となり、支出では、病院建設事業費の減などにより不用額は1億3,881万2,506円となりました。

なお、平成26年度の会計基準改正に伴い、退職給付費など特別損失を計上したことから、42億4,615万8,370円の当年度純損失を生じたことにより、当年度未処理欠損金は82億5,963万4,857円となり、小樽市病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例第3条により、資本剰余金をもって2,454万2,200円欠損金を埋め、82億3,509万2,657円を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、給水収益は減少したものの、営業外収益などで増加となったことにより20万4,063円の増収となり、支出では、営業費用などで1億3,934万255円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は、企業債借入れの減などにより1億7,418万8,561円の減収となり、支出では、建設改良費などで8,549万2,303円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金28億458万7,993円につきましては、全額を自己資本金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は、下水道使用料は減少したものの、営業外収益で増加となったことにより1,780万7,911円の増収となり、支出では、営業費用などで8,266万345円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより1億828万1,374円の減収となり、支出では建設改良費などで8,768万9,754円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金17億6,695万91円のうち16億2,829万3,685円につきましては、自己資本金として処分し、1億3,865万6,406円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などから584万7,298円の増収となり、支出では維持管理費などで486万4,865円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、一般会計長期貸付金の償還により4,000万円の収入が生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金1億8,548万163円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

続きまして、議案第20号から議案第25号までについて説明を申し上げます。

議案第20号個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱い及び当該情報の開示等を実施するための規定を追加するものであります。

議案第21号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市の執行機関における個人番号の利用範囲及び市の機関の間における特定個人情報の提供について定めるものであります。

議案第22号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤の参与の報酬額及び費用弁償について定めるものであります。

議案第23号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、紙巻きタバコ3級品に係る市たばこ税の特例税率を廃止するほか、所要の改正を行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第24号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるとともに、市民証及び住民基本台帳カードに係る手数料を廃止するものであります。

議案第25号副市長の選任につきましては、中村浩氏を選任するものであります。

以上、概括的に説明を申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 次に、議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○7番（高野さくら議員）** 日本共産党を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案理由の説明を行います。

この条例案を提出し、今回で60回目になります。

今年は、終戦、広島と長崎への原爆投下から70年になり、原爆投下による被害は今もなお続いています。さきの大戦で2,000万人以上のアジアの人たちと、日本人も310万人の犠牲者が出ました。二度と戦争はしないと誓い、憲法第9条を世界に公約し、平和な国として、この70年間、国際的にも信頼を築き上げてきました。

今、世界は、核兵器廃絶を求める流れが大きくなっております。

小樽市では、被爆70年に当たって、平和事業関係経費として、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典へ参加する長崎市派遣事業に取り組み、市内の小学校5、6年生15名が派遣されました。平和式典に参加された小学生からは、「平和を考えるきっかけになり、参加してよかった」と感想を寄せています。

また、原水爆禁止世界大会に参加された方は、「被爆者、戦争体験者の話を聞いて、改めて平和とは何か、人間らしさとは何かと考えた。原子雲の下から生き残った方が話すのは、自分を苦しめる被爆の記憶だからこそ、本当につらく、話すには決意と覚悟が必要だったと思う。地獄を見てきた人の力強い目線の先には明るい未来があり、私たちはその未来を共有し、発展することができる。人間が人間らしく生きていける世の中にするためにも、自分自身も被爆者の魂を受け継いでいきたい」と話されています。

8月は、多彩な平和イベントが多く開催されました。小樽平和実行委員会主催の「おたる平和展」が3日間、産業会館にて開かれ、8月6日には「おたる運河平和灯籠流し」、8月29日は「「安保関連法案にNO！」小樽市民集会」など平和を願う市民のイベントが多く開かれました。8月30日の「戦争イヤだ！小樽まちなかパレード」には平和を願う市民が320人参加し、飛び入り参加をされる方もおりました。

私も幾つかのイベントに参加しましたが、平和展には老若男女問わず、幅広い方が来ており、学生服を着ている方も見かけました。私が展示を拝見していると、同じく参加された方から声をかけられました。「この展示を見ていると当時のことを思い出す。本当に自由がなく、大変な時代だった。今、またあの時代を再びよみがえらそうとしていて、本当に恐ろしい。自分の孫たちが戦争に行かされることのない、平和であってほしい」。

また、ある方は「空襲のサイレンが鳴り、父だけ家に残り、近所のみinnで、防空ごうが近くにないため、一番近い山に向かって走って逃げた。アメリカのグラマンは、低空飛行をしながら銃撃をし、自分のすぐ上を飛んでいるかのようなようだった。とにかく布団で頭を覆いながら、早く小樽から、この上空からいなくなってほしいと祈りながらその日を過ごした。当時は7歳くらいだったけれど、今でもあの恐怖は鮮明に覚えている。二度と戦争だけは繰り返してはいけない」と、こう語っていました。

小樽港には、今年1月6日、米艦船マスティンの小樽港寄港の申出があり、「米軍艦船マスティンについては、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき我が国政府として疑いを有していません」との回答を得たとして、中松前市長は、安全性には懸念があると言いながら、受入れは仕方がないとして入港を認めました。米艦船の小樽港への寄港は、昨年7月、ブルーリッジに次いで寄港です。

外務省はマスティンが核兵器を搭載していないことに我が国政府として疑いを有していないとしていますが、日米間に核密約があり、核兵器搭載が可能な艦船は日本の商業港に自由に寄港できます。アメリカは自国艦船の核兵器搭載については、否定も肯定もしないという原則を堅持しておりますが、1960年の日米安保改定のときに、核兵器を搭載したアメリカの艦船や航空機が日本政府との事前の協議なしに日本に自由に出入りすることができると合意した密約があります。

これは、アメリカの解禁文書でも既に明らかにされています。核密約が現在も有効なことから、小樽

の港に寄港した際も核兵器の持込みがないというのは不明です。道内の港湾の中で、米艦船の寄港が76隻と多い小樽港です。米軍の寄港目的は親善のためとされていますが、観光都市宣言をしているまちとしても米艦船の定着化はマイナスイメージです。

小樽市が管理する港湾施設の管理及び使用について必要な事項を定めた小樽市港湾施設管理使用条例の第8条では、発火、燃焼又は爆発のおそれがあるものについては、港湾施設の利用を禁止するとあります。小樽港の施設と市民の安全を守るための条例であります。もし、核兵器を積んだ艦船で事故が起これば、取り返しのつかないことになりかねません。港湾管理責任者である小樽市長は、市民の安全を守るためにも、核兵器搭載艦船の入港を断り、議会も後押しするべきです。

小樽市は、1982年6月28日、第2回定例会において「核兵器廃絶平和都市宣言」を可決し、「核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とあります。神戸市のように、核兵器搭載の艦船の寄港に際しては、非核証明書を提示させるよう求めるべきです。

各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月3日から9月6日まで4日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午前10時39分**

---

## 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 秋 元 智 憲

議員 中 村 吉 宏

平成27年  
第3回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成27年9月7日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

15番 濱 本 進

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	上 林 猛
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	飯 田 俊 哉
総 務 部 長	小 鷹 孝 一	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	中 野 弘 章	産 業 港 湾 部 参 事	田 中 泰 彦
生 活 環 境 部 長	渡 辺 幸 生	医 療 保 険 部 長	小 山 秀 昭
福 祉 部 長	三 浦 波 人	保 健 所 長	秋 野 惠 美 子
建 設 部 長	相 庭 孝 昭	消 防 長	明 井 隆 生
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	笠 原 啓 仁	教 育 部 長	迫 俊 哉
総 務 部 企 画 政 策 室 長	日 栄 聡	総 務 部 総 務 課 長	石 坂 康 雄
財 政 部 財 政 課 長	志 賀 公		

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一  
庶務係 長 伝里 純也  
調査係 長 大崎 公義  
書 記 佐々木 昌之  
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄  
議事係 長 柳谷 昌和  
書 記 石澤 麻由美  
書 記 深田 友和  
書 記 伊沢 有里



**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 本日は、我が会派の濱本議員が代表質問を行う予定でありましたが、身内の不幸により質問を行うことができなくなりました。これに伴い、質問者の交代などについて議会運営委員会で御協議いただき、会派から新たに質問者を立てさせていただくことに御同意いただいたことに対し、まずもって各会派の御理解に感謝いたします。

それでは、濱本議員が予定していた質問の趣旨に従い、私が代表質問をさせていただきます。

自由民主党を代表して、質問いたします。

初めに、市長に求められる資質について伺います。

さきの第2回定例会の予算特別委員会において、市長の資質などについて自民党からも質問しましたが、明確な答弁がなかったので、改めて質問いたします。

初めに、市長は平成14年7月のNPO法人ドットジェイピーのインタビューで、大好きな海の現状をよくしたいとの思いを実現する手段として、市議会議員になったと答えています。また、5年後、10年後も市議会議員でいたいとも答えています。さらに、議員であった平成15年第3回定例会の一般質問において、市議会議員選挙に出馬したきっかけは、海岸における諸問題を少しでも改善できればという思いからであったと発言しています。恵庭市で生まれ、北広島市の高校、そして北海道教育大学札幌校教育学部体育学科を卒業した市長が、なぜ小樽市の市議会議員という選択をしたのでしょうか、お聞かせください。

また、インタビュー当時は、5年後、10年後も市議会議員でいたいと答えていましたが、平成19年には市長選挙に立候補しています。その動機についても詳しくお聞かせください。

あわせて、平成23年、27年の立候補の動機についてもお聞かせください。

市議会議員から市長へと求める先を変えたとき、二代表制を前提としている地方自治においては、当然、市議会議員に求められる資質、能力、見識などと市長に求められるそれらとは共通するもの、しないもの、いろいろあると理解していますが、市長はどのようにお考えでしょうか。より具体的な見解をお伺いいたします。

また、市長に適任か否かの判断をするときに、その人の経歴を一つの要素として判断します。例えば、山田元市長は市の職員としての豊富な経歴があります。また、中松前市長においては、銀行の支店長、市の収入役、そして小樽商工会議所の専務理事などの多様な経歴があります。元市長、前市長にはその豊富な、そして多様な経歴から市長としての適格性を理解しましたが、残念ながら、森井市長の経歴からは市長としての適格性を理解しかねます。市長という職責を全うするための資質、能力、見識などをどのような経歴の中で培ったのでしょうか、お聞かせください。

次に、市長の市政に対する理念について伺います。

二代表制の一翼を担う市長には、政治家としての側面と行政組織の長としての側面が存在します。

政治家としては理念を語り、行政組織の長としてはその理念を実現する役割を担う存在として認識しています。市民、そして議会に対して市長としての理念を説明し、理念を具現化する施策を体系的に、また、優先順位を明らかにして提案する責任があります。

第2回定例会の市長提案説明の冒頭で、市長は、今後4年間の市政運営、まちづくりについて的一端について述べますと前置きし、小樽市の現状、課題、公約について述べていましたが、我々には市長の市政に対する理念がよく理解できませんでしたし、一端だけでは議会に対する説明責任を果たしていないと言わざるを得ません。

市長は議員であった平成16年第3回定例会の一般質問で、当時の山田市長に私と同じ質問をしていました。山田市長の答弁は大変わかりやすく、現時点でも決して色あせてはいません。森井市長の市政に対する理念について一端ではなく100パーセントの明確な答弁、そして中松前市長の理念と対比しての答弁を求めます。

米沢市や国分寺市においては、市長がその年度の市政運営方針を議会に対して明確に説明しています。米沢市の構成は、1番目は市政運営に当たっての基本的な考え方、2番目は6項目の分野別の主要施策、3番目に新年度予算の概要、4番目に結びとなっており、体系的、そして具体的です。国分寺市においても同様です。森井市長が今期初めて市長に就任したことを踏まえると、第2回定例会において、これからの在任期間4年間の基本方針、工程表、そして初年度である今年度の方針を市民、議会に対して体系的、具体的に表明する責任があったはずですが、その責任を十二分に果たしたとは思えません。市長はどのように認識していますか、お答えください。

あわせて、改めて基本理念に基づいた市政の基本方針についても米沢市、国分寺市と同様に体系的に、そして具体的にお答えください。

関連して、市長が初めて議会と向き合った第2回定例会は、提出議案の否決、議会の空転、会期の延長など間違いなく順風満帆とは言えませんでした。市長の第2回定例会に対する所感をお伺いいたします。

以上、第1項目について終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 答弁の前に議長に確認をさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

**○議長（横田久俊）** どうぞ。

**○市長（森井秀明）** ただいま代表質問の中で経歴から適格性を理解される。そして私に対して適格性を認識させるだけの経歴が見られないという旨の発言がありました。

私は、さきの選挙戦を通し、市民の皆様からの負託を得てこの場にいます。それは私の経歴を含めたさまざまな要因に対して市民の皆様が考え、決断された結果であります。この御質問は私個人ばかりか、その負託をしてくれている市民の皆様への投票行為に対しての否定にもつながりかねないもので、民主主義の根底にも触れかねない重大な発言だと感じております。しかも、会派代表質問であり、この発言が会派意思として統一されている見解だとすると、さらに残念で仕方ありません。

私は、前定例会において突発的な発言へのルール化とともに、議会にそぐわない発言に対しての改善を図られるよう、議長、副議長に申入れをしたところです。議会は個人のパーソナルな部分を迫る場ではなく、政策議論を行う場であると私は信じており、議員の皆様においても同じ思いであると思

ます。この発言に対しての議長への見解を求めるとともに、前定例会において正副議長に申入れをしたことに対して回答をいただいておりますので、それを確認させていただいた上で答弁させていただきたいと思っておりますので、議長よろしくお申し上げます。

**○議長（横田久俊）** ただいまの市長の発言についてお答えいたします。

議会は議員と理事者側、執行部が議論をして物事を積み上げていく、そういう場だと感じております。私は公正中立な立場で議事裁きをするという立場でありますので、異例ではありますけれども、私の見解を述べるということは控えさせていただきます。というのは、今申しましたように、中立的な立場でありまして、私が議員の質問に対してこれをこう思う、ああ思う、だめだ、いい、そういう発言は今後の審議にも影響を与えるものと思っております。

山田議員の今の質問が市長を誹謗中傷する、あるいは品性を欠く、そういう内容であれば、これは当然、私は地方自治法第132条あるいは小樽市議会会議規則第89条等に基づいて、これに抵触すれば当然注意をいたしますし、発言の制止を求めることもあります。しかし、今回の山田議員の質問については、会議規則第51条に規定されております一般質問について、議員は市の一般事務について質問ができると明確に規定しております。市長の資質を問うことについては、その範疇であろうと考えております。この件については、先ほど全国市議会議長会に対して口頭ではありますが確認いたしましたところ、市長の資質についての質問は市の一般事務についてのいわゆる一般質問に含まれるとの回答を得ておりますので、先ほどの山田議員の質問については品性の保持等々に抵触するものではないと考えております。

それから、前定例会での突発的な発言に対する議会のルールづくりについて申入れをしたけれども、回答がないということですが、これは突発であるなしにかかわらず、今申し上げましたように議員の質問中に不適切な言動等があれば、これは当然ながら私の議事整理権として注意をすると、こういうことですので、改めて議会のルールづくりの中にはそういったことは含めないというふうにしております。

冒頭申しましたように、議会は議員が質問し、そして市長が答弁という形で御自身の意思表示をされると、そういう場でありまして、私の見解を聞かれましても、繰り返しになりますが、お答えすることは控えさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** それでは、今のお話を受けましたので、答弁を行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市長に求められる資質及び市政に対する基本理念について御質問がありました。

初めに、市長に求められる資質についてですが、まず、なぜ小樽市議会議員を選出したかにつきましては、小樽地域の海岸線においてとうとい命が奪われる光景を目の当たりにし、この事故をなくしたい、海の現状をよくしたいとの思いが湧き出たことからこれを実現しようと思ったためであります。

次に、市長選挙への立候補の動機につきましては、市議会議員活動を通じ、市政の現状を変えたい、しがらみを断ち切りたいとの思いからであります。

次に、市議会議員及び市長に求められる資質、能力、見識につきましては、共通するものもあり、違うものもあるかと思いますが、市民の皆様の目線に立つことが一番の共通点であると考えます。市議会議員と市長との立場の違いはありますが、双方が両輪となり、市民の皆様の期待に応えていくことが理

想であると考えております。

次に、市長の職責を全うするための資質、能力、見識につきましては、私はさきの選挙において公約や経歴なども含めて市民の皆様から負託を得てこの市長というお役目につきました。今後4年間の取組において、市民の皆様から判断をしていただくのが市長としての姿であり、その市民の皆様への期待に応えていく所存であります。

次に、市長の市政に対する基本理念についてですが、まず市政に対する理念につきましては、この場で全てを申し上げることには限界がございますが、再度述べさせていただくならば、元気なまち小樽を取り戻し、小樽の再生を果たすことが市民の皆様から私に託された最大の使命であると考えております。

本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、多くの公共施設の老朽化や厳しい財政状況など、さまざまな課題に直面しておりますが、住みよいまち小樽、人に優しいまち小樽を目指してまいります。

また、小樽には先人が築き上げた誇るべき歴史と伝統があり、すばらしい地域特性や資源がたくさんあります。中松前市長の認識と一部重なる部分もありますが、これらの貴重な財産をしっかりと活用し、まちの魅力向上と地域経済の活性化に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、第2回定例会での提案説明につきましては、本市を取り巻く環境の認識や市政運営に対する基本的な姿勢のほか、元気なまち小樽を取り戻すための五つの公約に基づき、私の考え方をできるだけ御理解いただけるよう努めたものであります。

基本方針としましては、市民の皆様が住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めることが何より重要であると考えておりますので、住みよいまち小樽、人に優しいまち小樽の実現に向け、公約としたものであります。

御質問にあります米沢市や国分寺市とは異なりますが、公約の体系としましては、安心で安全なまちづくりとして、除排雪体制の充実や防災対策などを、人口減少に歯止めをかけるための子育て支援と高齢者対策の充実では、小学生までの医療費と第3子以降の保育料の無料化や安定した周産期医療の実現、JR駅のバリアフリー化などを、中心市街地の再開発と空き家対策では、空き家の活用や既存借上公営住宅制度の検討などを、教育の取組では、心身の健やかな成長を目指した豊かな教育環境づくりや新・市民プールの整備などを、まちが元気になる経済対策では、トップセールスの実施やふるさと納税の推進などをお示したものであります。

次に、第2回定例会に対する所感につきましては、お互いに市民から選ばれました二元代表として大変緊張感のある定例会であったと思います。市民の皆様への期待に応えていくためにも、今定例会においても活発な議論をお願いするものであります。

**○議長（横田久俊）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** 第2項目めに入らせていただきます。

都市経営・自治体経営の認識について伺います。

これまでの自治体運営は人口増加を基調とし、右肩上がりの経済成長を前提として行ってきたと言えます。しかしながら、この運営モデルは平成11年の地方分権一括法、また平成18年の地方分権改革推進法の成立などによる地方分権の進展、そして人口減少や少子高齢化などの人口問題の顕在化、自治体財政状況の悪化などにより機能不全となり、現状に的確に対応し、機能する運営モデルの構築が求められ

ています。

また、都市とは行政だけではなく、個人、法人、各種団体など、各種経営体が協働する連合体とも言われています。それゆえに近年、都市経営、自治体経営という言葉が使われるようになってきたと認識しています。都市経営、自治体経営の新たなモデルの構築に際しては、新公共経営NPM、マーケティング戦略、経営戦略など、新たな視点、概念を導入しているのが現状と言えます。市民の幸福、福祉の向上という成果を得るために、これからの自治体経営は限られた経営資源を投入、配分して、多様な行政サービスを市民に提供しなければなりません。限られた経営資源を投入、配分するに当たっては、有効活用、最適化を意識するとともに、単に効率化を追求する企業化ではなく、行政部門と個人、法人、各種団体などの民間部門との強いパートナーシップ、協働を前提とした経営の社会化を目指す必要があります。市長は在任中の自治体経営についてどのように定義づけしているのか、お聞かせください。

また、小樽市が直面しているさまざまな課題を解決するためには、個人、法人、各種団体などの民間部門との強いパートナーシップ、協働が不可欠であると市長も認識していると思いますが、これをどのように実現していくのか、具体的にお聞かせください。

また、昨年第3回定例会の自民党濱本議員の一般質問において、釧路市が平成24年2月に策定した釧路市都市経営戦略プランの前文に書かれた蝦名釧路市長の信念を紹介し、中松前市長に質問いたしました。蝦名市長は、「市長は市政のCEO（最高経営責任者）である」との信念を述べています。そして、前市長に最高経営責任者の使命は経営理念を明確にし、理念を実現するための戦略、戦術を策定することだと示し、前市長に確認しました。前市長は同じ見解であると答弁しましたが、森井市長は蝦名市長の「市長は市政のCEO（最高経営責任者）である」との信念をどのように捉えていますか。

また、最高経営責任者の使命についてどのように認識していますか、お答えください。

市長は、議員であった平成17年第2回定例会の一般質問において、経営の定義について辞書を引用して「方針を定め、組織を整え、目的を達成するよう持続的に事を行うこと」と述べていますが、今もその認識は変わりませんか。

あわせて行政の経営品質を高める必要があると述べていますが、行政の経営品質を高めるとはどのようなことなのか、具体的にお答えください。

そして、現在も必要と認識しているのか、根拠を明示してお答えください。

次に、人事管理についてお伺いいたします。

市長が議員時代の平成17年3月に発表された分権型社会における自治体経営の刷新戦略によれば、都市を構成する一つの中核的経営体である行政組織が必要とする機能を強化する方法の一つに、職員の能力を最大限に引き出し得る人材管理、人事育成が必要であり、具体的には一つ目に「研修・多様な業務経験による人材育成」、二つ目には「実績評価及び職務遂行能力評価に基づく人事管理」、三つ目に「組織マネジメントの刷新を裏打ちする組織文化の醸成」と記載されています。私はこの考え方については至極当然であると理解しています。市長はどのように捉えていますか、お答えください。

あわせて、市長は議員であった平成18年第2回定例会の会派代表質問において、山田元市長に対して職員の人事異動、昇任について質問をしています。内容は職員の異動の早さ、つまり在職期間の短さによる弊害について、次に人事異動の意義、選考方法、昇任制度、昇任の選考基準についてです。山田市長の答弁についてお知らせください。

人事異動のサイクルの早さを指摘した森井市長が、本年6月に行った部長、次長、課長人事を改めて見ると違和感を覚えます。部長職の異動総数は何人ですか。そのうち2年以内、1年以内での異動人数をお知らせください。

次長職、課長職についてもお知らせください。

職員の昇任についての選考基準と条件についても、山田元市長から答弁がありました。さきの第2回定例会において他会派から昇任人事について質問がありましたが、市長は山田元市長の答弁を忘れていたのでしょうか、お聞かせください。

さきの第2回定例会において、6月1日付けの人事異動についてその適切さが質問されました。議会において人事異動の適切さが質問されたことは過去にあまり例がなく、異常な事態であったと認識しています。

市長は、自治基本条例第18条の規定を遵守しなかったと言わざるを得ません。市長の見解を伺います。  
次に、市職員の居住地に関して伺います。

過去の議会においても、市外に住む市職員のことが議論されてきました。市の見解としては法的な制約があるので強制はできないが、災害などの危機管理の観点、市民目線、市民感情からもでき得る限り市内居住が望ましいとのことでした。

市長は、市職員の市外居住についてどのようにお考えなのか、お答えください。

次に、医師などの人材確保が困難な病院局を除き、現在の部長、次長、課長職で市外に住み、通勤している人数はそれぞれの職で何人中何人でしょうか。お答えください。

また、その中で6月1日付け人事異動で昇任した職員はそれぞれ何人でしょうか、お答えください。  
再任用職員についても伺います。

現在、市の再任用職員は何人でしょうか。そのうち市外に住み、通勤している人数は何人でしょうか、お答えください。

再任用といえども、新規採用です。市長は再任用の際に市内居住を条件とするのでしょうか、見解を伺います。

市外から通勤する職員には、通勤手当が支給されていますが、その支給基準、支給者数、支給総額、最高支給額についてお答えください。

人事管理に関連して、人材育成についてお聞きいたします。

よく組織は人なりと言われていました。また、人材は材料の材ではなく、財産の財だとも言われています。人によって成り立っている組織の機能を活性化し、強化するためには、組織の根本である人を育成することは自明の理であるとともに、組織にとって人材の育成は永遠の課題であります。

市長は、市議であった平成17年第1回定例会の一般質問において、行政改革の質問の中で職員の質を高めるための育成研修について山田元市長に質問しています。また、小樽市自治基本条例第18条において「市長、その他の任命権者はまちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます」と規定しています。我々自民党は以前議会において職員研修の新規プログラムとして、議会の行政視察の際に視察目的にかかわる部署の職員を同行させてはと提案いたしました。

初めに、市長は人材育成についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

次に、どのような職員研修を行っているのか、お聞かせください。

あわせて、市長提案の新規研修プログラムはあるのでしょうか、お聞かせください。

次に、都市経営、自治体経営の観点から、第6次小樽市総合計画についてお伺いいたします。

この計画は、平成21年から平成30年までを期間として策定されました。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層構造になっています。経営的な表現をすれば、経営理念、経営戦略、経営目標といえ、抽象から具象へのプロセス、マクロからミクロへのプロセスとも言えます。経営目標を達成して初

めて経営戦略が実現し、経営理念の具現化が完成しますが、経営目標を達成するためには、限られた経営資源の最適配分、有効活用などの経営判断が求められます。経営判断は都市経営において行政だけではなく、個人、法人、各種団体など、各種経営体が行い、自治体経営においては二元代表制の両翼である市長と議会が経営判断をします。

市長は、都市経営、自治体経営における総合計画の位置づけ、意味をどのように考えていますか、お答えください。

第6次総合計画の策定に当たっては、小樽市総合計画審議会条例に基づき、市議会議員、商工会議所などの民間諸団体の代表者、大学教授などの学識経験者などで構成される審議会が設置されました。私は、審議会の設置及びその構成員は先ほど述べたように、都市とは、行政だけではなく、個人、法人、各種団体などの各種経営体が協働する連合体との認識が根底に存在しているがゆえと理解しています。まさに、自治基本条例の精神であるまちづくりへの市民参加と協働を具現化していますが、市長はどのように捉えていますか、お答えください。

今年是小樽市総合計画後期実施計画期間の2年目であります。

市長は、どのような価値観、基準を持って残り3年間の後期実施計画について優先順位、予算措置、財源確保など、経営判断し、遂行するお考えなのか、お答えください。

あわせて、現在、策定中の小樽市総合戦略と第6次総合計画との関係についてどのようにお考えなのか、お答えください。

次に、これまで総合計画においては法的根拠として地方自治法第2条第4項において、市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることを義務づけされていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布となり、総合計画の基本構想の策定、議会の議決は市町村の独自の判断にゆだねられることになりました。鹿児島市など他都市では、総合計画策定条例の制定や、地方自治法第96条第2項「前項に定めるものを除くほか、普通公共団体は、条例で普通公共団体に関する事件（法定受託事務にかかわるものを除く）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」を根拠に議決事件に追加するなどして対応しています。小樽市自治基本条例第20条には、総合的な計画との表現で策定を規定していますが、議会の議決には言及していません。小樽市の第6次総合計画の期間は平成30年度までであり、市長の任期は平成31年4月までであります。つまり、市長の任期中に第7次総合計画を策定するか否か、法的根拠をどうするか、議決事件として追加するのかなどの判断が求められています。策定のメリット・デメリットについてどのように認識されていますか。

また、議会の関与、どのような手続、手法、タイムスケジュールで判断するのか、具体的にお答えください。

次に、自治基本条例について伺います。

山田元市長の公約であり、かつ第6次総合計画の基本構想、市政運営、三つの基本姿勢を受けて、基本計画に記載された自治基本条例は、平成21年1月に設置された庁内研究会から始まり、平成25年第4回定例会で議決され、平成26年4月施行となりました。

市長は市議であった平成16年第3回定例会の一般質問において市が設置する審議会のあり方を切り口に自治基本条例の制定を求めています。

初めに、自治基本条例が制定されたことについてどのように捉えているのか、お聞かせください。

都市経営、自治体経営を行う行政や都市を構成する広義の市民にとって、自治基本条例は必要不可欠な理念の一つであると認識しています。

市長は、都市経営、自治体経営における自治基本条例の存在をどのように認識していますか、お答えください。

次に、市長はさきの定例会において参与からアドバイスをもらう項目、内容の中で、自治基本条例のブラッシュアップと答弁しています。自治基本条例のブラッシュアップとは何でしょうか。

また、ブラッシュアップが条例改正を意味しているならば、いつまでに改正を行うのか、さらに市民議会に対してどのような手続をとるのか、具体的にお答えください。

市民、議会、市長のありようなどを規定している小樽市自治基本条例の内容は他都市と比較した場合、検討する余地はあると認識しています。エコリフォーム条例が制定されたように、議会には政策立案機能、条例提案権がありますので、さらに自治基本条例を深化させるために、条例改正を視野に入れた議会としての主体的な取組が必要であると認識しています。

以上、2項目めについて質問を終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、都市経営、自治体経営について御質問がありました。

初めに、都市経営、自治体経営の認識についてですが、まず、自治体経営についてどのように定義づけているかにつきましては、効果的で効率的な自治体経営を行うためには、市税などの自主財源の確保や事業の取捨選択による財政運営の健全化を図ることは言うまでもなく、より円滑な経営を行うためには、市民の皆様をはじめ、各種団体などの民間部門における各界、各層との連携、協働が必要不可欠であると考えております。そうした経営を進める前提といたしまして、まちづくりの主役である市民の皆様にも直接市政運営に参加し、携わっていただくことが私の自治体経営の基本的な考え方であります。

次に、民間部門の強いパートナーシップ、協働をどのように実現していくのかにつきましては、協働によるまちづくりの実効性をより高めていくために、市民の皆様、法人や各種団体などの民間部門の皆様が有するさまざまな知識や経験が生かされ、それらを共有していくことが大切であると考えております。そのためには、市民の皆様をはじめ、各界、各層の方々が計画等の策定や施策の実施、検証する場面に参画いただけるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、釧路市長の言う「市長は市政のCEO（最高経営責任者）である」との信念をどのように捉えるかにつきましては、都市経営の視点、市民サービス向上の視点、財政健全化の視点といった部分など、大いに共感できるものであります。また、最高経営責任者の使命として考えられるのは、自治体経営を図るための方針を決定し、責任を持って実行していくことにあると認識しております。

次に、経営の定義についての認識は、平成17年当時と変わっていないかということにつきましては、私としては市民の福祉の向上に向けたさまざまな施策についてその目的を明確にし、成果目標を定め、職員配置や予算などの経営資源の配分を行い、多様な行政サービスを提供していくといった認識は今も変わっておりません。さらには、現在行っている行政評価の仕組みの下で、施策や個々の事業目的に対する成果の検証と改善を絶えず行い、市民満足度の高い行政サービスを持続的に提供していけるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、行政の経営品質の向上の意味につきましては、民間における経営品質の向上とは、ものやサービスの質を高めるために経営をどうしたらよいかを考えるということであり、これを行政にも当てはめて考えてみてはどうかということで、当時提案させていただいたものです。



具体的には、そのための手法として、民間企業との人事交流などについて提案させていただいたものであり、現在も行政サービスを提供する場として、民間企業のノウハウを取り入れていくことは必要なことと考えてはおりますが、まずは職員のレベルアップのため、ほかの行政機関等への職員の派遣についての検討を行っているところではありますが、現時点では民間企業との人事交流などについては考えてございません。

次に、平成17年の分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会報告書につきましては、限られた職員数で専門的かつ高度な行政ニーズに対応をしていくことが求められる中、私も職員の能力を最大限に引き出し得る人事管理や人材育成は大変重要であると認識をしております。

次に、人事管理についてですが、まず私の議員時代の平成18年第2回定例会における人事異動に関する代表質問に対する山田元市長の答弁につきましては、まず在職期間の短さによる弊害については、人事異動後のふなれから市民に迷惑をかける可能性について触れられ、その防止策について説明をされております。

人事異動の意義については、マンネリ化や形骸化による能率低下の防止、新たな発想、視点が取り入れられ、業務改善が図られること、職員の能力をより適正な部門でより積極的に活用すること、さらには事業の新設、拡大や廃止、縮小による配置人員の過不足解消などが挙げられております。

選考方法については所属長の評価などを参考とし、職員本人からの希望をヒアリングするほか、さまざまな職場を経験することにより、幅広い知識が習得され、それが住民サービスの向上につながるという考え方で配置を進めていると伺いました。

昇任制度とその選考基準については、組織や定員管理の観点から所属長からの業務遂行能力、監督指導能力、基本的姿勢などについての評価を参考とし、職員の能力、適性、業績について十分把握するとともに、昇任させる職のポスト数やその職務内容、必要な資格、能力等について総合的に勘案し、該当職員を昇任させているとの御説明をいただいております。

次に、部長職、次長職、課長職それぞれの異動総数とそのうち在職期間が2年以内、1年以内で異動となった職員の人数につきましては、部長職は異動総数が18人中12人、そのうち在職期間2年以内の異動人数が1人、1年以内の異動人数が5人となっており、同様に次長職は36人中21人、2年以内5人、1年以内11人で、課長職は151人中39人、2年以内7人、1年以内11人となっております。

次に、本年6月の昇任人事に当たりましては、私としても複数の方から職員の能力に関するお話を伺い、その能力を私なりに十分把握させていただき、昇任させる職のポスト数を勘案した上で、昇任の可否を判断させていただいたものであります。

自治基本条例は効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めることを市長の責務と定めており、私としましても、さきの異動に当たりましては、職員個々の能力を評価した上で適材適所の配置に努めたところであります。

次に、職員の市外居住につきましては、私としても災害などの危機管理の観点のほか、市民の皆様の声を吸い上げ、その声を市政に生かす必要性、さらには税収の増や生計費の市内還流などを考えましても、職員は市内に居住すべきであると考えております。

次に、病院職員を除く管理職員で市外からの通勤者の人数につきましては、本年8月の数字で申し上げますと、部長職は18人中2人、次長職は36人中ゼロ人、課長職は151人中6人となっております。この市外通勤者のうち、さきの人事異動で昇任したのは部長職の1人のみとなっております。

次に、再任用職員につきましては、本年8月現在で67人在籍をしており、このうち市外通勤者は4名となっております。再任用に当たりましては、小樽市職員再任用制度取扱要綱では、再任用は在職時と

同様の本格的な職務に従事することから、公務で働く意欲と能力のある者について在職時の勤務実績等に基づき選考委員会の選考により任用するとされており、現状では市内居住は条件となっておりません。しかしながら、私としましては、再任用職員についても職員同様市内に居住すべきと考えております。

次に、市外から通勤する職員の通勤手当につきましては、まずその支給基準については市内居住、市外居住の分け隔てなく、国家公務員の通勤手当の支給基準に準拠した小樽市職員給与条例等の給与関係規定が適用となり、交通機関利用、自家用車利用等の区分に応じ、最高5万5,000円まで支給されることになっております。

次に、市外通勤者の人数は本年8月現在で病院職員を除き83名で、これらの職員に係る通勤手当の月額合計は約147万円となっており、最も高い支給月額は約3万5,000円となっております。

次に、人材育成についての認識につきましては、社会経済情勢が急激に変化し、地方分権が大きく進む中、本市におきましても自己決定、自己責任に基づいて地域固有の政策課題に対応するとともに、市民目線に立って斬新かつ大胆な発想と創意工夫に満ちた施策を実施していくことが求められています。こうしたことから、小樽市人材育成基本方針では、効果的、効率的な市行政を担う専門知識と幅広い視野を持ち、諸課題にチャレンジする意欲と能力を持った職員の育成が急務とされており、私としても組織の活性化や強化のためには人材育成が極めて重要であると考えております。

次に、職員研修につきましては、小樽市職員研修規程に基づき、新規採用職員研修や管理者研修などの基本研修、服務給与制度研修や法制研修など専門的な知識及び技術を向上させるための特別研修、北海道市町村職員研修センターなどへの派遣研修、各部単位で行う職場研修などを実施しております。これらの研修は毎年度4月に定める研修の実施計画に沿って実施をしており、今年度においては私が提案をした新規の研修プログラムはございませんが、研修内容につきましては、その時々時代の流れに適用したものとするため、今後とも見直しを進めていきたいと考えております。

次に、第6次総合計画についてですが、まず、都市経営、自治体経営における総合計画の位置づけにつきましては、総合計画は現状や市民意識を整理した上で、基本理念、目的、将来都市像を示し、その実現に向けて市政運営の基本姿勢である参加、協働によるまちづくりの推進、効率的な行財政運営の推進、広域連携の推進の下、基本的な展開方向や主要施策を示したものであることから、都市経営や自治体経営における経営判断の基礎として最上位に位置づけられる計画であるものと考えております。

次に、総合計画策定に当たっての認識につきましては、総合計画は本市の進むべき方向性についてお示しをするものであることから、総合計画審議会の設置や地区別、団体別懇談会の開催などにより、民間諸団体や学識経験者をはじめとした多くの市民の方々からの御意見をいただきながら、取りまとめたものと認識をしております。

このことは、自治基本条例の基本的な考え方である市民参加と協働に位置づけられるものと考えております。

次に、残り3年間の後期実施計画の取組につきましては、後期実施計画は基本計画に基づき、具体的な施策や事業を示したものであり、着実に取組を進める必要があると考えております。

このため、人口対策など公約の実現に向けた取組のほか、公共施設の耐震化や老朽化対策などを優先的に取り組む必要がある課題に対応していかなければならないと考えておりますが、本市は依然として厳しい財政状況にあることから、国の施策の情報収集や地域経済の活性化など財源確保に向けた取組とあわせ、限られた行財政資源を効果的、効率的に組み合わせながら、取り組んでまいりたいと考えております。

また、総合戦略と総合計画の関係についてですが、総合戦略は総合計画の基本構想、基本計画を踏ま

えながら、市民、企業、団体、行政など地域全体で課題を共有し、効果的かつ強力に地方創生に向けた施策を推進するものとして位置づけるものであります。

次に、次期総合計画の策定につきましては、策定のメリットとしては多くの方々からの御意見をいただくことにより、行財政運営を進める上での本市の進むべき方向性について市民の皆様と共通認識を持つことであり、デメリットは小さいものと認識をしております。

また、総合計画を策定することについては、自治基本条例に位置づけておりますが、計画の期間や構成のほか、策定手法やスケジュール、議決の有無などは基本的な方針を決定する必要がありますので、今年度には庁内組織を立ち上げ、検討を進めたいと考えております。

次に、自治基本条例についてですが、まず、自治基本条例が制定されたことについてどのように捉えているのかにつきましては、第2回定例会の所信表明でも述べさせていただきましたが、私は市民の皆様が住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めることが何より重要であると考えております。

そのためには、まちづくりの主役である市民の皆様へ審議会への参画などにより市政運営に携わっていただくことが必要であると考えており、その根拠となる自治基本条例が制定されたことによって、まちに対する愛着や関心を持ち、主体的に考え、行動する市民がさらに増えていくものと考えております。

次に、都市経営、自治体経営における自治基本条例の存在に対する認識につきましては、先ほど自治体経営の定義づけで申し上げたとおり、市民の皆様をはじめ、各界各層との連携、協働が不可欠であると考えておりますことから、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めた自治基本条例は、本市が目指す自治の姿を実現するために欠かすことのできないものであると認識をしております。

次に、自治基本条例のブラッシュアップにつきましては、自治基本条例において情報の共有、参加及び協働をまちづくりの基本原則として規定していることから、その部分をさらに磨き上げたいという意味で、現時点で条例改正を行う予定はありません。

現在、より広く市民の皆様のご意見を反映できる仕組みの下で計画等の策定が審議される市民公募委員制度の構築や市民の皆様とさらなる情報の共有を図るために、懇談の場を設けることなどを検討しております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** それでは、3項目めに入ります。

市長の公約・所信について伺います。

森井市長の法定選挙ビラには、小樽の現状認識、課題について、あまり記載がありませんでした。また、さきの定例会での所信表明においても若干の言及がありましたが、単に羅列した印象でした。いま一度、外的要因、内的要因、解決の緊急度などを踏まえて、体系的に具体的に見解をお聞かせください。

また、中松前市長も当然小樽の課題を認識した上で、4年間市民と議会に向き合いながら市政を運営してきました。市長と中松前市長で現状課題の認識に違いがあれば、当然、政策、対応策、優先順位も変わってきます。市長が中松前市長の認識について共通、同調する点、そうでない点について具体的にお答えください。

次に、「安心で安全な街作りを実行！」についてです。

副題が「この街で生活している人たちを大切にす施策を第一にします」と書かれています。

まず、生活する人たちの定義についてお聞きいたします。

自治基本条例第2条第1項では、市民は市内に住所のある個人、市内に通勤、通学する個人、市内の事業者、市内で活動する団体と定義しています。市長の定義と自治基本条例の定義は同一でしょうか、お答えください。

違うとすれば、その根拠も明確にお答えください。

次に、法定ビラでは、「皆様の信頼を取り戻すために、市政の現状をオープンにしていきます」と書かれています。ところが、所信表明では「開かれた市政運営を念頭に置き、市政の現状をオープンにします」と述べています。オープンにする目的が法定ビラでは皆様、つまり市長の言うところの市民だと思いますが、その皆様の信頼を取り戻すため、一方、所信表明では開かれた市政運営のためと違ってきます。目的が開かれた市政運営ならば、市政の現状をオープンにする対象となるのは自治基本条例第2条に規定する市民であり、二元代表制の一翼を担う市民から選ばれた議員で構成される議会であります。目的によって市政の現状をオープンにする対象が違います。どちらの目的なのでしょう、市長の見解をお聞かせください。

次に、法定ビラでも所信表明でも「市民目線で取り組める市政を築き上げていきます」と記載し、述べています。市民目線で取り組める市政という言い方は日本語の表現として違和感を覚えます。例えば市民目線で市政に取り組みます、若しくは市政に市民目線で取り組みますであれば理解できますが、市長の認識を伺います。

あわせて、市長が市民目線と言われる市民の定義とは何か、また、市民目線ということの意味は何か、お答えください。

次に、「子どもや高齢者も安心して歩けるよう、防犯設備を強化し、LED街灯の増設、設置を急ぎます」と法定ビラには書かれています。この防犯設備について所信表明では言及していませんでしたが、その理由をお答えください。

また、防犯設備とは監視カメラなどを含むのでしょうか、市長の考える防犯設備について具体的にお答えください。

次に、3か年で既存の街路防犯灯をLED灯へ転換すると所信表明で述べていました。LED灯への転換事業は議会の提案、そして中松前市長の政治的決断によって平成27年度の当初予算に計上された事業であります。市長は中松前市長の政策を支持し、継承したものと理解していますが、市長の認識を伺います。

次に、法定ビラには「AEDを計画的に設置」との記載があり、所信表明では未設置の公共施設に設置すると述べています。

初めに、市長はどのような現状認識でAEDの計画的な設置と法定ビラに記載したのでしょうか、お答えください。

また、所信表明では計画的という文言が使われなかったのはなぜなのか、お答えください。

現在、小樽市が管理している施設で設置されているAEDは何台でしょうか。

また、これから設置する施設、台数についてお答えください。

あわせて、小樽市内の北海道や国などの施設数と台数について把握されていますか、具体的にお答えください。

市内の総台数については把握されていますか。

また、総台数は人口に比較して十分なのでしょうか、また設置基準などあるのでしょうか、お答えください。

2012年から3年間、AEDの使用法講習を行っていませんが、普及を進めるなら、当然ながら維持・管理もそれ以上に必要であります。

そこで、伺いますが、市では使用法講習を行っているのでしょうか。

また、点検担当者を適切に配置して機能点検などは行われているのでしょうか、現状と課題があればお答えください。

次に、「人口減少に歯止めを！子育て支援と高齢者対策の充実」についてです。

この項目について、市長は、法定ビラでは「札幌間の交通アクセス、利便性の向上に取り組みます」と記載し、所信表明では銭函地区に限定したJRの快速列車の銭函駅停車について述べられています。

初めに、法定ビラの人口対策、子育て支援と高齢者対策の項目で札幌間の交通アクセス、利便性の向上を取り上げた意図をお答えください。

次に、所信表明からは交通アクセスという表現がなく、新たに交通網の再構築を検討、協議すると述べています。交通アクセスを削除した理由と交通網を再構築するとはどういう意味なのか、お答えください。

次に、「中心市街地の整備再開発と空き家対策」について伺います。

法定ビラでは、中心市街地に市営住宅を建設するとの記載がありましたが、所信表明では言及していません。老健施設の充実についても同様に所信表明がありませんでした。なぜ、言及しなかったのか、詳しくお答えください。

次に、「小樽の教育改革を行います」の項目から伺います。

法定ビラでは小樽公園にプールを建設し、小樽運動公園に変えますとの記載がありますが、所信表明では新・市民プールの整備という表現に変更され、建設地については小樽公園と明確に述べていません。

また、小樽公園を小樽運動公園に変えることも述べていません。法定ビラと所信表明にあまりにも違いがあります。この違いについて明確な説明を求めます。

次に、「街が元気になる経済対策を実行」から伺います。

法定ビラの副題には、「小樽の営業マンになります！」と記載され、所信表明では小樽の営業マンとしてトップセールを行うと述べています。小樽の何を誰にどのように売るのでしょくか。具体的にお答えください。

次に、ふるさと納税制度について伺います。

市長は地場産品を買い上げ、ふるさと納税の景品にして小樽の魅力を発信すると法定ビラに記載し、所信表明で述べています。

初めに、現状について伺います。

現在、小樽市には小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例がありますが、ふるさと納税の対象となる平成26年の市外からの寄附実績について件数、総額についてお知らせください。

あわせて、平成27年度の課税における小樽市内からの各地のふるさと納税を利用した人数、総額についてお知らせください。

ふるさと納税の目的について、市長の認識は、地場産品を景品にして地域経済の波及効果を期待していると所信表明から読み取れます。

しかしながら、ふるさと納税の主たる目的は、他の自治体の税を獲得することではないでしょうか。

獲得する税を増やすための手段が景品であり、その景品を地元調達して地場産品の知名度向上などの副次的な効果を期待するものと認識していますが、市長の認識はいかがでしょうか、お答えください。

現在、加熱するふるさと納税の景品とよく言われています。他の自治体の税を獲得する目的を達成す

るための手段が景品であります。収支バランスを考えた景品を調達するコストの設定が必要です。

市長は、議員であった平成16年第1回定例会の一般質問で、石狩湾新港管理組合の予算を例に行政も民間企業のようなコスト意識が必要と質問していました。ふるさと納税制度の導入に当たっては、かつて市長が指摘したコスト意識を持って制度設計を行っていただくことを要望します。市長の見解を伺います。

次に、法定ビラ、所信表明にはありませんでしたが、6月1日付けの人事異動で財政部内の主幹3名について従来の業務に加え、入札制度改革担当としての発令を行っていることについて、お伺いいたします。

市長は、現在の入札制度に対してどのような認識をされ、どのような課題があり、従来の入札制度のどのような点を変更するとお考えなのか、お答えください。

また、改革に当たっては、参与にアドバイスを求めるなどの議会答弁がありましたが、どのようなアドバイスを受けたのか、具体的にお答えください。

あわせて、3名の入札改革担当者にはどのような指示をしたのか、お答えください。

制度改革の結論はいつごろまで出るのでしょうか。また、経過、結果について議会に対する説明も必要であると考えますが、市長の見解を伺います。

以上、3項目めについて終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、市長の公約・所信について御質問がありました。

初めに、現状認識についてですが、まず本市の現状に対する認識や課題につきましては、歯止めのかからない人口減少や少子高齢化の進行、それに伴う市内経済の低迷など、本市を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるものと認識しております。

一方、本市の行財政運営においては、こうした外的要因に起因した市税収入の減少に加え、他会計からの借入金の返済のほか、老朽化が進む公共施設の耐震化や社会インフラの整備など多額の費用を要する事業が控えており、財政調整基金からの繰入れがなくては収支均衡を保つことが困難な状況にあります。

以上のことから、外的要因においては人口減少への対策として市民の身近な行政サービスを向上させることが、内的要因においては財政健全化に向けたさらなる取組が最重要課題であると考えております。

次に、中松前市長の現状や課題の認識につきましては、行財政運営における財政健全化の必要性や人口減少に伴う市内経済の低迷や税収の減少、厳しい財政状況の中での社会資本の老朽化への対応の認識につきましては、共通する点であると考えております。また、人口減少に歯止めをかけるという目指すべき着地点も同様ではありますが、私といたしましては、まずは市民の暮らしに直結する生活環境の整備としまして、除排雪の体制の充実のほか、子育て支援、教育環境の充実など、市民に身近な行政サービスの向上について優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、安心して安全なまちづくりについてですが、まず、私が持つ市民の定義につきましては、自治基本条例で定義している市民と同一のものであり、公約に掲げた「この街で生活をしている人たち」とは市内に住んでいる方はもちろん、通勤や通学されている方、市内の事業者、市内で活動する団体を市民として考えております。

次に、市政の現状をオープンにする目的につきましては、私の考える開かれた市政運営の根本は、市民の皆様の御意見をより反映することだと認識しており、そのために市民の皆様と行政と一緒に課題を受け止め、考えていただくためにも、市政の現状をオープンにすることが鍵であると思っております。

これまでの市政運営においては、市政がどのように行われているのかわからないという声を多く聞いており、市民と市政との間に距離感があるように受け止められていたのではないかと思います。それが市政に対する信頼の低下につながっているという思いから、法定ビラの信頼を取り戻すためといった表現にしましたので、所信表明において開かれた市政運営のために市政の現状をオープンにしますとお話しさせていただいたこととそごを生じていないと私自身は考えております。

次に、市民目線で取り組める市政ということの認識につきましては、市民の立場に立って物事を判断できる市役所の体質にしていきたいと思いますという認識でお話をさせていただいたものです。また、市民の定義につきましては、小樽市自治基本条例第2条で定義されている市民であり、市民目線の意味につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市民の立場に立つという意味で使ったものです。

次に、防犯設備について所信表明において言及しなかった理由と私が考える防犯設備とは何かということにつきましては、私の考える防犯設備は子供や高齢者が安全に歩けるよう信号機や横断歩道などの交通安全施設と街路灯のことであります。街路灯については、所信表明で言及しましたが、交通安全施設については公安委員会などの関係機関に設置権限があり、市単独で設置できないため、今後協議が必要なことから言及しなかったものであります。

次に、既存街路防犯灯LED化推進事業につきましては、子供や高齢者も安心して歩けるようLED街灯の増設、設置を急ぐことを公約として掲げさせていただき、第2回定例会の所信表明でも本事業の推進について述べさせていただきました。街路防犯灯を維持・管理している町会では、昨今の電気料金の値上げに伴い、町会運営が厳しい状況になっていることや、これまでの議会での議論経過も踏まえ、安心で安全なまちづくりのため、当初の計画どおり推進しているところであります。

次に、どのような現状認識で法定ビラにAEDの計画的な設置と記載したのかにつきましては、AEDは公共施設やホテル、スポーツ施設、さらにはコンビニエンスストアなど多数の人が出入りする施設に設置されるのが望ましいと考えておりますので、市として未設置の公共施設につきまして計画的な設置を進めるとともに、民間施設に対しても設置を促したいと考えております。

次に、所信表明での計画的という文言につきましては、AEDの設置については必要性や管理方法の検討を優先させたため、所信表明ではあえて計画的という表現は使用しなかったものであります。

次に、小樽市が管理している施設のAEDにつきましては、現在は全小・中学校や社会体育施設などに74台設置しております。また、今後の設置については、現在、設置の必要性や管理方法を検討しているところであり、それを踏まえ、設置する施設や台数を確定してまいりたいと考えております。

次に、北海道や国などの施設に設置されている台数、市内の総台数につきましては、AEDの設置については特に届出義務がないため、小樽市の施設以外に設置されているものは救急ステーションに登録をされている一部の施設を除き、把握をしておりません。また、設置基準についても特に規定はありません。

次に、市の使用法講習につきましては、職員研修の一環としてAEDの使用法の講習を実施しているほか、消防において実施しているAEDの取扱いを含めた救命に関する普通救命講習会などにも参加するよう推奨しております。

次に、点検担当者を適切に配置しての機能点検につきましては、点検担当者は特に配置しておりませ

んが、AEDの賃貸借契約の仕様書の中で、本体、バッテリー及び電極パッドが正常に使用できるか否かについて毎日自動点検を行い、その結果を簡便に目視で確認できる機能を備えることを規定しており、その機能を活用しながら職員が順次点検をしております。

次に、人口減少対策についてですが、まず、札幌間の交通アクセス、利便性の向上を法定ビラの「人口減少に歯止めを！子育て支援と高齢者対策の充実」の項目で取り上げた意図につきましては、銭函地域は札幌市に隣接しており、本市の他地域に比べ、市外への人口流出が大きいことから、本市の人口対策を検討する上で重要な地域と考えているためであります。

次に、所信表明では交通アクセスの表現を使わなかった理由につきましては、交通アクセスという言葉は交通手段としての意味合いが強く感じられることから、施策を進めていくためにはもう少し広い範囲での表現が適切と考え、所信表明では「交通網の再構築を検討、協議」と述べさせていただきました。

交通網の再構築の意味につきましては、人口対策を検討する上で銭函地域を重要な地域と考えていることから、今後は関係機関と連携を強化しながら、鉄道や路線バスなどの利便性を再度見直した上で、中・長期的な視点で交通ネットワークの充実を考えていきたいということであります。

次に、中心市街地の整備、再開発、空き家対策についてですが、まず市営住宅建設を所信表明で言及しなかったことにつきましては、中心市街地に市営住宅を建設するためには用地の確保に時間を要することから、まずは空き家を借り上げる既存借上公営住宅制度を立ち上げて、市営住宅を供給すべきと判断したものであります。

次に、老健施設の充実につきましては、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画では、新たな施設の整備は行わないこととしていることから、30年度からの次期計画を策定する段階で改めて充実の方向性について表明する判断をいたしました。

次に、教育改革についてですが、プールの建設につきましては、私の公約では利便性を考慮し、市内中心部にある小樽公園にプールを建設し、他の体育・スポーツ施設とあわせ、小樽運動公園としたいとしたものであり、その考えに今も変わりはありません。

しかしながら、この問題をできる限り早期に解決するためには、小樽公園を念頭に置きつつも、建設場所を幅広く検討する必要もあると考え、所信表明では建設場所を明示せずにプール建設の考え方をお示したものであります。

次に、経済対策についてですが、まず小樽の営業マンとしてトップセールスを行うことにつきましては、主なものとしたしましては、企業誘致については今年度実施した設備投資動向調査を踏まえ、北海道や本市に関心を示している三大都市圏の企業を訪問し、本市の優位性をアピールしてまいります。

港湾については、物流の促進やクルーズ客船の誘致を図るため、小樽港の利便性などを企業訪問やセミナーを通じて荷主や船主、旅行会社などにアピールしていきたいと考えております。

また、道外百貨店で開催される物産と観光展で、現地の皆様に本市のすぐれた地場産品や観光都市としての魅力を直接発信してまいります。このほか、例えばスポーツ指導者の招聘やイベントの誘致などさまざまな分野において、小樽のPRに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税の対象となる平成26年の市外からの寄附実績につきましては169件、約799万円となっております。また、平成27年度課税において小樽市民が各地のふるさと納税を利用した人数と寄附した金額は168人、約649万円と把握をしております。

次に、ふるさと納税の目的につきましては、本市の施策に対し、多くの方から御賛同をいただくことにより、寄附金の増加を図り、まちづくりのための財源を確保していくことにあると考えております。また、返礼品として特産品を市が買い取るにより、市内経済への波及効果や特産品のPR、さらに



は観光客を呼び込む動機づけにつながるものと考えております。

次に、ふるさと納税制度に対するコスト意識につきましては、ふるさと納税にかかわらず、市が行うあらゆる事業を進めていく上で、コスト意識は大事であると認識をしております。現在、検討中の返礼品につきましても、寄附を通して本市の施策に御賛同いただいた方へ感謝の気持ちを表すものであり、高価ではなくとも小樽らしさをPRできる品物を送ることを基本に考えております。

次に、入札制度についてですが、まず現在の入札制度に対しての認識、課題、また入札制度のどのような点を変更するのかにつきましては、現在の入札制度においては、事業を遂行する技術や能力があるにもかかわらず、本市の設定した参加条件により、入札に参加できないというケースが見受けられます。このような事業者に対し、門戸を開くために、入札参加条件の緩和や登録業者への情報提供の方法など、より入札に参加しやすい環境を整えるよう、現在、他市の状況も調査しながら取り組んでいるところであります。

次に、参与からのアドバイスにつきましては、担当を含めた会議に出席し、私が検討するよう提起した課題に対する方策について担当者に助言しているとともに、私としても疑問点や問題点が発生する都度、個々にそれらに対するアドバイスを受けております。

次に、3名の入札改革担当者に対する指示につきましては、先ほども申し上げましたが、入札参加条件の緩和、入札情報の確実な提供方法の検討など、より入札に参加しやすい環境を整えるよう指示をしているところです。

次に、入札制度改革の結論はいつごろ出るのか、また、経過、結果についての議会に対する説明につきましては、情報提供方法の改善などできるものは随時改革をしておりますが、制度改革そのものについては来年度からの実施に向け、現在取り組んでいるところでありますので、改革内容についてはなるべく早い時期に取りまとめを行い、結果について議会に説明したいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

**○23番（山田雅敏議員）** 4項目めですが、通告しておりました項目のうち、時間の関係上、副市長についての質問のみ行います。

議案第25号副市長の選任について伺います。

初めに、市長は、会派説明の際、そして8月31日の記者会見において、今回の副市長人事案については、議会の中で説明すると明言していたにもかかわらず、最初に議会で説明するタイミングだった9月2日の本会議ではわずか29文字の提案説明でした。会派説明、そして記者会見における発言は何だったのでしょうか。市長の議会の中で説明するとの発言の意図、意味を伺います。

市長としての発言に責任を持ち、真摯に、そして誠実に議会と対応することを強く要望します。

市長は4年前の政治資金規正法違反事件を市役所の体質だと痛烈に批判して選挙に臨み当選され、現職にあります。その市長が当時の部長であった方をあえて副市長に選んだ根拠が全く理解できません。市長就任以降、これまでの副市長選考の経過と今回の選考決定の根拠を真摯に誠実にお答えください。

最後に、今回の副市長選任を含めて、市長の政治姿勢に強く疑念を感じるとともに、信頼関係を構築することができません。

また、本日も私の自宅においでになったようですが、あえて前回もお会いできませんでしたが、そういう疑念を抱くような市長としての行動も慎んでいただき、自民党として質問を終えたいと思います。

また、再質問を留保し、代表質問を終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま議案について質問がありました。

初めに、副市長についてですが、まず、議会の中で説明するとの発言の意図、意味につきましては、このたびの副市長選任の議案については、本来であれば人事案件として最終日に追加提案するものですが、今定例会におきましては、議員の皆様からの御質問をいただくために初日に提案させていただいたものであります。

また、説明内容につきましては、通常の人事案件の際の事例に倣ったものであり、議会におきましては、議員の皆様からの御質問に対しまして、できるだけ丁寧な答弁に心がけてまいりたいという意味でございます。

次に、市長就任以降、これまでの副市長選考の経過と今回の選考決定の根拠につきましては、私としては行政経験の豊富な方が適任であると考え、行政機関での経験のある方に絞って人選を進めておりましたところ、市役所職中すぐれた行政手腕を発揮されておりました同氏のことに考えが及び、直接お会いし、就任の可能性について打診し、了承いただいたということでもあります。

また、政治資金規正法違反問題については、あくまでそれにかかわっていたか、いないかではなく、また私を応援してくれていたか、いないかではなくて、市民の皆様への期待に応えるべく、公約の実現に向け、それを理解して役割を果たす方ということを第一に考え、中村氏が最も適任であると判断したところであります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

**○23番（山田雅敏議員）** 再質問をさせていただきます。

今、答弁をいただいた副市長人事であります。

森井市長は清廉潔白、そういうイメージで市長になったと思います。その中で副市長について、痛烈に批判していた、政治資金規正法違反事件に関与された方を副市長に選任しようとするということは、御自身で批判された政治資金規正法違反事件については不問に付す。まして、そういうようなことに対しては、個人的に市長の公約を実現するためには議会や市民の意思に反してまでも任用するというおつもりなのか、まずそれが1点。

それからLEDの私の質問への答弁では、どのような財政措置なのか、それが全く見えてきません。3か年計画で今回市長がされたということですが、これに対して、市長はどのような認識なのか、先ほどの答弁ではなかなかほかの市の例だとか、各町会の財政負担になるからということですが、私もそういう立場で話をしたつもりであります。いつどういう形でこれが具現化できるのか、また3年間の明確な予算措置、それも示していただきたいと思っております。

それと、まちづくりですが、自治基本条例のブラッシュアップについてお聞きしました。今回は改正はしないということで答弁されていましたが、そういうことをしないということで確認したいと思っております。

それから、市の職員の研修プログラム、現在はないということですが、自民党が前回言った、例えば職員研修の新規プログラムとして、議会の行政視察への職員の同行、こういうものに対して市長はどの

ようにお考えなのか、その点を改めてお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 山田議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外に関しては、各部長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

全部で4点あるうちの、まず1点目、政治資金規正法違反を不問にするのではないかというお話だったかと思いますが、私自身、この4年間、見させていただいておりましたけれども、その当時選任をされました議員の皆様が御指摘をされたり、時には追及をされたりという機会がまずあり、さらには警察の方々、さらに裁判も含めてそのことに対しての処分が全て決定されたと思っております。私自身もその当時、選挙戦における対戦相手でありましたけれども、皆様がそのときに行っていたことに対して、私自身も一市民として受け止め、その処分に対して、それぞれの方々がそれを取り組んでいただけるのであれば、私自身もそのことに関して受け止めていかなければならないと思っていたところでございます。そして、その処分を終えましたので、その処分を終えたことに対して私自身が個人的に重ねて追及するという事は一切するつもりはありませんし、私自身がそれについて選挙戦でも皆様に訴えさせていただいたのは、あくまで体質を変えたいという思いで伝えさせていただいたところでございます。ですので、今、御指摘の部分においては、不問にするとかしないとか、そういう観念を私自身が持ち得ていなかったものですから、今の答弁で御理解をいただければと思います。

そして、自治基本条例については先ほど答弁させていただいたとおり、条例を改正するという形ではなく、現在の条例の中で市民の皆様がより参画できるように取り組んでまいりたいということで答弁をさせていただきました。

そして、職員研修については、議会における行政視察に行政職員を同行させたらどうかということで御提案をいただいたかと思えます。私自身も議員時代に行政視察させていただいて、大変いい経験をさせていただきました。現時点で、まだ具体的な検討等までは入っておりませんが、今後、職員の方々がより先ほど答弁させていただいたように専門性を持ったり、より能力を高めていくという中において、その可能性をあわせて探っていきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（相庭孝昭）** 山田議員の御質問にお答えいたします。

LEDの街路防犯灯の取替えの件でございます。

こちらについては、現在、市内の各町会で約1万4,000灯維持・管理されております。そのうち、やはりまだ白熱球ですとか蛍光灯そういった古いといえますか、そういったものが約1万2,000灯残っているところでございます。

そういった中で、それらも老朽化しておりますので、やはりそういったものを取り替えたい、それから同時に電気料金も負担されておりますので、そういったものもばかにならないということで、LEDが安価だといいますか、技術開発でできてきましたので、そういったものにかえられれば電気料金も安くなるということでお話があって、これまで要望があったものと理解しております。

残念ながら、現在のところこの交換に対する助成というものについては、国なり道の助成はございません。したがって、経費については今のところ全額市の負担ということになります。しかしながら、やはり私どもとしては、町会の負担、それから古い機材ですので、それを新しくして、市民の皆様が安心

して歩ける、こういったまちづくりをするという観点からでは、交換しなければならないということで、これは議会の議論も踏まえてということになりますけれども、進めているところでございます。ただ同時に、9割の助成とはいえ、町会の方も1割の負担になります。したがって、1万2,000灯一遍ですとか、そういったことはなかなか難しい。それも逆に負担になります。

そういったことで、3年間で3分の1ずつ取り替えましょうということで、各町会の方にもそういったことで計画してくださいということでお話をしているところでございます。

したがって、中では来年度、再来年度ということになりますけれども、そういったことについても当初計画どおりに進めるのがよろしいのではないかと。予算については財政議論になりますけれども、そのように考えているところでございます。また同時に、その中でも来年度以降、また市が取り入れられるいろいろな制度、助成、そういったものが見つかれば、そういったことも取り入れながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) それでは、予算特別委員会で細かい点を質問していきますので、今日はこれで質問を終わります。

(「議長、12番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明議員) 今ほどの我が党の山田議員の1項目めの質問に対する答弁の前の市長の発言であります。この件に関しましては、事前の議会運営委員会でその旨の申出がありましたが、先ほどの議長の発言にもあるとおり、答える立場にはないが、あえて申し上げるならば問題はないとのことで、議会運営委員会からもする必要がないものとの意見を、市長部局を通して市長に申し上げたものと理解しておりました。

さきの市長のこの発言は、議会運営委員会の協議を無視したものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(横田久俊) ただいまの鈴木議員の議事進行について申し上げます。

私も議会運営委員会に出席しておまして、各委員から総務部長を通じて答弁の中でしっかりお答えを述べていただきたいという話になったと思います。

これについてまず総務部長にお尋ねいたしますが、その旨は市長にはお伝えになったのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 議会運営委員会の内容につきまして、ただいま議長がおっしゃいましたように、できれば答弁の中で答えるほうがよろしいということをおっしゃったことは市長にお伝えいたしました。

○議長(横田久俊) 市長にお尋ねいたしますが、ただいまの総務部長のお話をお聞きになって、あえてそれでもということでお話しになったのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 今、お話がありましたように、答弁の中でお答えすることが望ましいという話は受けましたけれども、その前段に言うべきではないということまでは受けていないと聞いておりました。そして、このたびの質問があった後の話として答弁の前にこのような形で話をさせていただきたいということで議長にはお渡しし、お伝えしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 私から補足をさせていただきます。

議長が先ほどおっしゃいましたように、質問の中で答えていただくことが望ましいということはお伝えいたしましたけれども、議会運営委員会でそれでは議長のほうで、いや、市長のほうでお答えをしないことにしますとかそういうことを申してございませんし、市長にはそういう内容でございましたということでお伝えをいたしました。市長が今おっしゃいましたとおり、発言内容については事前に議長にもお示しさせていただいたということで、こちらといたしましてはといたしますか、市長といたしましては、発言をさせていただきますという意味だったということでございます。

○議長(横田久俊) 議会運営委員会の委員長は、本日欠席ですので、副委員長がおりますが、副委員長の仕切りではその旨をお伝えしてくださいということを総務部長にお願いしたのを私も聞いております。それで、本来であればその結果が、質問ではなく、改めて発言したいということを議会運営委員会にお伝えいただかないと流れとしては進まなかったかと思えます。

確かにこういう旨で発言しますというペーパーはいただきましたが、その結果といいましょうか、やはり本会議場で発言させてもらいますということを議会運営委員会にお伝えいただくのが筋だったと思いますが、それをなしに発言となりましたので、私は考え方を大事にさせていただき、発言を許しましたので、この流れになったということでもあります。

鈴木議員、これでよろしいですか。

(「議長、12番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 今と同様の趣旨であれば認められませんが、どうぞ。

○12番(鈴木喜明議員) 先ほど最後に申し上げた議会運営委員会の協議を無視したのではないかということについてのお考えはどうなのでしょう。それだけはお聞きしたいと思えます。

○議長(横田久俊) 議会運営委員会の意思で今の流れがあったのですが、それを無視したのではないかという鈴木議員の疑問でありますので、市長がもしお答えできれば、市長の発言を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 先ほどのお話の繰り返しになるかもしれませんが、望ましいというお話では受けましたけれども、やっちはいけないというふうに言われていないと私自身そのお話について判断をさせていただいたということでございます。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) 議会運営委員会の場で私からも話をさせていただきましたけれども、資質うんぬんの質問については、議会の品性を欠くようなものではないですし、議員の質問の中で入れてはいけないというものではございませんので、これに関してあえて市長からただ見解を求めるといふ発言をすること自体がおかしいと。ただ、そもそもその質問、議員の質問の中で受けて答弁で資質についてはという説明をしてほしいということで、議会運営委員会の場で話をしていました。今回この発言を議長はお許しになられていましたけれども、我々議会運営委員会としては発言をしないでほしいというわけではないですが、しないで答弁で返してほしいと言っていましたので、見解について市長が求めたところについては、一度休憩して、撤回していただきたいというふうに思っています。

○議長(横田久俊) 山田議員の代表質問が終結していますので、休憩に入りますけれども、休憩中に

御協議を願いたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、議会運営委員会から市長サイドへ質問でお答え願いたいという要請を出した。それについて議会運営委員会に返ってきていないというのは事実でありますので、その辺も含めて御協議願いたいと思います。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 秋元智憲議員。

**○1番(秋元智憲議員)** 議長に1点確認させていただきたいと思います。

先ほどの自民党の会派代表質問の中で、第1項目めの答弁冒頭の市長の発言について今もあったとおり、いろいろとありましたが、経歴等で資質を判断するうんぬんのことにつきまして市長から答弁冒頭にお話がありまして、その中で資質につきまして、森井市長のことを判断することは市民の投票行為に対しての否定にもつながりかねないと、また民主主義の根底にも触れかねない重大な発言だと、このように森井市長はおっしゃっておりますけれども、私は先ほど代表質問を伺ってしまして、特に市民の投票行為が間違っていたとか、また民主主義の根底を覆すような発言ではなかったと思っています。議長は明言を避けられましたけれども、森井市長はその後質問に対する答弁に入りましたので、この点のように議長は判断されるのか、民主主義の根底にも触れかねない重大な発言だと、この発言こそまさに重大なことでありまして、そのような部分ではないと思いますけれども、議長はいかが判断されますか。

**○議長(横田久俊)** その件も含めまして、休憩中に発言部分の議事録を精査して協議をしたいと思えます。よろしいですか。

山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時57分**

**再開 午後 5時15分**

**○議長(横田久俊)** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、私から一言申し上げます。

議長に委ねられました最重要の責務は、正常な議会運営の実現にあります。市長部局におかれましては、本会議の運営について委ねられている議会運営委員会の重さを十分に認識されますとともに、委員会での議論については出席された理事者の皆様は市長に対して細かなニュアンスを含めて正確にお伝えいただくことが正常な議会運営を行っていく上で大変重要と考えます。

今後はこのような空転といった事態が再び発生しないよう、十分に御留意を願います。

会派代表質問を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

**○20番(小貫 元議員)** 日本共産党を代表して、質問します。

1項目めの質問は、2014年度決算についてです。

2014年度一般会計決算は財政調整基金からの繰入れなしで決算を終え、19億7,700万円の財政調整基金をつくり出しました。2014年第1回定例会の日本共産党の代表質問に対する答弁をまとめると、小樽市の市税収入はそれほど伸びないし、地方財政計画は都道府県と市町村が一体となっており、伸び率がそれぞれ違うから市町村分の交付税は伸びないで減少するということでした。ところが、決算でふたをあけてみたら、市税収入は当初予算比で約3億3,800万円の増、地方交付税は同じく当初予算比で約6億

3,500万円の増となりました。2014年度決算において、市税収入が当初予算を上回った主な要因について第1回定例会のときからどのように変わって今回提出の決算となったのか、説明してください。

地方交付税の当初予算比約6億3,500万円の乖離はあまりにも大きすぎます。これだけ大きく地方交付税の予算編成時と決算との間で差が生まれたことは、これまでの予算編成と違いがあったのでしょうか。その理由について説明してください。

2014年度決算において財政調整基金の取崩しや他会計、基金などからの借入れを行わず、収支均衡が図られたことは財政の立て直しに向けた大きな一歩です。しかし、このことは、市職員の給与削減や市民サービスの削減により生まれてきました。つまり、中松前市政が財政再建を掲げる余り、市民生活へ手を差し伸べてこなかったことが昨年度決算に表れています。真の財政再建をいうのであれば、これら削られた市民サービスをもとに戻すことが欠かせません。

市長は、小樽市の財政悪化の原因についてどのような認識をお持ちですか。

また、累積赤字を解消し、他会計等からの借入れを行わずに収支均衡予算を編成できるようになったことについて、市職員や市民の努力についてどのように認識していますか、お答えください。

次に、簡易水道特別会計決算について伺います。

2014年度も一般会計からの繰入金で9,239万2,583円となりました。現在の計画水量は2007年に石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業再評価で水量を計画したことに基づきます。このときの計画は、地下水利用組合の企業が簡易水道を利用する前提で決められていました。しかし、利用組合は水道料金が高く、利用できずにいるために、2014年度では計画していた年間45万1,870立方メートルのうち、27万8,791立方メートルしか使われずにいます。この一般会計からの繰入れは、使いもしない水を買っている結果です。これを解決していくには、売る水を増やすか、買う水を減らすかです。市や北海道は売る水を増やすために企業誘致を進めていきたいといっています。そのこと以外にも、地下水利用企業が簡易水道を利用することが必要と考えます。移行のために利用組合企業に減額措置をし、その分を赤字縮減につなげることを提案します。見解を伺います。

もう一つの手段が、買う水を減らすことです。石狩西部広域水道企業団浄水場の2期工事が計画され、2035年度には1日最大3,100立方メートルの水を小樽市域で使用する計画で、この工事を行うといっています。2014年度決算とこの計画を比較すると、1日平均使用水量は2014年度764立方メートルですが、計画では2035年度には2,282立方メートルであり、約3倍です。1日最大給水量では2014年度は48社で1,249立方メートルです。1日最大3,100立方メートルという数字は、この2.5倍に当たります。現在、石狩湾新港背後地への企業立地は71社、分譲率48パーセントです。このような現状で20年後の計画として1日最大3,100立方メートルの水を使用するという数字が現実的と言えるのでしょうか、市長の見解を示してください。

2007年の企業団で行われた事業再評価では、事業の目的について小樽市の石狩湾新港地域は当企業団の用水供給開始までの暫定的な水源として塩水化や地盤沈下が心配される地下水に100パーセント依存しており、安定的で恒久的な水源が必要不可欠となっていると記されています。石狩市についても同様のことが書かれています。

そこで、新港地域で地下水を揚水すると、塩水化や地盤沈下が心配されるとされている理由を説明してください。

2007年の事業再評価で現在の水量が計画されたように、2020年に着工予定の浄水場等の2期工事に当たり、事業再評価が行われるとすれば、この段階で計画1日最大給水量を見直す考えはありませんか、お答えください。

そもそもなぜ石狩開発が赤字分を負担するという話が持ち上がったかについてです。

石狩開発の設立は、1964年、当時は資本金2億円で97.5パーセントが民間出資の企業でしたが、1971年に北海道2億円をはじめ、札幌市、小樽市、石狩町などが新たな出資を行い、第三セクターとして組織替えを行いました。1976年、北海道は石狩湾新港地域開発等に関する基本方針により、水道用水供給及び水道事業に係る事業の一部について必要に応じて石狩開発が負担することにして同社と協議するとされ、1982年に石狩湾新港地域、銭函地区土地区画整備事業の施行に伴う開発関連事業にかかわる費用負担等に関する協定書を小樽市と石狩開発で結び、水道事業の経営収支不足分は石狩開発が負担すること、つまり赤字は石狩開発が持つことが明記されました。1989年、北海道知事と小樽市長との間で石狩湾新港地域水道事業に関する覚書が取り交わされます。ここでは、北海道は水道施設の整備の費用等について市の財政運営に支障を与えないよう必要な措置を講ずるものとする明記されていました。そして、破綻前年の2001年時点では北海道の出資額は4億円で出資筆頭者になっており、2002年に石狩開発が破綻し、小樽市が毎年負担する結果となりました。

このような経過に照らせば、石狩開発が不足分を持つと約束しながらも、実態は石狩湾新港開発を進めるために、北海道が水道事業を推進してきたことは明らかです。北海道の責任を果たさせるため、赤字分は北海道が持つこと、地下水利用組合の企業が撤退しないで簡易水道を利用するよう具体的措置を行うこと、これらができないのであれば、どのようなことを北海道として行い、責任を果たすのか、説明を求めることなどを北海道に迫るべきです。また、これまでの北海道との交渉の経過も含め、市長の見解を示してください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、平成26年度決算について御質問がありました。

初めに、平成26年度一般会計決算についてですが、まず市税収入が当初予算を上回った主な要因につきましては、予算作成時においては各税目の過去の収入率を基に算出をしておりますが、納税課にグループ制を導入するなどの市税収納向上対策を図ったこともあり、各税目について収入率が当初予算見込みよりも向上したために収入額が増加し、予算よりも約3億3,800万円の増となったものであります。

次に、地方交付税における予算編成のこれまでとの違いにつきましては、平成26年度予算においてもこれまでと同様に国の地方財政計画などの情報を基に予算を見積もっており、見積方法に特段違いはございませんが、普通交付税に新たに創設された地域の元気創造事業費が本算定では予算を大幅に上回る4億2,795万円で算定されたほか、特別交付税についても予算に比して7,737万円の増加となったことが、当初予算と決算で乖離が生じている主な要因であります。

次に、財政悪化の原因につきましては、本市の財政状況は、歳入では長引く景気の低迷と人口減に伴う市税収入などの減少や、歳出では過去の大型公共投資に伴う公債費の増加などにより、平成13年度以降実質単年度収支が大きく悪化し、とりわけ平成16年度の三位一体改革による地方交付税、臨時財政対策債の大幅な削減が財政悪化の最大の要因であったと認識をしております。

また、市職員や市民の協力につきましては、市として実施してきた職員数の削減や給与の独自削減といった取組はもとより、市民の皆様にも事務事業や受益者負担等の見直しなどの取組に御協力をいただいたことが本市の財政健全化と収支の改善に大きな役割を果たしてきたと認識をしております。



次に、簡易水道事業特別会計決算についてですが、まず、簡易水道を利用するための減額措置につきましては、既に当該地域の立地企業の約50社が現行の簡易水道料金で水道を利用しておりますので、公平性の観点から小樽市域の地下水利用企業の7社だけを特別扱いすることは他の利用者から理解が得られず、現時点では難しいものと考えております。

次に、20年後に計画した1日最大給水量につきましては、平成19年度事業再評価に当たり、石狩湾新港地域における将来的な土地利用の計画などにに基づき、業務用水量、生活用水量や船舶用水量を推計したものです。平成26年度末の立地企業の操業面積は236.4ヘクタールのうち69.2ヘクタールで、面積比率では29.3パーセントとなっており、今後、操業する企業が増えることや地下水から簡易水道へ切り替わることにより、需要水量が増加していくものと見込まれますので、妥当な計画水量と考えております。

次に、この地域での地盤沈下や塩水化が心配されている理由につきましては、昭和63年に北海道で行われた石狩湾新港地域に係る環境影響評価において、取水量の限度を設定して予測した結果、地盤沈下については特に問題は生じないとされたものの、揚水井の数及び配置の適正化を図るべきとして、揚水管理を行う必要性がうたわれています。

また、塩水化については平成3年に北海道が策定した地下水揚水計画に対して、北海道環境影響評価審議会から地下水の揚水により、当該地域の地下水の塩水化が引き起こされる懸念があることを十分認識すべきとの答申がありました。これらのことにより、この地域では地盤沈下や塩水化が心配されているものと考えられます。

次に、計画1日最大給水量の見直しにつきましては、今後の企業誘致の状況や水需要の推移を見極めながら、計画給水量を見直すことも考えられますが、先ほど申し上げたとおり、この地域で操業している企業の全体面積に対する割合は約30パーセントであり、地下水から簡易水道への切替えも見込んでいることから現時点では変更の考えはありません。

次に、北海道との交渉経過につきましては、本市から北海道に対し地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策を実現すること、転換されないことによる料金収入の不足分について本市へ補填などの対策を講じることとの要請を続けておりますが、北海道からは市への財政支援は難しい、企業の使用水量を増やしていくことが問題解決の手段との回答を受けています。本市としてはこの収支不足を少しでも改善したいと考えておりますので、引き続き北海道に対して、粘り強く要請を続けてまいります。

**○議長（横田久俊）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

**○20番（小貫 元議員）** 2項目めは、財政問題についてです。

国は、2013年度に地域の元気づくり事業費3,000億円を地方交付税に持ち込み、2014年度はこの事業をなくし、地域の元気創造事業費として3,500億円を措置しています。この地域の元気創造事業費について2014年度当初予算で見込んだ額と決算で算定された額は幾らか、また、その差額について額と差額が生じた理由を説明してください。

今度は2015年度、先日発表になった地方交付税の配分について伺います。

今年度の小樽市への地方交付税の配分は、当初予算153億4,000万円に対し、約156億6,400万円と約3億2,400万円の増となりました。2015年度当初予算では地域の元気創造事業費を幾ら見込み、算定は幾らだったのでしょうか。

また、同様に、新たに地方交付税に加えられた人口減少等特別対策費は、当初予算で幾ら見込み、算定は幾らだったのか、当初予算で見込んだ額の理由も含めて説明してください。

本来、地方交付税制度は地域による条件のよしあしから来る格差を是正し、国民がどこに住んでいても標準的な行政サービスを受けられることを可能にする制度です。交付税が成果という成績で加減されたら自治体同士を競争に駆り立てる道具となりかねません。まち・ひと・しごと創生事業費において地方交付税に成果を持ち込むことは地方交付税の役割に逆行します。成果による算定の撤回と全額を必要度に変更することを国に求めることが必要です。市長の考えをお示しください。

石狩湾新港について伺います。

石狩湾新港への負担金は、毎年約3億円以上のお金が支出されています。しかも、今年7月には新たに港湾計画が改定され、施設整備ありきの計画となっています。1982年、小樽港の貨物量は925万8,000トン、石狩湾新港は9,000トンでした。この14年後、1996年には小樽港が2,570万4,000トン、石狩湾新港が249万5,000トンと小樽港の貨物もピークを迎え、石狩湾新港の貨物も増えていきました。ところが、小樽港の貨物はここから減ります。昨年で1,005万8,000トン、石狩湾新港は535万トンとなり、1996年比で小樽港39パーセント、石狩湾新港214パーセントです。この10年で石狩湾新港にかけられた港湾整備事業は153億5,795万円となり、小樽市の負担は8億8,668万円、一方、小樽港への港湾整備事業10年間で31億5,245万円と約5倍ものお金が石狩湾新港にはつぎ込まれてきました。この石狩湾新港優先の港湾整備が小樽港から貨物を失わせる一因になったとも言えます。

石狩湾新港では、2006年に西地区のマイナス14メートル岸壁が供用開始となりました。それ以降、この岸壁を利用した船は187隻です。しかし、マイナス14メートルという深さの岸壁でなくても接岸できた船が31隻です。ですから、この小さな船を除けば、156隻がマイナス14メートルという深さが必要だった船ということになります。このうち王子エフテックス株式会社や王子特殊紙株式会社のチップ船が151隻になりますから、97パーセント以上の船が王子の船ということになります。このことを指摘すると、管理組合は不特定の岸壁だ、公共性があると言い張ります。しかし、事実上、王子エフテックスの専用埠頭に対し、荷役作業も影響がない下で北防波堤延伸工事は凍結を求めるべきではないですか、お答えください。

管理組合は北防波堤の延伸工事と防波堤島外の工事について計画の133億円以上かかることになって、工事を続けることを否定しませんでした。これでは市民の税金が底なしに使われることになります。工事が先にありきのこのような姿勢について市長の見解を示してください。

石狩湾新港において新たに中央水路を掘り込み、花畔埠頭において内貿ユニットロード貨物を取り扱う計画もあります。石狩湾新港で取り扱おうとしている内貿ユニットロード貨物はRORO船を想定しているといいます。小樽港のフェリー貨物に影響がないといえますか、お答えください。

OBCの税金滞納について伺います。

旧マイカルのための整備事業、小樽築港駅周辺地区再開発において約140億円もの事業費がかけられました。1999年にマイカルがオープンし、2年半で負債総額492億円を抱え倒産します。そのため、多額の固定資産税、都市計画税を滞納していることは周知のことです。ところが、幾ら滞納しているか、納税の状況については明らかにしません。一方、市民に対しては差押えを行うなど、厳しい取立てを行っています。このことは2014年度決算を見ても明らかです。個人市民税の滞納繰越分の収入率が40.7パーセントに対して、固定資産税の滞納繰越分の収入率は4.2パーセントです。10倍もの開きがあります。OBCの税滞納は市の税収を上げていく上でも対策は欠かせません。マイカル開業時の1999年度、マイカル破綻後の2002年度及び2014年度決算との比較を固定資産税の現年度分と滞納繰越分について未収入額と

収入率で示してください。

加えて、2014年度決算におけるOBCの固定資産税滞納に対して、市長は今後どのように対応していくつもりか、お聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、地方交付税についてですが、まず、平成26年度の地域の元気創造事業費の算定額につきましては、人口を基本とした上で各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標により算定しておりますが、予算編成の段階では算定に使用する指標や係数の詳細が示されていなかったことから、職員数や地方債残高の削減率などにより算定される行革努力分について総務省の通知による推計方法を参考に5,600万円と試算をしたところですが、本算定では4億2,795万円となり、見込みよりも3億7,195万円の増となりましたが、これは試算の段階では示されていなかった全国の削減率と本市との差が想定を大きく越えて反映されたことや、地域経済活性化分についても一部の指標で全国の伸び率を上回り、算定対象となったことが主な要因であります。

次に、平成27年度の地域の元気創造事業費につきましては、当初予算では4億2,800万円と見込みましたが、本算定では4億3,345万円となり、545万円の増となっております。

また、新たに創設された人口減少等特別対策事業費につきましては、予算編成の段階では算定に使用する指標や係数の詳細等が示されていなかったため、個別の積算に基づく予算計上はしていません。本算定では、本市の著しい人口減少を踏まえ、取組の必要度が大きく反映されたことにより、5億8,088万円と算定されましたが、普通交付税の当初予算額はそれらの要素なども勘案し、総額としては一定程度の増分を見込み、予算計上しておりましたので、今定例会に提案している普通交付税の補正予算額は3億2,426万円にとどまるものです。

次に、地方交付税に成果による算定を持ち込むことに対する見解につきましては、地方公共団体が求めていた地方創生のために必要な経費が平成27年度の地方財政計画にまち・ひと・しごと創生事業費として創設され、約1兆円が計上されましたことは、私としても一定の評価をしているところであります。この経費に係る普通交付税は、各地方公共団体の取組の必要度及び取組の成果を反映させるため、全国かつ客観的な指標により算定されておりますが、6月に国から示された経済財政運営と改革の基本方針では今後人口減少対策等の取組の成果を一層反映される観点から、できるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度改革を行うとされております。

本市でも人口減少対策の必要性を強く認識し、積極的な取組を検討しているところでありますが、短期的に成果が現れる課題ではないことから、取組に必要な地方財政措置はもとより、地方交付税の算定に当たっても単に成果のみで評価するのではなく、各団体の実情を十分に勘案し、地方創生に取り組む地方の個性や独自性を尊重したものになるよう全国市長会や北海道市長会を通じて引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港についてですが、まず、北防波堤延伸工事につきましては、北防波堤は港内の船舶の航行や停泊、荷役の安全を確保する上で重要な施設の整備であることから、母体の一員である本市として凍結を求めることは難しいものと考えております。

次に、北防波堤等の工事につきましては、港湾管理者として荷役の安全等を確保する上で重要な施設

の整備であることは認識しておりますが、本市の財政事情もありますので、できる限り効果的、効率的な事業の執行に努めてもらいたいと考えているところであります。

次に、石狩湾新港の内貿ユニットロード貨物を取り扱う施設計画につきましては、小樽港は新潟港、舞鶴港とを結ぶフェリー航路を有し、主に北陸関西方面の取扱貨物を対象としているのに対して、石狩湾新港は東北方面の港を想定し、内貿定期航路として主に関東方面の取扱貨物を対象としていることから、影響は少ないものと考えております。

次に、OBCの税金滞納についてですが、地方税法上の守秘義務がございますので、個別案件についてお答えをすることはできませんが、まず、市全体の固定資産税の平成11年度、平成14年度及び平成26年度の未収入額と収入率につきましては、平成11年度は現年度分が調定額から収入額を差し引いたいわゆる未収入額が2億3,700万円、収入率96.7パーセント、滞納繰越分が5億8,700万円、21.0パーセントとなっております。平成14年度は現年度分が7億2,400万円、収入率90.5パーセント、滞納繰越分が7億1,400万円、28.2パーセントとなっております。平成26年度は現年度分が3億8,900万円、収入率93.2パーセント、滞納繰越分が35億9,800万円、4.2パーセントとなっております。

次に、OBCの固定資産税滞納に対する今後の対応につきましては、これも同様に個別案件についてお答えすることはできませんが、滞納者につきましては誰に対しても財産調査を行い、収入状況や経営状況等を随時把握しながら、納税交渉に当たり、必要に応じて納税計画の徴取や差押えの執行などの対応をしております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

**○20番（小貫 元議員）** 3項目めは人事問題と第3回定例会補正予算についてお聞きします。

最初に、参与に関してです。

市長が公約実現のための政策アドバイザーを配置することについては反対しません。ただし、第2回定例会での議会議論の様子も踏まえ、進め方が強引すぎると言わざるを得ません。今定例会では参与設置規則がつけられ、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の改正が提案されました。これらの提案は第2回定例会で提案されるべきものであると考えます。公約実現を急ぐ余り、本来とるべき手を踏まえないで進めていては、結果として公約実現が遠のくことになりかねません。市長は参与の問題も含め、第2回定例会に至る人事問題で拙速に物事を進めてしまったとお考えでしょうか、見解を示してください。

さきの市長選挙で有権者が24年間続いてきた相乗り体制を変えたいという思いで、今までの5者体制を打破して、新しい市長を選んだ意義は大きいものがあります。政治資金規正法違反事件があったとはいえ、大多数の職員はさまざまな思想信条を持ちながらも、公務員として全体の奉仕者として働く決意の下に職についています。市長は、この全体の奉仕者である市職員の心に依拠して、市政運営を進めていくことが求められています。ですから、新しいことを進めるときには、丁寧かつ慎重に庁内で議論することが大切です。

そこで、今回、提案の参与の報酬についてどのような会議などで議論が行われ、決定して提案されたのか、説明してください。

提案された報酬は、市職員給与の係長職や課長職の平均と比べてどのようになりますか、説明してください。

続けて、副市長人事について質問します。

地方自治法第167条には副市長の職務が定められています。簡単に言えば、市長を補佐すること、職員の事務を監督すること、場合によっては市長の職務を代理することが挙げられています。このことに照らせば、行政経験の少ない市長にとってこの三つの職務を果たすには、行政経験がある人物を提案したことには理解できます。しかし、森井市長は政治資金規正法違反事件を強く批判してきました。にもかかわらず、あの事件によって公民権停止を受けた人物をなぜ副市長にと提案してきたのか理解できません。市役所内の体制はあの政治資金規正法違反事件で処分を受けた幹部職員は部長から退き、新しい部長体制になりました。政治資金規正法違反で処罰の対象にならなかった庁内の管理職から選出しなかった理由について説明してください。

副市長人事について日本共産党として提案いたします。

副市長が庁内をまとめ上げて市長と一体となって市政を前に進めるには、提案人事を白紙に戻し、副市長人事について内部で検討する機会を設け、合意した人物を選任することを提案します。市長の見解をお聞かせください。

今回の補正予算は、国の決まり事に沿った案件と除雪についての補正にとどまりました。市役所の機構が森井市長と同様の方向性を目指すには、市長の目指す市政へのビジョンが職員に伝わり、共有して進めていくことが必要です。森井市長の掲げる市政のビジョンについて具体的にどのような政策を短期、中期、長期的に実現していく予定なのか、展望をお示しください。

次に、除雪について伺います。

毎年度の予算編成でも同様ですが、除雪費は穏やかな気候を想定した予算を組み、追加補正で対応してきました。前年度、前々年度並みの気象条件であった場合、追加補正はどの程度になると予測しているのでしょうか、説明してください。

前定例会の代表質問で川畑議員が取り上げたように、除雪要望の多く寄せられる道路は生活路線です。ステーションを七つにするという説明を受けたとき、最も市民から要望が多いステーションが第3ステーションというお話でした。だから、ここから手をつけるというのです。除雪路線について調べてみますと、第3ステーションの車道は111キロメートル、市全体が474キロメートルですから、約23パーセントに当たり、確かに占める割合が高いと言えます。同じような比較を第3種路線について行くと、第3ステーションの車道が47キロメートル、市全体が126キロメートルです。37パーセントに当たります。車道における第3種路線の割合で比較しますと、第3ステーションは42.3パーセント、市全体では26.6パーセントと全体平均の2倍の比率となっています。このように第3ステーションから要望が多い背景には、第3種路線がほかのステーションと比べて延長でも割合でも多いことが理由と考えられます。7ステーション化により生活道路の除雪がどのように改善される予定なのか、説明してください。

岩見沢市では、教育委員会や福祉関係の部の職員も入って、除雪対策本部を設置しています。通学路の除雪対策も重要ですし、置き雪対策や福祉除雪の関係など、教育委員会や福祉部と連携することも必要と考えます。このような建設部以外の部の職員を除雪対策本部に加えることについて見解を示していただくとともに、今後の除雪業務体制をどのように強化していく予定なのでしょうか、説明してください。

社会保障・税番号制度システム整備事業費について伺います。

一つの番号で容易に国民一人一人の個人情報結びつけて活用する番号制度は、一たび流出したり悪用されたりすれば甚大なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪等の危険性を高めることも明白です。10月から届く通知カードによって国民は番号を知ることになります。政府はマイナンバーで各種行

政手続の手間が省けて便利になるといいますが、国民は番号の管理という大きな手間を強いられることになります。銀行の暗証番号でさえ頻繁に変更を求められる時代に、生涯同じ番号で、しかも全ての情報が一元化される成り済まし被害を進める制度だと言わざるを得ません。このマイナンバーによるプライバシー侵害の危険性、成り済まし被害の危険性について市長はどのような認識をお持ちですか、お答えください。

10月からマイナンバーの通知カードが登録されている住所に届きます。その際に通知カードが戻ってきた人に対して小樽市としてどのような対応になるのでしょうか、お答えください。

マイナンバー制度は巨額の初期投資と、それに対して具体的メリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められるものです。基幹システム構築費用で2,900億円、通知カードと個人番号カードの発行経費で483億円、広告費用で9億円など、マイナンバー導入のために投入される経費は3,400億円を超えます。制度導入後、小樽市として来年度で中間サーバ運用経費が244万5,000円で交付税措置され、カード交付経費が962万8,000円で全額国庫補助ということになっています。補正予算での国の財政措置についてと制度導入による今後の小樽市の負担について説明してください。

マイナンバー制度は、税の支出にとどまらず、民間の負担が求められています。事業者は従業員の個人番号の管理を求められることになります。個人番号は法律によって特段の管理が求められており、そのためのコストが生じます。全ての社員、契約社員やアルバイトだけではなく、その扶養家族全員に交付されるマイナンバーを10月から集め、来年1月の給与支払や人事システムに反映させるだけでも企業として大変な作業になります。小樽市として市内企業の対応状況についてどのように把握しているでしょうか、お答えください。

高齢者及び子育て支援について伺います。

今回の補正予算では、財政調整基金からの繰入れを5億4,164万円減らし、さらに2億5,027万円を積み立て、約8億円の財調が増えたこととなります。除雪費のこれからの追加も想定されますが、あまりにも財政調整基金に積みすぎではないでしょうか。

確かに、今年、国勢調査が行われ、地方交付税の根拠となる人口がまた減少します。他会計、基金への償還も来年度から5億円を超えます。このような状況の中で財政調整基金を簡単に減らせないことも理解できます。今、市民は森井市長にかわり、どのようなことを提案してくるのか、どのように今までの市政を転換していくのか、注目をしています。なぜ、今回、財政調整基金にこれほどの金額を積み立てたのか理由を説明してください。

先日、厚生常任委員の下にインフルエンザの予防接種自己負担の引上げについて説明がありました。この自己負担増を解消するには、約700万円という説明です。今回、自己負担増解消に必要な金額は財調に積み立てるお金のほんの一部で可能です。数年分を確保できます。高齢者が生き生きと暮らせる小樽、市長は選挙中の法定ピラで「高齢者の病気予防と健康増進に向けて取り組みます」と市民に約束しました。高齢者へ優しさあふれる自己負担増撤回の答弁を求めます。

高齢者とともに子育て世代への支援策です。医療費無料化の拡大は、市長の公約の目玉とも言えます。第2回定例会で、市長は来年度からの医療費無料化拡大実施を明言しました。日本共産党も小学校卒業まで無料化を求めています。確かに、一気に対象年齢を広げれば、多額の財政負担を伴います。小学校1年生や3年生までなど年齢を区切って実施し、実際の財政負担を確認して、公約にある小学校までの医療費無料化につなげたらいかがでしょうか。再度実施の決断を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、人事問題及び補正予算について御質問がありました。

初めに、人事についてですが、まず参与の問題も含めた第2回定例会に至るまでの人事についての見解につきましては、行政経験が多くはない私といたしましては、一日も早く公約実現に向けた取組を進めたいという思いから、市政、特に除排雪について豊富な知識と経験を有する参与の設置を急いだものであり、私なりに最善を尽くしたと思っております。

6月の人事異動に当たりまして、複数の方から職員の能力に関するお話を伺い、その能力を私なりに十分把握し、評価をした上で適材適所の配置に努めたところでありますが、参与の件も含め、性急ではないかとの御心配をいただいておりますことには、私としても今後の市政運営に当たり、心にとめておきたいと思っております。

次に、参与の報酬の提案過程につきましては、さきの第2回定例会の提言などを踏まえ、総務部内において検討を重ね、その後、庁内における例規審査委員会、予算調整会議を経て議案として提出をさせていただいたものであります。

次に、参与の報酬の市職員との比較につきましては、議決後における参与の年収は27万7,000円の12月分で332万4,000円となり、これに対し、市職員の給与は医療職を除く行政職給料表適用者の平成26年の手当を含む平均年収で見ますと、係長職で636万7,000円、課長職で約714万8,000円となります。

次に、副市長人事について政治資金規正法違反事件で処罰の対象にならなかった庁内の管理職から選出しなかった理由につきましては、庁内の管理職経験者も候補ではありましたが、政治資金規正法違反問題についてはあくまでそれにかかわっていたか、いないかではなく、また私を応援してくれていたか、いないかではなくて、市民の皆様の期待に応えるべく、公約の実現に向け、それを理解して役割を果たす方ということを第一に考え、中村氏が最も適任であると判断したところであります。

次に、提案を白紙に戻し、内部で合意した人物を選任するという御提案につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市役所在職中にさまざまな部署を経験され、また、すぐれた知識と能力を持った中村氏が私の公約実現に向けて市職員とのつなぎ役として山積する課題を解消し、市民の皆様の期待に応えてくれる最も適任な方であると考えておりますので、現時点では白紙に戻すという考えは持っておりません。

次に、政策実現の展望につきましては、私は市民の皆様が住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めることが何より重要であると考えております。具体的には、今定例会で予算案を提出した除排雪体制の充実のほか、人口対策の公約として掲げた第3子以降の保育料無料化や乳幼児医療助成の拡大などにつきましては、来年度には現行より一定程度拡充できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、公約に掲げたほかの取組につきましても、できるだけ早く実現できるよう検討を進め、このまちの元気を取り戻し、住みよいまち小樽、人に優しいまち小樽の実現に向けて、小樽の再生とまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、除雪についてですが、まず追加補正につきましては、気象条件はその年により必ずしも同じとは限らないため今年度と単純な比較ができませんが、仮に試算をいたしますと除雪費は約17億3,000万円となりますので、今定例会に提案している補正額を含めた除雪費を差し引くと約4億4,000万円の補正額となります。また、平成25年度についても同様に試算いたしますと、除雪費は約17億7,000万円となり、追加補正の額は約4億9,000万円と算定されます。

次に、除雪拠点の増設に伴う生活道路の改善につきましては、今年度の除排雪の体制の見直しは、幹

線道路を中心としたものであることから、基本的に生活路線である第3種路線はこれまでの水準での対応となりますが、今回の除雪拠点見直しに関係する地域においては、タイヤドーザなどが増備されますので、降雪が多いときの作業の遅れは改善が図られるものと考えております。

次に、除雪対策本部の体制強化につきましては、8月24日建設部の職員を岩見沢市に派遣し、現在、検討を進めているところであります。岩見沢市は豪雪に見舞われることが多く、除雪対策本部も全庁的な応援の下、組織されており、先進的な事例として大変参考になるものと考えております。除排雪業務では道路除排雪のほか、落雪防止、弱者支援、通学路対策などさまざまな対応が求められていることから、関係する部局を加えた体制づくりに向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーについてですが、まずマイナンバーの流出等によるプライバシー侵害の危険性及び成り済まし被害の危険性につきましては、マイナンバーを含む個人情報の流出の可能性を完全に否定することは困難であり、万一流出してしまった場合や成り済ましなどの不正行為があった場合には、プライバシー侵害などの被害が起り得るものと考えます。

したがって、マイナンバー制度の運用に当たりましては、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会による監視、監督が行われ、個人情報の管理については一元化をせず、分散管理し、通信には暗号化を行うなど、制度面及びシステム面の両方からさまざまな個人情報保護措置がとられます。これらの保護措置により、プライバシー侵害等のリスクの軽減が図られるものと認識しております。

次に、通知カードが戻ってきた人の対応につきましては、国が示した通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づき住民票を確認し、移動先に送るなどの処理を行い、確認できない場合は3か月間市町村において保管することになります。本市では、保管期間中、福祉部局や税務部局等で保有している情報を活用し、できる限り本人の手元に届けたいと考えております。

次に、補正予算における国の財政措置及び制度導入後の本市の財政負担につきましては、マイナンバー制度に対応するための基幹システムの整備経費では、システムの種類により、国が想定する事業費の3分の2又は10分の10の国庫補助が措置されます。これを除く市の負担分については一般財源となりますが、地方交付税措置が予定されております。

また、制度導入後、継続的に要する経費につきましては、中間サーバの運用及び保守に係る経費、個人番号カード等の発行に係る経費などが想定されます。お示しのありました来年度の経費につきましては、国や事務の委任先である地方公共団体情報システム機構から参考として示されたものですが、これら以外のものについては財政措置も含め具体的なものは現在のところ示されておられません。

次に、市内企業のマイナンバー制度への対応状況の把握につきましては、事業者の制度対応に関する指導等は国などの所管官署において行われるものであるため、市としては特に調査を実施しておりません。しかし、マイナンバー制度の円滑な導入の観点から、事業者に対する制度への対応の必要性については、市のホームページなどを通じて、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者及び子育て支援についてですが、まず財政調整基金に係る補正予算につきましては、交付額が決定した普通交付税や繰越金などの一般財源を精査したところ、財源に余剰が発生したために、第2回定例会までに収支不足の財源対策として計上していた財政調整基金繰入金から5億4,116万円を減額補正するものです。また、地方財政法第7条では決算剰余金を生じた場合、剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てなければならないとあり、同規定により2億5,027万円の予算を計上したものです。

次に、高齢者のインフルエンザ予防接種に係る自己負担額の増額につきましては、今年度ワクチン単価が値上がりしたことが要因であります。法定接種のうち集団発生を目的とする乳幼児等への



予防接種は全額市の負担としている一方、インフルエンザは個人の発病と重症化の防止を目的としていることから、受益者負担という考え方でこれまでワクチン代相当分を御負担いただき、医師の問診料等を市の負担としております。このことから、今回ワクチンの値上げ分につきましては、御負担をお願いするものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、市民税非課税世帯等の低所得者世帯には、これまでと同様全額を市が負担してまいりたいと考えております。

次に、子供の医療費無料化の段階的な実施につきましては、私の公約は最終的に小学校6年生までの入院及び入院外の医療費自己負担を無料化することを目指しておりますが、議員が御指摘のように財政負担の見極めが大きな課題でありますので、段階的な実施も視野に医療費の分析をしているところであり、平成28年度には一定程度拡充できるよう取り組んでまいります。

**○議長（横田久俊）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

**○20番（小貫 元議員）** 4項目めの質問は、介護保険にかかわる問題です。

今年4月から介護保険制度始まって以来の見直しが行われ、同時に介護事業者に支払われる介護報酬はマイナス2.7パーセントの切下げ改定が行われました。市内の特別養護老人ホームと小規模特別養護老人ホーム合わせて定員460人に対して、待機者は2014年9月の調査で685人です。定員以上の方が待っているという状態です。

一方、厚生労働省の調査によれば、北海道における介護職員の不足数は需要が約11万人に対して、2013年度の介護職員は約8万人となっており、重大な職員不足となっています。今回の介護保険の改定により、利用者負担が8月から合計所得160万円以上の方は2割負担になります。小樽市内では7月末で603人が対象となります。大きな自己負担増です。1割でも大きな負担となっているのに、もし2割となればサービスが必要であっても利用できない事態が引き起こされかねません。このような人たちが介護サービス抑制にならないために、市としてどのような対策を検討していますか、説明してください。

自宅以外で介護を受けようとする、居住費と食費の負担が発生します。介護保険施設では低所得者には居住費と食費の補助があり、自己負担が軽減されています。しかし、今年8月から施設利用者の補給給付の対象要件を厳しくしています。そのことに伴い、申請手続も煩雑になります。制度改定によって補給給付の申請数と認定者人数がどのように変わったのか、理由も含めて説明してください。

同時に、利用者が申請をためらうような対応があってはならないと考えますが、このことへの対応はどのようにしていくのでしょうか。

金融機関調査などは全件行う必要がなく、毎年実施する必要もありません。利用者が不安、負担にならない対応を求めます。お答えください。

在宅で療養するALS患者のたん吸引は、2003年からは業務としては認められませんが、ヘルパーやボランティアでも医師などの指導を基にできるようになりました。さらに、2012年から一定の研修を終了したホームヘルパー等にも拡大されることになりました。しかし、市内ではヘルパーでたん吸引ができる人がいないと聞いています。市としてこの現状をどのように押さえているのでしょうか、説明してください。

また、対策をどのように行おうとしているのか、あわせて説明してください。

たん吸引を行う場合の介護報酬はどのようになっているのでしょうか、説明してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、介護保険について御質問がありました。

まず、介護サービス抑制にならないための対策につきましては、市独自の対策は特に考えておりませんが、自己負担割合が2割になっても、高額介護サービス費の制度などにより、必ずしも全ての方が2割負担とならないと考えられます。また、サービス利用の抑制につながらないよう、ケアマネジャーなどともよく相談いただき、必要なサービスを適切に利用していただきたいと考えております。

次に、補足給付の申請数と認定者数の変化につきましては、本年8月末までの申請数は1,645件で、認定者数は1,435件となり、昨年同時期の申請数は2,233件、認定者数は1,768件であり、申請数で588件、認定者数で333件の減となりました。申請数や認定者数の減となった理由につきましては、詳細な分析はできませんが、対象者の死亡や所得状況の変化、また制度改正により資産の状況や世帯の異なる配偶者の所得状況が認定基準に加わり、該当とならなくなったことなどが考えられます。

次に、利用者が申請をためらわず、不安や負担にならない対応につきましては、制度改正により申請時には新たに預貯金調査のための同意書や預金通帳の写しなどの提出が必要となり、申請に係る手間は実際に増えております。

また、金融機関への調査は申請内容に疑義のある場合などに行うこととしておりますが、いずれにいたしましても、制度の趣旨を御理解いただくよう丁寧な説明を行うとともに、認知症などにより通帳の所在が確認できないなどの事情がある場合には通帳の写しは後日とし、いったんは支給の決定を行うなど、スムーズな申請手続と不安を抱かれない対応に努めております。

次に、ホームヘルパーなどによるたん吸引の状況把握と対応につきましては、市内にたん吸引のできるヘルパーの存在は確認できていませんが、ALS患者でたん吸引が必要な場合は、関係事業者間の協議により、医療による訪問介護などで対応がなされていると認識をしております。

また、今後につきましては、今年度以降の国家試験に合格する介護福祉士はたん吸引が実施可能となることや、所属するヘルパーに研修を受けさせる意向のある訪問介護事業所があるとも聞いております。訪問介護によるたん吸引の需要がどれだけあるのか把握は出てきておりませんが、たん吸引の可能なヘルパーの養成について、その必要性など関係者とも協議をしまいたいと考えております。

次に、たん吸引を行う場合の介護報酬につきましては、平成23年度の法改正により、ホームヘルパーが行うたん吸引は通常的身體介護の区分により、報酬が算定されることとなっております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 再質問いたします。

最初に、人事の問題についてお伺いいたします。

答弁を聞いていますと、今回出した参与の報酬というのは課長クラスの半分以下と、係長の半分より少し上だと、こういう答弁でした。それで資料があったらいいのですけれども、小樽市のフルタイムの再任用の方の年収と共済費の事業主負担を加えた額と比べるとどうなるのか、説明してください。

副市長についてです。

答弁を聞いていますと、なぜ庁内から選ばなかったのかということをお聞きしたかったのですけれど

も、そのことについてはあまり理由になっていない答弁だったと受け取りました。それで議案の取下げはしないのだと。

ただ、今回先ほども述べたように、やはり議会のあり方、市役所全体の、市役所というよりも市政運営が大分変わったというのが市長選挙を経ての結果だと思います。議会のあり方というのを考えていただきたいのですが、結局、議会制民主主義という下では出された案件が全て通るものではないのだということなのです。今までは小樽市政の下で5者相乗りの市政運営のために出された議案が全て通るということが起きていたのです。ところが、このことが調査委員会の報告で5者体制は共産党を除くほぼ全与党体制というべきものでこれが過去24年間にわたって継続する中、与党議員、市長、市役所職員及び5者に関する市民の相互間によきにつけあしきにつけ親近感を醸成し、関係者の一部において本来あるべき緊張感や法令遵守に対する感覚を鈍磨させている可能性が高いと判断されると、このように指摘されたわけです。ですから、議案を取り下げるということは、本来の市議会のあり方からしても、市長としてはとり得る選択肢なのだ。2012年の総選挙のとき、一気に解散となって、国会では出されていたカジノの法案が流れるということになりました。法案が流れるということは、議会が存在する以上あり得ることなのだということをもまず前提にして聞いていただきたいということです。

それで、庁内からということですが、大変なのが、一人一人一本釣りしていたら、いや、私よりもふさわしい人がいると、こういうことが出てきてしまいますので、どの範囲にするかというのは市長の判断になるのですが、この中からぜひ副市長を選任したいのだと、意見を出してくれと、そういうことをすれば自分たちでその中で集まった人たちが一致して出すわけですから、そうなるとその人を支えようと、協力して市政運営をやろうと、そういう気持ちになるのではないかと、庁内をまとめやすくなるのではないかと私は思います。

先ほど市長は答弁で、現時点では考えていないと一言加えられました。この後、他党派からの質問もありますので、ここで私たちの今の提案をすぐに受け入れるということは難しいと思います。ですが、せめて期待したいのは、出された意見も参考にして今後の議会審議も踏まえて検討させていただきたいと、こういう答弁ぐらいはいただければと思います。このことについてお答えください。

次に、財政に関連してなのですが、今回、私に取り上げた決算及び財政問題については、中松市政の4年間をどう見るかと、こういう視点で取り上げさせていただきました。

まず、市税収入が予算を上回ったことについて市長は頑張ったからだということ、端的にいうとそういうことを述べました。それだったら、今まで頑張っていなかったのかと、そういう話にもなってくるのですが、予算と決算において市税収入で3億円の差が生まれるということは、過去10年間ありません。2013年度決算は4,200万円、2012年度決算は1,300万円、2011年度はマイナス5,500万円、2010年度は2億300万円、それ以前がずっとマイナスです。中松市政の下の予算編成で市税は伸びないというしながら、予算を低く見積もってきた結果ではないかと思いますが、過去10年間最大の乖離だということへの説明も含めて、お答えください。

地方交付税についても同様です。予算編成については過去と別に変えていないよと、こういう話でした。ただ、特別交付税の影響も今回はあって6億円の差なのだということ。もう一つが地域の元気創造事業費の見込み、これが地域活性化分を見込まなかったために差が生まれましたということなのですけれども、地方交付税だと確かに特別交付税の関係も出てきます。ただ、過去10年間の当初予算と決算の普通交付税の比較で行えば、2014年度の5億5,800万円という差額は、これもまた最大になるのです。この数字は予算を少なく見積もるために行われたと疑われても仕方がないのではないかと思います。この指摘に対してどのようにお考えか、お答えください。

次に、今年度当初予算、このときに人口減少等特別対策事業費について見込まなかったのだと。ただ、その分、別のところで上乘せしたのだというようなお話がありました。そうしたら算定とは別に上乘せをしたという、見込んだということですから、それはどういう基準でやったのかと、その辺を説明していただきたいと思います。

次に、簡易水道事業特別会計について、利用組合に減額措置すると、簡易水道を今使っている企業との間で公平性が保てないと、こういうような答弁でした。仮に、地下水利用組合から一部の企業が、先ほど答弁でもありましたけれども、地下水から買う人が増える、こっちに来る人もいるかもしれない、一部の企業が簡易水道を利用した場合、今度は地下水利用組合としての収入が減少します。利用組合の収支が悪化することにつながります。そうなれば、新たな企業が誘致してきたときに水道料金の安い地下水利用組合に加入すると、こういうことも想定されるわけです。このような場合、せっかく簡易水道に地下水利用組合の人がつないでも、結局新しい企業が地下水利用組合に入ってしまったら、意味がないことになります。このような場合、地下水利用組合に新たに企業が加入しないという法律や条例の根拠が存在するかどうか、この辺をお答えください。

減額措置の提案についてですけれども、大口使用者による地下水利用を抑制すると。そして、料金収入の減少を抑えると、こういうことは簡易水道財政への影響を少しでも軽減させることと。そして、それは結局簡易水道事業が悪化すれば、その分水道料金を上げざるを得なくなってくるわけですから、そうすると、告示使用者、要は現在、加盟している簡易水道の企業の人たちの負担を増加、これを回避するための措置であって、決して公平性との問題というのは生まれないと、私は考えます。しかし、あくまでも簡易水道に接続するためですから、期限を、例えば地下水利用組合の水道設備がどこまでもつか、そういう年数なども参考にして設定すれば公平性の問題は回避できるのではないのでしょうか。

神奈川県では、地下水利用から県営水道の供給に転換した場合の減額措置を設けています。これらの例も参考に、せめて検討するというぐらいの答弁が欲しいものです。お答えください。

もう一つ、事業再評価が行われた場合に、計画は変更を考えていないと、こういう冷たい答弁でした。しかし、それだったならば、今、結局、企業が増えたりなんなりという言いわけをしていましたけれども、どれだけそうしたらその企業が張りついて地下水利用組合からどのくらい、いつになったら何社、簡易水道に加盟するから計画どおりの数値でも十分ペイするのだと、そういうプランは存在するのでしょうか、それもお答えください。

石狩湾新港についてですけれども、簡易水道の場合、一部の企業に安い水を提供すると公平性に問題があると、こう答えていたのに、石狩湾新港では一部の企業の利益になることには公共性があるのだとこういう全く逆のことを言っているということなのですが、石狩湾新港の北防波堤工事への予算というのは、毎年度、管理組合が出す予算要求額に対して、昨年度と今年度はゼロ国債の影響で35パーセント前後なのですから、それ以前は1割以下、ほとんど要求しても予算がつかないという状況でした。これは結局、石狩湾新港の予算要求が過度な要求だったのではないかと考えますが、お答えいただきたいと思います。

次に、税金の問題です。OBCの対応の問題で、誰に対しても財産調査をしてやっているのだということを書いていました。私、この問題の趣旨は、収入率の低下が答弁でありましたように、固定資産税のほうでは大変優しく対応していると。その一方で、市民に対しては大変厳しく対応していると。せめてそのOBCに対する優しさを市民に分けてあげたらどうかということを目指したいわけです。結局、背景には、なぜ税金が払えないかと。税金というのは本来収入や資産に応じて、それにふさわしい税金がかけられているわけですから、本来払えるはずなのです、そこだけを見れば。しかし、背景には借入

金があったり、税控除をちゃんとやっていなかったり、財産管理があまりうまくなかったり、いろいろな背景があるわけですね。そこに対してしっかり具体的に親身に、ただ単に2年、地方税法上の最大2年なのだよと猶予できるのは、そういう対応ではなくて、具体的に何で払えないのか、きちんと優しく対応する必要があると思いますので、これについての答弁もお願いいたします。

もう一つ、冷たい答弁だったのがワクチンの問題なのですけれども、自己負担はやむを得ないのだという答弁でした。しかし、市長がかわった途端に何か高齢者に対して行ったことが、軽減措置ではなくて、負担増だったと。これはちょっと市長としてもあまりよろしくないのではないかなと私は思います。決して、必要な予算というのが多いとは言えないと思います。しっかりと関連する市民の意見も聞きながら、せめて今年度は延期すべきではないかと思っておりますので、これについて答弁願います。

もう一つが、子供の医療費の問題です。来年度どこからか実施するということなのですけれども、これが当初予算で計上するのか、現時点で考えている年齢と予算について示していただきたいと思っております。

もう一つ、医療費の問題で、第2回定例会で川畑議員の質問に対して、部長がプロセスを説明しています。助成を拡大するかどうか、これをまず決めるのだと。これは拡大すると決めたと。その規模をどうするか。人口対策等の会議に回ると。その次が予算等を庁内で検討する。予算額を決める。条例を改正して医療機関へ周知する。こういうプロセスを説明していただきましたけれども、このプロセスに照らして、今どこまで進んでいるのか、これも説明していただきたいと思っております。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外に関しては各部長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からは、まず副市長のことについて庁内から行ったほうがよいのではないかと御提案をいただいたかと思います。答弁でもお話しさせていただきましたように、庁内における管理職経験者も、第2回定例会でもお話ししましたが、内部、外部に関係なく、副市長についてはどなたが適性かということに鑑みながら判断したいというお話をさせていただいたように、内部においても候補はありましたけれども、御提案があったような合意形成という方法は今回まではとってはおりません。このたび、もう既に副市長人事として提案させていただきましたけれども、今回は残念ながら合意形成というわけではないのですけれども、先ほどお話しさせていただいたように、現在、私が掲げています公約の実現に向けて理解をし、また役割を果たす、また職員とのつなぎ役としてしっかり取り組んでいただけるというお話とともに、その役職につくことに対して覚悟していただいているということもあって、このたび中村氏が適任であろうということで提案させていただいているところでございます。今後において、この法案に限らず、庁内における合意形成というのはお話のあったように施策を進めていく上で大変重要だと思いますし、また、庁内においてのそのやっていくのだという気持ちにつながっていくということにつながることはおっしゃるとおりだというふうに思いますので、その手法も含めて、今後において具体的に取り組めるかどうか、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

それから、地下水利用組合のことで3点ほどあったのですが、そのうちの1点、公平性の観点から7社だけ特別扱いはすることは難しいというお話をさせていただきましたけれども、この件についてはやはり過去からかなり長い経緯があって続いてしまっている。そして、なかなか改善が図れていない出来事ではあるというふうに思いますので、このような今御指摘いただいたような方法も含めながら、また、

その他の方法、打開策がないのか、それについては庁内においてもしっかり議論をして、改善を図れるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、子供の医療費の無料化について、こちらも答弁させていただいておりますが、私としても平成28年度当初に提案できるように、今、庁内で検討しているところですので、何とかそれを目標に頑張ってみようというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（小鷹孝一）** 私からは、まず参与に関連いたしまして、一般の職員の再任用の給与ということで御答弁をさせていただきます。

一般再任用につきましては、年収、今手元に資料はございませんけれども、記憶では約301万円ほどであったかと思えます。これにつけ加えて社保の事業者負担分というものがございまして、これが三十数万円ということで、合わせますと三百三十数万円程度の金額になろうかというふうに、実際の市の負担はそういうふうになろうかというふうに計算してございます。

次に、簡易水道料金の関係で新たに企業を加入させないという、そういう法律や条例等があるのかということでございますけれども、端的に申しまして新たに企業加入させないという法律、条例があるわけではございません。したがって、この点については、ある意味で強制力がないということが実態であるということでございます。

それから、他都市での減額措置の例があるというお話をされましたけれども、それにつきましては、やはり公平性の観点から減額措置は難しいとの考えは基本的にございますけれども、他都市が減額措置を行った背景とか、そういったメリット・デメリット、そういったものについては今後勉強してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、この簡易水道事業についてペイしていくプランというものがあろうかということでございますけれども、実際にそういったプランはございませんで、最終的には企業誘致等でもって企業が張りついていて、そこにその企業が簡水を使用する。それから、小樽市の現在まだ残っている組合が全て加入すると、そういったことが進んでいかなければならないということだけでございまして、確固たるプランというのはいりません。

それから、石狩湾新港の関係で、新港の防波堤は計画的にということについてでございますけれども、国においては社会情勢や財政状況などを勘案した上で予算配分されたというふうに承知しておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 水道局長。

**○水道局長（飯田俊哉）** 今、総務部長から再評価の際に給水量を見直さないということで何か具体的なプランがあるのかということについてお答えいたしましたけれども、私からも若干補足させていただきますが、基本的には地下水利用組合の企業は簡水に転換しなければならないというのは事実でございますけれども、今回、料金を設定する際、平成24年度ですが、その際には地下水利用組合の企業が利用していた地下水33万トン程度で簡水で配っている水道量10万トンくらいで合計で44万4,000トンという数字をもって料金の均衡が図られると、そういう料金設定をさせていただきますので、あえてプランがということでお答えをすれば、地下水と簡水の利用が44万4,000トンであれば、料金は均衡すると、そういう料金設定でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担増についての御質問がございました。市長がかかわった途端に増であったので、せめて今年度は延期すべきであったのではというような御趣旨かと思いますが、私ども保健所で今回のインフルエンザのワクチン単価の値上がりにつきまして、市長に御説明申し上げ、そしていろいろなバリエーションについても御検討いただき、それから道内の保健所政令市、他都市の様子もお伝えする中で、保健所政令市は小樽以外は全て同じ考えでございますので、そういったような状況を総合的に勘案して、市長の御了解をいただいたというプロセスでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私からは財政問題ということで市税の関係、地方交付税の関係、それから税の徴収の関係についてお答えしたいと思います。

まず、市税収入の決算額が予算よりも大きく増えたということにつきましては、私も今回の決算を分析するに当たりまして、実際の予算計上時の調定額、それとまずその部分について何か増えている要素がないのかということで調べたのですけれども、ほぼ調定額に関しましては、当初予算とほぼ同じ額ということになってございます。ですから、なぜ3億円から増収になったかということ、押しなべてどの費目につきましても、収入率が上がっている。こういった中での決算でございます。

この収入率につきましては、また平成25年度決算の各費目に比べましても、それぞれ収入率が上がっているということで、先ほど市長からも答弁がございましたけれども、平成24年度に納税課のグループ制導入等々した体制の見直しが徐々に成果としては表れているということが大きいのかと思います。

また、本市の場合は年金受給者が多く増えているという状況がございまして。そういった中で、普通徴収から特別徴収、年金徴収に切り替わっている方もおられるということも、また収入率の増加につながっているのかと思っております。

そういったことで、見積りも低く見積もっていたのではということではございませんけれども、決してそういうことではないということで、御理解いただきたいと思っております。

続きまして、交付税の関係、平成26年度と27年度両方で再質問がございまして、まず26年度につきましては、先ほど市長答弁あるいは議員からお話がありますとおり、地域の元気創造事業費という項目につきまして、これが予算の段階では国の推計方法というのは、あまり細かい部分が出ていなかった。そういった中で推計したのですけれども、5,600万円ぐらしか入らないのではないのかというのが4億2,700万円から入った。これにつきましては、要は本市のさまざまな指標と全国の状況との比較というふうな中で、そういったものが我々の予想していた以上に小樽市の状況が国と市との差が大きく超えて、予想よりも大きく超えて反映されたという結果だというふうでございまして。この26年度の交付税につきましては、その後、第3回定例会で増額補正をございまして、その後の補正予算の財源に使うございまして、また財政調整基金の残高の確保という中では、27年度の当初予算の財源としてもうまく活用させていただいているということで、御理解いただきたいと思っております。

それから、27年度の交付税でございまして、議員のほうからもお話がございました。今回また新しくできました人口減少等特別対策事業費、この件につきましても、先ほどの26年度の元気創造事業費と同様になかなか国からきちんとした算定方法というのが示されてございませんでした。最終的に、今回5億8,100万円ということで本算定では決定いたしましたけれども、ここも先ほど言いましたように、見方によっては何億円という違いが出てくるということで、そういった26年度の一つの伏線がござ

いましたので、今回はこの費目については見なかったということでございます。一方では、普通交付税の見積りに際しましては、必ずしも需要額ばかりでなくて、基準財政収入額も算定した中で総体の交付税というものの予算額を決めてございますが、例えば地方消費税交付金が平成26年4月に御承知のように消費税及び地方消費税率のアップ、こういったものの地方に対する交付金が今年度ある程度平準化、平年化されるわけですけれども、こういったものの収入ですとか、いわゆるアベノミクス効果といいますか、そういった法人市民税の収入、こういったものもいろいろ国から交付税の算定に当たっては、指標となる数字は示されてはいるのですが、この辺が果たして我々の見込みとどうなのかということもございまして、そういった部分を総体的に見積もった中で、最低限、歳入欠陥を起こさないように、どうしてもかために見るところについてはかために見ている、国の指標に基づいて見ているところは見ている。そういった中で最終的に当初予算と本算定との乖離が生じたということで御理解いただきたいと思っております。

それと、税の徴収に関して市民に優しくということでございます。我々といたしましても、そのようになるのがよりよいというふうには思っております。ただ、そこに至るまでの交渉経過、さらには財産調査の結果、大多数の優良な納税者との公平性等十分に勘案の上、差押え等の判断を下しているということでございます。そういったことですので、今後もこういった公正の税負担を求める。ただ一方では、特別な事情にありましては、実情に応じた納税方法を進めるなど、柔軟に対応していると思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 医療保険部長。

**○医療保険部長(小山秀昭)** 子供の医療費無料化につきましてプロセスがどこまで進んでいるかということについて御説明いたします。

第2回定例会時点では函館市の例で試算をしておりましたが、私どもで国保連に交渉しまして、小樽市のデータを一部入手できましたので、今そのデータの解析をして分析に着手したところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(小鷹孝一)** 先ほどの石狩湾新港の北防波堤の予算が過度ではないかということにつきまして、補足説明をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、計画的に工事をしていかなければならないわけでございますけれども、予算要求におきましては、管理組合として事業進捗を図るために必要な額を計上したものでございます。また、予算の配分につきましては、国において社会情勢や財政状況などを勘案した上でなされたものと承知しております。

今後におきましても、同じように所要の予算額の確保に向けまして、予算編成時などにおいてなど、さまざまな機会を通じまして、国に要請してまいるべきかというふうに考えてございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、小貫元議員。

**○20番(小貫 元議員)** 再々質問します。

人事について、参与については、大体フルタイムの再任用の人と同じぐらいの金額でやっていくのだというお話だったと思っております。

それで、まず財政の問題です。

まず、交付税についてですけれども、少なくとも見積もったわけではないのだと。ちゃんと明確に示せな



い自民党と公明党の国が悪いのだと、こういうことだったと私は受け取りましたけれども、それでただ、きちんと再質問のときに言いましたが、中松市政の4年間でどう見るかと、こういう問題なのだという話をしたと思いますけれども、2008年度から2011年度、山田市政における予算編成の最後の4年間は普通交付税の予算と決算の乖離額、これの平均が1億9,200万円です。一方、2012年度から2015年度の中松市政における4年間の普通交付税の当初予算と決算の乖離額は平均4億5,300万円です。この数字を見れば、やはり普通交付税を低く見積もっていたのではないかという疑問が生じるのは当然だと私は思います。

それで、先ほど人口減少の特別対策費について基準はその分見込まなかったことに対しての上乗せはどのような基準なのだといったら、基準を明確に示しませんでした。地方財政法第3条、皆さん御存じのとおり「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」と、こういうふうになっているわけですよ。そういうところからして、基準もよくわからないけれども、このぐらいは入るのではないかということで上乗せをしたのだというような説明とこの山田市政の4年間で中松市政の4年間の交付税のこの差、明らかにちょっと違うと思います。このことに照らしてどうお考えなのか、説明をお願いします。

もう一つ、市税の予算の乖離について言っていましたけれども、頑張るようになったから入るのだというのが再質問の答弁でもまたありましたが、だったらその分予算に見積もればいい話だと思うのです。頑張って市税が入るのだという予算をしっかりと現実に即応してその収入を算定すると、それが地方財政法の本質ではないかと思えます。このことについても御答弁をお願いします。

あと、簡易水道の問題について新しく地下水利用組合に加わることは制限できないのだと、こういう答弁でした。日本水道協会というところがありまして、そこが2009年に地下水利用専用水道については現在、設置者による自己管理が原則となっており、公共的にして、要は地下水利用の管理のあり方が十分に確立されていないから、過剰な地下水摂取による地盤沈下の問題を再発させる可能性を有しているということで、地下水を水源として利用することに対して、警鐘を鳴らしているわけです。このような現状でも小樽市として地下水利用と簡易水道利用の併用を将来的にも考えていく予定なのか、説明をしてください。

あと、企業誘致をしても、比較的地下水の維持コストが安くなっていますから、結局、その企業が独自に地下水を利用すると、簡易水道は高く入れないと、そういうことになってしまえば、簡易水道の事業会計は企業誘致に成功したとしても、これは好転しないと考えるのですけれども、このことへの見解を述べていただきたいと。

同時に、先ほど再質問への答弁で、結局プランはまともでないというのが総務部長からあって、それを打ち消すかのように水道局長が平成24年度に決めたプランで地下水利用組合が入ればペイできるのだという話をしましたけれども、しかし計画水量はどんどん増えていくわけですよ。地下水利用組合だけが入っても、それはやはり簡易水道事業がそれだけで黒字になるかといったらそうはならないと思います。だからこそ、今度の事業再評価で計画水量を見直すことが必要なのではないかと思いますが、これについてどうでしょうか。

石狩湾新港についてですが、総務部長が答弁した内容は、大体石狩湾新港管理組合が述べた内容とほとんど一緒でして、非常に残念だなと思いますけれども、結局、管理組合は年間これだけ予算をもらわないと計画に間に合わせませんと言って予算要求するわけですよ。しかし、国はそれほど必要ありま

せんと。その1割以下で十分ですと言って1割しか予算を配分しないと。だから、今までそれでも十分計画まで間に合うような感じで来ているのだとしたら、今までの予算要求が過度な予算要求だという証明になると思います。これが、そうではないというのであれば、国がそれは今の事業についてはあまり急ぐ必要はないよと判断しているということではないでしょうかと私は思いますので、それについての見解を示してください。

子供の医療費の問題で、部長に答弁していただいたのですが、第2回定例会の川畑議員の質問に照らしてどの段階なのかという答弁がいただけませんでした。例えばその規模をどうするかどうかというところのたぶん答弁だったのではないかなと私は思うのですが、ということは人口対策会議等にはまだ諮られていないということでもいいのか、それで最後の人口対策会議というのがいつまで、そこまでかけられるということになって、そこから予算編成が間に合うのかということについてはいかがかということをお願いして終わります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 小貫議員の再々質問のうち、財政の関係を答弁させていただきます。

まず、交付税について山田市政時代と中松市政時代の予算と本算定の乖離が大きく違うのではないかとのございます。私も山田市政の初期のころには財政の係長として交付税の算定をしたということがございますけれども、やはりあくまでも交付税というのはいろいろ国の地方財政対策、地方財政計画、そういったことを基にできる限りの情報は集めた中で予算計上をしているというふうになってございますが、特にここ数年につきましては、国も地域の元気づくり推進費ですとか、地域の元気創造事業費、あるいは平成25年度ですと地域経済・雇用対策費ということで、大きな規模で地方に配分している交付税というのがございます。また、先ほども申しましたとおり、地方消費税等の国からの税源移譲等もございまして、そういった中で、なかなか算定も担当レベルでは先ほど言いましたようにいろいろな情報を基に算定はしているのですが、どうしてもそういう国の交付税に対する動きがここ数年は大きいという中で乖離が生じた、この数年間については予算等の乖離が生じているというふうにございます。

それと、市税ですけれども、収入率が上がればそのように見積もればということもございますけれども、実際に予算で見積もっているのは前年度の収入率というのを基にそれなりに収入率は見込んでございます。そういった中で、今年度は満遍なく各費目において収入率が上がっているという状況でございます。

歳入予算でございますので、基本的にはそういった収入率というのは前年度ベースの計算をする。何か大きな違いがなければそういったことをベースに予算を組むのが通常でございます。先ほど交付税の話でございましたけれども、歳入欠陥を起こすということになりますと、また、それに対する財源対策等もございますので、そういった中で決してこの26年度予算と決算は25年度の収入率と比較いたしましても決して低く見積もっているというふうな状況にはなっていないということで御理解いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（小鷹孝一）** まず、簡易水道事業の関係でございますけれども、日本水道協会が自己管理が原則であるということをお願いしてということで、将来的にも新たに企業を加入させないというのは

法律、条例があるわけではないということですが、それが将来的にもそう考えられないということなのかということでございますけれども、そういうふうになっていく可能性についてはないとは言えませんが、現時点でははっきりとはわからないというのが実態でございます。

(発言する者あり)

それにつきましては、計画水量の関係も含めまして、水道局長からお答えさせていただきます。

次に、石狩湾新港の北防波堤の予算の関係でありますけれども、国では要求どおりに予算がつかない、1割にも満たないというようなことでゆっくりと進めなさいということではないかということでありまして、国がそういう意味なのかどうかははっきりしないとしても、事業をやるということに、いざとなれば、やはり予算要求をしていかなければならないということでございますので、今後も同じように要求していかなければならないというふうには考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 水道局長。

**○水道局長(飯田俊哉)** 小貫議員からの簡易水道事業の決算についての再々質問にお答えいたします。

3点ほどあったと思いますけれども、まず1点目については、地下水と簡水の併用を今後も考えていくのかということだと思います。これについては、地下水は、先ほど答弁にもございましたけれども、北海道の環境影響評価等で塩水化も心配される、地盤沈下も心配されるというようなことで、決して恒久水源というふうには言いきれませんので、今後はやはり地下水利用組合の皆さんが簡水利用へ切り替えていくということを北海道とともにお願いをしまいたいというふうに思っております。

2番目の企業誘致をしても、結局高いので簡水に切替えできないのではないかと、企業誘致はあまり意味はないのではないかとというような御質問の趣旨だったと思います。現在、地下水利用組合が、地下水を利用している企業というのが食品工業に限ってございまして、要は大量にお水を使う企業が今地下水を利用してございまして、これが7社でございますけれども、残りの41社は簡易水道を利用いただいておりますので、企業誘致が進むことによって間違いなく簡水の料金収入は増えていきますので、企業誘致についてはやはり進めていく必要があるというふうに思っております。

(発言する者あり)

最後の計画水量の見直しをということでございましたけれども、これについては平成19年に今回の1日最大給水量3,100トンを超えて過去のデータ等に基づいて積み上げをした結果でございます。今後20年後の計画数量でございまして、平成26年度の数字をもって、それが多い少ないというような判断は時期尚早だというふうに思っております。現時点で変更はできないというお答えをしたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 医療保険部長。

**○医療保険部長(小山秀昭)** プロセスの問題でございますが、総合戦略につきましては、市の中では10月末には策定したいということをお聞きしております。医療保険部としては、先ほど市長からも平成28年度の実施ということがありましたので、総合戦略に子ども医療費の無料化について記載されるように要求はしております。

並行して、時期が間に合うかということですので、事務作業としてのいろいろなケースごとの分析、財政負担がどれぐらいになるか、又は条例改正、それも複数の作業を進めていまして、結論としての規模等が決まればそれに間に合うようにできるように事務作業を進めております。

**○議長(横田久俊)** 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 7時20分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 面 野 大 輔

平成27年  
第3回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成27年9月8日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

15番	濱	本		進
-----	---	---	--	---

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛															
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉											
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一											
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦						
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子										
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生												
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉		
総	務	部	長	日	栄	聡	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公																	

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一  
庶務係長 伝里 純也  
調査係長 大崎 公義  
書記 佐々木 昌之  
書記 眞屋 文枝

事務局次長 林 昭雄  
議事係長 柳谷 昌和  
書記 石澤 麻由美  
書記 深田 友和  
書記 伊沢 有里

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 総務部長。

**○総務部長（小鷹孝一）** 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

答弁の訂正について申し上げます。

昨日の共産党の小貫議員の代表質問の再質問におきまして、参与の報酬についての私の答弁の中で、再任用職員のフルタイムでの共済費の事業主負担分の金額が三十数万円で、年収と合わせて市の負担は三百三十数万円程度と答弁いたしましたが、正しくは事業主負担分が六十数万円程度ですので、合わせて市の負担は三百六十数万円程度ということに訂正をさせていただきたいと思います。

また、再々質問におきまして、小貫議員がこの三百三十数万円程度という数字を引用して発言しております。小貫議員には確認済みでありますので、これについてもあわせて措置をいただければと考えております。

今後とも答弁には正確を期すよう努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（横田久俊）** 日程第1「議案第1号ないし第26号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

**○9番（松田優子議員）** 平成27年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。市長、理事者の皆様、よろしくお願ひいたします。

最初に、副市長の選任について伺います。

地方自治法第161条では、副市町村長の設置が定められ、置かないと条例で定められている場合を除き設置しなければならず、定数も条例で定められています。法の解説では、副市長は市長を補佐し、その補助機関の職員の担任する事務を監督するとされているとともに、第152条第1項では、長の職務を代理する重要な機関であるとされています。このような重要な機関である副市長が空席である期間の影響を市長はどのように考えているのか、見解を伺います。

次に、これまでの市長の発言について確認しますと、本年4月30日の就任挨拶の記者会見で、「5月の下旬に臨時議会があると思われまので、それまでにまとめなければならないのではないかと思います。いつ頃までに副市長人事をやりたいと思っていらっしゃいますか」との記者の質問には、「間に合うように取り組みたいと思っています」と回答されています。その第1回臨時会では、「市長に就任して以来、人選には熟慮に熟慮を重ねてきたところでございますけれども、最終的な判断に至ることができず、この臨時会での提案は見送りをさせていただくことといたしました」「第2回定例会までには提案をさせていただくべく鋭意検討を重ねてまいります」と発言し、5月28日の記者会見では、「内部も外部も可能性を消さないようにしています。さまざまな方がいらっしゃいますので、選ぶにしても絞るのが大変です。市内だけでもたくさんいますし、国であったりその他さまざまな所とやり取りもしている中で、相手方の都合もありますが、私も「この人で」という方をきちんと選びたいと思っています」

と述べています。以上の発言を踏まえ、これまでの副市長の人選の経緯について何点か伺います。

さきに引用した内容で「庁内だけでもたくさんいます」とありましたが、何人の方を選考し、要請されたのか、お示してください。

また、「国であつたりその他さまざまな所とやり取りもしている」とありましたが、この内容と結果についてお答えください。

さらに、副市長の人選について、これまでどのような基準で人選し、判断されてきたのか、判断基準をお示してください。

さて、今回提案された副市長人事は、議会に具体的な説明もないまま、8月27日付けの北海道新聞に記事が掲載されました。これは明らかに議会軽視であり、情報管理の脆弱さが露呈したものと受け止めています。この件について、今後の対策も含め、市長の見解を伺います。

我が会派への説明で、市長は今回の人選はこれまでの経緯と全く違う人物というお話でしたが、提案に至るまでの経緯について、時系列的にお示してください。

また、さきの引用の続きで、「相手方の都合もありますが、私も「この人で」という方をきちんと選びたい」との発言もありました。今回、この人だと判断した理由、さらに判断に至る人物理解はどこまでされてきたのか、そして人選された方はどのような考えで市長のお話を受けたのか、見解を伺います。

今回提案された中村氏は、市職員OBで、平成23年の政治資金規正法違反により、公民権停止と罰金の刑事処分を受けた元部長職の方です。市長は前市長の5者連合体制をしがらみと批判し、政治資金規正法違反事件も同様に批判してきたのですから、今回の人選はどのように考えても整合性がありません。市長が自身の後援会幹部を参与に異常な形で起用した時点から、考え方が変わったのでしょうか。全く理解できません。

先日も、複数の市民の方から、なぜ政治資金規正法違反事件の関係者が副市長になるのかという厳しい御意見の電話がありました。市長に投票された方々に対し裏切り行為になるのではないかと考えますが、市長はこの方々にどのように説明するのでしょうか。

これらについて、誰にでもわかるように、それぞれ具体的に、納得できる説明をしていただきたいと思えます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、副市長の選任について御質問がありました。

初めに、副市長の空席期間の影響につきましては、私と職員とをつなぐ役割のほか、庁内の委員会の中には副市長が統括するものが多くございますので、かなりの影響があると考えております。私といたしましても、副市長の存在の重要性については認識しておりますので、少しでも早く現在の空席状況を解消したいと考えております。

次に、副市長人選の経緯についてですが、まず庁内から何人を選考し、要請したか、国やその他の機関とのやりとりの内容と結果につきましては、庁内の職員に影響する懸念もあり、また、相手方との関係もございましたので、答弁は差し控えさせていただきます。

次に、副市長の人選についての判断基準につきましては、私としては、行政経験の豊富な方が適任であると考えておりますので、まず、行政機関での業務経験のある方の中から人選を進めてきたものでご



ございます。また、私の公約実現に向けて、市職員とのつなぎ役となって調整していただける方がふさわしいものと考えております。

次に、議会への説明前に副市長の記事が掲載されたことにつきましては、副市長についての情報の取扱いには、私としても細心の注意を払っておりました。報道機関がどのような手段で情報を入手されたのかは不明ですが、結果として議会への説明前に報道されることとなりました。今後、情報の管理については、さらに徹底するように努めるとともに、原因究明のための調査を検討してまいりたいと考えております。

次に、提案に至るまでの経緯につきましては、私は行政経験の豊富な方が適任であると基本的に考えておりましたので、行政機関での経験のある方に絞って人選を進めておりましたところ、在職中すぐれた行政手腕を発揮されておりました中村氏のことに考えが及び、直接お会いし、就任の可能性について打診し、了承をいただいたということでございます。

次に、副市長提案の市民説明についてですが、まず、副市長に適任であると判断した理由と人物の理解につきましては、中村氏は市役所に在職中、さまざまな部署を経験され、また、すぐれた知識と能力を持っており、私の公約実現に向けて、市職員とのつなぎ役として、山積する課題を解消し、市民の皆様の期待に応えるには最も適任な方であると考えたものであります。

また、中村氏がどのような考えで受けたかにつきましては、御本人からは、私の市政に対する思いを職員に反映させていく調整役として取り組むとともに、私の公約の実現に向けて具体的な取組に結びつけていくことが役割であるというお話を受けております。また、市民の皆様と、そして職員のために働く覚悟はできているとも伺っております。

次に、政治資金規正法違反事件の関係者を副市長にしたことを私に投票した方にどのように説明するかにつきましては、政治資金規正法違反問題については、この4年の間に議会の場での追及や、さらには警察や裁判において厳格な処分を受け、それを全うされた方々に対して、重ねて追及する考えはありません。あくまで、それにかかわっていたかいないか、私を応援してくれていたかいないかではなくて、市民の皆様の期待に応えるべく、公約の実現に向け、それを理解して役割を果たしていただくということを第一に考え、中村氏が適任であると判断したところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 2項目め、参与について伺います。

参与については、本年6月10日から任用しましたが、この参与の任用については、我が党をはじめ各会派より、さまざまな角度から疑問の声が上がりました。規則や条例にもない非常勤の嘱託員としての身分について、何の権限もないのに調整役としての職務内容、調整役と言いながら勤務時間が定められ、時間外勤務が認められない勤務形態、算出根拠が曖昧な報酬額の決定に加え、予算づけもされないままの任用、ひいては御自身の元後援会にいた方の任用であり、論功行賞ととられかねないなど、挙げたら切りがありませんが、そういった指摘を受け、任用に不備があったことをお認めになった上で、その身分の取扱いを変更することにしたのか、なぜ嘱託員の参与ではいけなかったのか、なぜ任用のままではだめなのか、まず伺います。

参与設置規則（案）と現在の参与を比較すると、身分から職務内容、雇用形態、勤務形態等全て変わっています。この規則は10月1日から施行となっていますが、新たな参与が委嘱された後は、現在の嘱

託員としての参与のポストは廃止されると考えられるのか、御見解をお聞かせください。

また、このたびの参与設置規則（案）の内容についても伺います。

歴代市長の職務を補佐してきたのが助役であり、副市長です。森井市長は就任以来、副市長が不在でしたので、参与が必要だったかもしれませんが、副市長が配置されたなら、参与は必要ないのではないかと思います。副市長と参与の違いについて、副市長は指揮命令系統に組み込まれ、権限を有するのに対し、参与はアドバイザーとして指揮命令系統には組み込まれず、権限を有しないと説明しています。しかし、歴代市長は参与がいなくても、その職務を全うしてまいりました。また、市長は就任後の人事異動は適材適所に努めたというのであるならば、その職員を信用されてもいいのではないのでしょうか。御見解をお聞かせください。

また、職務についてですが、「市長及びその補助機関の求めに応じ、会議等に参加し、必要に応じ市長の意向を踏まえた意見の陳述等により当該補助機関を補助する」とあります。今回の規則案の制定により、勤務時間の定めもないなら、夜間、土日、祝祭日の会議の出席もあり得るということでしょうか。これはどういうことを想定しているのか、お示しください。

次に、参与の報酬月額算出根拠が、再任用国家公務員の管区機関の課長補佐級の給料月額などを参考にしたとありますが、なぜ国家公務員と同一の位置づけになるのでしょうか。市の再任用職員の位置づけと同様ではだめなのでしょうか。国家公務員の管区機関課長補佐級を位置づけとしたのは、豊富な知識を有しているからだと説明されました。参与は元技術職員ですから技術的な面では豊富かもしれませんが、市長が求められている行政全般にわたる豊富な行政手腕を有するとは言えないのでしょうか。市長の言う参与の委嘱基準は、除雪の専門知識ということでしょうか。以前と比べて、新たな非常勤の参与は月額単価が下がったのだからいいというものではありません。

要するに、初めから根拠も曖昧で、採用ありきで行ったという感が否めません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例別表に既に規定のある非常勤職員の顧問と同等の10万円以内とするのが妥当ではないかと思いますが、御所見をお示しください。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「よし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、参与についての御質問がありました。

初めに、規則案制定の理由についてですが、まず、参与の身分について、なぜその取扱いを変更したかにつきましては、第2回定例会の議論の中でも、規則を設置するなどして、その位置づけを明確にすべきという御指摘もあり、また、勤務時間の制約を取り除いて、本来期待されている仕事がより発揮できるように見直すこととしました。任用の点において不備があったとは認識をしておりません。

次に、新たな参与が委嘱された後は、現在の嘱託員としての参与のポストは廃止されると考えるのかという点につきましては、今定例会において議案の可決をいただいた後に、参与設置規則による委嘱をする予定であります。身分において、嘱託員である参与から非常勤の参与となり、報酬額も議案として提出させていただいた額となるわけで、新たな制度への乗換えという認識であります。可決された段階で、現在の参与は廃止する考えであります。

次に、参与の必要性、副市長や職員との関係につきましては、副市長は市長を補佐し、市長の命を受けて政策、企画をつかさどり、職員の事務を監督することとされ、また、補助機関である職員は、市長の職務を補助するために日常的な事務を遂行するものであります。これに対し、参与は市長の政策アドバイザーで、また、職員の求めに応じ調査及び助言を行う役目であり、副市長に伴う業務は一切含まれておりません。私にとって、市民の皆様とお約束をした公約の実現に向けて必要な人材であるとともに、必要な体制であると考えております。

次に、参与の職務についてですが、参与の職務内容及び勤務時間につきましては、あくまで、市長や補助機関である職員から求められた場合において、会議等に出席して、政策アドバイザーの立場から市長の意向を踏まえた意見を申し上げることがあるということであり、その意見は指揮命令権限によるものではなく、職員を補助するためのものであります。

また、勤務時間に関しましては、市長や職員に求められた場合には、どのようなときであっても、会議への出席もあり得るものと考えております。

次に、参与の報酬月額算出根拠についてですが、まず、なぜ国家公務員と同一の位置づけになるのか、市の再任用職員の位置づけと同様ではだめなのかにつきましては、本市では一般職の職員につきましては、国の給料表に準拠しているところであり、再任用職員についても同様であります。ただ、現状では、再任用は一般職での任用しか想定しておりませんので、管理職相当の給料表は規定されておられません。

したがって、参与については、職員同様、国の給料表に準拠しつつも、市長直轄のアドバイザーという重責を踏まえ、国の再任用職員の管理職の給与としたもので、その中で最低レベルの俸給月額、それと合わせて支給される最低レベルの管理職手当相当額を加算したものであります。この金額から1日単価を算出し、これに市長の登庁日の平均日数を乗じた額を報酬月額としたものでございます。

次に、参与の委嘱基準につきましては、私の公約実現に向けた市政全般に係るアドバイザーを想定したのですが、除排雪の改善は公約の中でも重要な項目の一つであると考えております。専門分野である土木行政のみならず、市政全般にかかわるアドバイザーという位置づけであります。

また、報酬額は顧問と同等の10万円以内が妥当であるという考えにつきましては、顧問は個別の案件について、都度、意見、助言等をいただいておりますが、参与は基本的に出勤し、業務をしていただいているので、顧問と同等の報酬額がふさわしいとは考えておりません。

**○議長（横田久俊）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

**○9番（松田優子議員）** 3項目め、地方創生の取組について伺います。

昨年11月末に国が施行したまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方自治体にも地方版総合戦略の策定が努力義務とされました。

地方版総合戦略とは、人口の将来展望である人口ビジョンと、それを基に新たな雇用創出や移住促進、安心な暮らしの確保など、地域の特性に応じて具体的な施策と目標を盛り込んだもので、本市でも、現在、その策定に向け、進んでおります。

そこで、これに関連して何点か伺います。

国においては、地方みずからが考え、責任を持って戦略を推進するように、多様な支援を切れ目なく支援する制度をつくりましたが、小樽市では、市町村の要望に応じ、当該地域に愛着、関心を持つ意欲

ある府省庁の職員を相談窓口として選任する地方創生コンシェルジュ制度に応募していると、中松前市長は第1回定例会の代表質問に立った我が党の高橋克幸議員に答弁されています。これについて、市長が替わっても引き続き応募は継続されているのでしょうか。

また、応募結果はいつわかるのでしょうか、伺います。

その戦略策定に向けた検討を進める上で、市では、人口対策庁内検討会議、小樽市人口対策会議を立ち上げました。当初は産官学等で構成された小樽市人口対策会議ですが、平成27年1月に国が取りまとめた地方版総合戦略策定のための手引きにより、幅広い年齢層から成る住民をはじめ、金融機関、労働団体、メディアなどが参画することが有効とされていることから、6月11日に開催された第3回小樽市人口対策会議において、金融機関、労働組合などからアドバイザーを招聘し、メディア及び一般市民に会議を公開することが全員一致で承認されたといいます。しかし、もう既に3回が終了し、開催予定回数の5回まで、残り2回しかありません。正式な委員ではなくアドバイザーとしたのはこのためでしょうか、伺います。

国勢調査によれば、小樽市の昼夜間人口比率は近年100パーセントを超え、それは年々増加しており、それはインフラの整備が順調に進まない一方、アクセスが向上し、本市に住まないで通勤・通学する人が多いということです。

これまで小樽市には、国立の小樽商科大学をはじめ私立の小樽短期大学、北海道薬科大学、そして北海道職業能力開発大学校など多くの学校が存在し、その通学のために市外から転入してくる学生も多かったように思いますが、2008年に小樽短期大学は閉校し、本年4月には北海道薬科大学はキャンパスを市外に移転しました。そのため、銭函・桂岡にあった薬科大学生を対象にした下宿やアパートはその役目を終え、小樽商大に通学する学生を受け入れ、にぎわった緑・富岡地区も、市外から通学する学生が増えたことにより、下宿はほとんど姿を消し、アパート暮らしの学生も大幅に減少したと聞いています。

今、小樽商大に通学する学生で、市外から通学する学生はどのくらいいるか、その人数を押さえていたらお示しいただくとともに、アクセスの改善以外に、市外から商大に通学する学生が多い要因があれば、伺います。

今後は、地元小樽出身者の小樽商大への入学者を増やすことも大事な視点です。今、地元小樽から小樽商大への入学者はどのくらいいるか、その人数を押さえていたら、お示しください。

そして、近年、どのように推移しているのかも、あわせてお示しください。

地方創生と人口減少対策はリンクしており、切り離すことはできません。そこで問題になるのが、経済対策優先なのか、人口の自然減対策が優先なのかということです。本年6月11日に開催された第3回人口対策会議での資料によれば、施策の方向性についての意見に「「働く街」としての発展か、「住む街」としての発展を目指すのかを決めるべき」とあり、また、「優先すべき項目は「結婚、出産、子育て支援と教育の充実」という意見がある反面、「働く場があって、次に結婚、子育てと続く」との意見もあり、一体どちらなのだろうと思ってしまいます。

第2回定例会での我が党の千葉議員の人口減少対策の検討方法と事業実施の方向性の質問に対し、市長は、当面は自然減対策に重きを置きながら検討すると答弁されましたが、その考えは今でも変わっていないのか、伺います。

そして、人口の自然減対策としてどのような対策を考えているのか、再度伺います。

また、優先とまでは言わなくても、経済対策のうち、地場産品のブランド化や販路拡大などの取組など、今後も積極的に進めていくべき課題は多いと考えますが、御所見をお示しください。

地方版総合戦略策定の見通しについて伺います。

平成28年度予算に反映させるために、人口ビジョン及び総合戦略の成果品の納入期限は10月30日までとなっており、残り2か月弱となりました。これについては、今後の小樽市の施策の方向性を示すものであり、場当たり主義ではなく、長期展望に立って策定しなければならず、すぐ結果が出なくても、こつこつとやっていくことが大切だと思います。

一口に地方創生と言っても、どうすれば自分たちのまちが元気になるのかということで、そのまちが克服しなければならない課題や求められる施策は千差万別です。ただ、どのようなまちであれ、あくまでもそこで生活する「ひと」がかなめであり、その「ひと」を中心に施策づくりを考え、そのまちで暮らす人々が希望を持ち、生き生きと暮らせるまちにしなければなりません。

総合戦略策定に当たり、市長の基本目標と策定までの今後のスケジュールもお示しください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、地方創生の取組について御質問がありました。

初めに、地方版総合戦略策定についてですが、地方創生コンシェルジュ制度への応募継続と応募結果につきましては、昨年11月に国に対し、選任の希望がある旨、応募をいたしました。本市担当の地方創生コンシェルジュは選任されなかったところであります。

その後、新たに後志総合振興局管内担当の地方創生コンシェルジュとして、北海道財務局小樽出張所長が選任されたことを受け、小樽市人口対策会議のアドバイザーとして御就任をいただいているところであります。

次に、小樽市人口対策会議についてですが、まず、金融機関などからのアドバイザー招聘につきましては、地方版総合戦略策定における国の要請に応える形で、8月中旬に金融機関や労働組合などから、新たに7名の方にアドバイザーとして就任をしていただいたところであります。既に第3回の小樽市人口対策会議が終了していたことから、これまでの経緯を踏まえないままに議論に参加いただくよりも、客観的な観点でそれぞれの専門分野に特化してアドバイスをいただくほうが効果的と判断し、アドバイザーとして就任いただいたものであります。

次に、小樽商科大学に通学する学生のうち市外通学者の人数につきましては、本年7月1日現在の学部在籍者は約2,300名、そのうち約7割が市外からの通学者であると承知しており、そのほとんどが実家から通学をしていると認識しております。ただ、道外など遠方からの入学者につきましては、市内居住者がかなりの割合を占めていると聞いております。

次に、地元小樽から小樽商科大学に入学する学生の人数とその推移につきましては、今年度の学部入学者は約560名、うち小樽市内からの入学者は1割に満たなく、直近5年間の推移で見ましても、1割を切る低い水準で推移しているとのことです。

次に、地方創生事業の方向性についてですが、まず、人口減少対策事業の方向性と自然減対策につきましては、出生数を増やし、合計特殊出生率を改善するとともに、高齢者の健康寿命を延ばすことで、自然増減の均衡を図ることが必要であり、自然減対策に重きを置くという考えに変わりはありません。

また、自然減対策といたしましては、周産期医療の安定化を図るとともに、小学生までの医療費や第3子以降の保育料の無料化など、子育てに対する支援策を中心に対策を考えておりますので、事業化のめどがつき次第、順次、実施してまいりたいと考えております。

次に、地場製品のブランド化や販路拡大の取組など、経済対策につきましては、「小樽産品」販路拡

大支援事業や小樽産品商品力・販売力向上事業など、地場産品のブランド化や販路拡大の取組を継続しながら、今定例会において予算案を提出しております水産物ブランド化推進事業の拡充など、小樽の特性を生かした経済対策も進めてまいりたいと考えております。

次に、地方版総合戦略の基本目標と策定までのスケジュールについてですが、現在策定中の（仮称）小樽市総合戦略の基本目標と策定までのスケジュールにつきましては、現在策定中の総合戦略には三つの基本目標があり、基本目標の1としましては、安心して子育てできる環境や地域の教育力を向上させることに優先的に取り組むという考えの下、「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」を図ることとしております。基本目標の2としましては、小樽の魅力を国内外に発信し、ヒト・モノ・カネの流れを活発にするという考えの下、「小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出」を図ることとしております。基本目標の3としましては、近隣市町村との連携を強化するという考えの下、「札幌圏や北しりべし・後志地域における、広域的な連携の推進」を図ることとしております。

また、総合戦略策定までのスケジュールにつきましては、今月16日から素案のパブリックコメントを実施し、10月中旬にはパブリックコメントでいただいた意見等を本議会での議論を踏まえて案を作成し、10月末までに人口対策会議、人口対策庁内検討会議の議論を経て、国に報告をした上で公開する予定となっております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

**○9番（松田優子議員）** 4項目め、財政問題について伺います。

平成26年度決算額調べに基づき、何点か伺います。

まず、歳入についてですが、一般会計では予算現額に対し、決算額は約17億7,000万円余り減収していますが、増加したものの中に地方交付税があります。決算額調べでは、地方交付税が予算現額166億7,600万円に対し、7,700万円余り増額の167億5,300万円になっています。予算現額より増額になった要因についてお示してください。

また、平成26年度の地方交付税額は、平成25年度と比較し、8,000万円も減少しているにもかかわらず、歳入全体に占める割合は30パーセントと、前年度の28パーセントより割合が増加しています。それだけ小樽市は地方交付税に依存していることがわかります。地方交付税は用途が特定されず、どのような経費にも使用できる一般財源であることから、自治体にとって大変重要な財源です。しかし、算定単位の一つに人口があり、毎年2,000人の人口減少にある小樽市では、地方交付税の減収には苦慮しています。そのためにも、人口減少対策につきましては、市の財政にも多大な影響を与えることから、早急に手を打たなければならないものですが、平成27年度における地方交付税の歳入見通しについてお聞かせください。

次に、歳出に関連してお聞きいたしますが、平成26年度の一般会計歳出規模が556億4,200万円と、平成25年度と比較し、42億5,600万円も減少していますが、この要因についてお聞かせください。

また、同じく一般会計の款別の歳出を見れば、総務費、商工費、土木費の不用額の割合が、予算現額に対して多いように思われますが、その理由についてお聞かせください。

次に、性質別決算状況で見ると、歳出が減少しているにもかかわらず、扶助費は年々増加しております。その中で、生活保護費は3年連続で減少しておりますが、主な要因についてお聞かせください。

平成26年度決算では、全ての健全化判断比率及び資金不足比率が早期健全化基準及び経営健全化基準を下回ったことは喜ばしいことですが、財政力指数は41.5パーセントと、道内主要都市10市の中では一番低く、経常収支比率も98パーセントと一番高く、非常に硬直した財政構造になっています。市長も就任挨拶で、小樽の財政需要の厳しいことは把握しているとおっしゃっていましたが、平成26年度の決算状況を見ての市長の見解をお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、地方交付税の決算額が予算現額より7,700万円増となっている要因につきましては、3月交付の対象となっている定住自立圏の取組に係る特別交付税措置が大幅に拡充されたことによるものと考えております。

次に、地方交付税の歳入見通しにつきましては、当初予算額に今定例会へ補正予算として計上しております12億6,100万円と合わせ、166億100万円を見込んでおります。

次に、歳出決算規模が前年度と比較して42億5,600万円減となった要因につきましては、衛生費において病院事業会計繰出金の減などにより15億3,500万円、教育費において学校給食センターの建設事業完了などにより11億4,200万円減となったほか、諸支出金で土地開発公社の解散及び土地開発基金の廃止などにより14億3,400万円減となったことなどによるものです。

次に、不用額の多い事業につきましては、主なものとして、総務費ではPCB廃棄物処理関係経費が8,300万円、商工費では中小企業経営安定健全化資金貸付金が1億8,600万円、中小企業設備近代化合理化資金貸付金が3,000万円、土木費では除排雪関係経費が6,400万円、住宅事業会計繰出金が4,900万円、小樽公園再整備事業費が4,100万円、北防波堤改良事業費が3,900万円の不用額となっています。

次に、生活保護費が3年連続で減少した主な要因につきましては、平成24年度は医療扶助費の減少によるもの、平成25年度と26年度は生活保護受給者数の減少と国による生活扶助基準の見直しなどによるものであります。

次に、決算に対する見解につきましては、平成26年度は他会計等からの借入れや財政調整基金の取崩しといった財源対策を講じることなく黒字を確保することができ、また、実質公債費比率及び将来負担比率については改善傾向にあります。しかしながら、財政力指数や経常収支比率は悪化の傾向にあり、このことは本市の一般財源は普通交付税に深く依存している上、臨時の財政需要に使える財源が少なく、非常に硬直化した財政構造にあることを示しており、今後とも効果的・効率的な行財政運営の推進を図り、真の財政再建に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 5項目め、周産期医療について伺います。

小樽協会病院の分娩休止の問題につきましては、昨年11月に提起されて以来、小樽市はもとより、後志管内にも激震が走りました。

昨年の第4回定例会で、私はこの問題について伺い、市としてもこれは重要な問題として、市内で周

産期医療の体制が維持できなくなる事態は何としても避けなければならない、今後は、病院側と協議を行うとともに、北海道とともに協議していかなければならないとの御答弁をいただきました。

この間、当事者である小樽協会病院はもとより、関係機関各位が医師の補充に向けて最大の努力を図ってきたことは認めますが、残念ながら医師の補充ができないまま、とうとう7月1日から分娩が休止となってしまいました。市民の方と懇談すると、必ずと言っていいくらい出るのがこの話題で、若い方はもちろん、娘を持つ母親など、皆一様に不安や危機感を持っています。これは何をおいても最優先で解決しなければならない問題ですので、周産期医療について再度伺います。

まず、周産期医療の担当部局が保健所から福祉部に変更になったことについて、市長は、管理職人事異動に伴う5月28日の記者会見で、周産期医療は大きな課題を抱えています、それだけにかかわらず、子育て支援と多くかかわってきますので、その両方を兼ねた専門性のある職員として配置していきたいと、その理由を述べています。しかし、7月1日という協会病院の分娩休止の期限が迫り、いまだ医師の補充ができていない中で担当部局の変更には、いまだ納得できません。医師補充のめどが立ち、一定程度落ちついてからの担当替えでもよかったのではないかと思います。この点について、再度、御見解をお聞かせください。

現在でも医療法に係る事務で、病院ごとの医師数の把握などについては依然として保健所の保健総務課が所管しており、むしろ第一義的にこの問題に専門性を持って対処すべきは保健所ではないでしょうか、伺います。

また、他の自治体での周産期医療の担当部局はどこが行っているのか、子育て支援の部局が行っているところがあるのか、道内の主な市について伺います。

次に、分娩休止後の小樽協会病院の産科の体制はどうなっているのか、伺います。

以前お聞きしたところ、休止になっても、北海道では地域周産期母子医療センターの認定はそのままだと伺いましたので、医師が確保されさえすれば再開できると思うのですが、すぐに対応できるようになっているのか、この点について伺います。

産婦人科医以外の助産師、看護師などの職員の配置は、現在どうなっているのでしょうか。もし休止に伴い、他の科に配置替えとなっていたり解雇されていたりした場合、医師確保ができ、分娩が再開となったときに、すぐ対応できるようになっているのでしょうか。これらについては、当該病院の問題で、市がどこまで関与できるのかということはあると思いますが、重大な問題ですので伺います。

今、私の友人が切迫早産と診断され、分娩予約をしていた札幌の病院に入院中です。もし37週前に出産した場合、母親が退院した後も、札幌の病院に毎日母乳を届けなければならず困っています。

また、ある方は、急に産気づき、受診中の札幌の病院に車で行き、出産が間に合ったというお話も伺いました。

協会病院では、6月末で分娩を休止した後も、出産予定日を過ぎた妊婦の受入れを行うと聞いていました。休止しただけで出産設備もあり、入院も可能なら、このように緊急の場合のみ受け入れてくれてもいいのではないかと考え、さきの第2回定例会の厚生常任委員会で伺ったところ、それは確認されていないという御答弁でした。それは、協会病院で受診しており、出産が遅れている方のみ受け入れるという条件で、病院側からすると、一度対応すればなし崩しになってしまうことが懸念されるからだとは思いますが、事は命にかかわる問題ですので、再度緊急の場合の受入れ態勢について伺います。

ともあれ、本年7月1日で協会病院の分娩が休止になったことにより、小樽で分娩できるのは、クリニック1件のみとなりました。そのクリニックの医師の精神的・肉体的負担はいかほどか、心中察するに余りあります。今年度のクリニックの小樽市民の分娩扱い件数を伺います。



市長は就任の所信表明で、産婦人科医の働きやすい環境を整え、支援を強化できるよう、できることから一つ一つ取り組んでいくと述べられており、前回の我が党の千葉議員の質問には、あらゆる方面から情報収集に努める中で、可能な支援策を検討していきたいと答弁されていますが、市ができる支援策とはどのようなものをお考えなのか、伺います。

この地域周産期母子医療センターの休止の問題の本質は医師不足ということですが、今のままでは大きな都市でしか子供を産めないことになってしまい、人口の一極集中にますます拍車がかかってしまいます。とにかくこの問題は事一医療機関だけで解決できる問題ではなく、地域全体として体制を整えていかなければならない問題だと思いますが、このことについて市長のお考えをお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、周産期医療についての御質問がありました。

初めに、周産期医療担当部局の変更についてですが、まず、医師補充のめどがつかない中での担当替えにつきましては、私が市長に就任し、本市にはさまざまな問題や大きな課題が山積している中で、人口減少への対策が重要課題と考え、子育て支援を強化し、周産期医療の安定化に早急に取り組むため、子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を福祉部内に配置したものであります。

次に、周産期医療の問題は保健所で対処すべきではないかとお尋ねですが、福祉部で担当する業務は、周産期医療体制を確保するための支援で、北海道など関係機関からの情報収集や医師確保の要請、協会病院を含む医療関係者との協議が主な業務であり、医療法に規定される事務について行うものではありません。また、専門的な知識が必要な場合は、保健所と連携をとって業務を進めております。

次に、道内の主な自治体での周産期医療の担当部局につきましては、保健所設置市である札幌市、旭川市、函館市では保健所が担当しておりますが、保健所設置市以外の市では、子育て支援を担当する部局内で、周産期医療を含む医療政策についても担当しております。

次に、分娩休止後の協会病院における産科の体制についてですが、まず、職員配置につきましては、助産師、看護師は分娩休止後の7月以降も同じ体制で勤務しており、医師が確保できれば、すぐにでも分娩を再開できるものと聞いております。

次に、緊急の場合の受入れ体制につきましては、医師の確保ができない中では、安全な分娩体制を24時間とることができないため、受入れは難しいものと聞いております。

次に、クリニックにおける分娩取扱件数についてですが、現在把握している7月までの小樽市民の人数でお答えしますと、平成27年4月21人、5月22人、6月16人、7月27人、合計86人となっております。

次に、産婦人科医に対する市の支援策についてですが、まず、市ができる産婦人科医の働きやすい環境整備の支援策につきましては、産婦人科医からお話を伺ったところ、近年では女性の産婦人科医が増えていることもあり、一般的には子育てをしながら働くことのできる充実した保育環境が必要であろうとのことでした。本市でも各種の子育て支援施策を実施しておりますが、今後においても、お話を伺っていく中で可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、周産期母子医療センターの休止に対する見解につきましては、安定した周産期医療の確保は協会病院の一医療機関で解決する問題ではなく、地域が一体となって取り組んでいくべき問題であると考えております。

そこで、本市といたしましても、これまで北海道や札幌医科大学へ小樽・後志の周産期医療の現状を

説明し、周産期医療体制の維持について要請も行うとともに、行政と医療関係者が小樽市における周産期医療体制の維持等について話し合う場として、小樽市周産期医療懇談会を設置し、8月20日の第1回目の会議において、会の進め方を協議したところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 最後に、除排雪問題について伺います。

市長公約の柱の一つに除排雪の充実があります。参与の任用理由の中に、特に除排雪行政においては、平成8年1月における記録的豪雪の際の危機管理等、手腕を発揮したため適任とあるように、除排雪対策には特別な思い入れがあるようにうかがわれます。

確かに、平成27年3月末から5末日に行われた人口動態アンケートの自由記述欄に寄せられた意見、感想について、転入・転出者別にコメントを分類、分析したところ、子育て、教育とともに不安・不満が多かったのが除雪と伺っています。

また、住宅マスタープランを策定するに当たって行ったアンケート調査について、現在困っているものの中で断トツ1位なのが雪の問題についてです。そして、これは市内の一部の地域に偏っているのではなく、市内全域にわたっています。それほどまでにこの除排雪問題は、小樽市民がこのまちに住み続けるための大事な要素となっています。

しかし、市長の今回の提案は、市民の本当に困っている悩みに応えているのか疑問があります。小樽市の除排雪体制は、幾度も制度や仕組みの変更を繰り返しながら今日を迎えてきたと聞いています。このたびの市長の公約では、よりきめ細やかな除排雪体制に取り組むとっておりますが、今までの除排雪体制では何が問題点と考えているのか、そしてどこまで除排雪が行き届けばきめ細やかになると考えているのか、伺います。

市長は除排雪の公約を最優先されるお考えのようですが、その大前提になるものは、費用の確保と人の確保、そしてまた、排雪量増加に伴う雪捨場の確保ではないかと思えます。

そこで、財政面について伺います。きめ細かくやればやるほど費用は増大し、その財源確保が大きな問題になります。人件費などの人的要素、機材確保などの物的要素、そして降雪量などの未知数的要素が大きいかかわってきますが、現時点では降雪量を穏やかな気象として、おおむね5メートルに想定して約11億2,900万円の補正予算を組みましたが、もし今年度が昨年度と同様の気象条件となった場合、さらにどれだけ上積みになりますか。

また、過去5年間で最も厳しい気象条件と同様の場合、どのくらいの予算が必要になりますか、伺います。

除雪出動の基準の見直しとして、第2種路線の除雪基準を15センチメートルから10センチメートルにし、生活道路の基準は変えないということですが、市民の不満は幹線道路の除雪よりも、生活道路の除排雪の充実にあります。住環境で困っていること、改善してほしいことのアンケート調査で1位だったのは、冬季など道路が狭いため、火災や自然災害時などに安心して避難できるかが不安という回答でした。

私も市民相談で訪問した折、御要望があったのは、いわゆる生活道路の除雪が年1回程度と少なく、道路の積雪が厚くなったり、暖気でぐつぐつになったりしたときに、ステーションに連絡した場合、速やかに様子を見に来て除雪をしてほしいというものでした。

また、ある方は自宅で倒れられ、救急車が横づけできず、担架も使用できなくて、救急隊員がおぶって救急車に乗せ、病院に搬送されたといいます。

生活道路の除排雪の充実も図っていただきたいと要望しますが、この点についても伺います。

除排雪体制基準が見直されればされるほど、機動力の確保と人員の確保が必要になりますが、このたびの見直しによって、人員はどのくらい必要になるとお考えですか。

また、除排雪体制の充実は、業者の対応能力にもより、共同企業体参加業者との兼ね合いもあります。このたびの変更について、業者への説明はどのようにされたのでしょうか、伺います。

排雪量が増加すれば、それに伴ってその雪を処理する場所が必要になってきます。説明によれば、若竹・桜地域に除雪拠点を増設する考えと伺っております。除雪拠点の増設は、事務所などの管理経費を増やすことになるのに反して、従前に比べて除排雪の中身が格段に改善することになるのか、市民が求める方向と違うのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

増設する若竹・桜地域は除排雪の苦情が多い地域ということですが、他と比較してどのくらい多いのか、お示してください。

苦情が多いという以外、この地域に除雪拠点を増設しなければならない理由は何があるのか、伺います。

さらに、道路管理者等に限定した雪堆積場の増設も考えているとのことですが、増設箇所は検討中のため、本予算では反映されていないという説明でした。たとえ場所が未定であっても、除排雪出動基準が見直された場合、雪捨場の確保は必然のことと思われるのに、予算が計上されていないのはなぜでしょうか。今年度の雪堆積場の増設と予算上の考え方について、伺います。

今後、雪押し場の確保や工夫を凝らした除排雪方法の検討、また、次回の全市的な除雪拠点の見直しの基礎資料とするため、除雪路線調査業務を2年計画で行うということですが、具体的にはどのような調査を行うのでしょうか。

また、調査結果によっては、今後、除排雪体制が見直されることもあり得るのか、伺います。

市民の皆様の期待が大きければ大きいほど、スムーズにいかなかった場合の反動は大きいものと思われれます。苦情件数もさらに増大すると思われれますが、対応は大丈夫でしょうか。市民感情として、除排雪は際限なく要求が多くなっていくという懸念もあります。将来的にどのように市民要望に添えていくのでしょうか。

今後の除排雪予算の強化とともに、除雪費の抑制に向けた取組も大変重要になってきます。市民参加や地域ぐるみの取組など、除雪に対する自己責任の方策は考えられているのでしょうか。

この項最後に、その点について市長の考えを伺います。

全ての項目について再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪問題について御質問がありました。

初めに、今までの除排雪体制の課題についてですが、今までの除排雪体制の問題点などにつきまして、これまで私が市内の除排雪作業を直接目にし、また、市民の皆様方からの話を伺った中で、幹線道路におけるガタガタ路面の発生、生活路線における除排雪作業の遅れなど、多くの課題があるものと認識しております。

また、近年、除雪費が増加傾向にある中、工夫を凝らした除排雪への取組についても、不十分であると考えております。これらの課題や市民の皆様の要望を踏まえつつ、現状の除排雪を少しずつ改善していくことが、きめ細やかな除排雪につながるものと考えております。

次に、今後の除排雪体制についてですが、まず、昨年度と同様の気象条件になった場合の除雪費などにつきましては、気象条件はその年により必ずしも同じとは限らないため、今年度と単純な比較はできませんが、仮に試算しますと、平成26年度の除雪費は約17億3,000万円となりますので、今定例会に提案している補正額を含めた除雪費を差し引くと、約4億4,000万円の追加が必要となります。

また、過去5か年で最も厳しい気象条件の年は平成24年度であります。試算の金額は約18億7,000万円となります。

次に、生活道路の除雪の充実につきましては、今年度から除雪出動基準の見直し、路面整正の強化など、幹線道路の見直しを中心に除排雪の改善に取り組んでまいります。これらは今後、市として取り組んでいく除排雪の改善の第一歩として考えております。今後、これらを見直しの検証を行うとともに、市民の皆様からの要望も伺いながら、一つ一つ改善をしてまいりたいと考えております。

次に、除排雪体制の見直しに必要な人員につきましては、今回の除雪拠点の増設では、タイヤドーザなどの除雪機械の増備に伴うオペレーターで5名、また、新たな除雪拠点に勤務する業務主任等の管理職員で4名の増員が見込まれます。

また、除雪業者への説明につきましては、8月28日に開催しました平成27年度小樽市共同企業体除雪業務入札等参加申請に関する説明会において、今年度の除排雪体制の見直しとあわせて、必要となる除雪機械、人員を示しております。

次に、除雪拠点の増設につきましては、除排雪作業の区域がコンパクトになることにより、機動力が向上し、除雪作業の遅れが解消され、また、道路パトロールも行き届くことで、適切な路面管理が可能になることから、市民の皆様の要望にお応えできるものと考えております。

次に、若竹・桜地域に除雪拠点を増設した理由につきましては、除雪期間中、市民から寄せられた要望については、これまでの6ステーション体制では、5年連続で桜地区を含む第3ステーションが最も多く、若竹地区を含む第2ステーションがこれに続いており、平成26年度ではこの二つのステーションで全受付数の約5割となっております。また、両ステーションが担当する地域は積雪量が多い山間部を抱え、ほかのステーションと比較して除排雪作業量が多くなっていることから、増設箇所として選定したものであります。

次に、今年度の雪堆積場の増設と予算計上の考え方についてですが、今年度は道路管理者等の使用に限定した施設の開設について検討を進めており、現時点では具体的な候補地をお示しすることはできませんが、その条件としましては、排雪に係る経費の節減額が、施設の管理経費を上回ることなどとしており、今後、新たな雪堆積場の開設が予算の増につながるものではありません。

次に、除雪路線調査業務についてですが、調査の内容につきましては、除雪路線の道路幅員、勾配、占用物件、家屋の張りつき状況、空き地の状況などの情報を一元的に整理するものであり、今後、この調査結果を踏まえ、さらなる除排雪体制の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、苦情に対する対応についてですが、まず、除排雪体制見直しにおける市民対応につきましては、今年度から現場の状況把握、委託業者との協議、作業の指示などを的確に行っていくため、除排雪対策本部の枠組みの中で、ステーション担当員などの増員を図り、これまで以上に体制の強化を図ってまいります。

次に、除排雪に関する市民要望への対応につきましては、市民の皆様から寄せられる要望は将来的に

除排雪体制を見直し、改善していくための貴重な情報であると認識しておりますので、限られた予算の中で、可能な取組から一つ一つ実施してまいりたいと考えております。

次に、市民参加や地域ぐるみの取組につきましては、本市が直面している人口減少や高齢化の進行など厳しい状況において、冬季の快適な市民生活を確保していくためには、除排雪体制の整備はもとより、市民の皆様にご協力をいただくことが重要な視点であると考えております。現在、貸出しダンプ制度など、市民の皆様との協働による取組を行っておりますが、今後、さらなる協働の取組について研究してまいりたいと思います。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 9番、松田優子議員。

**○9番(松田優子議員)** 今の市長の答弁に対し、何点か再質問させていただきます。

まず、副市長の選任についてですが、市長は、我が会派への説明の際も、副市長の選任について質問しても、議会でお答えしますと、また、過日の記者会見でも、副市長の件に関しては議会でお答えしますと言って、その場では何ら回答なさいませんでした。市長には説明責任があるはずで、そういうことでこのたびの代表質問になりましたが、聞いても答えないという市長の姿勢に苦言を申し上げ、再質問いたします。

まず、この副市長の選任についてですが、先ほどお答えいただきましたけれども、今の市長の御答弁は全く答弁になっていません。

まず、中村氏の人選の経緯についてですけれども、市長は就任後の管理職の人事について、いろいろな方と相談されて人事異動を行ったと、さきの定例会でも言いましたが、中村氏については、どなたかのアドバイスがあったからでしょうか。それとも、自分でこの人と決めて折衝に当たったのでしょうか。どちらにしても、中村氏を人選するに当たって、政治資金規正法違反事件のことを承知の上で打診したのでしょうか。

それで、先ほどの私の質問に対しまして、それは全然考えていないということでしたけれども、選んだ理由として、自分の公約を実現するためというふうにお答えになりましたが、その実現をするためということで、それでは誰でもいいのかということが問題になるというふうに思います。市長は、このたびの選挙戦にあつて、中松前市長は、この政治資金規正法違反に何らかかかわっていないのに、また、何の処分も受けていないのに、この政治資金規正法違反事件を自身の選挙戦の目玉にして批判し、御自身が当選したら、それにかかわった方を御自身の職務を補佐し、時には御自身の職務の代理をさせる重要機関である副市長に選任するということは、誰もが納得しません。整合性がとれると思っっているのかどうか、この点についてお聞かせください。

また、後援会の方についても、きちんと説明されたのでしょうか。

もし説明したのであれば、その説明をした後、後援会の人から何の異論もなかったのかどうか、もろ手を挙げて賛成したのかどうか、この点についても、これは皆さんが思っていることですので、きちんとお答えいただきたいというふうに思います。

先ほど、人選の経緯で、庁内だけでもたくさんいますということでした。何人の方を選考し要請されたのか、また、国であつたりその他さまざまな方とやりとりしているということで、この内容と結果についてお答えくださいというふうに質問しましたが、それについては差し控えるということでした。別に個人名を聞いているわけでもありませんので、何人の方に当たったのか、どのような要請をされたのか、そういう内容について、きちんとお答えいただかなければ、納得するものではございません。

そして、先ほどの答えでは、中村氏については、判断基準からして最も適任の人というふうに言いま

したけれども、先ほども言いましたとおり、政治資金規正法違反事件についてあれほど批判してきて、また、中松前市長は何もしていませんから刑事罰も受けていないわけです。だけれども、この中村氏については、刑事罰も受けた方です。その方について最も適任な人と、これについても誰も納得するものではないと思います。これらについて、しっかりもう一度具体的に説明していただきたい、このように思います。

次に、参与についてでございますが、副市長の選任についても不同意になり、参与の予算も否決になり、新しい参与が委嘱されない場合になったとしても、現状の参与のポストは廃止されると考えてよろしいのかどうか、この点についてもお聞きしたいと思います。

周産期医療については、所管が保健所から福祉部になってもそれほど影響はなくて、これから連携をとっていくというふうにお答えになりましたけれども、変わった時期というのが先ほど言いましたとおり7月の時期で、ちょうど大変な時期なのによって、私は変わって悪いとは言わないのですが、その時期がどうだったのかということをお聞きしたかったわけです。それで、私もいろいろその7月のときに厚生常任委員会などでも聞きましたけれども、その福祉部の担当の方は、まだ情報収集に当たっていますということで、やはり担当に替わった方についても、本当に初めてで大変だったのではないかと、このように考えます。この点について再質問いたしますので、よろしくお願いします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 松田議員の再質問にお答えいたします。

まず、副市長の件で、4点だったかと思うのですが、1点目、私自身が中村氏に打診をし、直接交渉させていただいておりますので、紹介とかそういうものがあつたわけではございません。

それから、中村氏が政治資金規正法違反事件に関与していたのを知っていたかどうかというお話もあつたと思いますけれども、もちろん知っておりました。

それから、私自身、選挙戦において、政治資金規正法違反についても含めて批判していたのではないかというお話だったかと思いますが、私は今日、このたびに限らず話をさせていただいておりますが、誰か個人を特定し、それについて話をしているわけではなく、その体質、体制について批判をさせていただいた又は変えていきたいという思いを訴えさせていただいたということでございますので、どなたか個人を責めようということではございません。

また、後援会の方々から異論がなかったかというお話でしたけれども、この副市長の提案をさせていただいて、その後にこの週末も含めてさまざまな方々、いろいろなイベント等もありましたし、たくさんの方々にお会いしておりますが、その方々とお話している中で、そのような異論や、中村氏はやめたほうがいいとか、そのようなお話は一つも受けておりません。

それから、参与について、大変恐縮ですけれども、今回の議案について、皆様に御理解をいただけて可決し、何とかその体制をとって提示させていただいておりますので、現時点で否決されることを前提でどうするかということまで考えが及んでおりませんので、御理解いただければと思います。

もう一点、周産期医療のことにおいて、時期のお話があつたかと思いますが、このように協会病院において医師不足になりそうだというお話を受けて、そのフォローをさらにしっかりできるようにということも含めて配置をさせていただいたので、時期も含めてそのときに行ったということでございます。

**○議長（横田久俊）** 1点答弁漏れでしょうか。先ほど、何人に要請したのかというときに、答弁を差

し控えると言いましたけれども、松田議員の再質問では、個人名を出すのではなくて、人数、何人と折衝されたということでしたので、それについてどうですかという質問がございました。これについては、差し控えるということによろしいのですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 答弁漏れ、大変失礼をいたしました。

今、さまざまな経緯についてというお話がありましたけれども、やはり庁内の職員に影響する懸念もありますし、また、相手方の関係もありますので、大変恐縮ですが、これについては答弁を差し控えさせていただければと思いますので、お願いいたします。

(発言する者あり)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 9番、松田優子議員。

**○9番(松田優子議員)** 再々質問させていただきます。

先ほども何回も言いましたとおり、市長は何人かに当たっているというふうに、要するにいろいろな人に当たっているということを言っていましたので、別に、先ほど言いましたとおり、名前を出してください、どこの部署の方をと言っているわけではありませんので、何人に当たったのかは答えられることだと思います。その点について、もう一回聞かせていただきたいと思います。

それから、先ほど、後援会の方には異論は一つもなかったと言いますけれども、本当に一つもなかったのかどうか、また、市民感情として、森井市長を応援した市民の方についてはどうなのでしょう。その点についても、全く異論もなくということでしょうか。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 松田議員の再々質問にお答えをいたします。

1点目の人数ということですが、具体的な人数にはならないかもしれませんが、庁内や国、その他の機関、さまざまなやりとりをさせていただいた中で、複数、アプローチをさせていただきました。

(「そんなんでいいの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それともう一点、異論があったかないかということだったかと思えますけれども、皆様に議会において提案をさせていただき、私個人に限らず、皆様もちろんですが、マスコミ関係等でも中村氏のことが御紹介され、さまざまな方々、もう既に御存じの方もたくさんいらっしゃるかと思えますけれども、その提案をさせていただいた後に、たくさんの方々にお会いする中で、先ほどお話ししたように異論ということは一つもございませんでした。

**○議長(横田久俊)** 最初の人数のお話ですが、松田議員からは、個人名も部署も必要でない、これは市長しかわからないことですので、何人ぐらいの方に交渉したのか、その数字は出してもいいのではないかと松田議員の質問ですが、どうでしょうか、それでも。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 5名、6名ぐらいだったかと思えます。

**○議長(横田久俊)** 5名ないし6名ということによろしいのですか。

(「議長、9番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) やはり先ほど言いましたとおり、本当に先ほどは複数と言ったり、今度は五、六人と言ったり、やはり聞かなければ答えてくれないという、そういう……

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長の姿勢に対して苦言を申し上げます。

それと、先ほど言いましたとおり、異論が一つもなかったという……

(「関係ないよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

はい。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 今、市長にお答えいただきましたので、これで質問は終結いたします。よろしいですか。

松田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時35分**

**再開 午後 2時55分**

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○18番(佐々木 秩議員) 2015年第3回定例会に当たり、民主党を代表し、質問をいたします。

最初に、市長提出議案について伺います。

除雪費として11億2,900万円を追加、今年度は計12億8,500万円となる案が示されました。そのうち市長公約実現のための新たな除雪体制による増額分は、1億400万円とのことです。出勤基準を降雪15センチメートルから10センチメートルに緩和するのは、幹線道路と生活道路を結ぶ補助幹線道路の第2種路線、延長約260キロメートル、また、第1種路線及びバス路線になっている第2種路線を路面整正強化、いわゆるガタガタ雪道を平らに削る作業を行うことになっています。もちろんこれらの道路がしっかり除雪、整備されるにこしたことはありません。しかし、これらに要する費用が計9,500万円、この分を財政逼迫中の本市会計のどこから捻出していますか。

なにせ自然が相手です。近年特に増えている異常気候、異常降雪等が本市を襲うとも限りません。そうでなくても、この何年間かの除雪費は増える一方です。今回の補正予算では降雪量を500センチメートルと想定していますが、仮に昨年度と同様の気象条件であった場合、さらに補正で追加する分は幾らになりますか。

また、最終的な今年度の予算は幾らになりますか、試算をお示してください。

出勤基準の緩和は試行となっていますが、その方法や範囲について、改善のための試行という意味で、いったん始めたものをお金がかかりすぎるのでやはり来年度からやめますという意味ではないはずで。そういう捉えでよろしいでしょうか。

この除雪基準に従って継続していった場合、中・長期的に本市財政への影響が憂慮されますが、この予算をどのように生み続けるのか、行政の無駄を省くなどの曖昧な紋切り型ではなく、具体的な財源を



お示ください。

中・長期的な見通しが立ってこそその基準改定です。小樽市中期財政収支見通しによると、来年度以降も単年度収支の赤字が見込まれています。市民生活第一と言いながら、結果として財政破綻を招いてしまつては、一番迷惑をこうむるのは市民ということになります。この点について、市長の所見を伺います。

そもそも市民が望んでいる除雪とはどのようなものでしょうか。私たちが一番お聞きするのは、子供たちの通学路の安全確保、高齢者や体の不自由な方の家の玄関先から除雪されている道路までの間の雪かき、除雪後の置き雪の除去、1シーズンに二、三回、本当にまれにしか入らない家の前の生活路線の除排雪をどうするのかという問題です。市長の選挙公約にある除雪出動基準の緩和について、市民はこれら生活道路の除雪問題を解決してくれることを期待していたのではないのでしょうか。市長は今回の施策でこの思いに応えたとお考えでしょうか、見解をお聞きいたします。

本来、除雪の対応は建設部だけの事業課題ではなく、市全体で連携して対応しなければならない切実で重要な問題です。本市にももちろん、福祉除雪や貸出しダンプ制度がありますが、十分に機能しているとは言えません。これまで継続してきたこれらの事業や新規事業によって、市民生活や生活弱者の皆さんへの個別的な対応の拡充、充実も同時に進めていくことが不可欠ですが、今回の補正予算にそのような視点は見られません。この点はいかがですか。

除排雪に係るアドバイザーとして、民間の除雪委託会社の職員だった参与が採用され、これまでの間、除排雪業務見直しにかかわる協議の場や除雪懇談会などに出席されました。除雪については、多額の費用がかかることから、委託契約に係る業者の選定、入札について公正・公平に行われることが求められるため、入札業務所管課以外の職員である参与がかかわることは、情報管理やコンプライアンスに問題があると思いますが、いかがですか。

引き続き、参与について伺います。

市長が6月10日にアドバイザーとして採用した参与は、嘱託員として既に勤務しておられ、月額30万円の報酬を得ています。私たちの会派は、除雪についても専門的ノウハウを持つ職員が既にいること、多くの嘱託員はじめ非正規職員が低い賃金で働いており、賃金差別であることを指摘し、その必要性について疑問を呈してきました。この場では、参与の報酬についてお聞きします。

示された規則案によると、雇用形態は委嘱で、雇用関係はないとのことですが、地方公務員法に基づく給与条例主義の趣旨は生かされるのですか。

既に支払われた、そして今回提案の参与報酬は、どう見ても最初に額ありきで、後から理由づけしているとしか理解できません。給与条例主義で禁止する任命権者の恣意的な決定に当たるのではないのでしょうか。見解をお願いいたします。

仮に、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正案が否決された場合、参与の扱いはどうされるのか伺います。

次に、副市長の選任について伺います。

今年5月から空席になっていた副市長の選任について提案がありました。まず、副市長職に中村浩氏を充てた経緯と理由について御説明ください。

中村氏については、2011年のいわゆるパーティー券問題で公民権停止を受けています。氏は既に処分を受け、公民権は回復しているとはいえ、市長は常々、また、前定例会でも、この問題を含む市役所の体質を内部の恥部と批判し続けています。その市長が中村氏起用に当たって、これまでの批判姿勢とどう整合性をつけるのかお聞かせください。

また、中村氏御本人がどういう姿勢で副市長職に当たられるのか、お聞きになっているところをお示しください。

特に、議会や職員、対外組織との調整役を果たすことが期待されますが、いかがですか。

我が会派は、副市長を置くのであれば、参与は必要ないのではないかと考えています。それぞれ役割、専門分野、その他が違うと言われるでしょうが、総合的に見れば、実質的副市長2人体制と変わりが無いことになり、行政改革の流れに逆行するのではないのでしょうか、所見を伺います。

今回、市長の会派への提案の前に内容が新聞で報道されるという、議会軽視、ルール違反がありました。これまでも議会との了解事項、ルールが守られず、結果として大事な論議に支障を来す場面が続いています。以後、同様なことがないように強く求めます。同時に、この件の最大の問題点は、市役所トップの秘密情報が簡単に外部に漏れたということです。これは、市の入札情報ははじめ数々の重要な情報が流出する重大な危機と押さえるべきです。原因究明、調査が必要です。見解をお示しください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、市長提出議案について御質問がありました。

初めに、除雪費についてですが、まず、市長公約に係る予算の財源をどこから捻出しているかにつきましては、除雪費は第2回定例会まで当面必要な経費を計上しておりましたが、今定例会では私の公約部分も含め、今年度必要とする年間予算とするため、11億2,900万円を増額計上したものであります。その財源としましては、国庫補助金、除雪費負担金収入及び当初予算で計上を留保していた特別交付税のほか、普通交付税や繰越金などの一般財源を精査し、計上しております。

次に、昨年度と同様の気象条件であった場合の補正額などの試算につきましては、気象条件はその年により必ずしも同じとは限らないため、今年度と単純な比較ができませんが、仮に試算をいたしますと、除雪費は約17億3,000万円となりますので、今定例会に提案している補正額を含めた除雪費を差し引くと、約4億4,000万円の補正額となります。

次に、除雪出動基準の見直しにおける試行の考え方につきましては、第2種路線を対象として、除雪出動基準を降雪15センチメートルから10センチメートルにして実施するものであります。来年度からの本格的な実施に向けて、この基準を維持するための課題の抽出や除雪方法の工夫などを検討する実証実験としての意味合いを含めたものであります。

次に、新たな出動基準で除雪を継続していく場合の財源につきましては、今後、予算編成過程の中で、地方交付税をはじめとする国の予算の動向などを注視しながら、小樽市全体の財政需要を把握した上での検討が必要となりますので、現時点で具体的な財源をお示しする段階にはありません。まずは、持続可能な除雪費予算となるよう、雪押し場の確保や工夫を凝らした除排雪方法を検討し、経費の抑制に努めるとともに、毎年度の予算編成においては、必要な市民サービスに配慮しながら、事業効果と優先順位を見極め、事業の取捨選択などにより、財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、財政破綻に対する所見につきましては、除雪費に限らず、公約の実現に当たっては、当然のことではあります。財政破綻を招かないことが前提であり、限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全性を確保し、持続可能な財政基盤を構築していく必要があると考えております。

次に、市民が望んでいる除雪問題の解決につきましては、今年度から除雪出動基準の見直し、路面整

正の強化、除雪拠点の増設などを実施してまいります。これらは今後、市として取り組んでいく除排雪の改善の第一歩として考えております。今後、これらの見直しの検証を行うとともに、市民の皆様からの要望も伺いながら、一つ一つ改善してまいりたいと考えております。

次に、市民生活や生活弱者の方への対応につきましては、高齢化が進む本市にとって大変重要な課題であると認識しておりますので、今年度は幹線道路の見直しを中心に除排雪の改善に取り組んでまいります。今後、現行制度を踏まえながら、市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、除雪に関する委託契約の手續に所管課以外の職員である参加がかかわることにつきましては、私の公約である除排雪体制の見直し実現に向けて、参加にアドバイザーとしてその協議の場などに出席をしてもらいましたが、業務委託にかかわる業者の指名や入札などの契約手續については、所管課以外の職員がかかわることができないものであり、所管課職員においても、これまでと同様に法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な執行に努めるよう、改めて指示をしてまいります。

次に、参加についてですが、まず、参加の報酬に地方公務員法に基づく給与条例主義の趣旨は生かされるのかとのことにつきましては、同法では職員の給与について、「その職務と責任に応ずるものでなければならない。」、また、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と定められておりますが、特別職の位置づけとなる参加に対しましては、基本的に同法は適用されません。ただし、一般的には報酬は役務の対価として与えられる反対給付と解されておりますことから、役務の内容を正当に評価して、報酬額を条例で定める必要があるものと考えているところであり、その正当性を担保するためには、直接的な適用はないとしても、地方公務員法の規定を参酌する必要はあるものと考えております。

次に、参加の報酬の額につきましては、今、申し上げましたとおり、地方公務員法では、その職務と責任に応ずるものであること、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮することとされており、この規定を参酌して設定する必要があるものと考えております。参加は私の公約実現のための直轄のアドバイザーとしての重責を担うことから、今回、参加の身分取扱いの見直しに合わせ、その報酬額についても、国家公務員の再任用の管理職に支給される最低限の給与額をベースに改めて積算し直した結果でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正案が否決された場合の参加の扱いにつきましては、第2回定例会での議論を踏まえて議案として提出させていただいたものであり、現時点では原案どおり可決いただくよう、できる限りの説明をしてまいります。

次に、副市長の選任についてですが、まず、中村浩氏を充てた経緯と理由につきましては、私としては、行政経験の豊富な方が適任であると考え、行政機関等での経験のある方に絞って人選を進めておりましたところ、在職中にすぐれた行政手腕を発揮されておりました同氏のことと考えが及び、直接お会いし、就任の可能性について打診をし、了承をいただいたという経緯であります。

また、理由としましては、中村氏は市役所に在職中、さまざまな部署を経験され、また、すぐれた知識と能力を持っており、私の公約実現に向けて、市職員とのつなぎ役として、山積する課題を解消し、市民の皆様の期待に応えるには最も適任であると判断したことであります。

次に、これまでの批判姿勢との整合性につきましては、私としましては、あくまで体質を変えることを言い続けていただけであり、個人を批判したわけではありません。政治資金規正法違反問題について、この4年の間に議会の場での追及や、さらには警察による捜査や裁判において厳格な処分を受け、それを全うされた方々に対して、重ねて追及する考えは持っておりません。あくまでそれにかかわっていた

かないか、私を応援してくれていたかないかではなくて、市民の皆様の期待に応えるべく、公約の実現に向け、それを理解して役割を果たすことを第一に考え、中村氏が適任であると判断したところがあります。

次に、中村氏本人がどういう姿勢で副市長職に当たるかにつきましては、御本人からは、私の市政に対する思いを職員に反映させていく調整役として取り組むとともに、私の公約の実現に向けて、具体的な取組に結びつけていくことが役割であるというお話を受けております。また、市民の皆様と、そして職員のために働く覚悟はできているとも伺っております。

次に、副市長を置くのであれば、参与は必要ない、行政改革の流れに逆行するのではという件につきましては、参与は市長の政策の実現に向けたアドバイザーで、また、職員の求めに応じ、調査及び助言を行う役目であり、副市長に伴う業務は一切含まれておりません。これに対し副市長の職務は、市長を補佐し、市長の命を受けて政策、企画をつかさどり、職員の事務を監督することとされていることから、指揮命令系統に組み込まれることとなります。私にとって、市民の皆様とお約束した公約の実現に向けて、必要な人材であるとともに、必要な体制であると考えております。

次に、情報流出の原因究明、調査につきましては、私としても副市長についての情報の取扱いには細心の注意を払っており、報道機関がどのような手段で情報を入手されたのかは不明ですが、結果として議会への説明前に報道されることとなりました。今後、このような情報の管理については、さらに徹底するように努めるとともに、原因究明のための調査を検討してまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

**○18番（佐々木 秩議員）** おたるドリームビーチ海水浴場について質問します。

8月14日、あれだけ話題になり、さまざまな方に心配をおかけしているドリームビーチ海水浴場の現状がどうなっているのか気になって、出かけました。結構暑い日で、閉鎖の情報を知らない海水浴客がたくさん来ているのではないかと心配をいたしました。道路は駐車場手前で封鎖されています。車は入れません。数台の車が違う入り口付近の路上に駐車をしていました。ドリームビーチはほとんど人がいない状態です。ごみ等もボランティアの方々のおかげでしょうか、思ったより目立ちません。一方、小樽寄りのサンセットビーチ銭函は、食品の営業許可を受けている海の家もあり、海水浴場として開かれているので、車で来場している人が結構います。現在のところ、私が見た範囲では、大きな混乱や危険な状態はないようでした。これは、関係者の皆さんの広報等の御努力や、結果としてメディアで大きく取り上げられたことで周知が進んだためと思われます。このまま平穩のうちにシーズンが終了し、その後、このビーチの来年に向けての改善策の検討が進むよう願うものです。

まず、お聞きしますが、シーズンを終えた現在の市としての状況把握と分析、市長の感想、心境についてお聞かせください。

次に、来シーズンに向けての市の方針について伺います。市長は、将来的には誰もが安心して楽しめる海水浴場を目指すとも意思を示されていますが、専門家として小樽の海水浴場ビジョンをはっきりとお持ちのはずですが、どのようなビジョンなのか、具体的にお示しください。

市長は、第2回定例会で林下議員への答弁で、この夏を何とか乗り越えて、来年に向けて条件整備、対策を講じて、あの地域をより活用できるような環境を整えていきたいと答えられました。シーズンを終え、緊急避難的措置の必要がなくなった今、市が来年度に向けて進めていくべきことは何ですか。

来シーズンはドリームビーチが海水浴場として開設されるのでしょうか。

また、開設される場合、市としてすべきことはどのようなことを想定されていますか。

前提として、建築基準法に違反する建築物である海の家の除却は、どう進めるのですか。

条件整備は、市の制定する海水浴場についての条例が中心になるはずですが、制定についてのお考えを示してください。

市長のビジョン実現のために、単なる形だけの理念条例では現状を打破するものにはなりません。実効性のある条例を施行するべきです。4人が死傷した昨年7月の飲酒ひき逃げ事件の発生とも強く関係をしています。二度と同様の事件、事故を起こさないためにも、条例制定によるルールづくりは不可欠です。条例制定の必要性は、前回、林下議員も訴えておられましたし、新聞でも他自治体での状況が報告、報道されています。

例えば、「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」では、基本理念として、「海水浴場に関わる全ての人が「他人を思いやり、お互いが快適に楽しめる海水浴場」を目指し、海水浴場におけるマナーの向上に努めるものとする。」と定め、具体的に市や店舗業者、海水浴場利用者の責務を明記、また、禁止事項も具体的に挙げ、違反者には市が指導又は勧告をすることができるとしています。また、同市では、「海の家の営業に関するルール」で、営業時間の設定、クラブ化形態の営業の禁止、イベント開催の規定、風紀上の対策を具体的に定めています。

本市においても、現状に顧み、風紀の乱れを憂いておられた市長の思いを形にするためにも、このようなルールづくりを急ぐべきではないでしょうか。お考えをお示してください。

また、その際は、当然、警察や当事者である店舗業者、市民の皆さん等さまざまな分野の関係者との協議や意見交換が必要と考えますが、いかがでしょうか。

他自治体では、ただ規制するだけでなく、行政が積極的にイメージ新のためや地域の活性化のために、海水浴場を活用するアイデアを募集し、実行しているところがあります。本市においても、将来のビジョンに基づいて活用策を探るべきですが、いかがでしょうか。

具体的には、市長は、石狩湾における人工構造物のない砂浜の海岸線という貴重な環境の保護・活用、将来的に小樽市民にとっても効果的になるようなビジョンなど、環境保全、効果的活用についても述べられていますが、その施策の反映はどのようにされるのでしょうか。

将来的には、恵まれた貴重な自然環境や、おたる水族館、小樽市総合博物館に蓄積されている学術的資産を生かして積極的にドリームビーチ一帯の保護、活用策も検討していくことはよいことだと思います。しかし、今のままでは、バギー等が乱入し、せつかくの環境が破壊され尽くしてしまいます。それを防ぐためには、やはり条例等で定めることが必要と考えます。小樽市域のみならず、道や近隣自治体との海水浴場をめぐる協議が必要です。大勢の市民が利用する札幌市との協議が特に重要と考えます。札幌市としては、市民レクリエーションの場として開設を望んでいるとお聞きします。話合いの場を設定してはどうでしょうか。違った観点や発想で解決策を探れる可能性もあると思います。

この項最後に伺います。サンセットビーチ銭函の扱いについて、行政のちぐはぐさが指摘されています。今後の対応はどうなるのでしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、おたるドリームビーチについて御質問がありました。

初めに、市条例の制定についてですが、まず、シーズンを終えた現在の市としての状況把握と分析、感想、心境につきましては、第2回定例会における議論が数多く報道されたため、市民の皆様はもとより道民の皆様にも、今夏のドリームビーチの危険性について幅広く周知がされたことや、7月18日から8月31日までの期間、海上保安、北海道、警察と連携し、プレジャーボートの規制、水難事故防止及び不法投棄防止の対策を強化するための巡回パトロールなどを行ったことなどにより、結果的に来場者の抑制につながったものと考えております。

今夏のドリームビーチは、多くのボランティアの皆様のお協力や関係機関の連携により、大変積極的に来場者の水難事故防止や清掃活動などを行っていただいたことによって、無事にシーズンを終えられたものであり、私といたしましても安堵しているところであります。

しかしながら、海の家については、8月31日現在、9棟が除却されていることを確認しておりますが、依然として28棟が残っている中で、1棟が一時的に解体の目的以外で使用された事案が発生したこともあり、これらを除却することが課題と考えております。

次に、海水浴場のビジョンにつきましては、現在は違法建築物などの課題がありますが、将来的には安全・安心な海の利用ができるルールをつくり、この恵まれた海岸線を有する本市の特性を生かしたマリレジャーやイベントなどによる観光振興を図って、本市に経済波及効果をもたらすような取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、市が来年度に向けて進めていくべきことにつきましては、まずは違法建築物の除却をしっかりと進めていかなければならないものと考えております。

次に、来夏、ドリームビーチが海水浴場として開設されるのか、また、開設される場合、市としてすべきことはどのようなことを想定しているのかにつきましては、いまだ除却が完了していないことから、開設を前提とした御質問にはお答えできる段階にはないものであります。

次に、海の家を除却につきましては、ドリームビーチ協同組合に対して、建物を除却するよう、4月2日付けで勧告文書を送付し、その後、口頭による指導を繰り返し行っております。

また、組合だけではなく、個々の組合員に対しても、7月30日付けで同様の勧告文書を送付し、その後、口頭による指導を行っているところであります。今後も、速やかに全棟が除却されるよう、引き続き強く指導してまいりたいと考えております。

次に、海水浴場についての条例制定につきましては、今夏、市内ではドリームビーチのほかに6か所、海水浴場が開設されており、各海水浴場によって特徴や課題が異なっております。このため、少し時間はかかるかもしれませんが、これらの課題等をしっかりと整理した上で、今後の海水浴場のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、ルールづくりを急ぐべきではないかとのことにつきましては、確かにルールづくりの必要性については認識をしておりますが、先ほどお答えさせていただいたとおり、本市海水浴場の課題等をしっかりと整理した上で、対応していかなければならないものと考えております。

次に、海水浴場のルールづくりの際の関係者との協議や意見交換の必要性につきましては、現在も海水浴場の管理・運営に関するさまざまな問題を協議する場として、海上保安、警察などの関係機関や海水浴場開設者などの関係者で構成されている小樽市海水浴場管理運営協議会を開催しております。今後、ルールづくりを検討する際には、この協議会をはじめ近隣自治体、市民の皆様などとも協議や意見交換を行う必要があるものと考えております。

次に、海水浴場を活用する将来ビジョンなどにつきましては、今後、海水浴場のあり方を検討する際に、そのような他の地域の事例などについても調査研究をしてみたいと考えております。

次に、環境保全、効果的活用についての施策への反映につきましては、石狩湾の海岸線は人工構造物がなく、全国的に見ても大変美しい天然の海浜であり、石狩川河口から銭函までの海岸は、北海道の自然環境保全指針の中で、保全を図るべきすぐれた自然地域に指定されているところです。将来的には道や近隣自治体と連携し、安全・安心な海の利活用ができるルールをつくり、環境保全などに取り組むとともに、マリンレジャーやイベントなどによる観光振興を図ることによって、効果的な活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、ドリームビーチ開設にかかわる札幌市との話し合いにつきましては、札幌市からはそのような要望を直接は伺っておりませんが、今後、海水浴場のあり方を検討するに当たり、御意見を聞いてまいりたいと考えております。

次に、サンセットビーチ銭函の対応につきましては、おたるドリームビーチと異なり、当該ビーチの海の家が民有地に建築されていたことから、所有者確認に時間を要し、除却の是正指導通知が7月となり、結果的に営業が続けられたものであります。今後も速やかに全棟が除却されるよう、引き続き強く指導してまいりたいと考えております。

また、食品衛生法に基づく営業許可につきましては、違法建築物であることをもって不許可にはできないとの国の通知に基づき、保健所ではサンセットビーチ銭函を含めた海の家を許可をしておりましたが、現在は関係法令を遵守した上で営業許可を取得するよう指導をしております。その他の法令の遵守についても、関係機関の連携強化を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

**○18番（佐々木 秩議員）** 官製ワーキングプアについて伺います。

官製ワーキングプアとは、自治体によって作り出されるワーキングプア問題のことです。

地方自治体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と地方自治法第1条の2にあります。よって、自治体の施策によって、そこに住む人々やそこで働く人々を困難に陥らせているということは、あってはならないはずで

す。国や自治体が提供するさまざまな公共サービスで、業務委託、指定管理者制度等の手法により、業務の一部又は全部をアウトソーシングする動きが広まっています。国や地方自治体が直営する場合でも、正規公務員から臨時・非常勤職員に置きかえる動きも加速しています。この置きかえの理由は、財政逼迫に伴うコスト削減が主な理由です。その結果、公共工事や委託業務に従事する労働者や自治体採用の臨時・非常勤職員の労働条件を低水準に押しとどめることになってしまいます。働き続けても独立して生活を設計することができない水準の賃金や報酬しか支払われない人が、自治体が発注する業務を担い、あるいは自治体に直接採用されて、住民の福祉の増進につながる公共サービスを提供している、つまり住民の福祉が満たされない人の手により住民の福祉の増進が図られようとしているという皮肉で悲惨な現実があるのです。

本市においても例外ではありません。多くの悲痛な声をお聞きしているところです。

まずは、このような官製ワーキングプアという問題についての市長の基本的認識をお示してください。

さきに述べたように、この問題は大きく二つに分けて捉えられます。

一つは、市で働く臨時・非常勤職員、非正規公務員という問題です。非正規とはいえ、公務員なのだ

から、民間から比べると賃金も待遇も恵まれているのでしょうかという声がありますが、実際には民間の非正規社員と比べても、非正規公務員は不利で厳しい状況にあるというのが事実です。自治体の側に圧倒的な裁量があるからです。そのため、どれほど長期で働き続けていても、雇いどめに抗することができません。非正規公務員は、正規の公務員でもない、民間の非正規社員もないという法のはざまの存在なのです。

職員定数削減の圧力が増し、財政が逼迫する一方で、行政サービスに対するニーズは増大、多様化するという状況を背景に、自治体では正職員が減らされ、かわりに臨時・非常勤職員が増大しています。短期間・短時間勤務者を除いた2013年発表の総務省調査でも、その数は全国で約60万人とされています。

それでは、非正規雇用の何が問題かという点、一つは雇用の不安定です。仕事が恒常的に存在するのに、再度任用の回数や年数が制限されたり、再度任用に際して、任用と任用の間に一定の空白期間が設けられたり、任用期間を区切って雇うなど、有期雇用の乱用が自治体によって行われ、結果として非正規公務員はいつまで働けるのかとか、再就職などへの不安を常に抱えているのが実態です。

もう一つは、賃金が低いという問題です。ある自治体で調査をしたところ、非正規公務員の報酬は、ワーキングプアのボーダーラインとされる年収200万円未満で9割を占めていたという報告があります。また、嘱託員は専門性がより高い仕事に配置されているにもかかわらず賃金水準が低い、正規職員とほぼ同じ仕事をしているのに賃金の差が大きすぎる、働く時間が短いので収入が少ない等の不満の声が上がっています。さらに、賃金、諸手当、通勤費ばかりでなく、休暇や教育訓練、福利厚生においても、正規職員との均等・均衡待遇になっていないことが挙げられています。

そこで、本市の非正規職員についてお聞きます。

本市の場合、主な非正規職員は臨時職員、非常勤嘱託員となっていますが、それぞれ任用の規定、任用期間、職務内容、勤務時間等、概要について説明をしてください。

休暇・休業制度や教育訓練、福利厚生など、処遇についての概要もお示しください。

10年前、5年前と比べて、職員数の変化とその変化の主な理由を示してください。

現在の年齢構成、男女別の割合についてお示しください。

臨時嘱託員を任用する主な理由は何ですか。それぞれお答えください。

それぞれ契約の空白期間は存在するのですか。結果として、いつやめさせられるのかわからないという雇用の不安定は生じていないのでしょうか。

賃金について伺います。それぞれ一般的な例として、時給、1年間働いたとしての年収を示してください。

賃金の基本額の設定の考え方は、どのような点を考慮していますか。

本市においても、公共サービス、市民サービスのかなりの部分が、実質、非正規職員の職業上の倫理観や専門的知見、ノウハウの蓄積によって支えられている現状があります。それを正当に評価し直す必要があるのではないのでしょうか。本市での非正規職員の現在の状況について、市としてどのような認識をお持ちか伺います。

非正規職員の中にも、いろいろなお考えの下、現職につかれていますことは承知しています。子育てその他の理由があって、フルタイムで働くのではなく、それ以外の時間を確保するために、その雇用形態を望んで選んでいる人もいます。しかし、そういう人であっても、処遇や賃金について、正規職員との格差を認めているわけではありません。

任期の定めのない短時間勤務職員制度があれば、そのほうがよいと思われている方もいます。一方、本人が主な家計支持者の場合もあり、低い収入で苦勞しており、正規職員になることを強く望んでいる



方もいます。そういう思いや要望、不満、実態をきちんと把握して、官製ワーキングプア対策に反映させる必要があります。実態把握のための調査、アンケート実施を望みますが、いかがでしょうか。

第2に、自治体は、地方自治法で言う最少の経費で最大の効果を上げるという原則に沿って、公共事業、委託事業、指定管理者など、さまざまな仕事を発注なり委託なりしています。その委託先で、人件費削減のために働いている人の低賃金はじめ労働環境が悪化し、結果、全国的には住民サービスの低下や事故、トラブルが多発しています。これについては、自治体にも発注者責任があり、その解決のために公契約条例を制定する必要性については、第2回定例会において林下議員が主張されたとおりですので、ここでは繰り返しません。

ただ、本市における清掃や警備等の民間業務委託をしている事業において、入札時に労働者等の賃金等については明らかになっていますか。

また、契約後、労働環境、労働者の人数や賃金についての調査、確認作業はしていますか。

請負先が決まったらそれでおしまい、働く人については知りません、コストさえ削減できれば後のことは知りませんというのは、発注者としての責任を果たしていないのではないかと思います、その点についてのお考えを伺います。

第2回定例会で、林下議員がこの公契約条例について質問をした際、市長は、しっかり勉強、研究してまいりたいとのことでした。そのためにまずすべきことは、実態把握、働く環境としての現状を本市において調査することです。課題は、非正規公務員と公共サービスに従事する民間労働者の処遇の改善と雇用の安定です。そのためには、まず、今、どういう問題があるのかを目に見えるようにすることが重要です。これまで述べてきたような本市職員や関係企業等の協力を仰ぎ、データ収集、分析の取組をお願いいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、官製ワーキングプアについて御質問がありました。

初めに、非正規公務員についてですが、まず、官製ワーキングプアに対する基本的認識につきまして、ワーキングプアとは、働く貧困層と言われておりますとおり、一般的にフルタイムで働いても生活保護基準に満たないような収入しか得られない方を指す言葉として用いられているものと承知しております。そして、官製ワーキングプアとは、一般論で申し上げますと、国や自治体で働く非正規職員がこのワーキングプアに該当しているという考えから生まれてきた言葉であると認識しております。

次に、臨時職員と嘱託員の任用の規定等につきましては、まず、臨時職員について申し上げますと、任用根拠は地方公務員法第22条第5項で、同項の規定によりますと、任用期間は6か月を超えない期間で更新は1回のみ、任用期間の最大は1年となります。基本的には、職員に欠員が生じた場合の補充として又は一時的に業務が多忙となる場合に任用され、職員が行う業務の補助に当たることとなります。職員の代替としての配置となりますことから、勤務時間は職員と同一となります。

また、嘱託員については、任用根拠は地方公務員法第3条第3項第3号であり、任用期間は1年を超えない範囲内で、年度ごとに任用が更新される取扱いとなっております。職務内容につきましては、福祉の就業指導員などの専門性を有するもののほか、職員の業務を補完するものとなりますが、本来、職員を配置すべきところ、その業務量が1人工に満たないと判断される職について、短時間勤務職員である嘱託員を配置するというのが基本的な考え方となります。勤務時間につきましては、1週29時間の範

圏内となっており、週5日勤務であれば、通例1日5時間48分の短時間勤務となっております。

次に、休暇制度等につきましては、まず、臨時職員の年次有給休暇について申し上げますと、労働基準法で定める最低基準では、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合に、初めて付与されることとなりますが、本市では5か月を超える任用者に対しては、その任用日から5日を付与する取扱いとしております。

嘱託員については、任用期間に応じ、任用の日から所定の年次有給休暇が付与されるほか、有給の特別休暇としては、7日以内の服喪休暇を付与することとしております。また、無給とはなりますが、公民権行使休暇等を特別休暇として認める取扱いとしております。

教育訓練として市で実施する研修においては、業務に直接的に関係があると認められる科目で、本人からの希望がある場合には、正規職員同様、臨時職員、嘱託員いずれも受講は可能としております。

福利厚生については、両者ともに北海道都市職員共済組合の組合員とはなりませんので、短期の任用の場合などを除き、全国健康保険協会北海道支部の健康保険などの社会保険が適用となります。

なお、公務災害に対する補償については、労災保険が適用される場合と、職場に応じ、小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用となる場合があります。

次に、職員数の推移につきましては、10年前、5年前、本年について、臨時職員、嘱託員の順に、それぞれ5月1日現在の人数で申し上げますと、平成17年、164人、612人、22年、134人、598人、27年、106人、636人となっております。

この増減の主な理由ですが、臨時職員については、基本的には正規職員の欠員補充として任用されますので、組織の見直し等による必要職員数の減少に伴って、欠員数も減少しているものと考えられます。

また、嘱託員については、減少要因としましては、組織の見直し等に伴う減が考えられますが、正規職員の嘱託化のほか、特に本年については、放課後児童クラブの設置基準の見直しによる指導員の増などがあり、トータルでは増加をしているものと考えられます。

次に、臨時職員、嘱託員の年齢構成及び男女別の割合につきましては、本年8月1日現在でお答えをいたしますと、臨時職員については、40代が最も多く27.2パーセント、次いで60歳以上で21.9パーセント、次いで50代で20.2パーセントとなっており、男女別では男性が44.7パーセントで、女性が55.3パーセントとなっております。

嘱託員については、50代が最も多く30.5パーセント、次いで40代で28.9パーセント、次いで60歳以上で21.0パーセントとなっており、男女別では男性が8.0パーセント、女性が92.0パーセントとなっております。

次に、臨時職員、嘱託員を任用する主な理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、臨時職員については、職員に欠員が生じた場合の補充や一時的な業務多忙がその理由となります。嘱託員については、専門性を有する職員の配置や業務の見直しに伴う短時間勤務職員への振替などがその任用の理由として挙げられます。

次に、臨時職員、嘱託員の任用の空白期間につきましては、まず、臨時職員については、地方公務員法の規定により、6か月以内の任用期間で1回のみ更新可能、トータル1年以内という縛りがございます。このため、本市におきましては、業務上資格が必要な職種や人員の確保が難しい職種においては、おおむね10日程度の空白期間を設けた上で、再度、任用するという取扱いとしていたところですが、空白期間における無保険、無年金の期間が生じないように、本年2月1日から、この空白期間を原則1日に改め、臨時職員の処遇の改善を図ったところです。

また、嘱託員については、基本的に年度ごとの更新となりますので、空白期間は生じておりません。

なお、いずれも任用の際の辞令に、任用期間は明示をしているところです。

次に、臨時職員、嘱託員の時給と年収の一般的な例につきましては、それぞれ事務補助でお答えいたしますと、臨時職員については、日額単価が6,360円となっておりますので、これを1日の勤務時間である7時間45分で割りますと、時給は約821円となります。年収については、臨時職員は欠員補充や業務多忙の際の任用ということになりますので、育児休業の代替等の場合を除き、基本的には1年間フルに勤務するということは想定されないところではありますが、フルに勤務したと仮定して、日額単価に年間勤務日数を乗じて試算いたしますと155万円程度となります。

嘱託員については、日額単価が6,150円、これを1日の勤務時間5時間48分で割りますと、時給は約1,060円となり、年収は156万円程度となります。

次に、臨時職員の賃金、嘱託員の報酬の単価の設定の基本的な考え方につきましては、制度創設当初の設定の考え方については、かなり以前ということもあり、確認することはできませんが、以後、その当初設定額に最低賃金のアップ率を勘案し、単価の改定を行ってきたという経緯がございます。

また、新たな職種の単価の設定に当たりましては、資格のありなし等を含め、業務内容が類似する職種の単価を参考しております。

次に、本市における非正規職員の現状についての認識につきましては、まず、臨時職員については、地方公務員法に基づく任用期間の制限があり、あくまでも一時的な雇用ということになります。このことからしますと、臨時職員の主な業務は正規職員の補助とならざるを得ないこととなりますので、民間の賃金水準も考慮し、その職責に見合った制度設計とする必要があるものと考えております。

(「参与、参与」と呼ぶ者あり)

また、嘱託員については、フルタイムではなく、パートタイムであり、本来的には嘱託員自身がその勤務形態を希望して任用されているものです。確かに嘱託員が蓄積したノウハウ等に支えられていることも事実としてありますが、その報酬単価が民間の賃金水準との比較で決して低くないということ、また、パートタイムであるということもあわせて考えますと、フルタイムで賃金水準が低いという官製ワーキングプアには該当しないものと考えられます。このようなことから、いずれの職につきましても、現段階では見直すという状況には至っていないものと考えております。

次に、実態把握のための調査、アンケートの実施につきましては、臨時職員、嘱託員の勤務条件については、臨時職員には任用期間、嘱託員には勤務時間の縛りがあり、さらには正規職員となるための条件としては、競争試験を経ることなどが必須など、法制度上の壁があり、現状では見直しをする余地は少ないものと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、現段階では現制度を見直すという状況には至っていないものと考えておりますことから、現時点では御提案のありました調査についての考えは持ってございません。

次に、公共サービスに従事する民間労働者のワーキングプア問題についてですが、まず、本市における清掃、警備等の業務委託における入札時の労働者の賃金等につきましては、入札金額はその業務を遂行するに当たり、効率かつ適正な金額であるかを主眼としておりますので、従事する労働者の個々の賃金等までは把握をしておりません。

また、契約後につきましても、契約内容は業務の成果を求めることを目的としたものであり、現時点では個々の賃金等について、特に調査、確認作業は行っておりません。

次に、発注者としての責任につきましては、賃金等の労働条件については、個々の労使当事者間で取り決められることが基本と考えておりますが、市としましては、適正な賃金の確保及び労働環境の整備は必要であると考えており、契約書においても、関係法令の遵守はもとより妥当な労働条件及び賃金の

確保に努めることを規定しているところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

○18番（佐々木 秩議員） 最後に、日本遺産について質問します。

小樽市では、運河保存運動を皮切りに、このまちの代表的な文化資産である歴史的建造物や運河、港、鉄道関係遺構や車両等の保存・活用にこれまでも取り組んできた歴史があります。その先人の努力の成果が、今の小樽の観光産業だけでなく、まちづくり、市民生活、さらにまちへの愛着や誇りを支えていると言ってもよいのではないのでしょうか。市民の皆さんが小樽の歴史・文化にとっても誇りを持っている、関心が高いことは、さまざまな場面でお聞きしているところです。

しかし、課題として、現在、それら文化資源の維持・管理、保存が市の財政難等により非常に難しくなっていること、また、活用という観点では、いつまでも観光の隆盛という現状が続くという保証はありません。観光地というのは、はやり廃りがあり、飽きられればそこまでという例は、全国のどこにでも見られる悲しい現状です。

さらに、市民にとっては、このまま歴史的建造物が朽ち果てていくのを座視し続けることは、このまちへの思いや将来にも諦めの気持ちを抱かせてしまうのではないのでしょうか。

ほかのまちにはない傑出した歴史・文化を残すこのまち自体が観光客から飽きられ、過去の遺産を失い、よその無味乾燥で特徴のないまちと同じになってしまう前に、本市の歴史・文化資源の維持・活用のために、新しい視点に立ったこれらの再発見、再構築していく取組が必要な時期に来ていると考えます。

そして、その歴史・文化を小樽のアイデンティティーにしていくことを明確に小樽市の方針として位置づけていくべきです。

例えば、観光では、これまでと違う切り口に立った観光資源の発掘、再構築をしたり、地域研究の事例から、これまでの個々のコンテンツを新しいストーリーの中で再配置して結びつけていくことなどが小樽商科大学の教員から提案をされています。

また、歴史・文化の活用という視点は、人口減少問題という本市最大の課題解決の重要な鍵になり得ます。市民が行政と協働で歴史・文化をまちづくりの一環として積極的に参画していくことで、この愛着あるまちに住み続けたいという市民の思い、シビックプライドを育てる絶好の機会と捉えるべきです。

そこで、そのきっかけ、起爆剤になると考えられるのが、地域の歴史・文化資源や伝統文化を通じた地域の活性化を図るために創設された文化庁の新事業である日本遺産事業で、その認定を目指すことを提案するものです。

日本遺産は、単なる世界遺産の国内バージョンではありません。文化庁が2015年度から始めた新たな認定制度で、地域の歴史・文化資源を生かして地域を活性化し、観光振興に活用することを目的としており、2020年までに100件の認定を目指しています。その選考基準は、歴史的建造物や伝統芸能など、有形・無形にかかわらず、その地域に点在する歴史・文化資源を日本の魅力として海外に発信できることなどとなっています。

日本遺産とこれまでの文化財行政との大きな違いは、そのコンセプトです。歴史的な資産そのものを点として指定し、保存を重視する既存の姿勢に対し、日本遺産は、それらの点を空間的、時間的に結んだ面として活用、発信します。資産の歴史的経緯や地域に受け継がれる風習、伝承に根差したストーリー

一を重視するのです。

認定されると、国から補助が受けられ、日本遺産コーディネーター、ガイドの人材育成配置、PRイベントの開催、多言語のホームページの作成、案内板やトイレの整備などを進めることができます。地域全体としての一体的な整備・活用、いわばソフトパワーの強化が可能になります。

申請者は市町村で、申請の条件としては、国指定・選定の文化財が必ず一つは含まれること、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定済みであることなどです。

第1回目の認定は2015年4月21日に決まりましたが、今回初めて認定された日本遺産18件の分布を見ると、北海道と沖縄、それに東北地方からの認定がありませんでした。北海道は、そもそも申請が1件もありませんでした。

こうした日本遺産事業を検討すればするほど、本市にとって日本遺産に認定されることは大変メリットが大きいことがわかります。歴史的建造物保存と観光活用、人材育成、市民のまちへの思い入れを深めること等、はかり知れません。

現状、本市の有利な点として、北海道からまだ申請がないこと、小樽を代表する明治、大正、昭和初期の近代化遺産を対象とした認定がまだないこと、本市には申請条件である国指定重要文化財として旧日本郵船株式会社小樽支店、旧手宮鉄道施設が既にあること、小樽商科大学をはじめ博物館、図書館等の文化的・学術的蓄積、人的資源、運河保存運動以後の官民さまざまな取組の成果をストーリー構築、歴史文化基本構想策定に活用できること、申請までに関係者の最大限の努力は必要ですが、あまり費用を必要としないこと、2022年に小樽市政施行100周年を迎えますが、そのいい弾みとなること。

なお、今年5月の新聞報道では、市教委としては、基本構想策定に何年もかかるので申請は未定とのことでしたが、今述べたようなメリットを最大活用すれば、十分クリアできる課題です。

以上、本市が日本遺産認定を目指すことの意味、認定された場合の効果等について訴えてきましたが、おいしい話ばかりでは決してありません。認定の取組でも道内他自治体でも、今後、多数申請する模様で、激戦が予想されます。また、2020年までという期限があるので精力的に進めていく必要があること、また、認定されたとしても、いまだ日本遺産の評価は定まっていないため、効果は未知数です。しかし、認定後の推進の取組は本市の頑張り次第ですし、何より日本遺産認定が目的の全てではなく、小樽のアイデンティティを明確にするということが重要なのですから、チャレンジする価値は十分あると確信をしています。

そこで、質問します。

日本遺産について、教育長としての基本的見解と日本遺産認定の小樽市にとっての意義、効果などについて、所見をお示しください。

小樽市として日本遺産認定を目指すこと、また、これを契機に歴史文化を小樽市のアイデンティティに位置づけていくべきと考えますが、いかがですか。

その際、自治基本条例に沿って、広く市民の皆さんをはじめ産官学民、オール小樽で進めていくべきですが、いかがでしょうか。

どうか本市の将来を切り開く一つのチャレンジとして、積極的な姿勢をお示しくださるようお願いをするものです。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、日本遺産について御質問がありました。

初めに、日本遺産についての基本的見解などについてであります。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化伝統を語るストーリーを国が日本遺産に認定するとともに、そのストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備活用し、国内外に戦略的に発信することによって、地域の活性化を図ることを目的としているものと認識しております。

本市は歴史的背景から、鉄道、港湾をはじめとした数々の文化財などに恵まれ、これらを資源とした固有の物語を持ったまちであり、日本遺産の認定となれば、これを契機に本市の魅力を国内外に発信することで、観光都市小樽のさらなるアピールにつながるものと考えております。

次に、日本遺産の認定を目指すことについてであります。ただいま答弁いたしました。文化財等の保護、活用を通して、本市の新たな魅力のアピールにつながるなど、まちづくりとの関連もありますので、今後、市長部局と十分連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の進め方についてであります。本市の有形・無形の文化財の保護に限らず、物語性が求められておりますので、大学をはじめ郷土史家など、できるだけ多くの市民の英知を結集して進める必要があると考えており、今後、その組織体制などについても検討を行ってまいりたいと考えております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、除雪についてですが、試算を先ほど出していただきました。585センチメートルの場合、17億3,000万円という試算でございます。それで、昨年度585センチメートル、実際に降ったときの予算が17億1,000万円、そしてそれに、市長公約分は1億400万円あるわけですから、これは単純に合計しても18億1,400万円になるわけですよ。そうすると、先ほど17億3,000万円だという試算と大分開きがあるのですけれども、この試算の根拠、内訳、そこのところをもう少しお示してください。

それからもう一つ、経常収支比率の話が決算のところでも出ております。97.2パーセントから昨年度98パーセントへと財政の硬直化が進んでいるという中です。その中で、この除雪の部分を今後さらに進めていくと、さらに硬直化、お金が自由に使える部分、市長がさまざまな公約の中でチャレンジしているというふうにも思っても、実際に使えるお金がどんどんなくなっていくということが心配をされますし、そしてほかの市民サービスについてもしわ寄せが行ってしまうのではないかとこのところが心配されますけれども、やはりそういうところで中・長期的な今後の見通し、これは大丈夫なのだというところをもう一度御答弁いただきたいと思えます。

参与についてです。私たちがいろいろなその後の判断をするために、この参与については、副市長とともに並べておく必要はないのではないかとこのことを主張させていただいておりますけれども、先ほど仮に否決された場合、参与をそれでも置き続けるのかどうかということについては、具体的な御返答がございませんでした。引き続き御理解いただけるように努めていくというような中身の御答弁だったと思うのですけれども、これについてやはりきちんと、否決された場合でも置き続けるのか、それとも報酬の裏づけがないので身を引いていただくのか、はっきりとお答えをいただけないかということをお願いいたします。

副市長についてお伺いします。

やはり市長が先ほどからおっしゃっておられる整合性に関するお答えというのは、どうしても納得の

できないところがあります。私たちの会派は、副市長については、前定例会からもやはり市政に滞りが生じるので早く置くべきだというふうに主張してまいりましたが、そして副市長は、誰であれ絶対認めないというようなことを言っているわけでも決してありません。ただ、この納得できないという理由は、これまでほかの会派の方も主張しておられますように、やはり選挙戦で政治資金規正法違反問題に関係した方、それから5者相乗り体制を厳しく批判をしてこられた。ところが、選挙後になってから、副市長人事は複数候補者がいるというような中で、結局この方を指名されたという。

私、ここのところで、今、ずっと話を聞いていると、選挙前からここに関係していた方々、団体の処分というのは、既にその段階で選挙前にもう終わっています。それから、はっきり言わせていただくと、反省もしました。それから、4月に公民権停止が解除されるということもわかっていたはずですが。こういう人事をもしするのであれば、選挙のときから政治資金規正法違反問題については、先ほど市長がおっしゃられていたように、あくまでそれにかかわっていたかいないかではなく、公約の実現に向け、同調できる方とともに頑張りますというふうに選挙のときにおっしゃるべきではなかったのかというふうに思うのです。そうでなければ、やはり今、なぜか市長のところには行っていないようですけども、私たちの会派におかしいだろう、だまされたという電話がかかってくるのですが、そういう意見は、きっと出なかったはずなのですね。ですから、やはり市長から、そこら辺の整合性について、もう一度お話をしっかり伺いたい。市民の皆さん方が裏切られた思いをしているという部分についてのお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、これについても一度伺っておかないとなりませんが、体質について、市長は答弁をされました。政治資金規正法違反問題を起こした市役所の体質、恥部というふうにも表現をされておりましたが、それは具体的にはどのような体質のことをおっしゃっているのか、そしてそのような体質になってしまった原因はどこにあるのか、そして今後、その体質をどんどん直していくということであるので、その体質改善の方法をどのように進めていこうと考えておられるのか、お聞かせください。

次に、先ほどの話の中では、参与と副市長においては全く別の仕事なのだと、重なる部分はないという趣旨の御答弁をいただいております。しかし、例えば小樽市除雪対策本部規程というのがあります。その第4条の3に、本部長は副市長をもって充てるとなっています。これによると、必ずこの除雪対策本部には副市長がいるわけですね。そしてさらに、そこに参与もおられる。もっと言うと、そこに副本部長として建設部長もおられる。さらに、本部次長は建設部次長を充てるというふうに、オールスターでここへそろっているわけですよ。そこまで本当に、ここのところに重複はないと言いきれるのでしょうか。やはり私は、ここのところ、これ一つとっても重複はある、そこまで必要はない、きちんと今いる現有勢力でしっかりとこの業務、市長がおっしゃっておられるようなこともやれるのだというふうに考えますが、この重複の部分について、お答えをお願いいたします。

ドリームビーチについてお伺いをします。

これはずっとお話を聞いていると、市長から、ルールを、だから条例は必要ですという御回答が言葉としてなかったように思うのですが、ルールについては必要なのだというような趣旨のお話、そしてつくらないとも何か言っていない、検討はしていくというようなお話があったと思うのですけれども、ここはやはりきちんと条例が必要であるというところについて、その時期はともかくとして、条例は将来的に必要であると考えているということであれば、そのところをしっかりと答えいただけないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

官製ワーキングプアについて1点だけ、細かい数字もお答えいただきましたので、これは別の機会でもさせていただきますけれども、一つだけお伺いをしたい。

市長は、これまでの人事の中で、日の当たらない職員に日を当てるというふうにおっしゃっておられました。日の当たらない職員というのは、きっと今までのところを見ますと、いろいろな実力はあるにもかかわらず、実力を発揮する場が与えられなかった人たちのことを言って、その方にきっと今回の市の人事の中で光を当てたよという意味なのだと思うのですけれども、私は光の当たらない職員という中に、非正規職員の皆さんのことも入っている、ぜひこのところに光を当てるということが、市長が日ごろおっしゃっておられることの本当の意味になるのではないかなというふうに思うのです。

市長、やはり本当に一度、調査はしないということではあったのですけれども、ぜひ本当にその非正規職員の皆さんがどうのお考えで毎日仕事をされておられるのか、例えば本当に厳しい方も私はいると聞いています。いや、自分で好き好んでここに来ているのでしょうかというお答えでしたけれども、そんなことはないですよ。本当にここしかなくて来たという方もいらっしゃるのです。そういう方とまずは直接お話をさせていただくとか、そういう機会を持っていただくことから始めていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

日本遺産については、スタートラインに立つと、これから進めていくというお答えをいただきました。これは要望ということでお話をさせていただきますが、これから歴史文化基本構想策定に当たってもいろいろなことをされていかれる、非常に道のりとしても大変ではありますが、先ほどのお答えのとおり頑張ってくださいと思います。協力できることはしていきたいと思います。

ただ、ここの中で1点だけお願いをしたいのですけれども、これはかかわっていた小樽商科大学の教員をはじめ何人かの方から伺ったことではありますが、やはり小樽市の構造的な問題として、さまざまな関係部局が出てきたときに、なかなか縦割りのところを突破できずに連携が進まず、大変なことがたくさんある。要は、縦割り行政の支障についておっしゃっておられると思うのですが、市教委が中心となってその辺のところを突破しながら、しっかりと進めていただければ、私たちは最大限、協力をしていきたいというお返事をいただいていますので、そこをよろしくお願ひしたいと思いますが、一言もしあればお願ひいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外においては、各担当部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からは、まず、参与の件において、否決された場合というお話だったかと思いますが、現状においては、可決でお願いしたいというふうに考えているところだったので、否決されたときにおける状況については、まだ何も考えていないというのが正直なところでございます。これが1点目です。

2点目で、副市長のことで、体質、体制のお話があったかと思いますが、さまざまな場面で体質について変えたいというお話をさせていただいているところでございますけれども、市役所におけるその体質も、そのような体制が背景に、そうせざるを得ないとか、また、長きにわたって続いたことによって、本来であればあしき出来事だったにもかかわらず気づかないとか、そのような状況であったというふうに報告書等を読む限りだと感じております。選挙戦そのものにおける体制が変わらない中で、それがまたその後も続くのではないかということに対し、私は変えたいということで訴えさせていただき、選挙戦を戦ったということでございます。そしてまた、その中で、その体質を改善するためというお話の中では、私は市政をオープン化させていただき、市役所職員の皆様に、市民の皆様への立場に立



つ、そういう目線で取り組んでいただきたいということで、変えてまいりたいというふうに考えております。

また、例えば除排雪ということで、副市長と参与の関連等でお話かと思えますけれども、今回の制度設計においては、参与を含めてかなりアドバイスをいただいて、形にさせていただいているところがございます。その取り組んでいる状況を、実際にそのように取り組まれているかどうかということに関しては、やはり参与が一番把握できるのものであらうと思えますし、ただしそんな中で、その除排雪業務に対しては、執行していくという意味でのトップは副市長でございます。副市長がその執行をしていく中で必要な取組又は改善策等を含めて行っていく中で、アドバイスを参与から受けながら取り組んでいくということは、私が公約に掲げさせていただいている除排雪の改善において、大変重要な体制であると私自身は考えており、お話をさせていただいているところです。

それと、ドリームビーチ、ルール化をということで、私自身はそのルール化について大変必要だと感じております。ただ、説明させていただいた中で、海水浴場がドリームビーチ以外にも六つありまして、それぞれの海水浴場の地域性、特徴、また、抱えている課題などが全てばらばらというか、違いがあると思っております。その課題を整理するためには、やはり少し時間がかかるのではないかと感じておりますので、その意味合いを含めた答弁であったということで御理解をいただければと思います。

そして、最後にワーキングプアについて御指摘いただきました。先ほど申し上げさせていただいたように、現状においては法制度上の縛りがあって、また、市内の民間企業の賃金水準等も考慮するという必要があると思っておりますので、今すぐ非常勤の職員の勤務条件について見直しを進めるという状況には至っていないものだというふうには考えております。

しかしながら、私といたしましても、非正規職員の勤務条件には課題もあると認識しておりますので、他市の状況を踏まえたり、また、どのような取組を行っていらっしゃるのか、そのようなこともいろいろと鑑みながら、見直しをする状況に至った際には、そのような職員の皆様からの声に対し、耳をしっかりと傾けてまいりたいというふうに思います。

**○議長（横田久俊）** 副市長の関係で1点、答弁漏れといたしまししょうか、漏れてはいないのでしょうかけれども、佐々木議員の再質問の中には、本質問でもありましたが、政治資金規正法の関係で、どうも整合性についてもう一度お聞きしたいと、市民の声、いろいろな声が議員には聞こえてくるのだけれども、もう一度その整合性についてしっかりと御答弁いただきたいという項目があったと思えますが、どうでしょう。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 答弁漏れ、大変申しわけございません。

私自身も、都度、それぞれ皆様と、今回の副市長の件に限らずですけれども、御提案をさせていただき、たくさんの方々とそのことについてお話をさせていただいてきているところでございますが、当然に私自身、この選挙戦でそのように訴えさせていただいておりますので、そのような御指摘等を受ける場合もあると思えます。それについては、先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、やはり選挙戦を終えた以上は、これからはたとえその選挙戦において敵であらうと味方であらうと、さまざまな状況又はいろいろなことがあらうとも、この4年間、この小樽の再生に向けて、また、市民の皆様の期待に応えるために、しっかりと取り組んでいかなければならないということが第一であると私自身思っておりますので、市民の皆様からそのような御指摘をいただいたときにも、そのようにお話をさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

私からは、17億3,000万円の試算をどうやったのかということでお答えさせていただきます。

これは、先ほど市長からの答弁にもありましたとおり、なかなか毎年、条件というのは一致しません。同じ冬にはなりませんので、仮に昨年の実績、これはデータとしてございますので、それを今年の積算単価に置きかえたらどうなるかということで積算をいたしました。したがって、その積算単価の中には、例えば軽油代ですとか、ドライバー、オペレーターの人件費、こういったものが変動、そういったものを全て反映したという形で積算、試算をいたしましたところでございます。その中で、17億3,000万円になったということでございます。

その内訳といたしましては、いわゆるステーションごとの地域除雪といたしましては8億9,600万円、それから中央ふ頭ほかの雪堆積場、これにつきましては1億8,500万円、その他の委託料として7,600万円、それからロードヒーティングの電気代等、委託料以外がございます。これにつきましては5億7,200万円ということで、100万円の数字が端数整理の関係で合わないかもしれませんが、こういう内訳となっているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私からは、除雪費の関係で、経常収支比率が上がっている中、今後使えるお金がなくなるという件についてでございます。市長から答弁がありましたとおり、あくまでも予算編成と申しますのは、市税なり地方交付税といったところの財源の動向を十分に見極めながら、必要な歳出につきましては、事業効果あるいは優先順位を十分見極めた中で予算編成を行う、これが予算編成の大原則でございます。そういった中で、先ほど議員からもお話がございました中・長期的見通しにつきましては、私どもも、来月末には平成28年度の予算編成方針を出すようなことになります。それに向けて、現在、担当部として中・長期的見通しについても試算に取りかかっておりますので、そういったことを通じまして市内の共通認識の下で今後は予算編成を進めていく、そうした中でさまざまな事業についての取捨選択を進めていく、そういうふうな考えでございます。

○議長(横田久俊) 建設部長の答弁の中で、市長の公約部分の1億400万円の話には触れていませんでしたけれども、これについて。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 大変失礼いたしました。

先ほど申し上げましたとおり、単価を置きかえて、昨年度の部分で17億3,000万円ということでまず一つでございます。それから、1億400万円につきましては、これについては、今年度の平穏な天気であった場合ということでやっています。新たな公約分について、これについては今年度の単価で当然算定しておりますけれども、なかなか……

(発言する者あり)

ええ、そういうことです、入っていないということで御理解いただきたいと思います。なかなかそこら辺の条件が変わるといふ部分の積算が難しいものですから、あくまでも17億3,000万円は昨年度の実績、それから1億円の増については、今年度の平穏な天気で積算しているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

旧日本郵船株式会社小樽支店など文化財を所管する教育委員会として、小樽にふさわしい文化の香りのするまちづくりの視点に立って、日本遺産への登録を目指したいと考えており、歴史的建造物や観光資源などと密接な関連もありますので、今後、市の施策の総合調整権を持つ市長と十分な意思の疎通を図りながら、日本遺産登録に向け、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 再々質問をさせていただきます。

先ほどの試算の件なのですけれども、そうすると要は17億3,000万円プラス1億400万円なのですね。1億400万円の中には、585センチメートルになった部分は入っていないと、そういうことになりますでしょうか。そうだとすると、雪が降った場合、18億1,400万円プラスアルファという分の予算になる。これはもう史上最高額を大幅にまた上回るというようなことになるわけですよ。そういうもので、先ほど財政部長からお話のあったところでやっていけるのかどうかということ、本当にみんな見通しを持てるのかどうかというのが非常に不安です。その辺のところについて、市長、その金額での説明というのは、今、聞いたから初めてわかったような感じなのですが、それで本当に大丈夫かどうか、最後にもう一回だけお返事をお願いしたいというふうに思います。

それから、これは本当に意見になってしまうのかもしれないですし、質問といえればあれなのですけれども、先ほど、副市長、参与の件、いろいろお答えをいただいたのですけれども、どうも体質の改善を行うと、先ほど言ったようなところを変えていくというようなお話がありつつ、今、この参与、それから副市長人事については、その体質改善等は少なくとも逆方向に向かってしまうのではないかというふうに危惧をいたします。

本当に市民の皆さんも、先ほどおっしゃったように、思っているというふうに思いますし、それから職員の皆さんにお話をひそかに伺っても、この件について、本当にいいと、認めるというふうにおっしゃっているようには聞こえてこないのです。やはりチームとして、私は、市長を中心として副市長をはじめ、先ほどお話のあったような市長の施策をしっかりと進めていくチームであるべきだというふうに考えます。当然、信頼関係がなければ、それはできていきません。

こういう話をしているのかわかりませんが、プロ野球を見ても、どこかのチームみたく外国人をお金でばんばん連れてきて、生え抜きの選手が力を発揮できないというようなチームと、しっかりと育成システムをつくって伸びてきたチームと、どちらがそういうチームとしてきちんと機能していくのかということを考えれば、もうおのずと明らかだと思うのです。小樽市というチームがどういうチームを目指すのかというのは、まさしく市長のかじ取りにあるというふうに私は思うのですけれども、その辺のところがこの人事のところに表れているというふうに考えます。どうか市長につきましても、その辺のところをよくお考えいただきたいというふうに考えます。

何かそれで一言あればあれですけれども、なければ終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

除排雪は大丈夫なのかということかと思えます。その試算のことについては、原課、原部からお話を

聞いて、昨年度の除雪費の増大の部分も含めて、現在の人件費だったり燃料代、その他さまざまな要因で、500センチメートルの状態であっても、かなりの予算になってしまうというふうなお話を聞いて、私自身も危惧を感じているところであります。そんな中で、それを何とか大きな予算をかけることのないように、今後において永続的に行っていくためにも、先ほど職員配置のことであつたりとか又は雪置場のお話等をさせていただいておりますが、現状の中で無駄がないのか、業者の皆様とさまざまな連携ができないのか、そういうことも含めて効率的にしっかり今まで以上に行えないかということをやはり探っていくことが第一であろうというふうに思っております。

また、今年度、調査における費用も今回計上させていただいておりますけれども、その調査によって、今までの除排雪の中で、よりこのように取り組めることができないかということを探っていこうというふうに思っております。今年度においてはおっしゃるように心配な部分が全くないとは言えないものではあります、何度も答弁の繰り返しになりますが、それが永続的に、しかも市民の皆様への期待にしっかり応えていくためにも、財政のことに鑑みながらしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

もう一点、チームとしてやっていくべきだということのお話だったかと思えます。全職員の皆様の能力であつたりやる気であつたり、そういうものをしっかり生かせるように、私自身も市役所職員と対応しながら目を配り、そのような環境を整えられるように最大限努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（横田久俊）** 佐々木秩議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時43分**

**再開 午後 5時05分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

**○4番（中村岩雄議員）** それでは、第3回定例会に当たり、新風小樽を代表し、質問をさせていただきます。

まず、除排雪についてお伺ひいたします。

北海道のような積雪寒冷地域では、夏と同じように冬を過ごすことはできないものと理解をしていますが、安全で快適な冬の生活を確保するためには、除排雪体制の強化や路面管理を適切に行うことが求められているところであります。

本市は道内でも比較的雪の多い地域であり、地形的に山坂が多く、急坂で道幅が狭い狭隘路線も多いという厳しい環境にあります。過去の冬の状況を見ますと、雪の降り方や気温の変化など、毎年同じではなく、降雪量が少なくても寒い日が多ければ雪解けも遅くなるなど、いろいろなケースがあつたものと記憶しています。

いつ雪が降るのか予測を立てながら路面状況も日々刻々と変化する中、冬の市民生活を支えるため、24時間体制で除排雪の作業を行っていただいている関係者の方々に深く感謝申し上げます。

昨年度の冬を振り返りますと、年末にかけて記録的な大雪がありましたが、2月から3月にかけては比較的穏やかな気象状況で推移し、最終的には降雪量が585センチメートル、最大積雪深が140センチメートルを記録したものと認識しております。

しかし、除排雪費につきましては、過去最高の17億1,000万円となり、本市の財政状況が厳しい中、限られた予算でありますので、効率的な予算の執行が求められているものと推察しているところであります。

まず、除雪費がこの数年で上昇した理由についてであります。私は、今後の除排雪について議論する際には、過去の状況をしっかり把握し、問題があればその要因を分析する視点が重要であると思っております。過去5年間の最深積雪と降雪量の推移を見ますと、平成22年度が133センチメートルと699センチメートル、23年度が125センチメートルと702センチメートル、24年度が155センチメートルと676センチメートル、25年度が148センチメートルと670センチメートル、26年度が140センチメートルと585センチメートルであり、また除排雪費の推移を見ますと、平成22年度が11億7,000万円、23年度が12億7,000万円、24年度が15億円、25年度が15億6,000万円、昨年度が17億1,000万円となっており、除排雪費がうなぎ登りに上がってきています。除排雪の費用の内訳について、除雪に係る経費、排雪に係る経費、ロードヒーティング経費、雪堆積場経費、凍結路面对策費、貸出しダンプ経費、その他の経費に区分した場合、それらの費用と構成比率を平成26年度の実績でお示してください。

除排雪費がこの数年で上昇した要因について、どのように分析されているのか、お聞かせください。

次に、今年度の除排雪について、市長公約に関して改善する内容をお伺いします。

除排雪の整備は市長公約の重要な柱の一つであると認識しているところでありますし、この冬の除排雪がどのように変わるのか、市民の期待が大きいものと感じています。一方、本市の財政状況を鑑みますと、非常に厳しい状況であることも理解できるところでありますので、新しい体制で全部を改善することはなかなか難しいかと思っておりますが、積極果敢に除排雪を改善していただき、市民ニーズに応えられるよう、私も除排雪の整備を応援していきたいと考えております。

そこで、お伺いします。

1点目は、除雪出動態勢を15センチメートルから10センチメートルにすることですが、今までより除雪回数が増え、よりきめ細やかな除雪に期待するものであります。今年度については、試行的に出動態勢を変更されるとのことですので、地域の状況をしっかり把握していただき、課題があれば検証して、来年度以降の改善につなげていただきたいと思います。出動態勢を変更する路線は、どのような路線であるのか、具体的に何回の除雪回数となるのか、お示してください。

また、除雪回数が増えることにより、道幅の狭い狭隘路線などでは雪の置く場所も限られていることから、除雪作業ができなくなる心配もありますが、その対策などをお聞かせください。

2点目は、ガタガタ道路の解消についてであります。実際、昨冬の道路状況を見て、以前より少し作業の質といいますか、グレードが下がっているのではないかと感じております。ガタガタの路面がなかなか解消されない状況もあり、自分が見て歩いてそう感じざるを得ないところがありました。今冬については、ガタガタの路面を解消することを掲げておりますが、具体的にはグレードによる路面整正の作業と思われます。グレードによる路面整正を行うと、新雪の除雪とは違い、かたい氷状の置き雪が発生するものと考えますが、ガタガタ路面を解消する際の置き雪の対策なども考える必要があろうと感じておりますが、その対策についてお考えをお聞かせください。

ガタガタ道路を解消するために、重点的に取り組む路線はどのような路線であるのか、増える作業は何回を考えているのか、お示してください。

3点目は、雪堆積場の見直し、増設についてお聞きいたします。雪堆積場については、市民が利用する雪堆積場と道路管理者などに限定した雪堆積場の2種類があるとお聞きしていますが、その用途の違いについて、どのように区分されているのか、お聞かせください。

今後、雪堆積場を増設することに際して、具体的な候補地や条件をお聞かせください。

雪堆積場は規模の大きい土地をイメージしておりますが、生活道路沿線の規模の小さい雪押し場については、市でも除雪懇談会などにおいて、雪押し場の情報提供を呼びかけているところでもあります。私の住んでいる地域においても、毎年、除雪ステーションの業者と連携して、町内の空き地を雪押し場に活用する取組を既に行ってきております。しかし、空き地の所有者を確認することや無償による使用条件など、地域住民にとってもなかなか難しい作業となっている状況もありますので、雪押し場の確保については、市も積極的に地域住民と連携することが求められているものと思っております。現在使われている雪押し場が全市で何か所あり、具体的にどのような効果があるのかをお聞かせください。

さらに、今後、市が雪押し場の確保について、この取組の拡充を御検討されていることをお聞きしているところではありますが、その内容についてお示しください。

4点目は、除雪拠点の見直し、増設についてお聞きします。地域総合除雪が平成13年度にスタートしたときは、全体で四つの除雪拠点であり、その後、二つの除雪拠点が増え、昨年度までは六つの除雪拠点で市内の除排雪業務を行っています。除排雪に対する要望・苦情の件数は、平成22年度が2,582件、23年度が3,037件、24年度が3,927件、25年度が3,584件、26年度が3,306件となっており、この数年で上昇傾向にあるということは、市民は除排雪の改善を求めているものと推察していますが、平成26年度における除雪拠点別の要望・苦情件数をお示しください。

今回、若竹・桜地域に除雪拠点を一つ増設することの理由と、その期待される効果をお聞かせください。

また、今後の除雪拠点のあり方について、さらに除雪拠点を増やしていくのかなど、将来的な方向性のお考えがありましたら、お聞かせください。

5点目は、今年度の除雪ステーションの業務管理についてお聞きいたします。冬に除雪ステーションを訪ねると、委託業者が常駐されており、市の職員がいない状況が見受けられます。昔と比べて、張りついている人数などもあろうかと思いますが、少し活気がない状況も見受けられ、以前はもっと人の出入りがあって、除雪作業に対する活力を感じていました。委託業者にある程度任せるとは必要だと思いますが、市民に小樽の冬を少しでも快適に過ごしていただくためには、行政、地域住民、委託業者の三者の協力が必要であり、地域の実情に合わせた知恵や工夫が求められているものと感じています。できるだけ市の職員の方が現場に赴き、現地の状況を把握していただき、委託業者や地域住民とのコミュニケーションを図っていただきたいと思っております。除雪ステーションの業務管理の体制を強化することですが、その内容についてお聞かせください。

6点目は、除排雪路線調査業務についてお聞きいたします。除排雪路線調査業務の目的、調査期間、調査内容についてお示しください。

市民からは、除雪作業を行うオペレーターの技術が低い、いつもと違う人が作業をして路線の状況がわかっていないなどの苦情が寄せられることがあります。オペレーターの高齢化も進んでいるように聞こえていますが、いつか世代交代の時期が来たときなどに、作業をするオペレーターに路線の状況を伝える仕組みが必要ではないかと感じております。除排雪路線調査業務は将来を見据えて、除雪作業を行うオペレーターがかわっても、除排雪作業のグレードを維持することに役立つ調査になるものと理解しておりますが、見解を伺います。

次に、貸出しダンプ制度についてお聞きいたします。貸出しダンプ制度は昭和54年から実施され、町会などが自主的に排雪作業を行う場合の支援を目的に、市が運搬用ダンプトラックを派遣する制度であり、本市独自の先進的な市民との協働事業であると思っております。貸出しダンプ制度においても、過

去の状況をしっかり把握し、問題があればその要因を分析する視点が重要であると思っております。貸出しダンプ制度はここ数年、その費用はうなぎ登りに上がってきているものと思います。貸出しダンプ制度の利用団体数と過去5年間の費用の推移、その費用が上昇してきている要因について、どのように分析されているのか、お聞かせください。

利用団体数が増えていることもあるとは思いますが、地先から屋根の雪などの道路への雪出しや、駐車場の雪まで排雪しているのではないかなど、制度利用のルールが守られていない状況も聞こえてきます。昨年度、市が把握している中で、貸出しダンプ制度を利用するに当たって、ルール違反がありましたら、その件数と主な内容についてお聞かせください。

また、貸出しダンプ制度が適切な利用となるような対策をお考えでしたら、お聞かせください。

最後に、今回の補正予算は穏やかな気象条件を基に算出したものと理解しているところですが、ここ数年の状況から、さらに増額となる事態を心配しています。今後、さらなる除雪費の補正について、市長の見解をお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、除排雪についての御質問がありました。

初めに、除雪費がこの数年で上昇した要因についてですが、まず、除雪費の内訳につきましては、それらの経費と構成比率は、平成26年度の実績で、除雪に係る経費が約3億600万円で17.9パーセント、排雪に係る経費が約5億3,200万円で31.1パーセント、ロードヒーティング経費が約2億9,300万円で17.1パーセント、雪堆積場経費が約2億6,600万円で15.6パーセント、凍結路面对策費が約1億1,400万円で6.7パーセント、貸出しダンプ経費が約1億5,800万円で9.2パーセント、その他の経費が約4,100万円で2.4パーセントとなっております。

次に、除雪費がこの数年で上昇した要因につきましては、ここ数年の厳しい気象条件により排雪量が増加したことに加え、人件費、機械経費、燃料費の単価の上昇などによるものと分析しております。

次に、除排雪の改善についてですが、まず、除雪出動態勢を変更する路線につきましては、幹線道路と生活道路を結ぶ役割の第2種路線を対象としており、予算案における出動回数では7回増の20回分を計上しております。

また、狹隘路線の対策ですが、除雪後の雪を置く場所が限られていることから、地域の皆様の御協力を得ながら、道路沿線の雪押し場を確保するとともに、必要に応じて排雪作業も行っていきたいと考えております。

次に、ガタガタ道路の解消につきましては、グレーダによる路面整正を行いますが、置き雪の量を減らすために、タイヤドーザによる交差点処理作業やロータリ車による拡幅作業を考えております。

また、重点的に取り組む路線は、幹線道路である第1種路線とバス道路となっている第2種路線を対象としております。これまでこれらの路線の平均的な作業回数は3回程度でしたが、予算案では4回の増加を見込み、合計7回の作業回数としております。

次に、雪堆積場の用途、区分につきましては、平成26年度は市内12か所の雪堆積場を開設しておりますが、このうち市民の皆様が利用できる雪堆積場は、規模が大きく利用者の安全が確保できる5か所としており、その他は道路管理者等が利用する施設であります。現在、市民が利用できる雪堆積場につい

ては、新たに増設する候補地が見つからないことから、道路管理者等に限定した雪堆積場の開設に向け、検討を進めている状況であります。開設場所は具体的な候補地をお示しすることはできませんが、その条件としましては、排雪に係る経費の節減額が施設の管理経費を上回ることなどであり、費用対効果を検証の上、開設をしてみたいと考えております。

次に、雪押し場の確保につきましては、現在、市内には約280か所の雪押し場があり、その効果としては、除雪作業で発生する雪を堆積することができることから、排雪量の抑制につながるものであります。雪押し場は市民の皆様は無償での提供をお願いしていることから、箇所数が増えないことも実情です。今後、優遇措置等を検討し、雪押し場の増設に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成26年度における除雪拠点別の要望・苦情の件数につきましては、第1ステーションが452件、第2ステーションが607件、第3ステーションが997件、第4ステーションが193件、第5ステーションが512件、第6ステーションが545件となっております。

また、若竹・桜地域に除雪拠点を増設する理由につきましては、当該地域を担当する第2・第3ステーションは、他の除雪ステーションと比べ、要望・苦情が多く、作業量も多いため、それぞれの区域の一部を分割し、新たな除雪拠点とすることで、機動力の向上を目指すものであります。今後、今年度の状況を検証しながら除雪拠点、区域を含めて全市的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、除雪ステーションの業務管理の体制の強化につきましては、現在、雪対策課の職員3名で市内6か所の除雪ステーションの業務管理を担当しておりますが、今年度は除雪対策本部の枠組みの中で増員を図り、現場の状況把握、委託業者との協議、作業の指示などを的確に行うことができるよう体制を強化するものであります。私も可能な限り除雪ステーションに赴き、状況把握等に努めてまいりたいと考えております。

次に、除雪路線調査業務につきましては、除雪路線の道路幅員、勾配、占用物件、家屋の張りつき状況、空き家状況などの情報を一元的に整理し、雪押し場の確保や工夫を凝らした除排雪方法を検討することなどを目的とし、調査期間は2年を予定しております。

また、調査内容は、除雪作業のオペレーターがかわる場合に、円滑な作業を行うための引継ぎデータとしても活用できるものと考えております。

次に、貸出しダンプ制度についてですが、まず、貸出しダンプ制度の過去5年間の利用団体数と経費の推移につきましては、平成22年度が408団体で約9,300万円、23年度が394団体で約9,500万円、24年度が433団体で約1億1,800万円、25年度が461団体で約1億4,000万円、26年度が442団体で約1億5,800万円となっております。

また、貸出しダンプ制度の経費が上昇している要因は、利用団体数が増えていることやダンプトラックの運搬費の上昇によるものと分析しております。

次に、貸出しダンプ制度のルール違反の件数につきましては、昨年度22件となっております。主な内容といたしましては、交通整理員を配置せずに作業を行っていたもの、申請した場所以外の路線の排雪を行っていたものなどがあります。今年度はこれまで市担当者が現場確認の業務を週3日程度行っていたものを毎日行うなど、管理体制の強化を図ることにより、貸出しダンプ制度が適切に利用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、補正予算についてですが、今後のさらなる除雪費の補正につきましては、今年度から業務管理体制の強化を図り、これまで以上に工夫を凝らした除排雪に取り組むことで、除雪費の抑制に努めてまいります。大雪や寒波などの厳しい気象条件により予算の不足が予測される場合は、除排雪作業に支障を来さぬよう、適切に対応してまいりたいと考えております。



○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 次に、地籍調査について伺います。

我が国において土地の私的所有が初めて認められたのは、明治6年の地租改正にさかのぼります。地租改正とは、明治政府が行った土地制度の改革ですが、地券を発行して土地所有者を確定し、これに納税義務を課し、課税の基準を収穫量から地価に改め、物納から金納に移行するものでありました。この地租改正において測量などが行われ、図面が作成されましたが、これらは短期間に作成したものであること、素人の土地所有者などが測量を行い、官吏が検査する方法で行っていたこと、当時の測量技術が未熟であったことなどから、面積や形状が必ずしも現地と整合しておらず、脱落地や重複地もあるという問題も生じていました。

この地租改正で作成された図面が、長い間いわゆる公図として一般的に使用されておりました。第2次世界大戦により疲弊した日本を再建するためには、国土資源の高度利用が不可欠でしたが、その前提となる国土に関する基礎資料が整備されていなかったことから、国土の実態を正確に把握する必要が生じたため、国土開発、保全、高度利用に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和26年度に国土調査法が制定され、この法律に基づき、地籍調査が実施されることになりました。昭和30年代に入ると、高度経済成長の下、産業経済の発展も著しく、国土開発及び利用の高度化が進んできたため、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施と促進が特に必要となり、昭和37年5月に国土調査促進特別措置法が制定され、昭和38年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画が実施されることとなりました。以来、順次、十箇年計画は更新され、現在は平成22年5月の閣議決定による第6次十箇年計画が進行中と認識しております。

そこでお伺いしますが、この平成22年度を初年度とする第6次十箇年計画の概要について説明してください。

現在、土地境界をめぐる問題は、さまざまな問題点が指摘されております。その一部を例示いたしますと、土地境界が不明確な地域においては、土地取引をする際の境界調査に多大な時間と費用を要すること、災害が発生した場合、土地の境界が消失することも多く、その場合、土地所有者の立会いなどの確認作業に多くの時間を要し、被災地の復旧・復興が遅れることなどであり、地籍調査を実施することにより、これらの問題点が解消されることが期待されています。

地籍調査がもたらした効果の実例として、東日本大震災の復興が挙げられますが、東日本大震災の復興に当たっては、津波浸水地域の約9割で地籍調査が実施済みであったため、復興に伴う測量業務、境界確認が円滑に進み、費用、期間ともに大幅に縮減できたとのことであります。

一方、本市の行政に目を転じてみますと、本市は道路、河川、公園をはじめとする公共用地のほか、地方分権一括法により譲与された法定外公共物も所管していることから、官民用地の境界を明確にすることは大変重要なことであります。

以上のようなことから、私は地籍調査の実施は非常に有意義であり、今後とも推進していくべきであると考えているところであります。

本市も既に平成26年度から地籍調査に着手しておりますので、本市の地籍調査の実施状況と今後の計画について説明してください。

また、今後、調査を実施していくに当たっての課題についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、地籍調査について御質問がありました。

初めに、第6次国土調査事業十箇年計画の概要につきましては、この計画は地籍調査の一層の促進を図るため、緊急に実施すべき地域を絞り込み、優先的に地籍を明確にするために実施するもので、平成22年5月25日に閣議決定され、計画期間を平成22年度から31年度までとしております。計画の中では、特に調査の遅れている人口集中地区における地籍調査の実施面積の割合を、平成22年度当初の21パーセントから31年度には48パーセントまで引き上げることが目標として掲げられております。

また、この計画から地籍調査の一層の促進を図るため、国が行う都市部官民境界基本調査や山村境界基本調査などの新たな支援策が盛り込まれております。

次に、本市における実施状況につきましては、まず、国が道路などの官有地と民有地の境界に係る測量等を行う都市部官民境界基本調査を平成24年度から実施し、これまでに住吉町、住ノ江1丁目、若松1丁目終了し、今年度は堺町で実施中であります。本市は国の基本調査による測量成果を基に、官有地に接する民有地を特定する官民境界等先行調査を昨年度に住吉町で実施しております。さらに、今年度からは住吉町、住ノ江1丁目及び若松1丁目の一部において、民有地全体を特定する一筆地調査を実施しております。

今後の計画につきましては、既に調査に着手をしております住吉町、住ノ江1丁目、若松1丁目、堺町に連なる区域から、順次、調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、今後、調査を実施していくに当たっての課題につきましては、本市は調査に着手して間もないことから、課題についてはまだ明確になってきておりませんが、これまで調査を実施した市町村の事例では、住民の土地に対する権利意識が強く、調査が思うように進まないこと、住民の地籍調査に対する理解が不足しているため、調査の協力を得ることが難しいことなどが挙げられており、この点を考慮しながら調査を実施してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 次に、おたるドリームビーチに関して質問いたします。

おたるドリームビーチにつきましては、さきの第2回定例会において、市長は来場者の安全確保と海浜の環境保全を講じる必要があることから、緊急避難の措置として、市営で海水浴場を開設するための補正予算を提出されました。これに対し、新風小樽は市営での海水浴場開設は行わないが、ライフセーバーを配置するとともに、プレジャーボートなどの航行を規制する区域を指定するなど、来場者の最大限の安全確保を行うための修正案を提出いたしましたが、残念ながら、議員各位の御理解を得るための十分な時間がとれず、否決となったところです。

このように、ドリームビーチの海水浴場を開設しないまま夏を迎えたわけですが、幸い、今夏は今のところ水難事故等もなく、海水浴シーズンを終えようとしており、私といたしましても安心してるところであります。

また、シーズン本番前に、財務局が銭函3丁目市営駐車場用地の閉鎖を行ったことにより、マイカー

利用者の来場を制限することができたことで、来場者がほとんどいなかったとお聞きいたしました。

そこで、今夏のおたるドリームビーチでの安全対策について、市と関係機関が連携してどのような対策に取り組まれたのか、内容をお聞かせください。

次に、先日、市長からの提案により、石狩湾の海岸線、海浜を海上から視察し、その現状把握や将来性について考えることを目的として、市長と経済常任委員等で視察を行いました。当日は、小樽海上保安部の協力により、巡視艇で小樽港を出港し、東小樽海水浴場をはじめ朝里海水浴場、銭函海水浴場、サンセットビーチ海水浴場、旧ドリームビーチ海水浴場、最後に石狩のあそびーちを海上から視察しました。幸い天候にも恵まれ、波も穏やかな中、盛夏の日曜日の午前中ということもあり、各海水浴場がにぎわっている状況を海上から眺め、いかに北海道の短い夏を多くの人々が海水浴などマリレジャーにより楽しんでいるかと思いました。また、海上から視察することにより、石狩湾には数多くの海水浴場が点在すること、そして一つながりとなった石狩湾の海浜の美しさを実感することができました。

一方で、今夏、開設されなかったおたるドリームビーチは、利用者も見当たらず、閑散としており、私としては遊泳者がいないことを安心する一方で、本来であれば人であふれる海水浴場が利用されていないという状況を残念に思ったところであります。

そこで、お伺いいたします。

今後も、違法建築物の除去が優先されると認識しておりますが、市長はドリームビーチを含めた石狩湾の海岸線の利活用について、将来展望をお持ちであれば、イメージで結構ですので、市長のお考えをお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、おたるドリームビーチに関して御質問がありました。

まず、今夏、ドリームビーチで市と関係機関が連携して取り組んだ安全対策につきましては、海水浴客とプレジャーボート等の事故防止のため、これまでドリームビーチ協同組合が行っていた水域利用調整区域指定の申出を市が北海道に提出し、7月18日から8月31日まで指定を受けました。この期間、海上保安、北海道、警察と連携し、遊泳の危険性について周知を図るとともに、プレジャーボートの規制、水難事故防止及び不法投棄防止の対策を強化するため、巡回パトロールなどを実施いたしました。このほか多くのボランティアの皆様の御協力もあり、水難事故防止や清掃活動などを行っていただいたところでもあります。

次に、ドリームビーチを含めた石狩湾の海岸線の利活用についての将来展望につきましては、私はこれまで全国の主要な海水浴場、海岸線を見ておりますが、石狩湾の海岸線は人工構造物がなく、全国的に見ても大変美しい天然の海浜であると認識しております。

また、石狩川河口から銭函までの石狩海岸は、北海道の自然環境保全指針の中で、保全を図るべきすぐれた自然地域に指定されているところです。現在は違法建築物などの課題がありますが、将来的には道や近隣自治体と連携し、安全・安心な海の利活用ができるルールをつくり、一帯として管理・運営を図ることが望ましいと考えており、マリレジャーやイベントなどによる観光振興を図って、本市に経済波及効果をもたらすような取組を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 次に、ふるさと納税に関して質問いたします。

大都市に偏った税収を是正することを目的に、平成20年に創設された寄附制度であるふるさと納税ですが、総務省のホームページを見ますと、その理念として、地方で生まれ育ち都会に出てきた方にとって、育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれたふるさとへ恩返ししたい思いがある、都会で暮らすようになり、仕事につき、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになるが、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか、そのような思いの下でふるさと納税は導入されたわけがあります。

また、ふるさと納税の意義として、1点目として、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会となること、2点目として、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であり、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になること、3点目として、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと、それは選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながると掲げられております。

このような背景の下、本市でも平成20年から始まった小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金による寄附制度があります。その目的は、小樽の歴史的な産業遺産などを生かしたまちづくりを支援する人々による寄附金を財源として、寄附者の社会的投資を具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かなふるさとづくりに資することとしています。

また、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に5,000円以上の寄附をされた方に対しては、小樽ファン認定証の贈呈を行っており、この認定証は小樽市総合博物館や市立小樽美術館、市立小樽文学館などの社会教育施設の入館料が最長2年間無料になるというものです。さらに、同じ方から毎年寄附をいただいた場合には、寄附年数に応じてデザインを変えたものを贈呈するもので、大変好評を得ていると聞いております。

一方で、ここ5年間の小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金への寄附額の推移を見てみますと、平成22年度は173人の方から1,540万4,040円、23年度は152人の方から948万8,810円、24年度は152人の方から884万7,078円、25年度は187人の方から1,217万9,450円、26年度は226人の方から696万5,036円となっております。平成25年度を除き、減少傾向にあります。

そこで、伺います。

この寄附額の減少傾向の要因について、どのように分析されているのか、お示してください。

次に、ふるさと納税に対する昨今の国の動きについてですが、平成27年度の税制改正におけるふるさと納税制度の拡充があります。まず、ふるさと納税の限度額の拡大として、個人住民税の特例控除額の限度額が、個人住民税所得割額の2割に引き上げられたほか、手続の簡素化として、確定申告をする必要のない方がふるさと納税を行う場合、申請により確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる特例的な仕組みとして、ふるさと納税ワンストップ特例制度も創設されております。

一方で、自治体間の寄附金獲得競争は激しい状況が続いておりますが、本年1月に総務省から通知された返礼品送付への対応については、換金性の高いプリペイドカードなどや高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品など、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為を行わないようにすること、また寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこととされております。

先日の新聞報道によりますと、全国の他の自治体でも豪華な返礼品を取りやめた事例なども紹介されておりまして、またある自治体ではふるさと納税による寄附収入よりも住民税の控除で失われる額が多くなり、トータルで減収となった自治体もあるとのことでした。

そこで、お伺いいたします。平成26年の小樽市へのふるさと納税による寄附の金額と市民がふるさと納税により住民税の税額控除を受けた金額についてお知らせください。

この項の最後に、今後の小樽市のふるさと納税の取組についてお聞きいたします。市長公約の「街が元気になる経済対策を実行」で、ふるさと納税の増進を掲げられ、現在、関係部署の担当で返礼品をどういったものにするか検討中と伺っております。

そこで、お伺いいたします。ふるさと納税の返礼品に対する市の考え方と、現時点でどのような返礼品を想定しているのか、お聞かせください。

私といたしましては、お得な返礼品をアピールして寄附者を募るだけではなく、市の課題や政策などの取組を多くの方に理解していただき、その上でふるさと納税の増進が図られていくことが最善であると考えております。そのような寄附税制の基本に立ち返った制度となるよう、大いに期待しているところであります。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、ふるさと納税について御質問がありました。

初めに、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金への寄附額の減少要因につきましては、平成20年の寄附条例制定をきっかけに、22年度まで、当初3年間に集中して寄せられた高額な寄附が、4年目の23年度以降は減少したことが要因であると考えております。

次に、ふるさと納税による寄附の金額と税額控除を受けた金額につきましては、小樽市への寄附のうち、ふるさと納税の対象となる個人からの寄附は、平成26年で約5,359万円であります。また、他の自治体への寄附を含めて、小樽市民がふるさと納税を活用して市民税の税額控除を受けた額は、約286万円となっております。

次に、ふるさと納税の返礼品に対する考え方とどのような返礼品を想定しているのかにつきましては、返礼品は寄附を通して本市の施策に賛同していただいた方への感謝の気持ちを表すものであり、高価ではなくとも小樽らしさをPRできる品物を贈ることを基本に考えております。現時点では具体的な品目の絞り込みまでには至っておりませんが、本市には市内で製造された水産加工品をはじめ酒類や菓子など、魅力ある特産品が数多くあることから、小樽の魅力を感じてもらえるような返礼品にしたいと考えております。

**○議長（横田久俊）** 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

**○4番（中村岩雄議員）** それでは、最後にJR駅舎のバリアフリー化についてお伺いいたします。

JR駅舎のバリアフリー化は、森井市長の公約の「人口減少に歯止めを！子育て支援と高齢者対策の充実」の項目の中に、銭函駅、南小樽駅のバリアフリー化を実現しますとうたわれており、私としては、公約が実現されることを非常に期待しているものであります。

さきの第2回定例会では、森井市長は、議員からの「市長はJR銭函駅、南小樽駅のバリアフリー化について、JR北海道との協議を行い、できる限り早期の実現を目指してまいりますと提案説明で語っていますが、具体的な進め方について、市長が持っている計画案を示してください」などの質問に対して、「銭函駅、南小樽駅のエレベータの設置、バリアフリー化について、まずはバリアフリー対応の施設がない銭函駅、南小樽駅の協議を優先してまいります。また今年度のなるべく早い時期に国の補助要綱に基づき、本市と北海道運輸局、事業者であるJR北海道による協議会を設立し、具体的な進め方について議論してまいりたいと考えております」と答弁しております。

その後、この協議会が開催されたということで、8月20日木曜日の北海道新聞の小樽・後志版で、「小樽市とJR北海道、北海道運輸局の三者でつくる小樽市生活交通改善事業計画策定協議会の初会合が19日に市役所で開かれ、先に銭函駅で事業を進める方針を確認した。また、総事業費は数億円と見込まれ、三者が3分の1ずつ負担するが、国の予算の見通しが立っていないため、事業開始時期は未定」との記事を目にしました。私としては、銭函駅を優先して協議していくという整備順番の方向性が定まったことは喜ばしいことと思っておりますが、今回開かれた第1回の協議会において話し合った主な内容についてお聞かせください。

まずは、第1回目ということで、もう少し具体的なことは今後の協議によるものと思われませんが、今後の協議会においては、いつごろに開催され、どのようなことが話し合われる予定か、その内容についてお聞かせください。

バリアフリー化してほしい駅舎は銭函駅と南小樽駅のほか、小樽駅もエレベータは設置されていない状態です。市の財政負担や工事の工期の問題もあるでしょうから、一遍に整備を進めることは難しいと思っておりますので、今後はこれらを少しでも着実に進めることができるよう、協議を行ってほしいと考えております。

なお、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、JR駅舎のバリアフリー化について御質問がありました。

初めに、第1回の小樽市生活交通改善事業計画策定協議会での主な協議内容につきましては、JR銭函駅、南小樽駅、小樽駅のうち、銭函駅を優先的に整備していく方針を決定いたしました。

その後、協議会委員による銭函駅の現地視察を行い、エレベータの設置や多目的トイレ、駅舎の出入り口のスロープ設置など、身障者に配慮した当駅のバリアフリー化案について、JR北海道の担当者より説明を受け、今後、この案を基本に協議を行っていくことを確認したところであります。

次に、今後の協議会の開催時期につきましては、北海道運輸局から今後の予算措置に関する情報により最終決定することとなりますが、現時点では来年の1月中旬ごろを予定しております。

また、会議の内容については、JR北海道より事業の目的や必要性、費用の総額や費用の負担割合など、国の補助要綱に基づいて策定した事業計画案について、協議をする予定であります。

**○議長（横田久俊）** 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

次に、石田議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

**○6番(石田博一議員)** 一般質問させていただきます。

市内小・中学校の敷地内に駐車する教職員に対する駐車料(目的外使用料)徴収についてです。

これは、平成19年に開始されました。当時は山田勝麿市長のときで、財政再建推進プランなるものの中で、教職員を含む全職員に対し、市の敷地にマイカーを駐車する場合、その対価として駐車料を徴収するというものであります。

当時の小樽市の財政状況を考えれば、少しでも歳入を増やすため、やむを得ず踏み切った政策であろうと推測いたします。これについては、前年、平成18年の本会議、総務常任委員会、予算特別委員会でも取り上げられており、学校関係者と市長部局とが互いに歩み寄った形でいったん幕を閉じたという経緯であります。

教員の方々がその業務に日々忙殺されている状況の中で、その合間を縫って家庭訪問、そして緊急的生徒指導、さらには校舎外で行われる各協議会、各委員会などにも参加しなければならないということになりますと、おのずと車が必要になり、タクシーよりも利便性が高く、速やかに移動できることから、マイカーを公務で使用してしまうというのが現実であります。これは、単に通勤でのみ使用しているマイカーとは明らかにその意味合いが違うものであると思われまます。そのあたりを考慮して、教職員の場合は若干低い駐車料になっているということではあると思いますが、それでも年間2万4,000円もの負担となっております。

しかしながら、実はこの制度がスタートした時点では、マイカーを公的に使用することは禁じられておりました。だからといって、各学校に公用車を配備することなど財政上困難であることから、平成24年10月より、マイカーの公的使用が教職員には認められるようになり、とりあえずは教職員としての活動に支障が来ないような措置は施されました。

また、全ての教職員がマイカーを使用しているわけではないのですが、670名の教職員の約77パーセント、約500名の方が利用中でございます。そのうちの85パーセント、約450名の方が、この公的使用申請許可に登録済みでございます。

このことは、まさしくより効率的、より迅速に公務を遂行するために必要不可欠と考える教職員が圧倒的に多いことを示しております。

しかし、マイカーを公的に使用しても、4キロメートル未満の場合は燃料代も支払われず、万が一の事故の場合も各自の保険を使用しなければならず、教職員の皆様方のリスクは大変大きいものとなっております。そこへなおかつ駐車料ということになれば、文句の一つも出るというものでございます。

また、同じ道費職員であるにもかかわらず、道立高校の教員は無料で、小・中学校の教員は有料というのは、何か不公平な気がしてなりません。

森井市長も子供たちの学力、体力の向上を公約に挙げておられますが、そのための教材や教育設備の充実はもちろんですが、現場で活躍する教職員に働きやすい処遇を整えることも重要ではないでしょうか。

今後、教職員に対しての駐車料金免除ということは無理なのかどうなのか、お答えください。

私も小樽市の財政状況を考えますと心苦しい質問ではございますが、ひとつよろしく願い申し上げます。

再質問はいたしません、答弁をお聞きした上で、まとめとお願いを改めて述べさせていただきます。

本題の質問を終了いたします。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 石田議員の御質問にお答えいたします。

学校職員に対しての駐車料免除に関する御質問についてであります。学校敷地内に駐車する教職員の駐車料の徴収につきましては、固有財産の適正管理、財政再建に向けた使用料・手数料の見直しの一環として、平成19年7月より実施されたものであります。

道費負担教職員につきましては、身分は市の職員でありますことから、他の市職員との均衡を図ることとして、財政再建のために駐車料の支払について御協力をいただいているところであります。この際、学校の教職員にあっては、家庭訪問や児童・生徒の緊急時への対応など、公務での対応が想定されたことから、他の職員が3,000円のところ、2,000円の料金としたところであります。

現在、本市の財政状況は、平成22年度より5年連続で実質収支が黒字になったとはいえ、他会計からの借入金が約42億円と、実質的な財政再建に至っていない状況にありますことから、引き続き現行料金の徴収に御理解をいただきたいと考えております。

なお、学校職員にあっては、平成24年度に自家用車の公用利用を制度化し、利用促進を図っておりますので、今後、その利用状況について調査を行うなど、実態の把握に努めてまいります。

○議長(横田久俊) 石田議員に申し上げますが、議員は再質問、再々質問の権利はございますが、ただいまの本質問の最後に、再質問はいたしませんとおっしゃいましたので、再質問、再々質問以外の要望・意見などは発言の機会がございません。

○6番(石田博一議員) そうですか、わかりました。

○議長(横田久俊) 委員会等でやっていただければと思います。

よろしいですか。

○6番(石田博一議員) はい。

○議長(横田久俊) 留保していればできたのでしようけれども、そういうことでございます。

以上をもって石田議員の質疑及び一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 6時13分**

**再開 午後 6時45分**

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第25号については、先議することといたします。

これより、一括討論に入ります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 自民党を代表し、議案第25号小樽市副市長の選任について、不同意の立場で討論を行います。

副市長選任の議案については、我が会派への説明の際、そして8月31日の記者会見において、議会の中で説明すると明言していました。にもかかわらず、議会で最初に説明するタイミングだった9月2日の本会議では、わずか29文字の提案説明だけでありました。

また、市長は、議会において、議員からの質問に対して、できるだけ丁寧な答弁に心がけてまいりたいとのことであつたにもかかわらず、これまでの副市長選考の過程と決定の根拠を真摯に、また誠実に



お答えくださいとの我が党の質問に対し、公約の実現に向けてそれを理解して役目を果たす方との答弁だけでありました。多くの市民の皆様が関心を寄せた政治資金規正法違反事件にかかわった方をあえて副市長に選任しようとしたことについて、納得のいく説明もなく、根拠やその他においても、市長が言われた丁寧な答弁もなく、議論が深まることはありませんでした。

また、政治資金規正法違反の件については、市役所の体質など痛烈に批判して選挙に臨み、当選されたクリーンな市長の政治姿勢について議論を深めたかったのですが、答弁では中村氏個人とこの事件の関係性や公約実現を第一に考えた結果との答弁だけでありました。我々は中村氏個人のことでなく、森井市長の政治姿勢を聞いていましたが、そのことには一切触れず、この瞬間を迎えてしまったことはまことに残念であり、疑念を晴らすことはできませんでした。

よって、質問に対する答弁もなく、選任しようとする根拠等が理解できないことから、不同意とせざるを得ないことを申し添え、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

**○6番（石田博一議員）** 議案第25号小樽市副市長の選任について、同意の立場で討論いたします。

中村浩氏の履歴書は各会派に配付されていることと思いますが、昨年3月、定年退職されるまで、35年間立派に勤め上げられた方で、特に医療、そして福祉の関係には非常にたけておられると認識しております。また、森井市長の公約実現に向け、さまざまな場面で力になっていただけた人材であると確信いたしております。

さて、今回、問題となっております4年前の政治資金規正法違反事件に中村氏がかかわっていたということですが、今年の5月に公民権停止処分も解けております。能力のある方の今後の更生の道も開かれないのでしょうか。それが民主主義なのでしょうか。そもそもこの違反の後援会組織をバックアップしてきたのは、何を隠そう、5団体の3者、自民党・公明党・民主党の皆さんではなかったのでしょうか。ですから、今回の議案で違反うんぬんを論じられるのは、共産党と新風小樽だけだと私は思っております。森井市長は、もともとこの長年の5者連合を批判してきたのであって、たまたまこちらとしても予想外の違反のおまけがついてしまったということでもあります。しかもその体制を批判したのであって、その中にいる個人を批判したわけではないということをここではっきり言っておきます。

どうか各会派の皆様には、ここを誤解されず、この議案に同意いただけますようお願い申し上げます。優秀な人材が埋もれてしまいます。どうかよろしく願いいたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、議案第25号小樽市副市長の選任について不同意の討論を行います。

今定例会で提案予定ということを知り、市政運営が少しでも安定するのではと、今定例会での提案を歓迎していたところですが、提案された人物は、あの政治資金規正法違反事件にかかわり、公民権停止を受けました。あの事件は、一部の市長候補を市幹部が応援する、職員の中にも次期市長になるであろう人のパーティー券を断れない雰囲気の中で起きました。

日本共産党は、全体の奉仕者である公務員が一市長候補の奉仕者であってはならないと、強く批判してきました。今回の議案が提出されてから私たちの下に、なぜこの人物なのか、政治資金規正法違反で

処分を受けた人はあり得ないなどの声が寄せられています。

以上のことから、政治資金規正法違反に関与した人を副市長に選任する議案には、到底同意できません。私たちは何も誤解をしているわけではありません。正式に議論をして決めたことです。代表質問で、内部から検討することを提案しています。できれば、最終日までにこの提案を受け、検討し直して議案提出されることを希望し、討論いたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**○11番（斉藤陽一良議員）** 公明党を代表し、議案第25号小樽市副市長の選任について不同意の討論を行います。

まず、市長が副市長の選任について今定例会に提案をされたこと自体については、その努力を多とするものであります。

しかし、その提案に至る経緯については、1回ならず前言を取り消して、先延ばしと受け取られる発言を繰り返されたことには、厳しく反省を求めるものであります。

また、今回の提案に関しても、各会派への説明内容に異同があるなど、不手際が目立ち、改めて説明を予定されていた当日の朝刊に発表前の内容が報道されるなどは、情報管理の甘さにとどまらず、議会軽視も甚だしく、まことに遺憾と言わざるを得ません。

提案の中村浩氏は、昭和53年4月、小樽市に入庁、平成10年4月から2年間北海道に派遣され、平成12年4月から環境部環境課長を皮切りに、保健所総務課長、福祉部介護保険課長、教育委員会教育部次長、医療保険部長を経て、平成22年4月、福祉部長に就任されました。しかし、平成23年の統一地方選挙を前に行われた中松義治前小樽市長の後援会の政治資金パーティーに際し、公務員には禁止されているパーティー券の販売にかかわって、他の幹部職員とともに同年5月、公民権停止4年、罰金15万円の刑事処分を受けたことは、まことに遺憾ながら極めて重い事実であります。

翻って森井秀明現市長は、本年4月の市長選挙において、中松前市長を5団体相乗りのオール与党体制と批判し、その表れとして、小樽市の政治資金規正法違反問題は小樽の恥とまで述べられています。その客観的な当否については別として、その主張に賛同をされて市長選の投票先を決められた市民、有権者も多いと考えられます。そのことを考えれば、今回の副市長の選任案はその有権者の思いを裏切るものであり、市民感情としても到底承服できません。

市長は、パーティー券問題について、本人は反省しており、今年6月で公民権停止は解けたから問題ないという趣旨の説明をされましたが、本人の反省うんぬん、資質、能力うんぬん以前に、政治資金規正法違反問題は小樽の恥とまで言いながら、臆面もなくその事件の当事者を自分の片腕とも言うべき副市長に提案できる森井市長の政治感覚こそが問題であります。事件で刑事処分を受けた一部の処分者は、現在も公民権停止中であります。事件はまだ終わってはいません。事件を過去の出来事として、当事者としての責任を忘れ去ることは許されません。

市長は、議会で説明するとの発言にもかかわらず、我が党の松田議員の質問にも真摯に答えることなく、言を左右にするばかりで、事件にかかわったか、かかわらなかったではなく、処分が終わった人をさらに追及するつもりはないなどと述べて、事件の責任を忘れさせ、記憶を風化させる今回の市長の提案は、まさに暴挙と言わざるを得ません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

以上の理由により、議案第25号小樽市副市長の選任については不同意の態度を表明し、全ての議員の

賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 民主党を代表して、議案第25号小樽市副市長の選任に不同意の討論を行います。

9月2日の市長の提案説明では、副市長の選任につきましては、中村浩氏を選任するものでありますとだけありました。これだけです。説明にはなっていません。

副市長は、地方自治法第167条で、市長を補佐し、市長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督すると定められています。まさに市長の右腕とも言える重要な職であります。そうであるがゆえに副市長は地方自治法第161条第1項において置くことができる、また第2項で、定数は条例で定めるとなっています。また、副市長の選任は議会の同意が必要とされ、市長の専決処分の対象とならないとも明文化されています。地方自治における二元代表制の趣旨が遺憾なく発揮されています。

市長がこうしたことを踏まえて副市長の人選に苦勞しつつ努力されていたことは、私たちもうわさには聞き、承知しておりました。そうした結果として提案された議案第25号につきましては、我が会派といたしましても、慎重に検討させていただきました。結果は、この人事案件には不同意です。

不同意の理由を端的に言うと、第一には、本日の我が会派の佐々木秩議員の代表質問での市長答弁を聞いても、アドバイザーとして起用した参与との業務分担を含む位置づけが整理されきれていないからです。

そして、第二には、市長の政治姿勢と人選の問題です。中村浩氏自身につきましては、長い間、市職員として勤務してきた経過がありますので、その経歴、人柄、能力、そして地方自治における議会と議員に関する見識も知ることができました。あえて言うならば、我が会派としては、中村浩氏に不同意というのではなく、市長の政治姿勢のぶれとその結果である人選に不同意の判断をしたものであります。

市長は、この間、前回の市長選挙に関連した政治資金規正法違反事件を小樽市役所内部の恥部と言って批判されてきました。私たちは今回の市長選挙の結果につきましては、市民の選択の結果として真摯に受け止めています。今、ここで選挙の総括を全て語るわけにはいきませんが、森井陣営の選挙戦略における大きな柱として、いわゆる5者批判と政治資金規正法違反問題があったのは間違いありません。この柱は森井カラーとして市民の皆さんに浸透しており、市民の皆さんとの契約事項の一つではないかと考えます。そうしたとき、今回の副市長の人選は、こうした森井政治のカラーの修正としか考えられません。しかも、修正なのか修正でないのかの説明は極めて不十分と言わざるを得ません。こうした市長の政治姿勢に関して、大きな矛盾を抱える副市長人事には同意できません。

以上、各会派の賛同を訴えて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安齋哲也議員） 新風小樽を代表し、議案第25号小樽市副市長の選任について、棄権の態度とする討論を行います。

（「新風小樽逃げるな」と呼ぶ者あり）

人事案件においては、事前に各会派に説明し、一致して同意できるものを提出することが通常となっ

ています。これは、市長も議会答弁において、本来であれば人事案件として最終日に追加提案するものとされていましたが、初日提案としたことについては、議員の皆様からの御質問をいただくためにとされておりました。私ども会派としましても、本来であれば最終日に一致して採決できることが望ましいと考えておりました。

しかし、市長が望んで議会においてできるだけ丁寧な答弁に心がけるとされましたが、政治資金規正法問題に関連した質問の答弁でも、処分を終えたことに対して個人的に重ねて追及をすることとは一切しない、あくまでも体質を変えたいという思いだったなど、選挙戦で御批判されたことと今回の答弁との整合性がとれず、同じ答弁を繰り返すだけでありました。

(「それじゃあ不同意だろ」と呼ぶ者あり)

また、議案説明でも記者会見でも、議会で説明するとされておりましたが、人選の経緯、打診した人数、国とのやりとりの内容や結果に関する各会派の質問に対する答弁においても明快ではなく、丁寧な答弁とは思えませんでした。

したがいまして、新風小樽としましては、同意、不同意の判断をいたしかねますので、この選任議案については、自席にて棄権いたします。

(発言する者あり)

なお、不同意が賛成多数で可決された場合は、次回定例会に向け、行政経験のある内部からの登用も視野に、議会として同意できる人材を提案いただきたいことを申し添え、討論を終えます。(拍手)

(「不同意だろ、それなら」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、議案第25号につきまして採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、議案は不同意と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 7時09分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 酒 井 隆 裕

議員 林 下 孤 芳

平成27年  
第3回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成27年9月9日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

15番 濱 本 進

出席説明員

市 長	森 井 秀 明	教 育 長	上 林 猛
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	飯 田 俊 哉
総 務 部 長	小 鷹 孝 一	財 政 部 長	前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長	中 野 弘 章	産 業 港 湾 部 参 事	田 中 泰 彦
生 活 環 境 部 長	渡 辺 幸 生	医 療 保 険 部 長	小 山 秀 昭
福 祉 部 長	三 浦 波 人	保 健 所 長	秋 野 惠 美 子
建 設 部 長	相 庭 孝 昭	消 防 長	明 井 隆 生
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	笠 原 啓 仁	教 育 部 長	迫 俊 哉
総 務 部 企 画 政 策 室 長	日 栄 聡	総 務 部 総 務 課 長	石 坂 康 雄
財 政 部 財 政 課 長	志 賀 公		

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一  
庶務係 長 伝里 純也  
調査係 長 大崎 公義  
書 記 佐々木 昌之  
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄  
議事係 長 柳谷 昌和  
書 記 石澤 麻由美  
書 記 深田 友和  
書 記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第24号及び第26号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、自衛官の募集業務に対する住民基本台帳から抽出した入隊適齢者の名簿の提供又は閲覧について質問をいたします。

防衛省が自衛官募集のダイレクトメールを適齢者へ郵送するため、住民基本台帳に記載されている特定年齢の住民の名前、生年月日、性別、住所の4情報の提供を求めたのに対し、全国の市町村や特別区が積極的に情報提供していたことが問題となっております。

本市においても高校3年生の自宅に自衛官募集のダイレクトメールが送られており、なぜうちの住所がわかったのか、小樽市は個人情報自衛隊に提供しているのでは、など不安の声が広がっております。道内の他都市でも自衛隊の求めに応じて、特定年齢の住民の名簿をペーパーやデータで提供していたという事実が明らかとなり、取りやめるといった事態となっております。

市長にお伺いいたします。本市において住民基本台帳から抽出した入隊適齢者の名簿の提供又は閲覧を認めている事実はあるのでしょうか。

また、提供又は閲覧を認めているのならば、請求にかかわる2014年度における対象者の生年月日と人数は何人なのか、提供又は閲覧を認めている事項はどのようなものかお示してください。

また、住民基本台帳から抽出した入隊適齢者の名簿の提供又は閲覧を認めている根拠法令をお示ください。

また、今後においてペーパーやデータで名簿の提供が求められた場合の本市としての対応について伺います。

次に、就学援助制度の拡充等について質問いたします。

子供の貧困が深刻な問題となっております。2012年に発表された日本の子供の貧困率は、過去最悪の16.3パーセントになりました。中でも深刻なのはひとり親家庭世帯で、その相対的貧困率は54.6パーセントにも及びます。就学援助制度は、憲法26条の義務教育は無償に基づく制度で、学校教育法第19条で「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」となっております。

2005年度から国の補助は、要保護者に対する就学援助に限定されました。準要保護者に対する就学援助への国からの補助はなくなり、地方交付税で措置することになりました。そのことと比例して認定基準、支給単価の切下げが全国的に起こっていることを耳にしておりますが、2005年度以降の準要保護の認定基準、支給単価など本市での状況をお示ください。

また、2005年度以降、国の補助が一般財源化しましたが、一般財源相当額が交付税として交付されているのか伺います。

さらに、一連の消費税増税に対して、国は基準単価を引き上げました。これらについても交付税措置されているのかお示ください。

また、本市における就学援助制度に対する必要性の認識と就学援助率の過去5年間の推移をお示しく  
ださい。

次に、就学援助の申請と支給時期について質問いたします。

就学援助制度では、就学前の子供が入学前に準備する学用品、ランドセルや体育着などを購入する費  
用として入学準備金があります。

しかし、申請をするには入学式のときに書類を持ってきてくださいとなり、本年において支給され  
たのは5月25日となっています。本当に困っている家庭の状況を考えれば、一刻も早く支給するべきでは  
ないでしょうか。

日光市では、入学資金貸付制度が2015年1月から始まっています。制度は入学に必要な物品購入が困  
難な世帯に貸し付けるもので、上限額は小学生5万円、中学生10万円となっています。なお、就学援助  
に認定された場合には、貸付金と相殺でき、今年度は小学生1人、中学生5人が貸付けを受けたとい  
うことです。

また、福岡市では、準備金の入学前支給を2015年1月から開始しています。小・中学校に入学予定の  
児童・生徒に就学援助の入学準備金を入学前の3月に前倒しして支給するものです。就学援助申請書  
を1月末までに提出し認定された場合、3月中旬から下旬にかけて振り込まれます。支給額は小学校で2  
万470円、中学校で2万3,550円です。

こうした入学準備金貸付制度又は準備金の入学前支給について、小樽市として実施するべきと考えま  
すが、答弁を求めます。

また、函館市では、2016年3月より入学準備給付金事業を行います。来年1月に給付申請の受付を開  
始、同3月には給付を始める予定だということです。こちらでは住民税非課税世帯で子供1人につき2  
万円、市民税課税世帯で子供1人につき3万円となっています。どちらの事業も少子化対策の一環とし  
て、また、子育て家庭への経済的支援につながる取組として行われるということです。

市長は、所信表明におかれまして、人口減少に歯止めをかけるため子育て支援の充実を図ることを既  
に表明されています。

市長にお伺いいたします。このような先進事例について小樽市として研究していくことが求められる  
のではないのでしょうか。答弁を求めるものです。

次に、要保護、準要保護の対象項目について伺います。

学用品費や学校給食費をはじめ区分が定められています。文部科学省は、2010年度からクラブ活動費、  
生徒会費、PTA会費が新たな就学援助の項目に加えて交付税措置をしていると説明しています。本市  
においての状況をお答えください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自衛官の募集業務に対する住民基本台帳から抽出した入隊適齢者の名簿提供又は閲覧につ  
いての御質問がありました。

まず、名簿提供又は閲覧を認めている事実はあるかということにつきましては、閲覧は認めておりま  
すが提供は行っておりません。



次に、平成26年度における対象者の生年月日、人数及び閲覧を認めている事項につきましては、生年月日が平成8年4月2日から平成9年4月1日までは1,019人、平成11年4月2日から平成12年4月1日までは953人となっております。

また、閲覧を認めている事項は、氏名、生年月日、性別、住所の4項目です。

次に、住民基本台帳から抽出した入隊適齢者の名簿の閲覧の根拠法令につきましては、住民基本台帳法第11条第1項には、国の機関は法令で定める事務の遂行のために必要である場合には市町村に対し閲覧を請求することができる旨規定されております。

次に、今後において名簿の提供が求められた場合の本市の対応につきましては、法令等に基づき従来どおり閲覧のみの対応となります。

次に、就学援助制度の拡充等について御質問がありました。

まず、準要保護児童・生徒の就学援助に対する地方交付税措置につきましては、国の補助の一般財源化に伴い、平成17年度以降、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されております。

なお、平成26年度決算額に対する基準財政需要額の割合としましては、おおむね30パーセントとなっております。

また、平成26年度の消費税、地方消費税の引上げに伴う影響額に対しましても、基準財政需要額に算入されております。

次に、少子化対策としての入学準備金給付制度の創設につきましては、就学援助制度の中には入学準備金が含まれておりますので、御提言のあった新たな制度の創設については、財政的な制約もあることから現時点では難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、就学援助制度の拡充などについて御質問がありました。

初めに、準要保護者に対する就学援助の認定基準、支給単価についてでございますが、平成17年4月に国の制度改正により国庫補助から地方交付税措置に変更となりましたが、本市における平成17年度以降の認定基準は、以前と同様、生活保護基準の1.3倍以下を基準としており、平成25年8月の生活保護基準の見直し以後も、その影響を受けないよう同様の基準を適用しております。

また、支給単価としては、小学校1年生の学用品を例に挙げますと、平成17年度以降も年額1万1,100円とし、消費税率の改定のあった平成26年度には1万1,420円に増額したところであります。

次に、就学援助制度に対する認識と就学援助認定率の推移についてでございますが、学校教育法第19条に基づく就学援助制度は、国民の学ぶ権利を生活状況にかかわらず保障するもので、教育の機会均等を確保する上で重要な制度であると認識しております。

また、準要保護者の就学援助認定率の過去5年間の推移についてであります。平成23年度は24.0パーセント、平成24年度は23.8パーセント、平成25年度は23.0パーセント、平成26年度は22.7パーセント、平成27年度は5月時点で20.8パーセントと、若干減少傾向はあるものの、全道的には高い水準で推移していると感じております。

次に、入学準備金の入学前支給についてですが、福岡市では、これまで7月以降に支給していた就学援助の入学準備金を今年度の入学生から入学前の3月に支給することになりましたが、本市では新入学生については、入学後に就学援助の申請を受け付け、認定手続きを行い、5月下旬に入学準備金を支給しております。福岡市のように入学準備金を入学前の3月に支給する場合には、入学という事実発生以前

の支出となることや、前年度の予算での支出となることなど、会計上の問題や所得認定の時期などの問題がありますので、今後、他都市の状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、クラブ活動費などの状況についてですが、文部科学省では平成22年度から就学援助の交付税対象費目にクラブ活動費、生徒会費及びPTA会費を加えたところではありますが、本市においては厳しい財政状況にあることや他都市の状況なども勘案し、現在は対象としておりません。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

まず、自衛官の募集業務に対する住民基本台帳から抽出した入隊適齢者の名簿提供又は閲覧についてであります。

本市は、ペーパーやデータなど名簿の提供ではなく閲覧にとどめていること、4情報以外は閲覧させていないこと、どの情報を書き写したか確認していること、情報の管理についても徹底していること、こういったことについては評価をするものでございます。

しかし、戦争する国づくりである安保法制が審議されている中、判断力がまだ十分育っていない年代、青年への自衛隊募集の勧誘を行政が手助けすることは許されないものだというふうに考えております。そもそも自衛隊法施行令で市町村に求められているのは資料であり、個人情報に含まれていないものであります。

また、住民基本台帳法には行政機関が市町村長に対して台帳の記録事項に関する資料提供を求めることができるとの規定はありますけれども、総務省は、公的な統計資料の作成を念頭に置いた条文であり、名簿などの提出は認めていないとしています。前提として自衛官の募集に関する事務が第1号法定受託事務であることは言うまでもありません。今回の質問は、自衛官の募集事務そのものを問うわけではなく、適齢者名簿の閲覧に関する問題です。

小樽市個人情報保護条例では、個人情報の外部提供を原則禁止しています。法的根拠がない抽出閲覧こそ問題だと言っているわけです。小樽市個人情報保護条例の適用除外には含まれないと考えますが、答弁を求めます。

また、先ほどの御答弁の中で、対象となる生年月日の中に平成11年というものがありました。このことは、中学生に対しても情報の閲覧を求められ、それに対して応じているということであると思いますが、これについて市長としての考えもお伺いしたいと思います。

次に、就学援助についてです。

入学準備金貸付制度又は準備金の入学前支給、これについては他都市の状況を見極めながら検討していくというような御答弁がございました。仮に本市において行った場合、どの程度小樽市の体制上の負担となるのか、また、増額となるのか、試算なども含めて改めて見解を伺います。

同様に、対象項目についてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加して支給した場合、どの程度小樽市の負担分が増額になるのか伺います。

また、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新たな就学援助の項目に加えるべきと考えますが答弁を求めます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 生活環境部長。

○生活環境部長(渡辺幸生) 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

自衛隊募集に係る適齢者の名簿の閲覧が小樽市個人情報保護条例の適用除外には含まれないのではないかとのお尋ねでございますけれども、小樽市個人情報保護条例第11条第1項には、「実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定をされております。この提供には閲覧も含めませんが、適齢者名簿の閲覧につきましては、先ほど市長からも答弁いたしましたとおり住民基本台帳法に基づき行っており、法令に基づく場合に該当いたしますので、適用除外に含まれるものと考えております。

次に、中学生の情報提供はなぜかということでございますが、自衛隊協力会からの台帳閲覧の申請につきましては、その使用目的といたしまして、自衛官及び自衛官候補生に関する名簿の募集事務ということで請求理由が書いてございますので、具体的な部分は私どもで承知してはございませんが、募集事務のために必要であるため請求されているというふうに解釈しております。

**○議長（横田久俊）** 教育部長。

**○教育部長（迫 俊哉）** 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

まず、入学準備金を入学前に支給する場合の影響についてお答えさせていただきます。

年度末の異動の時期を挟みますことから、転入あるいは転出による入学者数の変更があった場合に必要となります会計上の手続など、新たな事務作業が発生するという事は予想されますが、体制上、大きな問題が生じることはないのではないかと考えております。

また、特に試算はしておりませんが、支給額につきましては、同様に転入・転出による増減は考えられますが、それ以外の理由による増減は考えられないというふうに考えております。

それから、続きまして、就学援助にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、その3費目を追加した場合の試算についてでございますけれども、平成21年5月1日現在の準要保護者数と文部科学省が示します今年度の予算単価に基づきまして試算をいたしましたところ、小学校と中学校を合わせました3費目の総額では、おおよそ3,000万円の増額になるということで見込んでいるところでございます。

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

3費目について対象とすべきではないかということでございますが、教育委員会とすれば教育機会の均等という観点に立てば、できるだけ支援が望ましいということは考えておりますが、現在、10万人以上の他都市の状況を考えますと、1市だけが負担をしているという状況にもありますし、さらに何とんでも小樽市の財政が大変厳しい状況にある、そういったことを勘案しながら、今後、市長部局とも相談をしてみたいというふうに考えております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番（酒井隆裕議員）** 再々質問を行いますけれども、まず名簿の問題でございますが、まず、一般の企業などにおいて、例えば若者の就職を募集したいという場合であっても、一定の年齢を抽出した住基情報の閲覧というのはできるのでしょうか、これについてお伺いしたいと思います。

それから、こうした同じ公務員であっても、例えば警察は募集のために住民基本台帳情報の閲覧はしていないわけでございます。自衛隊募集だけが特別扱いとなっているわけでありまして。

改めてお伺いいたします。小樽市として、年齢を抽出した閲覧要請には応えるべきではないというふうに考えますが、市長の考えを改めて問うものでございます。

次に、入学準備金の前支給についてお伺いしたいと思います。

先ほどの教育部長の御答弁の中では、体制上の問題については若干生じるけれども、それ以外の負担

については生じないということでした。ぜひ、さらなる検討というものにとどまらず、小樽市として実現できないかということについて、こうした他都市の先進事例について検討していくということを改めて強く求めたいと思いますが、教育長としての見解について改めて伺いたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 生活環境部長。

○生活環境部長（渡辺幸生） 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目の一般企業が個人情報の閲覧をできるかと、一般企業に対して出せるかという御質問だと思えますけれども……

（「年齢を抽出して」と呼ぶ者あり）

年齢を抽出して閲覧できるかということで、申しわけございません。

これにつきましては、住基法の中では「国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる」ということになってございますので、この中では一般の企業は閲覧できないものと思われまます。

次に、この閲覧自体をやめるべきではないかという御質問だったと思うのですが、これは先ほど申しましたとおり法令に基づき請求、閲覧しているものでございますので、今後も法令に基づき、請求したのものについては今までどおりの対応を行っていきたいと考えております。

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

入学準備金などの問題について、ぜひ検討できないかということでございますが、問題は会計上の問題と、それから所得の認定の時期の問題、あとは手続上の問題でありますので、これらは実施に向けてどのような問題があるのかも含めて十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 酒井隆裕議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 一般質問いたします。

さきの代表質問において市長に求められる資質についての質問がございましたが、そこで森井市長が答弁の前に議長に見解を求めるといふ、やられたらやり返す、倍返しだと言わんばかりの、言われたら言い返すという子供じみたやりとりがございました。政治家、公人であれば資質を問われること、批判されることのほうが多く、評価されることは少ないものであります。このことは1期議員をされていた森井市長ならば承知のことと思えますが、さきの代表質問の答弁前に市長が見解を求めるといふ珍事こそ市長の資質としてふさわしくないと私は感じておりますので、発言、行動については襟を正すべきと思っております。今後は、市長の資質があると思われるよう行動や発言で示していくことこそ、第13代小樽市長に就任した森井市長の定めであり、ぜひとも市長の器として、批判は批判で真摯に受け止め、一々反応するのではなく、答弁の中で反論するなり、そのルールにのっとった大人の対応を求めます。

さて、質問に入りますが、今回の市長に求められる資質という点で観点が重なるところでございますが、市長就任後の市長の行動を見させていただき、首長としての公務をこなしながら自身の政治活動、政務もこなす行動力は評価をいたしているところですが、見方を変えると公務と政務を混在させ、公私混同と思われることがあり、通告の質問をさせていただきます。

まず、地方自治法第232条では、「普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」となっています。すなわち市町村の事務処理について必要な経費を負担することを定めた条文でございます。

この地方自治法に基づき、全国でも住民監査請求があるなど、問題となっている事例がございます。滋賀県大津市では、公務と政務について不適切な財務会計に該当するものと判断され、市がかぶった損害相当額の返還が求められるということがございました。行政は、公共性、公益性、公平性、公明性が求められ、市長はみずからの行動について明確にすべきであることから質問いたします。

まず、政治資金規正法違反問題を厳しく批判されてきた市長にとって、市職員を政治利用することの考え方について伺います。また、それをしてしまった職員についてどのように考えていますか。

政治資金規正法違反問題をあしき慣習と発言されています。これは市職員が一部の政治家を応援することが問題であるという趣旨だと思われませんが、御見解をお示してください。

地方公共団体の長である市長の公務とは何ですか、その基準をお示してください。

市長就任後もつじ立ちやイベントの挨拶回りをされているとのことですが、それは政治活動ですね。私的任用のときの公用車の使用は禁止されていると思いますが、市長の公用車使用に公私による区分や基準があるか伺います。

住民監査請求で損害額が求められた滋賀県大津市では、公務の優先順位について複数の公務が重複した場合、過去の出席動向を参考としながら市全体における重要度や影響度等に鑑み、市長、副市長、担当部局間で調整し、対応するとのこと。現在は、どのように優先順位をつけ、複数の公務をこなしていますか。

ホームページに掲載されている今週の市長行動予定の8月から9月6日までと、今は掲載されていない7月分の公務とされているものの掲載となっていないものが何で、どのような基準で掲載する、しないを決めていますか。公務としない判断はどのように決めていますか。

また、7月から9月まででイベントや大会、講演会など共催や後援を行った事例は何件で、どのようなものがございますか。特に、夏は市長杯と冠したスポーツ大会も多く開かれているようですが、市長杯とする基準、そして大会が重なり市長が不在の場合、誰がどこの大会へ挨拶に行く、行かないの判断は誰がどのような基準で決めていますか。

全国的にも公務と政務の区分けについて問題視されています。市長が公務をこなしている中、政務もされていることを見聞きしており、その行動力については先ほど申し述べましたが評価しております。しかし、どこまでが公務なのか政務なのかわからないものがございまして、公務と政務の区分けについての市長の見解を伺います。

前回の定例会で、悪いことの認識の中で、職員が市民の皆様には理解しづらい長きにわたる市役所の常識や慣習にとらわれていた部分があったと発言されています。

また、市民の皆様には理解していただくことをよいことと捉えて表現されたとのことですが、公務と政務の混在、政務に公務員を利用することはいいことなのか認識を伺います。

次に、開かれた市政の取組として始められた市長の活動アルバムについてですが、掲載している活動については公務のものと思われませんが、載せる載せないの掲載基準は何ですか。

また、なぜ全てをオープンにしないのでしょうか。市長の活動アルバムでしか開かれた市政の取組が見られません。前回の答弁では、これから手法を検討するということでしたが、その後、何を考え、どう指示を出していますか。私としては、あれだけ市政のオープン化と叫ばれていた市長ですが、まだまだ足りないと考えます。佐賀県武雄市の前市長は、自身が自身の言葉で発信しておられました。市長自

身の公務をもっと見えるようにしてはいかがでしょうか。公務と政務をしっかりと区別した上ですべきと考えます。

市民公募委員の公募方法について伺います。

より多くの市民の方の声を市政課題に反映しようと、これまでの公募方法を変えようとしていますが、現状はどのようになっているのか、そしてどこに問題点があるのか見解を求めます。

市の計画に市民目線の意見を盛り込んでいただくことには大賛成ですが、市長指示において公募方法を変えるに当たり、計画の進行を遅らせることがあるとすれば、行政の継続性からは望ましくないと考えています。市長の見解を求めます。例えば、平成27年度に観光基本計画が終了し、28年度に向けて計画を策定する算段であったとは思いますが、遅れているようです。この見解と今後の進め方について認識を伺います。

再質問を留保し、一般質問を終えます。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 安齋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公務と政務の違いの認識について御質問がありました。

まず、公務と政務についてですが、市職員を政治利用することにつきましては、みずからの選挙のために市長が市職員を利用することは許されるものではないと考えております。

また、それを行った職員についても、法を守るべき立場の公務員として法令遵守の意識や違法性の認識が欠けていたものと考えております。

次に、市職員が一部の政治家を応援することにつきましては、市職員が個人的に一政治家を支持すること自体が問題であるとは考えておりません。

「あしき慣習」と発言いたしましたのは、特定の政治家を応援する行為が、政治資金規正法に違反して、勤務時間中に庁舎内で疑いもなく行われていたということについてであります。

次に、市長の公務につきましては、明確な基準はありませんが、基本的には行政機関の長としての活動が公務となりますが、市長は公選の政治家としての側面もあることから、その立場で意見表明や意見交換、政治的会合への出席などを行う場合もあり、これら全てが市長の公務と位置づけられるものと認識しております。

次に、市長の公用車使用の公私による区分や基準につきましては、実際の公務は多岐にわたることから、その区分や基準を明確に決めるのは困難であると考え、都度判断することとしております。

次に、市長の公務の優先順位につきましては、複数の公務が重複した場合には、大津市と同様に過去の出席の実態を参考にしつつ、市政全体における重要度や影響度等に鑑み、総務部と担当部署と調整して決定をしております。

市長行動予定のホームページへの掲載については、公務のうちでも広く市民の皆様に周知すべきと思われるものを掲載しており、今後において、より発信できるように努力してまいりたいと考えております。

次に、共催や後援の実績、市長杯の基準や出席の判断基準につきましては、共催は7月から9月までの間2件、後援の実績は87件、その多くはスポーツ大会や芸術・文化等のイベントであり、また、市長杯とする基準は特に設けてはおりません。

大会が重なった場合の出席判断は、過去の出席の実態や市全体における重要度や影響度等に鑑み、総務部と担当部署と協議の上、決定しておりますが、明確な基準というものは設けておりません。

次に、公務と政務の区分けにつきましては、まず市長の公務は広範多岐にわたるため、画一的に決定できるものではなく、また、公選職の政治家という特殊性から、その範囲を明確に特定することは困難と考えております。

次に、公務と政務の混在、政務に公務員を利用することにつきましては、私の見解といたしましては、市民の皆様への市政の推進活動全てを公務として捉えておりますので、その範囲において公務員の協力を得ることは可能であると考えております。

次に、開かれた市政についてですが、まず市長の活動アルバムにつきましては、これは市ホームページの市長のページの充実の一環として6月25日から始めたものです。掲載の基準は特に設けておりませんが、私の公務の様子について市民の皆様へ伝えようと始めたものです。私の公約にスポーツや運動を通じて、子供たちの心身の健やかな成長を図りたいということがあり、スポーツに関連することは市として積極的にPRしていきたいということを機会あるごとにお話ししておりますので、現在は子供たちにかかわるスポーツの話題を紹介しているものが多いと思われませんが、今後も特に私の公約にかかわることを中心に紹介してまいりたいと考えております。

次に、開かれた市政の取組につきましては、情報にアクセスしやすいホームページのあり方や、効果的な情報提示の仕方について工夫をするように指示をしているところであります。

また、私の考える開かれた市政ということの根本には、市の施策の作成過程において市民の皆様のご意見をより反映できる仕組みが必要と認識しておりますので、審議会等の市民委員の公募方法を改善することなども開かれた市政への取組になるものと考えております。

さらに、私自身が地域に出向きまして、地域住民の方々と懇談の場を設けることを検討中でありますが、私自身が地域の方々に市政各般における実態、実情などを率直にお伝えすることができれば、それも市政のオープン化につながるものと考えております。

次に、市長の公務をもっと見えるようにしてはということにつきましては、まずは市長の活動アルバムの内容を充実させてまいりたいと考えております。

次に、市民公募委員の公募方法について御質問がありました。

まず、市民公募委員の現状と問題点につきましては、現在、計画策定のための審議会等を新たに設置する場合や審議会等の委員を改選する際、条例や要綱で学識経験者など委員が限定されているものを除き、その都度市民委員を公募しております。しかしながら、市民委員の応募状況や就任状況を見ますと、公募をしても応募される方が少ない場合があることや、若年層や女性、働き盛りの世代の参加率の低さといったことが問題点であると考えております。

次に、公募方法の変更により行政の継続性に与える影響につきましては、平成28年度以降に生じる計画等の策定に当たっては、より広く市民の皆様のご意見を反映できる仕組みの下で審議されるよう進めてまいるとともに、計画等の策定にかかわり、行政の継続性に影響を及ぼすことがないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成27年度に終了する小樽市観光基本計画の新計画の今後の進め方につきましては、私としても小樽市観光基本計画の重要性は十分に認識しておりますので、新たな市民公募制度に基づき、なるべく早急に観光基本計画の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、20番、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

**○20番（小貫 元議員）** 先ほどの安齋議員の冒頭の発言なのですが、これは第2回定例会の秋元議員のときもそうだったのですけれども、議会運営委員会で議論して、最後に議長に裁くよう委ねて、議会としての意思決定を冒頭にやっていたわけですね。そういう議長の裁きについて、なかったことにするような発言というのは、やはり議会としてもよろしくないというふうに私は思います。

そして、第2回定例会のときと同様に安齋議員も議会運営委員会の理事でありまして、議長にあの裁きを委ねるといことは一致して決めたことすし、その後ペーパーを回して、このように議長として取り計らいたいということも丁寧に議長にやっていたわけなのですけれども、そういうことについて、今この冒頭でおさめた火に油を注ぐような発言というのは、やはりふさわしくないというふうに私は思いますので議長として注意をしていただきたいのと、それと市長に対しての発言の言葉の扱いについても、もう少し注意をするようにぜひお願いしたいと思います。

**○議長（横田久俊）** ただいまの議事進行の発言についてお答えを申し上げます。

確かに、第2回定例会で市長から、あのときは秋元議員の質問前の発言について御指摘がありまして、その後、議会運営委員会で、今、小貫議員が言ったような処理をしたと思います。

今回、これはもちろん聞いてみなければわからなかったことでありますから、安齋議員が質問の前に、前置きといいましょうか、前文としてお話をされました。前回の私の措置に逆行しているとまでは言いませんけれども、逆行といいましょうか、それを無視しているとまでは言いませんが、小貫議員の御指摘ももともとだと思いますので、以降、皆様方もそういった面にはお気をつけいただきたいと思います。

それから、市長への言葉の使い方という御指摘もありましたけれども、これについても何度も申しておりますが、小樽市議会会議規則第89条、品位を重んじなければならないという規定がありますので、ただいまの安齋議員の質問がそれに抵触したかどうかは別にいたしましても、皆様方も質問の際には言葉を厳選して質問していただければと思います。

よろしいですか。

**○20番（小貫 元議員）** はい。

**○議長（横田久俊）** よろしいですか、安齋議員、何かありますか、あればお聞きいたしますが。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 5番、安齋哲也議員。

**○5番（安齋哲也議員）** 以後気をつけます。

再質問に入らせていただいてよろしいですか。

**○議長（横田久俊）** はい、どうぞ。

5番、安齋哲也議員。

**○5番（安齋哲也議員）** 冒頭に関しては、私もちょっと行き過ぎた言葉使いであったと思い反省しておりますけれども、第2回定例会で市長も御理解いただいたことをまた今回もやられていたので、どっこいどっこいということでお許しいただきたいというふうに思います。

では、再質問させていただきます。

まず、市長の公務の認識の違いについての答弁でございますけれども、意見表明や意見交換、政治的会合への出席などを行う場合も、これら全てが市長の公務と位置づけられているということでございますが、それでは8月22日土曜日、市長の行動予定では第35回共和かかし祭の開催式に出席されたというふうになっておりますけれども、これはたぶん公務として位置づけられている行動だと思えます。その同日、小樽で開催された手宮ビアガーデン、北運河サウンドエナジーを訪れて、一部の方々に御挨拶にいられていたということでございますが、これは公務というよりも政治活動ではないかなというふうに思



います。市長が先ほどおっしゃられたのは、市政の推進活動でそういったことが公務に当たるのではないかということでしたけれども、ただの挨拶回りであれば、それは市政の推進活動ではないのかなというふうに思っております。見解を伺います。

さらに、公用車の使用については都度判断されるということでしたけれども、手宮ビアガーデンと北運河サウンドエナジー等のことですが、移動の際に公用車を利用して秘書課長も随行されていたと。公用車使用に公私による区分や基準があるかという質問に対して明確に決めるのは困難だと、都度判断するということでしたが、この北運河サウンドエナジーと手宮ビアガーデンの挨拶回りのどこが公務であったのか、それをお示しいただきたいと思えます。

また、公務と公務、例えば手宮ビアガーデンと北運河サウンドエナジーが公務だということであれば、共和かかし祭と手宮ビアガーデンとか何でもいいのですけれども、公務と公務の間に政治活動を優先するという点に関してどう思っているかということです。さらに言うならば、同日、その22日土曜日に開催された小樽商工会議所の港湾振興プロジェクトチームによるシンポジウム「運河を越えて港を巻に」というものがありましたけれども、これは小樽商工会議所から公務として出席要望があったはずなのですが欠席をされました。その理由は何でしょうか。欠席されているその時間帯に手宮ビアガーデンを訪れていたと。私が手宮ビアガーデンの手伝いをしていて、抜けて商工会議所に行くと市長がいらっしやったと、ちょっとどういうことなのかということで質問させていただきます。

公務活動を理由に欠席しておいて、自身の政治活動をするために市の職員を連れて公用車で行ったのはどういうことなのか。

市長杯に関してでございますけれども、今週の9月6日、ワインの丘でパークゴルフ大会が開催され、市長もたしか出席されているはずですが。当初は小樽市長杯というふうになっていたものが、今週改めて行動予定を確認すると第50回市民体育パークゴルフ大会兼一正杯争奪大会となっていました。市長杯が一正杯に急遽変更になったのかどうか理解できませんので、御説明をお願いします。

私が市長杯と質問すると言って翌週に変わっているの、何か後ろめたいことがあるのかと疑問を持ってしまいます。

また、市長の活動アルバム、今回、昨日ぐらいに更新されましたけれども、そのパークゴルフ大会の活動についてはなかったと。先ほどスポーツに関連しては投稿するというお話をされていたのに、また何かあったのかと、それとも何かほかの理由があるのかということをお伺いしたいと思います。

そして、その開催されたワインの丘ですけれども、これまでもりもり杯ということで開催されていた場所です。そこで、当初もりもり杯となっていたのですけれども、どうしてそれが小樽市長杯に急になったのかと。

(「小樽市長杯との関係は」と呼ぶ者あり)

市長杯に関連してです。

もりもり杯については、特定の政治家を類推できるものですので、選挙公約のピラにも「もりもり」と記載されていますが、もりもり杯として政治活動をし、景品を渡していたということもありますので、市長が今まで追及されてきた政治資金規正法の寄附行為として罰則を持って禁止されるというふうに思いますが、これの見解を伺います。

後援団体でも同じですけれども、いずれにしても自身の後援会や御自身がされたのかわかりませんが、そういった政治資金規正法違反だと思われるようなことをされていることについてどう思っているか、さらに、そこでいきなり今年になって市長杯としたことについてどう思っているのか。ただし、市長杯としていたのに第50回市民体育パークゴルフ大会兼一正杯争奪大会になっているということが全く理解

できませんので、御説明をお願いします。

開かれた市政ということで質問させていただきます。

開かれた市政、この前、第2委員会室で地方創生に関連した人口対策会議を公開されたということで、それは一步前進しているなということで評価はさせていただいておりますし、ほかにも森井市長になってから情報公開は一定程度進んでいるかなというふうには思っているのですが、まだまだ先ほど本質問で触れましたように、活動アルバムの部分が足りなかったりとかしています。また、いつも市長は結構いろいろと、選挙のときもおっしゃっていましたが、何か重要案件があると後援会にも相談して決めるということを以前おっしゃっていたと思います。6月からこれまでの間にもいろいろと後援会にも相談されているということですが、開かれた市政を目指すのであれば、その部分も自身で行動を公開すべきかなと思いますし、また、参与のアドバイスもいただいているということですから、参与がどのようなアドバイスをしたということも開かれた市政の中で公開すべきことなのかなと思っておりますので、以上、12点ぐらいありましたが、回答をいただきたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 安斎議員に申し上げます。

再質問の最初の項目、公務と政務の関係ですが、具体の固有名詞、共和かかし祭あるいは手宮ビアガーデン、もっと言うとワインの丘のパークゴルフ大会うんぬんの話も出ました。これは本質問にはなかったことで、全く関連がないとは言いませんが、私の今の感覚では新しい問題というふうに捉えられます。例示ということで、お答えいただくのは、この固有名詞に関してではなくて、一般論として理事者の答弁を求めたいと思います。どうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 安斎議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたように私自身も政治家の一人ですから、公務と政務、市長という業務の中で明確に区別をすることは難しいということも活動しながら感じているところでございます。ほかの自治体における首長も大変知名度の高い方とかはさまざまな活動をされているようで、それがマスコミ等を通して見かけることもありますけれども、その方々もどこまでが政務でどこまでが公務という完全な区別ができていない、又はそれも含めて公務として活動されているということで認識されているようですので、それをそのままに全て私自身の活動に一致しているかとは思わないですが、そのことについても常識の中でしっかりと都度判断してまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど御指摘をいただいたような部分ですが、さまざまな方々から御案内をいただいております。結果的に優先したことによって、そちらに行けない場合もあり、それで、それを終えた後に時間ができてそちらのほうへ向かっていくという場合もありますし、また、さまざまなお祭り等あったときにたくさんの方々がお集まりになっておりますから、現在の市政に対しての御意見であったりとか、また、御提言であったりとか、市民の皆様の声を聞くという意味合いでは大変重要なことだと私自身は認識しております。それが幾つかの質問のうちの一つの答弁とさせていただければと思います。

それと、市長杯のことについては、恐縮ですが、私はその変更になったこともわかってはいないのですけれども、パークゴルフ大会は市長杯がたぶんまた別に存在していたのではないかなと思います。それはしかも今年からではなくて、たぶん過去から行われていたと思いますし、たしか私自身、市長杯、何か別な公務があって今回出られていなかったと思います。先日の市民体育大会ですか、それはまた別の第50回市民体育大会のパークゴルフ大会においても御案内をいただいている、御挨拶等をしていただきたいということで公務として伺わせていただき、激励というか、大会の挨拶とさせていただきます。

ろでございます。

それと、オープンにしていく中でさまざま取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、その中で参与のアドバイスを公開したらどうだというお話もありました。それも一つそういう考え方もあるなと思ったので、参与を初めて設置して今までの活動がどのようにされているのか、どのようなアドバイスを市長に対してしているのかわかりづらいということもあると思うので、それは少し考えさせていただけたらというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 恐縮です。一つ答弁漏れがあるということで、パークゴルフ大会で景品をとってお話だったと思っておりますけれども、パークゴルフの大会は私が知る限りですけれども、どの大会においても会費等を集めてそれに準拠する、準ずると言えいいでしょうか、景品が提供されているということだと思います。先日の市民体育大会においてもそうですし、先ほど御指摘のあった大会においても同じように行われていると認識しております。

**○議長(横田久俊)** 1点だけ、先ほどの固有名詞の件は全く別でございますが、公用車の関係で、公務ではないと思われる行動に秘書課長を伴って公用車を使うといいましようか、そういった判断についてはいかがでしょうかという質問があったと思っておりますが、これはどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 立て続けに恐縮でございます。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、実際の公務は大変多岐にわたるところでございますから、その区分、基準を現在で決められていない、決めることは今の段階では困難であると思っておりますので、私自身も公務の中で随行していただいていると、今まではそのように取りまかせていただいているところです。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、安斎哲也議員。

**○5番(安斎哲也議員)** まず、市長杯の関係ですけれども、今年、たしか7月に朝里川温泉で市長杯が開かれていまして、市長は出席できないということで教育部長が代理で出席されています。市長杯というのは、たしか年1回、朝里川温泉の小樽グリーンパークとワインの丘で交互にやっていると。たぶん今回、どこが間違ったのかわからないですけれども、市長杯とワインの丘のほうでもなっていたと。私は、かなり怪しいなと思っていたのですけれども、結果、ただの手違いであったということらしいです。

ただ、やはり市長杯というのをどういうふうに明確につけていくかというのをやっていかないと、どんどん来るもの来るもの全部市長杯にしてしまわなければいけなくなりますし、ましてやワインの丘パークランドは、森井市長の後援会の幹事長がされているということで、しがらみを批判していたのに、それはしがらみではないのかとか言われかねませんので、そういったところをやはり一々気にしていけないといけなかなというふうに思っております。

また、公用車のことも、やはり誰がどこで見ているかわかりませんので、中松前市長、山田勝麿元市長は、お話を伺ったところ、やはり公私混同と思われぬように明確に自分の中で区分をつけて、基準を少し決めていたという話をされています。ただし、役所内ではペーパーに基準がないということでございますので、それはやはり市長自身でしっかり判断、基準を明確に、ここはちょっとまずいかなとか、

そういったぐらいでいいと思いますので、つけていただかないといけません。

今回、なぜこの質問をさせていただきましたかといいますと、市長は議会に対しても、あと記者会見においても、そう思っているかどうかは別としても敵をつくるような発言が結構多く見られます。敵をつくっても何の意味もなく、結局、今のような質問で足元をすくわれたりとか、敵をつくっているがゆえにほかの人が、応援していない人が見たときに、これはそういう問題ではないのかとか、批判したら批判された人がそういう批判をしてしまうと思いますので、できれば敵をつくるというよりも、選挙の対戦相手であったとしても味方になってもらって、小樽のために、それから小樽の住民の福祉向上のためにという思いの下、意見が別であってもしっかりぶつけ合って妥協点を見つけていく、それが民主主義の根本であるというふうに思っておりますので、森井市長にはぜひそういったところを認識していただいて、選挙戦で3万8,000票をとったから、自分のことを否定したら投票した人を否定しているというようなお話もありましたけれども、そうではなくて、議会も民意で選ばれていますので、少しでも歩み寄って、よりよい議会と市長との関係性をつくっていただきたいなというふうに思って、これは質問ではございません。最後、意見として述べさせていただきましたので、これで終わりたいと思います。

○議長（横田久俊） 安齋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問いたします。

最初に、住宅エコリフォーム助成事業についてです。

小樽市経済動向調査、平成27年度第1四半期の結果が発表されています。内容については、全業種平均では、業況はDI値で示される景気動向指数がマイナス2.3ポイントと、前年同期よりマイナス幅を縮小したものの、5期連続マイナスで推移、売上高は前年同期より増加して5期ぶりにプラスに転じたものの、採算は6期連続水面下の動きにとどまったと報告されています。建設業にあっては、前年同期と今期との比較DI値は業況と売上げがともに減少し、採算面でもマイナス幅を拡大し、いずれも4期連続水面下の動きとなりました。建設業の来期の見通しについても、今期の小樽市内建築確認申請受付件数、新設着工住宅戸数は前年同期を上回っていることや省エネ住宅ポイント制度を利用したリフォームも期待され、今後の受注動向が注視されるが、前年同期比でマイナス幅を拡大して悪化する見通しと報告されています。

小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例は、建設常任委員会が市議会に提案し、昨年の第4回定例会で全会派が賛同して可決されました。その目的は、環境負荷が少なく、かつ快適な住環境の創出の促進を図るとともに、市内経済の活性化に資することを目的としたものであります。小樽市経済動向調査結果で、4期連続水面下の動きとなったと報告されていますが、このたびの住宅エコリフォーム助成事業は、市内産業・経済の活性化に呼応した事業であります。

かつて3年間実施した小樽市住宅リフォーム助成事業では、補助申請額と工事総額を対比した経済効果は13.1倍から16.4倍となっていることが明らかになっております。このことから、切れ目なく継続することが重視されてきました。しかし、今年度の第2回定例会では、住宅エコリフォーム助成事業を平成28年度実施として提案されませんでした。これは、住宅リフォーム助成事業は平成23年9月の第3回定例会において全会派一致で可決され、住宅エコリフォームの促進に関する条例は平成26年12月25日の第4回定例会で全会派一致で可決されたという、3か月間のこのずれによって住宅エコリフォーム助成規則案作成などの手続きが遅延したためなのでしょうか。助成規則案を作成した時期も含めて説明を求

めます。

また、このたびの第3回定例会においても、今年度中に実施する提案は示されず、建設常任委員会の説明会で平成28年4月実施のスケジュール案が提示されました。6月29日の予算特別委員会において、森井市長は、事業者の方々からヒアリングができるようであれば今期中に何かしらの対応ができるか、状況を踏まえてまいりたいと答弁されております。平成28年度からの実施は、市長の意向にそぐわないと受け止めております。

住宅リフォーム助成事業での事業者へのアンケートで、今後も助成制度を続けてほしいとの要望は17件で55パーセントに達しておりました。小樽市は、小樽建築技能協同組合、小樽建設工業協同組合、一般社団法人北海道建築士事務所協会小樽支部、小樽建設事業協会の四つの建設関係団体とのヒアリング結果を踏まえて、平成28年度からの実施としております。

しかし、我が党としては、今年度の途中であっても実施すべきだと主張します。来年度実施とした理由を改めて具体的に説明してください。

また、今年度途中から実施することで、どのような問題が生じてくることになるのでしょうか、具体的に示してください。

住宅リフォーム助成事業が平成27年3月31日までの期限でしたが、住宅エコリフォーム助成事業は、恒久施策としております。実施に当たっては、一般財源だけでなく社会資本整備総合交付金を活用したいとのことですが、今後、進めていく中で国の資金がとまった場合、恒常的なエコリフォーム制度も廃止にされることになるのでしょうか、お聞かせください。

「冬季の需要はないと思う」「需要はあまり見込めない」「冬季は仮設費や養生費がかかるので業者としては避けたい」などの4団体の意見は、一般論として受け止めております。団体の代表事業所ではない事業者の意見は把握されているのでしょうか、把握している御意見をお聞かせください。

事業費として500万円を計画し、予定件数は30件としています。これは、過去3年間のリフォーム助成実績から住宅エコリフォームに該当する助成額を16万円として算出しているといいますが、その根拠を具体的に説明願います。

次に、海水浴場の環境整備について質問いたします。

今期の海水浴場の営業が8月末で終了しました。マスコミ報道によると、今年はおたるドリームビーチの閉鎖により、海水浴場の利用先が分散したと言われております。海水浴場によってはマスコミ報道の誤解により、風評被害を受けて前年より減少したところもありましたけれども、蘭島や塩谷の海水浴場では利用者が増えたとのことであります。若い人や御家族などが健康増進やレクリエーションで海水浴を楽しむことは心を豊かにします。小樽市民をはじめ、本市以外からの来場される方々に安心して楽しんでいただくことは、海水浴場を運営する組合の皆さんや、私たち市民も願っているところであります。

利用者にとって最も大切なことはトイレ設備と思われれます。本市には、今期はおたるドリームビーチを除いて、サンセットビーチ銭函、銭函海水浴場、朝里海水浴場、東小樽海水浴場、塩谷海水浴場、蘭島海水浴場の6か所が開設しておりました。常設の水洗トイレが設置されている海水浴場をお知らせください。

また、海水浴期間に設置される仮設トイレの個数を海水浴場ごとにお知らせください。

仮設トイレの一部が水洗から非水洗に変更されているわけですが、その理由をお聞かせください。

蘭島海水浴場では、海水浴場の長さや来場者数を考慮し、余市寄りにも常設の水洗トイレの設置を求めています。余市寄りにある駐車場は国有地であり道が管理していることから、我が党としても菊地道議を通じて、常設水洗トイレを設置するように北海道に申し入れているところであります。

一方、蘭島海水浴場には、小樽寄りに常設の水洗トイレがあります。これは小樽市が設置したものと伺っています。小樽市が設置した建物であれば、その建設時期と費用をお知らせください。

海水浴場利用者は安全できれいな海水浴場を求めています。海水浴場組合にとっても、利用者の安全確保が何よりも必要なことであります。特に砂浜では、砂の中には木くずやガラスや鉄破片など埋まって危険になっています。海水浴場組合としては、人力によって清掃作業を進めているわけですが、困難を極めております。今後も市で海水浴場の利用者の安全確保のために海岸清掃の実施を要望するとともに小樽市でビーチクリーナーの導入を積極的に検討していただきたいと思っております。

本市の福祉部では、障害者や障害児のために障害児（者）海浜休憩所利用助成事業を実施しています。この事業は、海水浴を通じて社会参加を促進することを目的に蘭島海水浴場を利用する障害者や障害児、そして一部の介護者に海浜休憩所とシャワーの利用助成券を交付しているものであります。利用対象者と対象となる介護者及び申込方法についてお知らせください。

また、小樽市の海水浴場の中で、蘭島海水浴場に限定しているようですが、その理由をお知らせください。

障害者にとって海水浴は、自然に触れる最も楽しい行事の一つと思っております。本事業の活用状況について、直近3か年の休憩所とシャワーの利用件数、金額の内訳をお知らせください。

蘭島海水浴場には、移動式の車椅子用トイレが設置されています。これは、海水浴期間に設置されているわけですが、今期、このトイレの床に大きな穴があいてしまったとのこと。今期、海水浴事業が終了し、回収の上、修理の見積りを業者に依頼すると伺いました。障害者用のトイレは貴重品であります。蘭島海水浴場組合では、来期は利用できるようにしていただきたいと要望しているわけであり、来期以降の対処について説明願います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、住宅エコリフォーム助成事業について御質問がありました。

まず、住宅エコリフォーム助成事業に伴う予算案を第2回定例会で提出しなかったことにつきまして、国の助成を導入し、恒久的な施策とするため、規則案について北海道との協議をしていたことや、工事の施工が冬期間となるため、事業の利用が見込めないことなどから平成28年度からの実施としたものであり、条例可決の時期の違いが影響したものではありません。

次に、ヒアリング結果を踏まえて、平成28年度から実施することにした理由につきましては、第2回定例会終了後、市内建設関係4団体とヒアリングを行い、冬期間における事業の利用は見込まれないこと、事業開始時期は平成28年4月当初から実施してほしいという御意見が出されたことから、改めて平成28年度からの実施と考えたところであります。

次に、今年度途中で実施することでどのような問題が生じるのかにつきましては、国費を導入するに当たり北海道との協議が必要であります。協議の結果による制度に差が生じた場合には、制度の安定性の観点から好ましくないこと、年度途中で実施した場合には、既に住宅エコリフォーム工事を終えた方と、これから助成を得て工事をする方との間に不公平感が生じることなどがあるものと考えております。

次に、国の交付金がとまった場合の対策につきましては、本事業を恒久的な施策とする趣旨を踏まえ、国の動向や助成件数の推移及び本市の財政状況を勘案しながら判断をしてみたいと考えております。

次に、事業者の意見の把握につきましては、個別の事業者から意見は聴取しておりませんが、市内の工務店や設計事務所で構成される建設関係団体の役員から意見を聞いており、これらの方々には工事や営業に直接携わっていることから、現場の意見は反映されているものと考えております。

次に、予定件数と助成額の根拠につきましては、予定件数は過去3年間のリフォーム助成事業に応募があったもののうち住宅エコリフォームに該当する件数が年に平均30件あり、助成額につきましては同様に該当する工事の助成額の平均が16万円であったことから、これらを基に概算事業費を算出したものです。

次に、海水浴場の環境整備について御質問がありました。

まず、常設の水洗トイレが設置されている海水浴場につきましては、蘭島海水浴場、東小樽海水浴場、銭函海水浴場であります。

また、海水浴場開設期間に設置されている仮設トイレの設置個数は、蘭島海水浴場12個、塩谷海水浴場7個、東小樽海水浴場4個、朝里海水浴場5個、銭函海水浴場7個となっております。

次に、仮設トイレの一部が水洗から非水洗に変更された理由は、昨年度まで設置していた水洗トイレの更新に当たり、新たな水洗トイレの調達ができなかったためであります。

次に、蘭島海水浴場の常設の水洗トイレの建設時期と費用につきましては、市が平成7年12月に建設をしたものであり、建設費用は1,097万9,000円であります。

次に、海浜休憩所利用助成事業の利用対象者などにつきましては、利用対象者は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方で、介護者は利用者が15歳未満の場合は1名、15歳以上の場合、身体障害者手帳1種、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1、2級のいずれかの手帳の交付を受けていることを条件に1名が対象となります。

申込方法につきましては、障害者手帳をお持ちの上、福祉部障害福祉課の窓口で申請いただくものであります。

次に、この事業を蘭島海水浴場に限定している理由につきましては、昭和59年度に障害者団体の要望により、蘭島海水浴場に障害者用海浜休憩所ふれあいの家としてプレハブ1棟を借り上げ、シャワー設備、車椅子用トイレを備え、この事業を開始いたしました。その後、ノーマライゼーションの理念が浸透する中、障害者と健常者の休憩所を区別するべきではないという意見などがあり、平成10年度にふれあいの家を廃止し、以降、現在の利用助成に切り替えた上で蘭島海水浴場での事業を継続しているためであります。

次に、直近3か年の休憩所とシャワー、それぞれの利用件数と金額につきましては、平成25年度は休憩所59件2万5,500円、シャワー47件1万1,550円、26年度は休憩所45件2万2,500円、シャワー32件1万3,000円であり、今年度は休憩所59件2万6,300円、シャワー60件1万9,200円で事業が完了する見込みとなっております。

次に、来期以降の車椅子用トイレの対処につきましては、このトイレは購入後30年以上を経過し老朽化が進んでおりますので、床のほかにも修理を要する箇所がないかを確認し、対処について検討してみたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

**〇21番（川畑正美議員）** それでは何点か、私の今の予定では9点ほど再質問があります。

最初に、住宅エコリフォームの関係でありますけれども、私が心配した3か月のずれと申しますか、エコリフォームと住宅リフォームの3定と4定との違い、3か月の違いが、そういうことではないのだという回答をいただきました。助成の規則案もいつできたのか具体的な回答はありませんでしたけれども、その後の説明会の中でも規則案というのが提示されておりましたので、早くからできていたものだというふうには受け止めておりました。

それで、第2回定例会で恒久的な施策とするには関係機関との調整など、制度設計に時間を要することもあって提案を見送ったと答弁しているわけですが、予算額で見ると、住宅リフォーム助成事業は助成額を2,000万円としていたわけですが、これに対してエコリフォームのほうは500万円、それをもっと詳しく言うと、国の交付金が半額で250万円、市の財政負担が250万円ということになるわけで、リフォーム事業に比べると市の財政としても大きな負担ではないのではないかというふうに思います。ですから、制度設計には時間を要するというのであれば、平成27年度については一般財源で進めて、28年度から交付金を導入した制度に切り替えていくことが可能ではなかったのかと申しているわけですが、そういう意味で助成の規則案も今年度から実施は可能であったのではないかと私は思うのですが、今年度の提案としなかった理由がほかにあるのかどうなのか、その辺があれば聞かせていただきたいと思っております。

それから2点目は、住宅リフォーム助成事業の利用者のアンケートの御意見・御要望では、「補助制度を利用して助かりました」と、これが48件ありました。「今後も助成制度を継続してほしい」というのが15件あったわけです。全体回答の75件に対しては、8割を超える人方が制度に感謝して事業の継続を求めているというのがアンケートの結果だと思っております。ですから、今年度途中で実施できない理由として、先ほど当初に工事を実施した方もあって不公平が生まれてくるというようなことも申しておりますけれども、それは開始した時期ではなくて、いかに実施することの周知を徹底するかどうかということではないのかと思っております。これらの意見だとか要望を加味すると、やはり切れ目なく継続していくべき事業ではないのかと私は思うわけですが、ぜひ今年度中にでも実施されるように今、求めたいのですが、これについては改めて回答いただきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、第2回定例会の本会議で補正予算を提案しなかったのは、当該事業をこれから実施した場合に冬期間の施行となると、利用が見込めないとかエコに関する部分は夏の間に終えている場合がほとんどだというのが四つの業者のお答えの中にあつたということで答弁されていると思うのです。

それで、8月19日の建設常任委員会でのエコリフォームの説明会でも第2回定例会答弁に合わせて、裏づけしたような形で4団体とのヒアリングの結果を示しているというふうには受け止めています。ですから、事業者へのヒアリングで、冬期間の見込みを尋ねることは、示された内容の回答が出るのは当然でないだろうと思うわけですが、私が事業者から伺った声では、秋から冬期間に向けては、業者としても仕事が少なくなるので何か紹介してもらえないだろうかと、そういう意見を直接聞いております。ですから、平成27年度の実施はしないという前提に立った中で、この説明をしているのではないのかというふうに思っているのですが、それらを改めてそういうことはないのかどうか御返答いただきたいと思っております。

それから4点目に、先ほどエコリフォーム助成事業の助成額が10分の1、上限30万円としているということで、1件当たり30万円限度とした場合には16件から17件とまりになってしまうわけですが、ですから、助成額が予定額と思いますが、予定額に達しない場合、30件の予定件数で打ち切ることではないのだ



ろうと思いますけれども、事業費を30万円の上限額に合わせて金額の上積みを検討すべきではなかったのかというふうに思うのですが、これについて御回答いただけませんか、これが4点目です。

それから5点目ですが、住宅リフォームで2,000万円を予算計上してきたわけですが、エコリフォームは事業費500万円を計上して予定件数30件としているので、財源は社会資本整備総合交付金を導入して一般財源は250万円になります。応募が予定を超える場合は打切りとしないで、補正予算でもって一般財源を活用するということは考えていないのかどうか、それについてもお答えいただきたいと思います。

それから6点目に、海水浴場の環境整備の問題ですけれども、今年、水洗トイレが非水洗に変わったのは蘭島に限定しているわけですが、仮設のトイレは住民から言わせると、ツインではなくても仮設の水洗トイレにしてほしいとの要求が海水浴の組合だけではなくて海水浴に来られた利用者からも強い要望があるわけです。それで、来期は、ぜひ水洗トイレにするようお願いできないものか、その点についてお答えいただければと思います。

それから7点目に、今、全道的にも道の駅などで清潔感あふれる常設のトイレが設置されているというのが一般的になってきています。海水浴場の利用者をはじめ、蘭島町会からも常設トイレの強い要望があり、北海道が設置するように小樽市として積極的に働きかけるよう蘭島町会などからも要請があったと思います。ですから、北海道が設置しない場合には市が設置することを検討していただきたいと思うのですが、この点についてもお答えいただければお願いしたいと思います。

8点目の質問ですが、海水浴場利用者の安全のために砂場の清掃が必要で、先ほど言ったように海水浴場組合は非常に、今、困難なわけですから、市としても海岸線の清掃を積極的に進めるように道に申し入れてほしいのですが、小樽市が海水浴場利用者の安全を確保する点からもビーチクリーナーの導入を積極的に検討していただきたいと、これを重ねて申し上げますけれども、その辺についてお答えいただければと思います。

それから最後に、移動式水洗トイレの問題でありますけれども、先ほど30年経過しているという点で、相当傷みも激しいのだらうと思うのです。それで、車椅子用のトイレというのは非常に貴重品なわけで、来期の使用に向けて、新規購入も含めて最善の対処をするように重ねて申し申し上げますけれども、それについてお答えしていただければと思います。

以上、9点についてお答えくださるようお願いいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 建設部長。

**○建設部長（相庭孝昭）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

5点あったかと思いますが、まず1点目でございますけれども、制度、規則が今どうなっているかと、遅れているのではないかということでしたが、規則案という形では、現在も道と協議中でございます。建設常任委員の皆様には、私どもでつくった道との協議中の素案をお示ししているところで、その策定については第2回定例会以後進めておりましたけれども、その中で現在も作成調整中、まだ素案の段階ということで御理解をいただきたいと思います。

そういったこともございまして、来年度から国の助成を入れるとなりますと、そこでは道との協議の下で認められたといいますか、協議で調った規則でやると。その調う前に今年度から一般財源でやるとなりますと、道との協議の中で制度が変わった場合に今期で行う、適用される事業等の問題になると思いますけれども、そういった差が生じる可能性があるということがございまして、同じエコリフォーム助成事業ですので、1年で取り入れたものが、細かなところかもしれませんが、そういったすぐ変わ

るといったことは制度の安定性から好ましくないだろうということで、先ほどの答弁となったものでございます。

それからもう一つ、リフォーム事業の継続を求める声が多いのですといったことですが、それについては私どももそういった声があるということは承知しております。ただ、これまでの経過で、今の段階では予算については提案に至っていないという中でございますので、来年度ということでございます。ただ、その中で周知については、きちんと事前にといたしますか、来年度からきちんとやりますということは行っていきたくと思いますので、御理解をいただきたいと考えております。

それから、事業組合の方に冬季はないのだという前提で、それを裏づけるための質問だったのではないかとありますが、私どもも事前にそういったお話は聞いておりました。その中で第2回定例会のときの冬季は少ないですということの答弁になったものでございます。そこにつきまして改めて確認をしたということで、私ども答弁に合わせる形で聞いたということではありません。その聞き方につきましても、個別の事業者から聞いてくださいとかそういった特定はいたしませんでしたが、事前にお話を伺う内容をお伝えしまして、組合の判断で取りまとめるものは取りまとめ、若しくは役員の中で回答できるものは回答して、私どもにお答えをいただいたのだというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

私どもは現状について聞いたところでございます。

それから、事業費1件当たり平均は16万円ということで算定しているところでございますけれども、これにつきましては過去のリフォーム事業の中でエコリフォームに該当する工事費につきましては、平均がこれぐらいということで見積もっているところですので、その値を使ったということでございます。

それから、財源の関係ですが、基本的には今、建設常任委員会の皆様に御提案申し上げておりますのは、予算の範囲内で先着順といいますか、きちんと皆さんに周知をした上で、予算の限りの中で先着順ということで考えていますが、端数的な部分のやりとりにつきましては、建設部としては、また財政当局と相談してまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長(三浦波人)** 私からは蘭島海水浴場に仮設で設置します車椅子用のトイレの件でございますけれども、老朽化はしておりますが、恐らくまだ修理はできると思いますので、修理できるうちは修理しながら使っていきたいと、このように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(中野弘章)** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、海水浴場の環境整備にかかわるところで3点ございました。

まず、海水浴場の仮設トイレの水洗化につきましては、現実には水洗だった仮設トイレというのは蘭島だけで6基だったのですけれども、それを今年は調達しようとしたのですが、なかなかリースでその物件がございまして結果的に非水洗になりました。それにつきましては、また新年度も事業者と調整していきたいとは思いますが、なかなか難しい部分はあるかというふうに考えております。

それから、常設の水洗トイレについて、道が設置しない場合は市で設置してはどうかというお話でございましたが、平成7年に古いもの、それまで2か所あったものを1か所にいたしまして市の水洗の常設トイレとしたときにある程度整理した部分もございまして、なかなか道が設置しない場合、直ちに市が設置できるかとなりますと、それは難しい問題だというふうに考えております。

それから、ビーチクリーナーの効果につきましては、一定程度の効果があることは私どもも承知しておりますけれども、ほかの海水浴場もございますので、全体のバランスの中でビーチクリーナーの効果というものは検証してはまいりたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) 何点か再々質問します。

住宅エコリフォームの規則案は、そこが原因で遅れたのではないかというふうに捉えられたようですが、そうではなくて規則案自体は相当早くからつくられていたのだろうと思うのです。私が言いたいのは、規則案があれば、今までの住宅リフォームの関係からいっても、一般財源でやっていけば今年度から実施できたのではないかと、そのことを質問しているわけでありませう。

それから、国費を導入しないとなかなかということなのだけれども、財政的にもやはり、先ほど言ったように住宅リフォームに比べたら金額的に非常に少ない予算でできることでせうね。ですから、そういう問題については積極的に取り上げて途中からでもやってほしいのだというのが私の要求で、それらについてももっと検討してもらえる状況があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

それから、あとは水洗トイレの関係なのですけれども、結果的に今年は物件がないためにできなかったということで、来年から積極的に業者にもお願いして設置するようにしてほしいのだと、そういうことが一つです。それは、やはり利用者に言わせると、非水洗というのは非常に使いにくいのだと。だから、今どき全道あちこち行っても立派なトイレがある中で、海水浴場もそういうのをつくってもいいのではないかという要求があるということなので、それを何としても来年から設置できるよう最大の善処をしてほしいと、そういうことであります。

それから、常設の水洗トイレを新たにたくってほしいというのは、道に積極的に働きかけてほしいということでありませう。ですから、それが交渉次第でできない場合には市独自でつくることを検討してほしいということが町会からの要望なので、ぜひ考えていただきたいなということをお願いしませう。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めませう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 川畑議員の再々質問にお答えいたしませう。

1点目、規則案が素案などもできていたのです、それであれば単費でも導入してできたのではないかという御質問かと思ひませうけれども、これまでの建設常任委員の皆様方の議論の中では、これは恒久的な政策とするために国費を入れてやっていこうということでお話が進んでいたというふうに理解しております。したがひませう、先ほど申し上げましたように制度上の問題になりますけれども、今回、一般財源、市の事業といひませうか、そういった形でやると。来年度からは国費を導入した制度でやるといったときに、今年度と来年度で急に差が出るといったことは、制度の安定上いかがなものかということと来年度からということにしているものでござひませう。

それから、今の答弁とも絡みませうけれども、私どもとすればリフォーム事業は3年間の時限の事業でござひましたけれども、エコリフォームにつきましては、これから恒久的にやっていこうということとひませう、お金の問題というよりも、むしろ制度を永続的に国費を導入してやっていくといった観点に着目した場合に来年度からということとひませうとひませう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

水洗トイレにつきましては、先ほどもお話ししたとおり私どもで事業者にお話ししたのですが、結果的に調達できなかったということで、それについては引き続きやってまいりたいというふうには思っております。

ただ、先ほど市長の答弁の中にありましたとおり、ほかの海水浴場の仮設トイレは非水洗という問題もありますので、その辺も考慮していかなければならないということは課題だと考えております。

それから、常設トイレの道への働きかけにつきましては、どのような機会があるかわかりませんが、考えてまいりたいというふうには思っております。

○議長（横田久俊） 川畑議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 市長答弁の信憑性と信頼関係について伺いたいと思います。

これまでの市長の議会答弁、発言の信憑性に疑問を抱く一人として伺います。

初めに、副市長については、昨日、不同意となりましたが、人事案とは別に第2回定例会での私の質問にかかわり伺いたいと思います。

今定例会での副市長人事の提案に至るまで、市長にあつては大変に御苦労されたことと感じております。

そもそも第2回定例会の予算特別委員会での私とのやりとりの中では、副市長を受けてもいいと、そう言っていた方が数人いらっしゃったと市長は答弁されております。

改めて伺いますが、最終的にはどのような方々が人選されていたのか、個人名はいいとしても、さまざまな方々、機関からアドバイス、紹介を受けているということでしたので、さまざまな機関とはどのような機関なのか、また、民間からも候補として挙がっていたのか改めて伺いたいと思います。

また、結果的に何名の方に、どうお断りをされたのかお答えください。

今回提案のあった方は、今までの人選で副市長を受けてもいいと言っていた方とは違う方だと言いますが、なぜこれまで打診し、了承してくださった方の中から選任しなかったのか、理由を伺いたいと思います。

私は、第2回定例会の予算特別委員会で、複数の方に同時に副市長の要請、打診することは問題があるのではないかと話もいたしましたが、この点、市長はどのように考えているのかお聞かせください。

また、このような手法での人選は、関係機関や団体に対し信頼関係を損ないかねない大変重大な問題であると考えますが、市長の認識を伺います。

次に、参与について伺います。さきの定例会では参与の任用について質問いたしましたが、起案が決裁後に加筆されたことについては本来の流れとは違う形であり、不適切な場面もあったと。また、あしき慣習にならないよう改善策を検討する、瑕疵があったと市長はおっしゃっておりました。参与について、今回、設置規則、報酬にかかわる条例が示されたのは一定の評価をいたしますが、これは現在の参与の手续がやはり誤りだった、間違いであったということなのか伺います。

今回の設置規則は新しい位置づけでの参与の取扱いであり、第2回定例会で議論され、説明してきた内容と全く違うものですが、今までの議論をどう受け止めているのか、参与をこれから任用するのであれば、議論の結果、変更もあり得るでしょうが、既に任用されていますから、現在、任用されている身

分を担保するものは何なのか、また、その根拠はどのようなものなのかお示してください。

次に、職員人事についてですが、この件についてもいまだ疑義がありますので伺います。これまで小樽市の昇任人事については、地方公務員法第15条に基づき「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて」とあるように、内申に基づいて行われてきたことは言うまでもありませんが、森井市長が6月1日付けで行った人事は内申に基づかないものであり、市長は内部、外部双方の方々からの評価を考慮した。その方々は元市長、前副市長、元幹部職員、元議員などであり、私なりに能力があると判断したとのことですが、直接会って能力を判断した方は何人ですか。会わなくても能力があると判断した理由をお聞かせください。

もし、一人一人の能力の実証をすればしたら、内申がなくても証明できるのか伺います。人事後、まだ3か月しかたっていないませんが、既に2名の方がみずから降任願を提出し、事実降任しております。この2名の方には直接会って承認したのか、また、これまで健康に関する理由以外でこのようなケースがあったのか、なぜ、このような事態になったのか説明してください。

市長が言う昇任人事の根拠となる元市長、前副市長からはどのような評価を聞き、何人の昇任根拠となっているのかお答えください。

市長が評価を聞いたという元市長、前副市長は昇任人事のアドバイスはしていないとおっしゃっております。元市長にあつては、もし森井市長がそのような発言をしたのなら訂正を求めるとのお話も伺っていますが、この内部、外部から聞いた評価の発言は、6月30日に私の質問に対し市長が答弁に窮し、7月1日に再開した委員会での答弁ですので、よもや勘違いなどということはありませんが、双方180度話していることが違いますし、内申のない人事の根拠ともなる部分です。どういうことなのか説明してください。

また、元市長より訂正を求められていると聞きますが、謝罪と訂正をするお考えはありますか、お答えください。答弁いかんによっては著しく信憑性を欠くこととなりますが、いかがですか。

さきの定例会では、何度か市長答弁の内容について審議がストップし、再開後には答弁訂正が起りましたが、このような状況では、今後も市長との信頼関係を築くことすら難しくなると感じているのは私だけではありません。前述の副市長の複数要請の件、参与の件、人事の件についてもしかりです。このような答弁の状況を市長はどのように考えているのか伺います。

最後になりますが、市長は選挙公約の中で、いいことはいい、悪いことは悪いと市民目線で取り組める市政を築き上げるとありました。今後も市長みずから悪いことを黙認するようなことはないと思いますが、さきの定例会では、この点で自民党酒井隆行議員の質問に答えております。市役所内における市民には理解しづらい常識、慣習は悪いことであり、4年前の政治資金規正法違反事件につながった。また、「内部における恥部」とまで言われています。この認識に変わりはないのかお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市長答弁の信憑性と信頼関係について、御質問がありました。

まず、副市長の人選にかかわり、どのような機関からアドバイス、紹介を受けているのかにつきましては、相手側への影響もごございますので具体的な名称については差し控させていただきますが、機関

というのは行政機関のことであり、民間からではございません。

また、何名の方にどのようにお断りしたかにつきましては、どのようにという部分はお話しできませんけれども、人数は2名でございます。

次に、これまで打診し了承してくれた方から急遽変更した理由につきましては、私としては急遽変更したという認識はございませんが、人選を進める中で、行政経験が豊富で市政に精通した中村氏が最も適任であると判断したものであります。

次に、複数の方に同時に要請、打診することにつきましては、私と相手方との関係においてのことであり、問題はないものと考えております。

また、要請した関係機関や団体との信頼関係につきましても、同様に問題はないものと考えております。

次に、現在の参与の手續に誤りがあったのかということにつきましては、現在の嘱託員としての参与は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する嘱託員としての位置づけであり、その報酬額は小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例第2条第2項の規定に基づいて定めておりますので、その手續が誤りとは考えておりません。

次に、参与について、さきの議論をどう受け止めているのかということにつきましては、参与の活動がスムーズにいくように、また、条例や規則によって位置づけを明確にすべきという第2回定例会における議論や意見を参考としたものであります。

次に、参与の任用について身分を担保するものは何なのかということにつきましては、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく嘱託員としての辞令により、平成28年3月31日までの任用となっているものです。

次に、職員人事についてですが、まず昇任に当たり、直接会って能力を判断した職員数につきましては、会った方が何人、会わなかった方が何人という具体的な数字を申し上げることはできませんが、私が市長に就任する前の期間も含めまして複数の方とお話をさせていただいてきた経過はございます。

また、会わなくても能力があると判断した理由につきましては、さまざまな方々からの御助言などをいただいた中で私なりに昇任の可否について判断させていただいたものでございます。

次に、内申がなくても一人一人の能力を実証することはできるのかということにつきましては、さきの定例会の中でも申し上げましたとおり、能力の実証は必ずしも書面に限定されるものではないと考えております。

次に、今年度人事異動後の2名の降任につきましては、職員本人から降任願の提出があった後、直接会って話を聞いております。理由などを確認した上で慰留に努めたところではありますが、本人の意志がかたく、このままでは職務遂行上も支障が生じかねないとの判断から、やむなく承認することとしたものであります。

次に、健康に関する理由以外でみずから降任願を提出し、降任となった事例につきましては、職員本人の希望に基づく降任を制度化いたしましたのが平成20年7月1日となります。それ以降の実績でお答えさせていただきます。御指摘の2件を除きますと、降任件数は全体で5件となります。降任を希望する理由につきましては、詳細については職員のプライバシー保護の観点から控えさせていただきたいと思いますが、主たる理由が病気ではないと判断されるものも見受けられるところです。

次に、人事異動後、短期間で2名が降任に至ったことにつきましては、その詳細については同様に、個人のプライバシー保護の観点から申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。

次に、元市長及び前副市長から伺った評価につきましては、これにつきましても何人の評価をお伺い

したか具体的な数字を申し上げることはできません。内容といたしましては、優秀な職員についての御助言をいただいたものであります。

次に、元市長からのアドバイスの有無につきましては、私、市長就任後まもなく元市長と直接いろいろとお話しさせていただく機会を得、その中で元市長からは先ほど申し上げたような御助言をいただいたものです。私は、それを人事異動に向けてのアドバイスとして受け止め、さきの定例会で御答弁申し上げたものですが、元市長が意図されたところとは相違があったものと考えられます。事実として異なることはないと思っておりますが、議会での発言には、より一層の配慮が必要であることを勉強させていただいたと感じております。

(発言する者あり)

次に、答弁の状況と信頼関係の構築につきましては、さきの第2回定例会の状況を踏まえ、今定例会においてしっかりとした議論ができるよう、答弁においても漏れや訂正がないように努力をしておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、市民目線で取り組める市政への認識につきましては、私の公約の一つであり、よいことはよい、悪いことは悪いという視点で市の施策の一つ一つについて市民の皆様の目線に立ち、市民の皆様にとって有益かそうでないかを判断していくことが大切であるとの考えに変わりはありません。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 1番、秋元智憲議員。

**○1番(秋元智憲議員)** 再質問させていただきますけれども、前定例会の中でもそうでしたが、まず質問について答えていただけないということが1点ありまして、私は個人の問題については聞いていません。その中で、まず副市長の件でありますけれども、今回の議案にかかわる部分は聞いておりませんが、市長は、いろいろなところで、私たちの会派への説明の中でも複数の方に打診して、複数の方から副市長を受けてもいいよというようないい返事をいただいているというふうに伺っておりました。市長は、先ほどほかの機関、さまざまな機関への影響も考えられると。相手への影響を考えると、どのような機関なのか、行政機関であることは明かしましたけれども、その人数などについても答えていただいておりますが、人数を答えていただくと、まあ五、六人ということですか。

(発言する者あり)

五、六人ということですね、はい、済みません。その影響ですね、その機関に対する影響はどういう影響があるのですか。私は、むしろ市長が複数の方に同時期に副市長になってほしいということを打診して、了承している方に対して断るといふことのほうが関係機関から多大な信用を失うのではないかなという考えで、前定例会でこの点を伺いました。もう一度、その点、複数の方に同時期に打診して、了承していた方に対して断るといふことに対して問題はないというお話でしたけれども、本当にそのように考えられているのか。

市長は、一般の企業で勤められている経験も少ないというふうに思いますし、市長は昨日から行政経験も少ないと言われていましたけれども、一般的にある役職についていただくことを複数打診をして、了承を得られていることを断るといふことは、これは大変な問題なのです。むしろ行政機関が行うそういう手続が、市長の行政期間が短い中で、少ない中で手続についても問題があるのではないかと。これは私、前回言わせていただいたのですけれども、本当にそのように思われているのか、問題ないと思っているのか、お答えをいただきたいと思います。

そしてもう一点、副市長に関連して、経験や能力なども含めて打診、要請などもしてきたというふう思うのですけれども、それだけある意味絞った人選をして声をかけているのになぜ断るのかというこ

となのですよ。相手に了承していただいているのに断る理由というのはよくわからなくて、もう一度了承してくださっている方を断った理由をお示してください。

それと、参与の手續についてなのですが、市長は誤りではないというふうにおっしゃっていましたが、第2回定例会の中では瑕疵があったと、不適切であったということで問題があると、間違いであったというふうには市長はずっと最後まで認めませんでした。結局、今回の提案を見ると全て変わってしまって、誰が見ても、では間違っていたものだったのかと感ずるのですが、その点をもう一度お答えください。本当に誤りでなかったという考えなのか伺いたと思います。

それと、そもそも、昨日から市長は行政経験が少ないというお話をされていますが、参与の件も副市長の人事の件も、また、人事の件も行政経験が少ない市長ですからさまざまな方に伺ったと言いますが、それなのになぜこのように手續に不手際、また、不備が多発しているのか、また、各議員から質問されるような、問題視されるような行政手續に至ってしまっているのか、この点について市長にもう一度答えていただきたいと思ひます。行政手續全てですね、参与の手續も、もう一度言わせていただきますが、一度決裁したものに後から加筆するというあってはならない行政手續をして不備があった、不適切だったというふうに言われていますけれども、それは間違いではなかったと市長は言っていますから、それなのになぜ全て変えてしまったのですかということなのですよ。

それと、先ほど内部、外部双方の方からの評価を考慮して職員の人事をしたということなのですが、なぜ直接会った人数ですとか会わなくても能力があるというふうに判断できた人数を言えないのか、それが納得できないのですね。要するに地方公務員法第15条では能力の実証が求められているのに、何人に会ってどういう判断をしたというのを言えないということ自体が、私は、一人一人の名前を聞いているわけではないのですよ、誰にどういう能力があるかと聞いているのではなくて、何人に会って判断し、会ってなくても能力があったと判断したのはなぜなのですかと、そこを聞いているのです。これは法律に抵触する部分ですから、前回からも言っていますけれども、しっかりとお答えいただきたいというふうに思ひます。

それと、先ほど市長から答弁いただいた一人一人の能力の実証をすとしたら、内申がなくても証明できるのか伺ったのですが、書面でなくても実証できるというふうに言いましたけれども、そうではなくて、証明できるとしたら、どのように証明するのですかということを知っているのですよ。ここがもう一点答えていただきたいところです。

それと、内申書のなかった方が60人以上なのですよ、この一人一人に本当に内申書がなくて、一人一人に能力があるということを知市長はどのように判断されたのか。ある方とお話をしていたら、ある意味、本当にスーパーマンでないと、そのようなことはできないのではないかと。一人一人の職員の方の能力を書類も内申書も昇任内申も何もなく判断したということが、これはもうどうしても理解ができないのですけれども、その60人以上、内申ない方の一人一人の適性をどのように証明するのか、その辺をもう一度示していただきたいと思ひます。

それと、今回、質問をつくるに当たって正確に質問したいということで、議会事務局をお願いして、さきの定例会の反訳メモを起こしていただきまして、もう一度読み返してみました。それで私の質問、また市長の答弁を一言一句見させていただきましたが、ちょっと後になって気づいたことなのですが、実は6月30日の予算特別委員会での私とのやりとりの中で市長は、人事に関してなのですが、この方にはこのお役目、お仕事が適任であろうというふうに、これらの資料にのっとって取り組んだと、このように答えていたのですよ。その後、私も質問をつくるに当たっていろいろと見返しまして、次の日の7月1日に再開しましたよね、6月30日に中断し、7月1日に再開いたしました。そのときに市長



が答弁訂正をする中で、内部、外部の方からも双方から聞いたと。それで自分で判断したと言われたのですけれども、そのときに資料もあるというふうに答えていないのですが、実は前の日に資料もあって、それも人事の一つとしたというふうに言われているのですけれども、これはどういう資料のことを言われて資料があると言っているのか、前の日と次の日で言っていることが違うので、その辺ももう一点お答えいただきたいと思います。

それと、降任した方がいらっしゃいますけれども、過去に5件あったということなのですが、この2名の方には降任した際に面接して理由を聞いたということなのですが、昇任するときにはこの方々には会ったのですか、もう一度お話を伺いたいというふうに思います。

また、その降任されたお二人、健康問題以外ということで私は聞いたので、健康問題にかかわることであればそれこそ答えなくていいのですが、この2名の方は市長が適材適所で選んだという方なので、なぜ3か月で降任しなければならなかったのか、また、この方々の適性というのはどのように判断されたのか伺いたいと思います。

**○議長（横田久俊）** 秋元議員、ここまでですが、本質問の時間を若干オーバーしています。

**○1番（秋元智憲議員）** わかりました。あと1問だけお願いいたします。

最後に、市役所内における理解しづらい常識、慣習があったということで、自民党の酒井隆行議員に対する答弁の中で市長が言われた内部における恥部という部分なのですが、市役所内の体質を変えていくというふうに昨日も市長は言われておりましたが、今でもこの内部における恥部というのはあるのでしょうか。政治資金規正法違反事件当時の常識、慣習は今でも存在しているのですか、そのことについて伺いたいと思います。

（「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、新谷とし議員。

**○2番（新谷とし議員）** ただいまの秋元議員の質問を聞いておりましたら、中村氏など固有の名前も出てきて、議案第25号にかかわる部分もかなり入っています。これは昨日の代表質問でも公明党から聞いたことが何点もあり、今日の一般質問にはなじまない点が幾つかあると思います。それで、副市長の件についてなど多岐にわたっていますけれども、なじまない部分があると思いますので、その辺は議長が整理していただきたいと、そういうふうに思います。

（「答弁調整しているよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

**○議長（横田久俊）** ただいまの新谷議員からの議事進行の発言について新谷議員に申し上げます。

冒頭、中村氏のお名前も出たと言いましたが、それは今日の秋元議員の質問では出ておりません。

確かに、議案第25号、副市長の選任についてという議案がありまして、これは昨日、採決したわけですが、私が今、聞いた中では第2回定例会からの流れも含めて、副市長の選任についてに触れるやもしれない部分もございました。新谷議員がそう感じたので議事進行の発言をされたということでしょうけれども、御案内のように一般質問は議案に触れることはできません。これは議員の皆さんは御存じだと思います。ただ、内容は、副市長選任の議案についての質問ではなくて、経過ですとか経緯ですとかそういった質問のように私は聞き受けました。これが選任についての、また昨日言ったようないろいろな話、政治資金規正法うんぬん等々という特定の言葉が出てやるとそれは完全に議案に触れることになるのでしようけれども、選任に至った、誰に聞いたのかということ等……

（発言する者あり）

（「苦しい」と呼ぶ者あり）

そうですね。少し苦しいですね。

(発言する者あり)

これで発言を制止しませんけれども、再々質問もあるでしょうから、その辺は議案に触れないような質問でお願いをいたします。

よろしいですか。

(発言するものあり)

(「答弁調整がされております」と呼ぶ者あり)

答弁調整は理事者というかあれでしょうけれども、そういうことで新谷議員よろしいですか。

**○22番(新谷とし議員)** はい。

**○議長(横田久俊)** それでは、理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 秋元議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点初めに確認をしておきたいのですが、私、答弁の中で2名と先ほどお答えしたということでもよろしいでしょうか、その点が先ほど五、六名というような表現されていたような気がしますけれども。

(発言する者あり)

2名、よろしいですね。

(発言する者あり)

先ほども御答弁申し上げましたとおり2名断られております。

また、複数取り組んでいって……

(「断られたということではなく何人断ったのかと聞いているのです」と呼ぶ者あり)

私からですか。先日、五、六名というお話を松田議員の御質問の中でお答えし、2名断られ、中村氏がオーケーし、それ以外を結果的に私から、まだ調整中だったものですから、それを結果的に断ったということになります。そして、その影響というのは、先ほども答弁させていただいたように、今でも信頼関係はありまして問題なく進んでおりますので御心配なくということをお願いいたします。

(発言する者あり)

それから、断る理由というのは、やはり相手側のことがあるので、さまざまな事情があるのだろうと推察しますけれども……

(発言する者あり)

ですから、中村氏が決まりましたので……

(発言する者あり)

結果的に、その後、お断りをしたということです。そのことでよろしかったですか。

(発言する者あり)

そのことでよろしければ、それを答弁ということをお願いいたします。

それから、参与の件で先ほども答弁させていただきましたけれども、私自身は誤りはないと思っておりますし、問題はないと思っておりますが、皆様から第2回定例会で参与の件についてさまざまな御指摘又は御提案又はしっかりとした規則をつくるべきだというお話を受け、その皆様からの御提言を受け入れて、庁内で検討し、このたび提案をさせていただいたということでございます。

それと、人事においての人数のお話、何人に確認してきたのかということだったかと思うのですけれども、私自身もそのようにたくさんの職員の方々とやりとりというのは、御存じのように市議会議員も務めさせていただいていたところでございますし、そのころからお会いした方々も含めていろいろな能力であったりとか考え方であったりとかを私なりに把握してきたものですから、そのときから考えますと数えられないというか、何人というのはお答えしようがないという意味合いでの答弁となります。

それと、証明についてですけれども、私自身がそのようにさまざまな方々とお会いし、また、直接職員ともお会いした中で判断させていただいているということで御答弁をさせていただき、第2回定例会において御答弁をさせていただいたように、書面だけでのことではないということをお話をさせていただいたところでございます。

それと、資料のお話がありましたけれども、その資料とはおっしゃっている内申、さらには経歴書等のことをお話しさせていただいたところでございます。

それと、降任された方、お二人とは昇任前には会ってはおりません。

それと、その中でも私自身、そのお二人に対しての適性も考え、配置させていただいたところがございます。

そして、最後に恥部のお話ですけれども、私自身がお役目についてから、皆様から小さなことと言われるかもしれませんが、例えば庁内の廊下において職務とは関係ない雑談を市民の皆様が通る場で行っているとか……

(発言する者あり)

例えば市民の皆様から御挨拶等行われているのにそれに対してポケットに手を突っ込んだまま歩いているとか、本来職員として市民の皆様信頼をさせていただいて、しっかり仕事をするためにはそのような態度、行動、また考え方、庁内における資質であったりとか、そのようなお話も今までもさせていただいておりますけれども、そのような日常のことからさまざまなことに対してしっかり取り組んでいくべきというお話の下で提言をさせていただいているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 総務部長。

**○総務部長(小鷹孝一)** 私からは、参与の起案の件についてお答えさせていただきます。

起案の加筆のことにつきましては、参与の起案につきましては、6月10日ころの起案でございましたので、それから1年ということで当初起案をして、平成28年の6月何日かまでということの任期で起案があったかと記憶してございます。その後制度上、年度末に切らなければならないということに気づきまして、原課でこの訂正印を押して修正をするということで私のほうに参りましたので、私としても制度には従うべきだということで、その修正を3月31日までの任期とするという修正を認め、市長も確認をしたということでございます。これにつきましては、私どもとしては、一応内部手続ということとしては、これはこれで有効であろうというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

**○議長(横田久俊)** お控えください。

先ほど申しましたように副市長に関する質問については、議案とどちらかという判断に相当迷う部分もありますのでお控えくださいと先ほどお願いしました。

それで、内申なしの昇任が60人いたけれども、どのように市長は御判断なさったのですかということ、大変な作業だったのかなと思いますが、秋元議員の質問がありまして、それにはまだお答えになっていないと思いますが、どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 答弁漏れ、大変失礼をしました。

今のお話は、スーパーマンか何かを例えられたときのお話ということでよろしいですか。

私は、そのようなスーパーマンではありませんけれども、本当にこの間、就任後はもちろんですが、その前よりさまざまな方とお会いし、先ほどの資料なども全て確認させていただいた上でそのように判断をさせていただいたということでございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 副市長の件につきましてはいろいろとありますので質問しませんけれども、質問していることにやはり答えていただけていないで、市長は、先ほど過去から何人に会ったかというようなお話、議員時代からの話をされていましたが、今回6月1日付けの人事するのに市長が議員時代に会った方をまさか人事で昇任するなんていうことは考えられないのですが、先ほどそのような発言していましたけれども、私はそのようなことを聞いているのではなくて、60人の方々に本当に会って、適性をどのように判断されたのですかと、市長は会っていない方もいますと言われていましたが、ではその方々の適性をどのように判断されるのですかということなのです。

市長は、何度も言いますけれども、書面ではなくてもいいと地方公務員法第15条の解説の中にあると言いますが、では市長は逆にその実証を求められたときに、どのように内申がないのに証明できますかと聞いているのですよ。書面がなくてもいいということではなくて、どのように実証できますかということ伺っているのです。その点、もう一度伺いたいというふうに思います。

それと、恥部の話ですけども、これは本当にそのようなことを市長が考えて職員の方々のことを恥部と思っているのであれば、これはもう大変な問題であって、私は許しがたい発言だなというふうに思います。この市役所の庁舎の中で立ち話もできなければ、もしかしたらポケットに手を突っ込んでいらっしゃるでしょうし、もしかしたら市民の方々から批判、苦情を受けるような方々もいらっしゃると思いますけれども、一まとめにその方々を恥部なんて言ってしまったら、職員の方々はどうやって仕事するのですか。行政のトップの方々が、森井市長のために一生懸命働いているのですよ、市民のために一生懸命働いているのですよ。その方々がおしゃべりをしていたら恥部だとか、ポケットに手を入れていたら恥部だとか、そんなおかしな話はしないでもらいたいというふうに思いますし、ぜひこの場で、言いすぎでしたということで構いませんので訂正してください。職員の方々が大変に私にかわいそうに思いますので、その点、もう一度答弁いただきたいと思います。

最後になりますが、前定例会から聞いていることに答えていただけないということで、ずっと時間が経過してしまうのです。それで議論が深まらない。市長は、一生懸命議論すると言いますが、聞いていることに答えていただければ議論できるのですが、何度聞いても答えていただけないということは、これから予算特別委員会も始まりますので、ぜひ聞いていることに答えていただきたいというふうに思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 秋元議員の再々質問にお答えいたします。

大きく2点だったかと思いますが、私自身、昇任について書面等も含めてさまざまな意見等を

聴取し、また、自分自身が見てきたものも含めて取り組ませていただいたところがございますから、御指摘のあった地方公務員法第15条ですか、それに見合った形で昇任をさせていただいたと思っておりますし、それについて一人一人内申、経歴書、先ほどお話しさせていただいたさまざまな御意見において、それぞれの方々がそれぞれに違う形で選択をさせていただいておりますので、それに伴う対応はさせていただいているというふうに思っております。これが1点です。

もう一点、恥部という表現、言葉は確かにあまりいい言葉ではなかったかとは思っておりますけれども、市役所の中で私が就任後に、先ほどお話しさせていただいたように、市民の皆様が往来するようなところで雑談をし、あだ名で呼びながら何を話しているのか仕事とは関係ないことをべらべら話されているような場合は決してよくないですし、また窓口等で、一生懸命、混んでいて大変なときに奥のほうで同じように笑い声が聞こえる、話している、そのような姿が市民の皆様からの信頼を失わせているという大きな事実がございます。そのように、一つ一つの行動に対し、仕事をしているときに職員として襟を正し仕事をするべきではないかという思いは、その言葉使いとしては不適切だったかもしれませんけれども、そういう思いを持ってお話をさせていただいたということでございます。

(「訂正してくださいって。恥部という言葉は訂正してください」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) このまま議事を進めます。もし、あれでしたら、また違う手続、機会で。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 恥部という言葉は極めて厳しい言葉ですので、本当に不適切な表現だというふうに思います。ぜひ訂正してください。この言葉を訂正しても森井市長には何ら影響はないですよ。恥部という言葉はぜひ撤回、訂正してください。市長にお願いしたいと思います。

○議長(横田久俊) ただいま、秋元議員から、市長に訂正を求める議事進行がございました。これは私が市長に訂正してくださいという話にもならないため、市長の判断に委ねますので、市長から発言があれば発言を許しますし、もしなければこのまま進めますが、どうでしょうか。

(発言する者あり)

それも含めてお願いします。

○市長(森井秀明) 改めて酒井隆行議員の御質問で答弁の中にその言葉を入れたと思いますので、再確認をさせていただき、その上で判断をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「今の話だよ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 秋元議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時05分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

(3番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○3番(高橋 龍議員) 一般質問いたします。

教育の分野におきまして、学力や体力の向上については森井市長も選挙時に教育改革としてうたって

おいででしたが、その公約に明記されていなかった部分で、本市における不登校児童・生徒について質問をいたします。これは、行政、民間における教育の現状、そしてあり方を問うもので、官民の垣根を越えて取り組んでいただきたいことでもあります。

現状、本市における不登校に対しての行政側の取組といたしまして、小樽市学校適応指導教室、いわゆるふれあい教室が設置されています。小樽市のホームページには、「さまざまな理由によって、学校には登校できないけれど、学校外の施設には通うことができる子どもたちが、勉強や体験活動などをおして、学校へ戻る力などをつけるところです」と説明されています。

小樽市においては、平成25年度の統計では小・中学生で78名、北海道全体で言うと5,000名を超える不登校の児童・生徒がいます。そのうち、小樽市学校適応指導教室に通っている生徒が8月時点で17名、その割合が多いか少ないかではなく、いまだ60名前後の児童・生徒が学校に通えていないという現実があります。人間関係の問題など通常の学校生活になじむことが苦手な児童・生徒もいる中で新たな受皿をつくることは非常に重要だと感じていますが、行政が主導の学校適応指導教室と民間のフリースクールとの大きな違いとは何でしょうか。

次に、学校適応指導教室を保護者が選ばない原因はどこにあるとお考えですか、見解をお示してください。

また、先日発表された内閣府のデータによると、全国の18歳以下の子供の自殺が最も多い日が9月1日、つまり本州の学校の2学期の始業式の日です。子供がみずから死を選ぶ原因に、学校に行きたくないということが大きくかかわっているのが現状です。子供たちが学校に行かないという選択も尊重できるような環境をより整えていかなければならないと思っております。

そのような現状の中、本市にもフリースクール誘致を望む声も多くあります。その動きがあることを小樽市としてはどのように捉えていますか。

教育にかかわらず人が何かを求めるとき、そこには市場が生まれます。そして、住民福祉にかかわる需要と供給のバランスが保たれていない場合には行政が介入し、需要側、供給側に働きかけを行わなければいけません。不登校の問題において、行政は直接のサプライヤー、つまり供給者として、若しくは民間と手を組み、世話人、プロモーターとして、より子供たちの選択肢を増やすことができるよう働きかけをし、現状をよりよくするために努める必要性を感じます。

教育とは、子供一人一人の持つ個性を理解し、可能性を見だし、成長させることであると考えております。テストの点数や体力だけでなく、数字では表すことのできない心も育てていけるような土壌をつくるため、私も市民の一人として動いていきたいと考えており、建設的な御答弁をいただけますようお願いを申し上げます。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 教育長。

**○教育長（上林 猛）** 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、不登校児童及び学校適応指導教室について御質問がありました。

行政が主導の学校適応指導教室と民間のフリースクールとの違いについてであります。学校適応指導教室は、文部科学省初等中等局長の通知により、教育支援センター整備指針に基づいて教育委員会が設置したものであり、その目的は、不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善などのための相談や適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、社会的

自立に資することであり、学校適応指導教室でのさまざまな活動は、在籍校における出席とみなす取扱いとなっております。

一方、フリースクールは、民間や個人が運営しており、規模や内容もさまざまで、遊んだり勉強したりする居場所の提供を主とした運営がなされ、この場合、在籍校の出席の取扱いについては、その内容により校長が判断することとなっております。

次に、適応指導教室を選ばなかった原因などについてであります。適応指導教室の設置形態や活動内容、出席している児童・生徒の学年や人数などによってさまざまな原因が考えられますが、一般的には、児童・生徒のプライバシーが守れないこと、学校又は教育委員会という公的機関への抵抗感、集団での活動や画一的な日課になじめないことなどが考えられます。

次に、フリースクール誘致に向けた動きなどについてであります。本市においても、さまざまな原因によって登校できない児童・生徒がおり、その保護者や関係の方々からフリースクールの誘致を望む声があることは承知しております。教育委員会とすれば、学校復帰に向けた取組を行うことを基本としておりますが、小樽にフリースクールが欲しいと望んでいるの方々がございますので、必要があれば相談などに応じてまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 3番、高橋龍議員。

**○3番(高橋 龍議員)** 学校適応指導教室に関してですが、なぜ選ばない方がいるかとお伺いいたしましたけれども、意図といたしましては、どうしたら適応指導教室に通ってくれるのか、サービスとして足りない部分はどこにあるのかということなのですが、そこに民間のフリースクールとの違いがあって、行政における福祉向上のヒントみたいなものが隠れているのかなとは思っております。子供たち、また、保護者が何を望むかということ把握することは、極めて重要だと思われま。学校に行くことが望ましいという考えの方もまだまだ多い中で、学校適応指導教室においても目指すところは学校復帰であるということも目的の一つであるとお伺いしました。行政としていたし方ない部分もあるかと思っておりますけれども、改めて児童・生徒一人一人に目を向けていただいて、従前の枠にとらわれない小樽らしい教育というものを構築していくことを願っております。

現状のブラッシュアップももちろんですけれども、民間との連携を強めていただきたいと思っております。フリースクールの誘致に関して、小樽市が行政としてできることというのはどのようなことがありますでしょうか。

**○議長(横田久俊)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

行政としてどういった支援又は相談ができるかということに関してでございますが、一つは、運営形態がさまざまでございますので、民間で運営するとすれば、行政とすれば場を提供すること、何かいい場所が、どういうところがあるのだという相談にまずは一つは応じることだろうと思っておりますし、又は人的な支援、これは教育委員会が持っているさまざまな人脈を通じてどういう人的な支援ができるか、そういう相談に私どもとすれば十分に乗っていけるだろうということで、それらの相談にも十分耳を傾けながら、そういう現実になかなか通えない子供たちがいるというのは事実でございますので、何とかその子供たちへの支援もしてまいりたいというふうには考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 3番、高橋龍議員。

○3番（高橋 龍議員） 前向きな御答弁ありがとうございます。

いろいろ相談をさせていただきながら、よりよい形をつくっていけるよう、私も微力ながらいろいろ動いてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 高橋龍議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

（中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 一般質問を行います。

初めに、市政全般について質問いたします。

まず、市長の政策について伺います。

市長は、御自身の公約で、さまざまな市民サービスの充実を掲げておられます。その全てが実現できれば、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりが実現可能でしょう。しかし、市民サービスの提供には、それ相応の財源を確保しなければなりません。中松前市長の財政運営の結果、平成26年度も黒字見込みの小樽市の財政ですが、市長が公約に記載されているさまざまな政策や事業を展開するに当たり、財源となり得る歳入の構築は絶対的な必要条件です。歳入、特に税収確保のためには、市内の各事業者の方が収益を確保するための経済対策も進めなければならないものと考えます。

そこで市長にお伺いしたいのは、以上のような歳入増に向けた施策、経済政策をどのようにお考えか、具体的にお話してください。

次に、地域でさまざまな活動を展開している各団体のネットワーク構築についてお伺いします。

小樽市では、地域ボランティアや事業者で構成しているさまざまな団体が活動されております。多くは市民のため、地域のため、あるいは小樽の産業向上のために活動されております。例えば、生涯学習を目的に研修会や講演会を実施している団体、飲食店で構成する組合などさまざまです。こうした団体の活動について、活動情報の集約や、その団体が活動するに当たり有益な情報提供を進める施策の実施、さらにそれらの団体が相互連携を図ることのできる環境づくりを求めます。

そして、その団体が行うイベントや活動情報の発信を後押しするような施策の展開をしていただきたいと考えます。例えば、小樽市内では音楽イベントが頻繁に行われております。イベントごとに各実行委員会がプロやアマチュアの演奏者を招聘し、市民の有志が実行委員としてイベントの成功に取り組む姿を目にします。夏や秋は野外での実施が多く、観光客の方々も市民の皆様と一緒にイベントを楽しんでいる光景も目にします。

ただ、来場した観光客の方の中には、通ったらたまたまやっていた、このようなイベントがあることを事前にわかればもっとゆっくり楽しめたかったという声もあります。音楽に限らず、このような取組の情報が集約され、小樽で行われる催しの情報として強く発信すると、多くの方が情報を入手しやすくなります。市民の方々がやっている活動を小樽の資源として活用していく必要性を感じます。さまざまな団体の活動の把握、相互連携、情報発信について小樽市がバックアップをしていく、このような考え方につき、市長並びに関係理事者の御見解を求め、小樽市でも具体的に推進していかないのか、伺います。

次に、企画・政策についてお伺いします。

地方創生戦略策定状況について伺います。

小樽市総合戦略の策定状況の現状を御説明ください。10月には策定内容を国に報告しなければならない



いところかと思えます。幾つかの施策が今定例会の議案に示されておりますが、一部分にすぎません。8月27日、小樽市総合戦略の概要版（案）をいただきましたが、全体的にどのような内容になっているのか、特に深刻な小樽市の人口減少の問題を解決するための積極的な施策に関連する部分、産業を強化する部分が不明瞭であると思えます。とりわけ、地方創生に関する施策についてはどのような見解なのか、しっかり御説明いただきたいと思えます。

そもそも10月末までを目指している小樽市総合戦略について、9月1日に開催された人口対策会議で検討している段階ですが、地方創生先行型のタイプⅠ、タイプⅡ事業について、国に予算要求をしたのはいつですか。総合戦略の関係とあわせてお示してください。

向こう5年にわたり小樽市の戦略として重要な案件であると思えます。今後、市民の皆様へどのように説明をしていくのかも含めて、計画をお示してください。

次に、人口減対策、移住促進の取組について伺います。

人口減少問題対策の一つで、小樽市では移住政策を展開しております。総務部に担当窓口をつくり、ホームページで移住についての問い合わせを受け付ける旨の記載がされております。また、移住希望者向けにDVDを作成するとのことですが、そのDVDをどのような場面で活用するのか説明してください。

また、移住をPRした後のサポートをどのように行っていくのかお示してください。

現在、総務省では、東京都中央区に移住・交流情報ガーデンを設置し、人口過密状況の首都圏在住者に全国各地への移住のための情報提供を行っております。移住先として積極的な情報提供を希望する地方都市は、移住・交流情報ガーデンで移住者誘致イベントを実施し、常に移住希望者が情報に接することのできるよう移住情報を設置しています。こうした機関の存在を、市長はじめ関係理事者の方々は御存じであると思えます。この機関を利用しない手はないと考えますが、今後の取組として移住情報をどう提供するかという方法と関連させながらどのようにお考えかお示してください。

小樽市外からの通学者の市内居住等に対する助成について伺います。

小樽市内には大学や専門学校がありますが、市外からの通学者が多い状況です。特に、小樽商科大学の学生の多くは札幌方面からの通学者で、小樽駅前のタクシー乗り場では、平日朝の通学時間帯に学生の方が乗車のため行列をつくっている姿を目にします。また、市内には専門学校が五つあり、市外からの通学者も多い状況です。こうした学生の方々が小樽に居住されたならば喫緊の人口減少対策となり、その方々が近い将来、就職先に小樽を選択することになれば、将来にわたる人口減少対策ともなり得ます。市外からの通学者の方も、それぞれの事情があると思えます。希望はするが経済的理由等で小樽市内での居住が難しいという学生の方々へ支援をしていただきたいと思えますが、小樽市では実施しないのでしょうか。若者が小樽市内に居住し、小樽のよさを発見、確認することは、将来の小樽にとって重要です。この件に関し御見解をいただきたいと思えます。

3項目目、観光・経済について質問いたします。

まず、修学旅行生の宿泊増員に向けての対応について伺います。

小樽市の観光客が増加傾向にあることは、統計上、理解できますが、特に近年、外国人観光客が増加する一方で、減少傾向に歯止めがかからない入り込み区分があります。修学旅行先に小樽を選ぶ学校数は10年前の平成17年には319校あり、2万9,485名の方が小樽に宿泊されました。それが26年度は156校、1万5,128人となっております。少子化社会ですから、データ上では小樽を訪れる児童・生徒の方の人数が減少するのはある程度いたし方ないとして、319校の校数が156校まで減少するというのは問題があると思えます。

修学旅行生の小樽来訪は、単に小樽の観光人口数や経済効果の問題だけではなく、将来、学生時代を思い出し、再び小樽を訪れてくれるきっかけともなり得ます。また、小樽のまちに魅力を感じ、将来このまちで暮らす方がいるかもしれません。人口減少、少子化、少子高齢化対策に危機感を持って望むのであれば、こうしたことも看過できない問題です。修学旅行客の誘致について、市としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。御所存をお伺いいたします。

次に、Wi-Fiアクセスポイントの増設について伺います。

小樽市では、現在、公設の無料Wi-Fiのアクセスポイントが市内に4か所、そして移動式のWi-Fiが1台の体制と聞いております。外国人観光客は、観光情報をインターネットを利用して検索することが多いと伺っております。その方々が、市内の店舗情報や移動手段の情報を入手しやすくするため、市として現状を整備する必要があるものと思います。

報道によれば、北海道では昨年1月から今年7月までの間に、北海道観光振興機構、NTT東日本との連携事業で道内に44か所のWi-Fiアクセスポイントを増設したとのこと。小樽は、この施策の対象に含まれ、Wi-Fiアクセスポイントは増設されたのでしょうか。

札幌市では、市独自でWi-Fi整備に着手しており、函館でも公設、私設を合わせて現状88か所のところを4倍強の330か所まで増設を検討している状況とのこと。小樽市では現在、公設、私設、移動式を合わせて92か所設置、小樽市でも観光地域や市内の移動拠点となる場所へのWi-Fiの増設を検討し早急に進める必要があると考えますが、御見解を伺います。

次に、プレミアム商品券販売の結果について伺います。

7月に予約販売を開始したプレミアム商品券ですが、3万冊以上が売れ残り、8月に二次販売を行いました。結果的には完売し、市民の皆様の消費促進につながるものと思いますが、その申込方法は妥当であったのか疑問が残ります。当初は、往復はがきで申込みの上、指定した金融機関で支払い、商品券を受け取るという方法で、8月の二次販売は申込手続は不要で、先着順に金融機関での直接購入という販売方法でした。当初の申込時には、市民の皆様から手続的な煩わしさに対する指摘が寄せられており、8月の直接購入の際には、高齢者から「早朝よりずっと並んでとても疲れた」、また、「並んだのに買えなかった」という声がありました。今回のプレミアム商品券販売の状況を振り返り、その方法について市民の利便性に鑑み、妥当と思われるか、お伺いいたします。

また、もし今後、類似の事業を行う際、今回の状況をどのように反省生かしていくのか、また、それが担当部署の垣根を越えて情報共有され、市全体として市民サービスの向上に努めていただきたいと思います。考えますが、どのようにお考えか伺います。

次に、プレミアム商品券の企画、効果についてお伺いいたします。

政府の緊急経済対策として実施したプレミアム商品券事業は、短期間での企画立案となり、大変な御苦労を伴ったものと推察します。加盟店の選定について、他都市では利用できる店舗を市内企業に限定するところもあり、千葉市では資格取得や語学学校など市民の文教方面の経済活動でも利用できるようにしたと伺っております。小樽市における企画内容、加盟店選定についてはどうだったのか、市内企業、商店における消費は、販売開始当初から2か月ほど経過した現状で期待どおりの経過をたどっているのか、そして年末以降に明らかとなるプレミアム商品券の経済的波及効果に関して、どのような見通しとなっているのかをお伺いいたします。

次に、域際収支の状況について伺います。

平成23年度の市民経済計算推計結果を拝見しました。北海道から出された同年の道民経済計算及び経済政策検討調査報告書によると、人口減少が与えるGDPへの影響を分析するため、域内、域外の市場

に分けて検討し、その相関性から地域経済がどのような結果となるかを把握する方法で、さまざまな検討が行われております。

他方、小樽市の市民経済計算の資料では、市内総生産と分配の状況だけの報告にとどまり、市域における移・輸出、移・輸入の状況が把握できない現状であります。この報告書は北海道から示された市町村経済計算推計マニュアルに基づいて推計を行っているとのことですが、項目、形式が北海道と異なっており、道内における小樽市民の経済状況がどうなっているのかという観点から検討ができません。

また、域際収支を考えることで、他都市と比較して現在の市域における生産活動が小樽市民にどのくらいの経済的メリットをもたらしているのか、また、市域が経済圏として成り立っているのかを検討する材料となり得ると思います。そこで、データがあるのであれば小樽の域際収支をお示しいただきたいと思います。

企業誘致についてお伺いします。

小樽経済の発展と人口減少問題に歯止めをかけるための施策として、企業誘致は必要な施策であると考えます。森井市長も企業誘致は行っていきたいとおっしゃられておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、現状と今後の予定、目標等、具体的にお示しください。

次に、厚生部の質問をいたします。

市民が健康で安心して暮らせる小樽をつくりたい、私はこの思いをしっかりと市政に訴えてまいりたいと思っており、市民の健康を助長する政策を希望するところであります。それに関連して、質問いたします。

まず、地域包括ケアシステムについて、市民がどのくらいのレベルでかかわっているのかお伺いをいたします。

高齢化社会が進む中、厚生労働省では地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指しており、いわゆる団塊の世代が75歳以上の年齢になる2025年に向けて市町村で地域包括ケアシステムを構築するという流れとなります。この地域包括ケアシステムは、地域の特性に応じたケアシステムをつくり進めていくとのことですが、全国平均を上回る高齢化率の小樽市の現状、地域包括ケアシステムのうち高齢者の方の生活支援や介護予防に最大限の力を注ぐべきだと考えます。そのためには、高齢者の方が健康を維持するためのいろいろな取組を地域やボランティアの方の力をかりながら進める必要があります。例えば、高齢者の方向けの健康体操の実施や、お話し相手として高齢者の方とコミュニケーションをとる活動、茶道、生け花など、美育による心の平穏を保つための活動です。そうした取組を希望するボランティアの方々もまちの中に多くおられます。

そこでお伺いをいたします。

こうしたボランティア活動をする方々から、「どのように地域包括ケアシステムにかかわればよいのか」、また、「市民の皆さんがどのくらいのレベルでこうした活動を行っているのか」、そして「市が高齢者の方々に対してこのような活動に触れていただく場をつくる施策を行ってこないのか」、こういう声が届いております。これら積極的な活動を希望する市民の皆様の声を受けて、どのように対応されるか見解を伺います。

次に、周産期医療の問題について伺います。

小樽市の安全・安心な医療体制につき、大きな問題として周産期医療の現状があります。後志の地域周産期母子医療センターである小樽協会病院の医師不足問題について、分娩休止から2か月が経過しました。

今年の小樽市議会第2回定例会において、小樽協会病院の産科医確保を質問した各議員に以下の答弁

がありました。就任以来、市長が医師確保に向けてとられた対策として、周産期医療は子育て支援と多くかかわるので福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置し、小樽協会病院等の関係機関へ出向いて現在の状況など情報収集に努めている段階であり、また、今後の産婦人科医師確保について、あらゆる方面からの情報収集に努め、北しりべし定住自立圏のみならず管内の町村とも連携をし、北海道等の関係機関に対して要望・要請を行うなど、医師確保に向けて取り組みたいというものでした。

さて、現状において医師確保についての行動はどこまで進んでいるのか、しっかりとした説明をお願いします。

次に、子育て支援の充実強化について伺います。

少子高齢化の著しい小樽の状況、子育て支援を強化することが必要です。6月には、私は福祉部で行っている子育て支援事業を拝見いたしました。「げんきがまちにやってくる！」という事業で、町会館を会場とし、地域子育て支援センターの保育士の方、子育て支援課の職員の方などが手づくりやぬくもりの伝わる材質で作られたおもちゃを使い、同伴している保護者の方とともに子供たちと一緒に遊ぶという内容です。この事業は、子供の成長を見守ると同時に、子育て中の保護者の方の悩みや疑問を解消できるというメリットもあります。子育て中の保護者の方はもちろん、町内の方々からも好評で、実施の拡大を望むものであります。その様子を拝見しながら話を伺ったところ、せっかくの事業が対象の皆様浸透しきれていない状況があると感じました。

また、こうした事業を各地域で定期的に行うとともに、一定程度、市内中心部などでも行うことが必要であると考えました。子育て支援強化に向け、この事業の広報の充実、市内中心部での出向き事業の回数増、開設場所の拡大等について御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、歯科健診の充実について伺います。

市民の健康維持のため、市でもさまざまな健診を企画し、取組をされておられる現状であると思います。市民の皆様が健康であるために口腔の健康を維持することは、体全体の健康を考える上でも非常に重要であると思います。保健所でも子供の歯科健診を行い、口腔の健康維持に尽力されておられると思います。

一方、成人の方々の歯科健診は、現状実施しておられないと思います。成人の方々の歯周病罹患リスクを考えると、定期的に歯科医院を訪問するなど口腔の健康を守るようにすべきであると思いますが、歯科医師の方にお伺いしますと、健診などで来院する方はほぼおらず、口腔内の異常に気づいて初めて来院する方が多数であるとのこと。子供に限らず広く市民の皆様の口腔の健康を守るため、市としてどういう取組をされているのか、成人の歯科保健の取組についてお聞かせください。

建設に関連しての質問です。

おたるドリームビーチについて伺います。

今夏、海水浴場開設を行わなかったおたるドリームビーチについて、当初不安視されていた治安の問題や環境悪化の問題は、海上保安庁や北海道、警察署、そして何よりボランティアの皆様のお協力が無事に海水浴シーズンを終えられたと認識しております。

前回定例会で小樽市議会は、市長より御提案のあったおたるドリームビーチの市営開設に伴う補正予算案を否決しました。この予算案を予算特別委員会の採決で否決した際、市長は、報道各社の取材に対し「この判断を議会が後悔しなければよいが」とおっしゃられておりました。関係各所さまざまな方の御協力を得ながら無事に今夏のシーズンを終え、小樽市として1,290万円という多額の財政出動を抑えることができたことについて、私は議会の判断は正しかったと認識しております。まずこの点、市長はど

のようにお考えなのかお伺いたします。

次に、今なお違法状態にある海の家撤去の進捗状況がよろしくないと同っております。来年の海水浴シーズンに向けて小樽市では除却を行うよう指導するとのことですが、現状どこまで進捗しているのか、今後どのような対応を講じていくのか、明確にお答えください。段階的に対応していくのであれば、いつまでに何をするのか、しっかりと期限を明示していただきたいと思います。

歴史的建造物の保護と利用促進について伺います。

小樽市では、歴史的建造物に指定をされながら利用されていない建物があります。全国ではナショナルトラスト運動を通じ、このような歴史的建造物を利用しながら保存する機運が高まっております。建物は利用しなければ傷んでしまいます。厳しい財政状況の下、市が全ての歴史的建造物を所有することは不可能ですが、小樽の歴史を現在に映す歴史的建造物を、利用しながら保存する手段を講じなければならぬと考えます。今ある歴史的建造物を利用するための施策を可能なところから支援していただきたいと思いますが、こうした施策について小樽市として取り組む意思があるのかお答えください。

住宅エコリフォームの促進に関する条例について伺います。

2014年小樽市議会第4回定例会において可決された住宅エコリフォームの促進に関する条例は、本年第2回定例会で、恒久的な施策とするため関係機関との調整など制度設計に時間を要するため補正予算を見送った、市長はこう述べられました。

そこで、お伺いします。この条例は、議会で可決されたものです。速やかに予算措置をし、実施開始の時期を明確にさせていただきたいと思うのですが、制度設計の進捗状況をお示してください。

また、どのタイミングで予算案を提示されるのか明言してください。

あわせて、運用実施時期はいつなのか、明示ください。

防災について数点お伺いします。

7月15日深夜、市内錦町で火災が発生しました。消防の方々の御尽力で死傷者が発生せず済んだものの、3軒が入居する建物が1棟燃えた火災でした。現場では、付近の十間坂では、多くの消防自動車が道を塞ぎ、消火活動が展開されておりました。その際、十間坂では消火栓が1か所しか存在せず、消防自動車への給水には、その消火栓のほか1本先の道路から長いホースを引いて対応されたと認識しております。鎮火には発生からおおむね1時間半程度の時間を要していたと思いますが、延焼等の危険を想像したとき消火活動の速やかな対応について消火栓等の消防水利の数、設置の場所が気になりました。そして、付近住民の方からも同じような声が上がっておりました。

そこで伺います。この火災の鎮火までに要する時間に、消防水利の設置数の不足等の影響はなかったのでしょうか。

また、市内の消防水利設置状況は、消火活動を行うに当たり、不足はないのでしょうか。

また、設置されている場所、距離、特に小樽は坂のまち、勾配等の問題も含め、速やかな消火活動のためにどのように対応するのか御回答ください。

教育について質問を行います。

最初に、小樽市の児童・生徒の学力の現状を踏まえ、質問します。

先日発表された全国学力・学習状況調査によると、北海道は最下位の順位でありました。その北海道の平均を下回る小樽市の子供たちの学力の現状に、暗たんたる思いを抱かざるを得ません。

かつて、教育の現場におられた市民の方々からは、「学力上位の子供たちがレベルの高い教育を受けられる環境の整備が必要だ」、また、「全体的にレベルを上げていく教育指導も重要だ」というお声をいただきました。

市長公約では学力低下の改善を行うという趣旨の文言が盛り込まれておりますが、小樽の子供たちの学力の現状を踏まえ、今後どのような対策を行っていくのか、また、全国上位の都市が上位に位置づけていること、その取組等を踏まえ、何を目標に、今後、教育行政を進めていくのか、具体的にお示しください。

子供たちの学習時間確保に向けた取組について伺います。

子供たちの学力向上を図る上での問題は、小樽市の小・中学生の学校以外での学習時間が全国、全道の平均と比較して少ない点であると思います。学習時間確保の障壁として、小樽の子供たちの携帯電話、インターネット等のゲームの利用時間が全国、全道の平均に比べ非常に長いことが挙げられると思います。小樽市では、携帯電話やインターネットの利用は夜10時までにしよという、いわゆる携10運動を展開し学校と各家庭で取組を行っているとお伺いました。その効果について現状を伺います。

また、そのほかに取り組まれていること、問題点など、あわせてお聞かせください。

教員の資質向上について伺います。

学力向上、学習時間確保等、取り組むべき問題は山積しております。その問題に対応する肝心な教員の方々の力量が問われております。児童・生徒の保護者から、学校で指導してくださる教員の資質についてのお声をいただきます。それは、教員によって熱心に指導してくださる方もいれば、そうでない方もいるとのこと。教員の個性による指導状況のばらつきは不公平感を生み、一方は学力的に向上し、他方は進歩がないという状況が発生します。全ての教員の方々が熱心に指導してくださる教育環境が望ましいと思うのですが、そうした状況を実現するために、教員の皆様のモチベーションを含めた資質向上に向けた取組について現状をお伺いします。

土曜授業の実施について伺います。

昨年の小樽市議会第4回定例会で、小樽市で土曜授業の導入を検討することでした。子供たちの学力向上のために授業時間を確保するためのよい案であると考えますが、課外活動等の時間確保との関係で調整が必要かと思えます。現時点では導入に向けた検討段階と思えますが、今の進捗状況をお示しください。

次に、コミュニティ・スクールの実施について伺います。

現在の教育環境の中で一番不足をしている部分が地域教育であると考えます。家庭と学校の間にある地域という環境が子供たちに与える影響というのは非常に大きいと思えます。地域協力型の教育環境をつくるためにコミュニティ・スクールを実施することが有効であると思えます。小樽市では、このコミュニティ・スクールを行う予定はないのでしょうか。ぜひ実施をしていただきたいと思えます。

小樽イングリッシュキャンプについて伺います。

夏休み期間中実施された小樽イングリッシュキャンプを拝見しました。子供たちが外国人教師と英語を話す環境の中で、日ごろ学んでいる英語を使う非常によい機会であると思えました。観光の交際需要も増加傾向にある今後の小樽で、英語をはじめ外国語を理解し使える人が必要となつてまいります。1日目に英語を話す学習を行い、2日目は運河周辺で外国人観光客に英語で観光案内を行うという実践的内容を伴うこの企画は、子供たちにとってもよい機会であると思えます。この企画をより充実させていただきたいと思えますが、今後の実施目標や教育長の意気込みをお伺いいたします。

小樽商業高校と小樽工業高校の統合について伺います。

北海道教育委員会で策定した小樽商業高校と小樽工業高校の統合について、その内容、今後のスケジュールについてお示しください。

また、学科の編成等について小樽市が意見を伝える場が設けられているのか、この点も答弁願います。

学校給食における食育の実施について伺います。

子供たちへの教育に、将来自分の健康を自分で維持するために必要な食育の問題が重要です。健康維持のため、栄養素について人体に有害な物質を学ぶには、家庭科や理科の知識が有用であると思います。それに加え、日ごろの食事から健康を学ぶ機会として給食の時間を利用していただきたいと思います。給食の献立の中に地元産の素材を利用したものを用意し、生産者の顔が見える工夫を施し、健康、命や食物の大切さ、生産者の苦勞、地産地消の必要性についてなどを子供たちに伝える場としていただきたいと思います。毎回食材をそろえて提供するは大変とは思いますが、1か月に1回でも給食の場で地産地消の食育教育を導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、おたる潮まつりを利用した学校と地域のかかわりについて伺います。

おたる潮まつりは、来年で50周年という節目の年を迎えます。潮ねりこみへの学校梯団の参加数は昨年が10校だったのに対し、今年は19校の参加と倍増しているとの情報を伺いました。この点、教育長の取組に敬意を表したいと思います。潮ねりこみへの参加は、子供たちが仲間と協力し一つの物事を達成するという感覚を養う上で、とてもよい行事であると考えます。

私も、今後、参加校が増加することを願うのですが、そのような中、節目である来年に向けて教育長は市内の全学校の参加を目指したいというお考えであることを伺いました。実現すれば大変素晴らしいと思いますが、この実現に向けて全学校の児童・生徒、保護者の方々に加え、その校区の地域の皆さんとも協力関係を築き、学校と地域が参加の潮ねりこみを実現してほしいと思います。地域教育と地域活性の両効果を期待できると思うのですが、そのあたりも踏まえて教育長の意気込みと今後の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市政全般について御質問がありました。

まず、歳入増加に向けた経済政策につきましては、本市にある優位性を持った地域資源などを地元の企業が活用し、商品の高付加価値化を図り、市外の消費者や本市を訪れた観光客に対して商品やサービスの売上げ向上に取り組み、利益増加につなげることが重要であると考えております。

また、製造業などにおきましては、生産性の向上や技術の高度化を図り競争力を高めていくことが常に求められていることから、本市の経済を支えている中小零細企業に対してどのような支援が有効であるかを検証しながら、市内経済全体の活性化と雇用の確保に向けて必要な取組を進めていかなければならないものと考えております。

次に、各種団体の活動の把握や連携、情報発信に対する市のバックアップにつきましては、市民ニーズが多様で複雑になっている中で、自主的な市民生活の向上や充実への取組に向けて、地域ボランティアをはじめ各種団体の活動は重要な役割を担っており、これらは自治基本条例に定める市民と市との協働によるまちづくりの担い手であると考えております。

一方、市の各部署においては、所管する関連の団体等と情報交換をはじめとする連携を行っており、今後も一層関係を強化していくことが大切であると考えますが、市内で活動するさまざまな団体を把握することや、早期にネットワークを構築することについては難しいものがあると思いますので、まずは

市の各部署と連携している団体の情報を市のホームページに集約するなどにより、各団体が相互連携できるきっかけづくりができないか研究してまいりたいと思います。

さまざまな分野のイベント等についての情報につきましては、各団体からプレスリリースが集まりますので、これらの情報を市民の皆様へ公開することも一つの方法ではないかと考えております。

次に、企画・政策について御質問がありました。

まず、現在策定中の小樽市総合戦略のうち、産業の強化に関する施策につきましては、人口流出防止や出生率向上のためには結婚、出産、子育てしやすい環境づくりとともに、産業の強化による働く場づくりが必要と認識をしており、これらについては総合戦略に盛り込む予定であります。

しかしながら、財政的な制約もあることから、当面は市民の皆様への要請の高い子育て環境の整備や生活利便性の向上など、生活基盤の確保に重点を置いてまいりたいと考えております。

次に、地方創生先行型上乗せ交付のタイプⅠ、タイプⅡにつきましては、両タイプとも内閣府の事前相談を経て、タイプⅠにつきましては8月21日に、タイプⅡにつきましては8月7日に国に実施計画を提出したところです。地方創生先行型上乗せ交付については、本年5月29日に国の制度要綱の一部改正がなされ、大枠が示されたものの、実施計画の提出に関する正式な通知は本年7月16日であったため、短期間で実施計画を作成、提出したところであります。現在策定中の総合戦略にはタイプⅠ、タイプⅡの事業を盛り込むことが求められておりますので、基本目標や重点戦略を踏まえた施策パッケージの事業の一つとして予算案を提出したもので、今定例会における議決を得て正式に総合戦略に位置づけする予定であります。

次に、市民の皆様に対する説明につきましては、9月16日からはパブリックコメントを実施するほか、10月下旬には小樽商科大学との連携により総合戦略に関するシンポジウムの開催を予定しております。このほかにも機会を捉えまして市民の皆様に対する説明をしてまいりたいと考えております。

次に、移住促進に向け作成するDVDの活用方法につきましては、全国の自治体情報を集約するため、国が構築したホームページである全国移住ナビへのプロモーション映像掲載や、北海道移住促進協議会が東京で開催する移住フェアでの活用のほか、本市のホームページやYouTubeでの配信など、できるだけ多くの方にごらんいただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、PR後のサポートについてですが、全国移住ナビや本市ホームページの情報を充実させるとともに、プロモーション映像をきっかけに本市に興味を抱いていただいた移住希望者への問い合わせには、ワンストップで対応してまいりたいと考えております。

次に、東京の移住・交流情報ガーデンにつきましては、国が地方創生の一環として「地方への新しいひとの流れをつくる」を基本目標の一つとして、ホームページの構築とともに設置したものと承知をしております。

本市としましても、この施設が東京駅前の利便性の高い場所に常設され、時間的にも費用的にも現地を訪れることがかなわない首都圏の移住希望者にじかに接することができる新たな施設であることから、情報提供の手法も含め、その活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽への通学者の市内居住に対する助成につきましては、若者が市内に居住することにより経済効果や小樽への愛着を醸成するきっかけとなると考えられます。

しかしながら、居住地選択に関しては経済的な事情のほか、実家にお住まいの方は御両親のお考えやアルバイトの時給、娯楽施設の有無など、さまざまな要件が影響していると認識をしております。

また、卒業後の進路につきましても、市内の雇用の受皿に限りがあることから、就学期間中における効果にとどまる可能性が高いと考えられますので、現時点で個人に対する経済的な支援については考えて



おりません。

次に、経済・観光について御質問がありました。

まず、修学旅行生の宿泊増員に向けた取組につきましては、少子化や学校数自体の減少、旅行先選定の多様化等により、修学旅行に代表される教育旅行の宿泊客数が減少している現状については認識しております。これまでも、観光協会と連携して小樽教育旅行誘致促進実行委員会による道外キャンペーン事業を行っておりますが、今後もこの事業を継続していくとともに、小樽ならではの歴史学習プランや職業体験メニューをPRし、道内の小・中学校の宿泊研修などの誘致にも幅広く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、無料公衆無線LAN、いわゆるフリーWi-Fiのアクセスポイント増設につきましては、小樽市内では運河プラザ、浅草橋街園観光案内所、小樽オルゴール堂の3か所が北海道が行った増設事業に該当をしております。

次に、Wi-Fiのアクセスポイントの増設の検討につきましては、本市の現状としては、公共的なアクセスポイントとして運河プラザ、浅草橋街園観光案内所、堺町通り観光案内所などWi-Fiを設置しており、個人情報保護のためにIDパスカードを交付し、無料で御利用いただいております。

また、今年度、移動式Wi-Fi装置を購入し、クルーズ客船の小樽港寄港時等におきまして運用を開始したところです。今後につきましては、この移動式Wi-Fiを活用するとともに、外国人観光客のニーズの把握やセキュリティ等の問題点も検証しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、プレミアム商品券について販売方法等が妥当だったのかにつきましては、本市では過去に同種の事業例がなかったため、販売方法については先進事例を調査研究したところであります。その結果、当初は公平性を考慮した予約販売、売れ残り分は購入しやすい先着順販売という方法を採用したものであり、妥当であったと考えております。

次に、今回の状況をどのように反省し今後に活かしていくのかにつきましては、事業スケジュールが立て込んでいたため、当初の販売では商品券の効果的な周知が難しかったこと、2次販売では来場者数の的確な予測ができなかったことなどの反省点が考えられるため、業務委託先とも協議して改善が必要な事項を整理してまいりたいと考えております。

次に、このたびの反省点を市の内部で情報共有し、市民サービスの向上に努めることにつきましては、重要なことと考えておりますので、反省の中から得られた貴重なノウハウをまとめ、必要に応じて他の部署へ情報提供をしてまいります。

次に、本市におけるプレミアム商品券の企画内容や加盟店の選定につきましては、同時期に発行する子育て応援商品券との兼ね合いから購入者が18歳以上という年齢制限を設けたほかは、市外からの通勤・通学者も購入可能とするなど、なるべく多くの方にお使いいただき、市内の経済効果を高めることを主眼といたしました。

また、商品券の取扱店につきましても、より多くの店舗で利用できるよう事業所が市内にあれば登録を可能としたものであります。

なお、資格取得等にかかわる事業者につきましても、制限は設けておりません。

次に、市内の企業や商店におけるこれまでの消費が期待どおりなのかにつきましては、利用開始から8月20日までに取扱店から金融機関へ持ち込まれた商品券の換金請求額が発行総額の約半分に当たる6億円強となっており、これは他都市の事例とほぼ同様の利用率であることから、まずは期待どおりの経過と考えております。

次に、プレミアム商品券の経済波及効果に関する見通しにつきましては、発行された商品券のほとん

ど全てが利用されると予想されるため、特に使用期間末期となる歳末商戦において、この商品券が持つお得感が消費を喚起するものと期待しているところであります。

次に、小樽の域際収支につきましては、北海道で作成した道民経済計算の指標から人口案文等により小樽市の市民経済計算が推計されておりますが、市域に限定した域外との収支については把握をしておりません。

また、域際収支の把握に当たっては、市内外での大規模な調査等を必要とすることから実施は容易ではないと認識をしております。しかしながら、市域が経済圏として成り立っているかを検証する材料として域際収支の把握は有効であることから、今後、他市での取組等の事例を研究してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致につきましては、昨今、銭函地区におきまして大手・中堅企業の工場等、新設による設備投資が進んでいるところであります。今後につきましても、集積が進む食品関連や物流関連を中心に誘致を進めてまいりますが、これらの業種に限らず、本年実施しております設備投資動向調査の結果により、北海道や本市への立地に関心を示された3大都市圏の企業について、私自身も営業マンとなって本市の優位性をアピールし、1社でも多くの企業が立地してしていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、厚生に関連して御質問がありました。

まず、地域包括ケアシステムにおける市民活動への対応につきましては、国のガイドラインでは、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティアやNPO、民間企業など多様な事業主体による交流サロンや家事援助など、多様なサービス提供体制の構築が示されています。本市においては、議員御指摘のように意識の高い市民の活動が積極的に行われていると認識をしております。今後さらに広まることを期待しております。そのため、今回の介護保険法の改正において義務化された生活支援コーディネーターや、多様な実施主体の定期的な情報共有及び連携強化を図る場としての協議体を平成29年度末までに設置して、その活動を支えていきたいと考えております。

次に、周産期医療に係る第2回定例会後の医師確保の取組につきましては、北海道と札幌医科大学へ小樽・後志の周産期医療の現状を説明し、周産期医療体制の維持について要請をしたほか、北海道市長会の秋季要請事項として国と北海道に対し、地域医療の確保、特に安全な分娩体制がとれない深刻な地域があることから、早急に実効性のある対策を講じることにについて提案をしたところであります。

小樽協会病院をはじめとする関係機関からの情報収集も継続して行っており、小樽協会病院でホームページや求人会社を通じて行っている医師募集の状況や、分娩を休止した後の産婦人科の患者動向などについて現状の把握に努めております。

また、医師の確保は非常に難しい問題であることから、小樽市における周産期医療体制の維持等について行政と医療関係者が話し合う場として小樽市周産期医療懇談会を設置し、8月20日の第1回目の会議において会の進め方を協議したところであります。

次に、「げんきがまちにやってくる！」に関する広報の充実につきましては、毎月発行する子育て支援ニュースをはじめ、市の広報誌やホームページで事業の予定を周知しているほか、昨年度からはフェイスブックを活用し実施した内容を一部お知らせしておりますが、今後も多くの方に利用していただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

また、市内中心部での事業拡大につきましては、現在、出向き事業は地域特性などを考慮し、市内16か所の会場で行っており、そのうち中心部では町会館4か所のほか、児童館2か所、生涯学習プラザ、勤労青少年ホームの合わせて8か所の会場で実施をしております。さらに、出向き事業を実施していな

い日も子育て支援センターを開放するなどしているため、回数の増も含めて市内中心部でのさらなる事業拡大は難しいものと考えておりますが、会場の選定などについては、今後も利用状況などを踏まえながら多くの方に利用していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、成人の歯科保健の取組につきましては、健康教育や広報を活用し、成人を対象とした効果的な歯磨きなどの啓発や定期的な歯科医院の受診が必要であるという認識の下に、自分の口腔状態を確認することで受診につながることを目的とした歯周病セルフチェックリストの普及に取り組んでおります。

次に、建設に関連して御質問がありました。

まず、おたるドリームビーチについて、1,290万円という多額の財政出動を抑えることができたとの議会判断についての見解につきましては、第2回定例会における議論が数多く報道されたため、市民の皆様はもとより、道民の皆様は今夏のドリームビーチの危険性について幅広く周知され、結果的に来場者の抑制につながったものと考えております。あわせて、多くのボランティアの皆様のご協力や海上保安、北海道、警察など関係機関が連携し、大変積極的に来場者の水難事故防止や清掃活動などを行っていただいたことにより、無事にシーズンを終えられたものと考えております。

次に、ドリームビーチの海の家につきましては、8月31日現在で9棟が除却され、28棟が残っていることを確認しております。これまでの対応につきましては、4月2日付けでドリームビーチ協同組合に対して建物を除却するよう勧告文書を送付し、その後、口頭による指導を繰り返し行っております。

また、組合だけではなく、個々の組合員に対しても7月30日付けで同様の勧告文書を送付し、その後、口頭による指導を行っているところであります。今後も速やかに全棟が除却されるよう、引き続き強く指導してまいりたいと考えております。

次に、歴史的建造物を利用するための支援につきましては、その多くは民間所有であり、利用については基本的に所有者が決定するものでありますが、利用されていない建造物の活用について所有者以外の方から本市に相談が寄せられた場合には、これまでも市が所有者や管理者の意向を聞いた上で取次ぎを行っており、今後とも庁内関係部局が連携し可能な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、住宅エコリフォーム助成事業における制度設計の進捗状況につきましては、第2回定例会終了後、市内建設関係4団体に冬期間における当該事業の利用見込みなどについてヒアリングを行い、冬期間における事業の利用は見込まれないこと、平成28年4月当初から事業を実施してほしいなどの意見が出されました。その結果を踏まえ、制度の素案を作成し、8月19日に建設常任委員会の委員の皆様にご事業の概要等を説明し御議論をいただき、その中で平成28年度当初から実施すること、市民や事業者へ早期に周知することなど意見が出されました。これらの意見を踏まえ北海道と協議を進めながら、最終的な制度設計を進めているところであり、平成28年4月からの実施に向け平成28年第1回定例会に予算案を提出したいと考えております。

次に、防災について御質問がありました。

まず、7月15日の火災につきましては、119番通報から鎮火まで1時間37分を費やしておりますが、延焼や再燃を防ぐため時間を要したものであり、消火栓は3基使用し、水量的にも設置箇所的にも消火活動に支障はありませんでした。

次に、消防水利の本市の設置状況につきましては、消火栓が1,568基、防火水槽が124基、合わせて1,692基設置をしており、国が定める消防水利の基準の本市設置基準1,718基に対して現在97.8パーセントの充足率で順次100パーセントに向けて整備をしているところであります。

次に、消防水利が不足していたり、設置条件が悪い地域への消防活動につきましては、5トン水槽車や10トン水槽車を出動させるなどの対応をとっているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、本市の子供たちの学力の状況を踏まえた今後の対策についてであります。教育委員会としては、これまで小樽市内全ての学校の均等なレベルアップを図るのではなく、学校力向上に関する総合実践事業への参加や、音読カップ、詩コンクール、樽っ子学校サポート事業を通じて、学校同士が切磋琢磨する気持ちを醸成し、高い教育理念を持った模範となる学校をつくることを狙いとして4年間が経過し、現在、一定の成果が見られたと認識しております。この状況を踏まえ、今後は、成果の見られる学校の教育実践を他の学校へ波及させることで、小樽市全体の学力の底上げを図ってまいりたいと考えております。

さらには、新たな取組として、小学校4年生から6年生の全ての学級に50インチの大型液晶テレビや実物投影機を配備するなど学校の教育環境を整備することで、市内の全体のレベルアップを図っていかれるものと考えております。

次に、携10運動の効果とその他の取組及び問題点についてですが、本市においては携帯電話等を長時間使用する児童・生徒の割合が高く、家庭での学習時間が全国に比べて短いという状況から、夜10時以降は携帯電話等を使わないことを示した携10運動を推進してまいりました。その結果、多くの学校で情報モラル教室やPTA主催の研修会等が実施され、使用時間やインターネット利用に潜む危険性に対する問題意識に高まりが見られたところであります。

しかしながら、学校や家庭の指導にばらつきがあり、全校的に浸透されていない状況にありますことから、教育委員会では改めて携帯電話等の使い方に関するアンケート調査を実施し、その結果を基に実効性のあるルールづくりに向けて、児童・生徒、保護者、教職員を巻き込んだ取組を進めているところであります。

次に、教員のモチベーションを含めた資質向上に向けた取組の現状についてであります。教育委員会では教員の資質、能力の向上を図るため、授業力向上研修講座や実技講習会を行うとともに、秋田大学教授を招いた授業力向上特別研修講座や実践校への教育状況視察研修を実施するなど、他都市の先進的な取組を学ぶ研修を行っております。

しかしながら、教員の資質、能力の向上のためには、教員みずからの研修に加え教職員と保護者がともに社会貢献活動やボランティア活動に参加することを通して、互いに高め合いながら信頼関係を築くことが重要であると考えており、今後、一層開かれた学校づくりの取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、土曜授業の進捗状況についてであります。土曜授業は、平成25年に文部科学省が学校教育法施行規則を一部改正し、子供たちに多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など、充実した教育環境を提供するために実施可能とした制度であり、平成26年度現在、道内では小・中学校合わせて74校において土曜日を活用し、ふるさと教育や防災教育などの取組が行われております。

本市においては、授業時数の確保や平日の時間割にゆとりを生み出すなどの観点から、導入に向け、さまざまな検討を行っております。現在、本市の小・中学校の土曜日の使われ方については、スポーツ少年団、土曜日の居場所づくり、地域子ども教室などに使われておりますが、そのほか子供たちは学習塾や習い事、レジャーなどを行っており、土曜授業の実施に当たってそれらとの調整が必要でありますことから、本年4月から5月にかけて町会、学習塾や各種関係団体に対して土曜日の使い方に関するア

ンケートを実施したところであります。今後、このデータを分析し、本市における土曜授業の年間の回数や活動内容、教職員の勤務態様や民間の人材活用などについて総合的に検討を重ね、できるだけ早く本市にふさわしい土曜授業のあり方について一定の方向を示してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールについてですが、コミュニティ・スクールとは、学校運営に関して協議する学校運営協議会を設置し、地域住民、保護者等が委員となって一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目的として、平成16年9月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により設けられた制度であります。本年3月、教育再生実行会議が全ての公立小・中学校にコミュニティ・スクールの導入を求める提言をし、これを受け4月に文部科学省が今後のコミュニティ・スクールのあり方などについて中央教育審議会に諮問したところであります。

本市においては、小・中学校の学校再編に当たって、地域住民、保護者、教職員等で組織する統合協議会を設置し、新しい学校づくりに向け、特色ある学校行事の継承や地域行事への参画、子供の見守り活動など学校と地域が連携した取組について協議を行っておりますので、これらの活動が将来コミュニティ・スクールにつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽イングリッシュキャンプの今後の実施や目標についてですが、小樽イングリッシュキャンプは児童・生徒が1泊2日で外国人と一緒に生活し、生きた英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、外国人観光客を英語で観光案内することを通して国際感覚を養うことを目的として実施し、今年度は市内小・中学校から67名の児童・生徒が参加いたしました。これまで2回の実施状況から、小学生段階では英語によるゲームなどの活動を通して楽しく学ぶことが大切であり、中学生段階では外国人との活動を通して高度な英会話力を習得するための時間が必要であるなどの課題があり、児童・生徒の発達段階に応じた内容の工夫が必要であると考えております。

本事業の実施により、観光都市小樽にふさわしい国際感覚を持った子供たちを育てることは、将来の小樽を支える人材の育成につながるものと考えており、今後とも内容の充実を図り、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽商業高校と小樽工業高校の統合についてですが、本年9月1日、北海道教育委員会は、平成30年度に小樽商業高校と小樽工業高校を統合し、1学年当たり4学級の新しい高校を、工業高校の校舎を使用して設置することを決定したところであります。

今後、道教委では、両校の校長を中心とした検討委員会を設置し、来年6月ごろまでに新しい高校の学科などについて明らかにしたいとしております。市教委としては、道教委が設置するこの検討委員会にオブザーバーとして参加し、地元の要望に沿った意見反映などを行ってまいりたいと考えております。

次に、給食における地産地消の食育教育についてであります。これまで給食センターでは地産地消の取組として地元産品を優先して納入するよう心がけており、水産品については、かまぼこ類は全て、切り身や煮つけなどの加工品は一部、地元企業の製品を使ってきました。なお、野菜については、地産産品の入荷に限られ、必要量の確保が難しい状況となっております。しかしながら、今後は、米やミニトマトなどについては、後志産も含めた地元産品を確保するよう努力してまいりたいと考えております。

また、食育教育としては、例えば水産物が漁獲され、市場で流通し、工場で加工され、製品となるまで多くの地元の人々の手を経た上で今日の給食で食べられていることなど、地元の産業と関連づけた教育などの取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校と地域が協力して参加する潮ねりこみの実現に向けた私の意気込みと今後の取組について

ですが、教育委員会では、教育行政執行方針においてまちづくりは人づくりの観点に立って、今年度は各学校において教職員や児童・生徒が積極的に社会貢献事業を行うことを盛り込んでおり、その一環としておたる潮まつり実行委員会と藤間流扇玉会の協力を得て、各学校の授業や放課後の時間で潮音頭の振りつけを学ぶ機会を設定したところであります。

結果として、今年度の潮まつりには多くの子供たちが参加し、市民から「若いお母さんの参加が多かった」「おじいさん、おばあさんが多く見に来てくれた」「子供たちの歓声がまちに響いた」などの声が寄せられたことは、ふるさと教育の大きな成果であったと感じております。

私としては、このまちの発展のためには市民一人一人がまちづくりに参加する意識を持つことが重要であり、子供たちが潮まつりの参加を通して世代間の交流ができることや、社会の役に立つ人間としての自己肯定感や、ふるさとへの感謝の心が醸成されるものと考えております。来年度は潮まつり50周年ということもあり、多くの市民から全校が参加してほしいという声がありますので、校長、教頭をはじめ教職員に私の思いを伝えるとともに、保護者や地域の方々の協力を得ながら、全ての学校が何らかの形で潮まつりに参加できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 再質問をさせていただきます。

まず、今、質問をしていた中で企画政策についての人口減対策、移住促進に向けての取組のところですが、移住・交流情報ガーデンの存在はもう御存じであって、こちらも、今、使われていくということになっていくかと思うのですけれども、他都市では既にこの機関を使われて移住希望者に向けたイベントなどの取組を行っております。高知県ですとか島根県は非常に取組が進んでいて、それに長野県、山梨県というところも進んできているという情報を入手しております。長野県、山梨県では、既に14名ほど移住者が出てきているということですので、東京の首都圏だけに限っていいまでも、人数、それほど移住希望者というのは限りがあると思いますので、早い者勝ちと言ったらおかしいかもしれませんが、早い展開をしていかなければこういった政策も進んでいかないのかなと思いますので、ここはスピードを上げていただきたいという思いもありますけれども、この辺お伺いさせていただければと思います。スピードを上げられるのかということを含めてお伺いしたいと思います。

それと、小樽への通学者、市内居住等の助成についての部分ですけれども、学生の中でも実家に住んでいる方がいらっしゃると、それは札幌圏の方を想定されているかと思えます。あるいは余市ですとか、小樽から比較的距離的に近いところの方を想定されていると思うのですが、私が聞いている情報ですと、例えば小樽商科大学の方でも札幌圏、いわゆる通学圏ではないところの地域の方も、小樽ではなく札幌に住んでアルバイトをしながら通学をすると、札幌で部屋を借りる、そういう方も多くいらっしゃると聞いております。人数までは何名というのは把握ができていないのですけれども、そういったところを想定しているのと、それから専門学校などに通われる方にこういう方がいらっしゃるのです。地方から専門学校の入学許可を得たと、それで春先に小樽に移ってきたいのだけれども、住居費が高いですとかそういった関係で、学校では寮の用意もない、そういう段階で入学を諦めなければならない、こういう学生も出てきている状況なのですね。この助成というのは全ての方に助成をしてほしいということではなくて、そういった方たちに、例えば入学の際に市がこういう助成をしていますよですとか、そういう扱いの対応の一つ想定しての質問だったのですけれども、こういったものも想定できないのかということでお答えをいただければと思います。

それから、プレミアム商品券事業ですが、配慮されているところ、1回目は公平性、2回目は売れ残

りをいわゆるさばこうという発想だということで妥当だったというお答えですけれども、ここに一つ疑問がありまして、利用される市民の皆さん、この申込手続をする市民の皆さんの目線といたしますか、そういう観点からの取組はなかったのか、私は、ここが欠如していると思うのですけれども、どうお考えかお聞かせください。

それから、域際収支の件ですが、確かにいろいろなデータを出してくるのは難しいと思います。これからデータをまた編成するというのは難しいと思うのですが、市長が小樽の優位性のあるもの、地域の資源を市外に売り出していくというような発想をしたときに、果たしてそれが小樽のまちのために、あるいは市民のために有益なのかどうかという観点を、ではどうやって図るのかというときに、この域際収支の発想というのは非常に有効になってくると思います。また、域際収支だけでは図れないと思いますけれども、観光の事業に関する収益、特に小樽は観光業が主力になってきますので、そういったものを図っていく指標としては非常に重要なものではないかと思いますので、こういった勉強会も含めて、私も入れてほしいぐらいですけれども、検討していただけないものかと思ひまして、今の質問をさせていただきます。

それから、企業誘致に関してですが、三大都市圏、トップセールスで市長が行かれるという御答弁でしたけれども、具体的に私が知りたいところは、どういう業種に着目をして、この小樽のまちに実際どういう業種が合っているのか、また、どういう会社を誘致してくるのか、その辺を、ずばりそのままでもなくてもいいのですけれども、今描いているビジョンですとか、そういったものをお聞かせいただきたいと思います。これは、全然的な外れな業種にお声をかけたりですとか、小樽市にとって的外れだったり、例えば大規模な消費を促すような店舗を小樽に、今、誘致してきたとしても、企業誘致ではありますが、小樽の特性にはなじまないというふうに思うのですが、そういったところで具体的にどういうことを考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、周産期医療の問題で、今、小樽協会病院の質問をさせていただきましたが、現在、まだ医師が見つからないというところかと思ひます。これこそ市長、トップセールスではありませんが、もう御自分が出て行って医師にぜひ来てもらう、押し倒して来てもらうぐらいの動きをしないと、もう2か月もたっている状況で、これは非常に市民の皆さんにとってまずい状況ではないかと思うのですが、この辺を改めて認識を伺いたいと思います。

それから、建設の問題で、おたるドリームビーチの質問をさせていただきました。

御答弁いただいた中で一つ入っていなかったのではないかなというところなのですが、私は議会の判断が今回は正しかったのではないかという問いかけをさせていただきました。これについてのお答えをはっきりといただきたいと思ひます。

それから、除却について、4月2日以降進めていらっしゃる、文書でも通告しということですが、今、懸念されるのが、これからまた雪の季節、冬になってきます。昨年状況ですと、おたるドリームビーチ管理組合は雪があるから除却できないということで、冬季の除却を延期してもらおうというような動きをしたと認識しております。もう3か月もしないうちにまた雪の季節になると思うのですが、この今の状況で残っているものをきちんと除却できるのかどうか、そのためにどういう進め方をしていくのかということがきちんと把握できませんと来年に向けての設計ができないと思うので、この辺を伺いたいと思ひます。

そして、教育に関してです。

学校給食における食育の導入について、私はこの質問をさせていただく際に、確かに野菜の部分を想定して、小樽市あるいは地域でとれる野菜を学校給食にもっと取り入れてほしいということを念頭に質

聞させていただきましたが、野菜がどうやら難しいということで、これを月1回でもいいと思うのです、ぜひ取り入れていただきたいということと、やはり食育ですから給食を地場産品のものでそろえて食べるだけではなくて、もっと説明ですとか、あるいは感想を児童・生徒に求めるようなことを取り入れていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、地域とのかかわり、潮まつりの件ですけれども、教育長の意気込みもよくわかりまして、私からは地域をぜひこの学校に含めて地域の皆さんとも連携をしていただきたいという旨お伝えをさせていただいたのが、実は地域の中にも、地域の中といいますか、いろいろな方のお声で、潮まつりの梯団に入りたいのだけれども入る梯団がないのですと、どこで出たらいいのか。「飛び入りDE踊り隊」という誰でも自由に入れる梯団はあるのですが、何の脈絡もなくそこに入るのもどうかという、積極的なところまでは意識の持っていない方がいらっしゃるので、その方たちが入りやすいところという、やはり地域でそういう梯団があれば一緒に取り組めるというふうに思うので、そのあたりも含めてコミュニティ・スクールの振興と同時に地域を絡めていただければと思いますので、その点についてお伺いいたします。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁をしたこと以外については、各部長からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、議員から御指摘のありました移住・交流情報ガーデンのお話ですが、たまたまですけれども、先日、全国病院事業協議会の全国大会が小樽市で、グランドパーク小樽で開かれたのですけれども、そのときに高知県の病院の関係者が来られておまして、名刺に「高知家」、いわゆる高知県の「高知」に「家」と書いて高知家、初めて会った方々もみんな家族のように仲よくなるという県の文化、風土からそのような表現をし、そのような、病院職員はもとより県の職員も含めて高知家というものがもう名刺の中にプレートが入って取り組んでいるそうです。その全国移住ナビのホームページを見ましても、現在、県では、高知県がそのような表現でトップで多くの方々に見ていただいているようで、そういう意味では、その移住促進に取り組む取組が他の地域よりも先行して取り組んでいるという印象はあります。

おっしゃるように、高知県に限らず、島根県であったり、長野県等、いろいろところで今取り組まれていると思うのですけれども、小樽市もそういう意味では他の地域よりもまだまだ行き届いていない部分があると思いますので、中村吉宏議員がおっしゃるようなスピード感という御指摘の部分がどのように表現できるかはわかりませんが、人口減少は小樽市の大きな問題だということで私も皆様にお伝えさせていただいているところですので、できる限りスピードを上げてやってまいりたいと思っております。

それから2点目で、学生への助成についてお話があったかと思えます。

先ほど、専門学校生などが小樽に寮などがいないため、結果それで入学を諦められたというようなお話もありまして、そのお話に関しては大変衝撃的なお話だと思って、今お話を聞き、受け止めているところであります。

この答弁の真意としては、金だけではなく、やはり小樽市の中で、今、小樽商科大学やそういう学生たちに、市の施策はもちろんのこと、イベントであったり、祭りであったり、商店街の取組など、さまざまな取組にかかわっていただいております。そのようなかかわりの中から生まれる縁であったりとか、



つながりとか、そのようなことが将来的にこのまちに愛着を高めたりとか、また、住んでいただくきっかけになっていただけるとは思えないかという思いもあって、このように話をさせていただいたところです。

現在、経済的な助成支援というものは仕組みとしては残念ながらなく、また、財政状況のことを鑑みますと、すぐにその形をつくるというのは難しいと思いますが、大学等においては国において奨学金制度等ありますけれども、それを市として単費でやるということは難しいと思うのですが、その国の制度がそういう学生たちに対応できるものがないか、又はそういう相談があったときに対応できないか、その対応の仕方について少し考えていきたいというふうに思います。

それと、企業誘致についてですけれども、議員御指摘のとおりだと思います。やはり小樽の地域性であったり、特性であったり、それとリンクさせることが第一であるというふうに思っておりますが、それとともに答弁させていただいたように、当市に又は北海道に興味のある企業等に対してのアプローチをし、そして小樽市と合う、合わない、マッチングも含めてこちらから情報提供させていただいてこのまちに来ていただけるよう、そういう意味でもトップセールスを私としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

それと、おたるドリームビーチの議決の件について答弁漏れがあったのではないかとということでしたが、私としても初めから北海道であったり、警察、海上保安庁、さらにはボランティアの方々であったりとか、そのような方々から支援をしていただけるということが当初には見込まれておりませんでしたので、結果的にこのようにたくさんの方々から御協力いただいたというのは本当に私としても大変うれしい限りでありますけれども、やはりこの話題が出た6月の時点で、ここまで御協力いただけることが私としては、そこまでの判断には至っていなかったという点から取り上げさせていただいたことですから、そういう意味では結果的にそのような形になりましたけれども、当初からそのことが私としては見込めなかったので提案をさせていただいたというふうに思っておりますので、それで御理解をいただければというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(中野弘章)** 私からは、まずプレミアム商品券の販売方法でございますけれども、大きくはがきを使う方法と、それから直接販売なのですけれども、はがきにつきましては、まず希望される方全員を出して、そして売り切れて買えない方がいないようにということで、まず、はがきを使いませうけれども、はがきの出し方とか、細かいはがきの記入の仕方とか、そういう面での反省はあるかというふうに思っております。

それから、直接販売につきましては、やはりはがきが面倒だということでお声がありましたのでそういう形を2次販売でいたしましたけれども、実際に私も対応しましたけれども、こんなことだからはがきにすればよかったと非常に多くの方から言われまして、いろいろな方法はありますけれども、今回のことは反省しながら、このようなケースに対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、域際収支の考え方につきましては、議員もおっしゃるように非常に有益なデータだとは思っておりますけれども、道内各都市を見てもなかなか、札幌などは別にしまして、的確にこのデータを把握しているところはありませんので、それをもう少し広げて、全国的に見てもあまり費用をかけてもなかなか難しいと思いますので、そのような中で的確にこういうような指標として域際収支の考え方をうまく出しているところがあれば、そのようなところを研究してまいりたいというふうには思っております。

それから、企業誘致について具体的な面で若干補足ですけれども、今回の設備投資動向調査につきま

しても、やみくもに出しているというわけではなくて、食料品製造業ですとか飲料製造業、食料・飲料卸売業など、ある程度業種は絞り込んで、本市に合うような業種ということで出しているところでございます。

それから、潮まつりの梯団につきましては、確かに「とびいりDE踊り隊」に、なかなか入りたくない気持ちもわからないわけではないのですが、20人程度で1梯団ということにしていますけれども、それぞれのケースに応じて若干少なくともまた認めるとか、例えばここの梯団と一緒に踊りたいとかという御希望ありましたら、その辺調整させていただきますので、実行委員会の事務局にお話しいただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 福祉部長。

**○福祉部長(三浦波人)** 私から、周産期医療のことでお答えいたします。

医師の確保は確かになかなか難しい問題でございまして、道内では遠軽厚生病院でも、医師の不足によりまして今後また分娩を休止するというような報道がございました。

本市としては、答弁にございましたように、小樽市をはじめとして市内の医療関係者などを含むメンバーで懇談会を立ち上げまして、その懇談会として医師確保に向けて直接道内の医育大学に働きかけをするということとしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 建設部長。

**○建設部長(相庭孝昭)** 私からは、おたるドリームビーチの海の家の除却について答弁させていただきます。

市長の答弁にもありましており、現在はまだ8棟ということでございます。それは確認したものとございまして、その後、まだ私どもでは未確認ですけれども、1棟が解体、除却されたという情報が入っておりまして、これからも進むものと考えております。

そして、これは私どもの立場として認めたわけではありませんけれども、ドリームビーチ協同組合に口頭で指導する中では、11月までには何とか全部除却したいのですという話がございますので、私どもとすれば、その期間は認めるということではありませんが、早急に全部が除却されるようにこれからも粘り強く指導してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 教育長。

**○教育長(上林 猛)** 学校給食センターにおける地元野菜の使用についての再質問でございましたが、これまででもできるだけ地元野菜を使いたい気持ちを給食センターも持っています。ただ、献立によって給食として必要とする時期と、それから入荷する製品の時期が、あまりうまくそろわない、さらには小樽にはもともと野菜の入荷量が少ない状況にあるということで、なかなか一致を見ないということがあって使えない状況にあります。ただ、先ほども答弁しましたけれども、ミニトマトについては何とか使える状況もあるのではないかとということで、使いたい気持ちはあります。

それと、もう一つ問題があるのは、地元の野菜が高いということがあって、それを積極的に使うことで給食費の値上げということもありますので、その辺、需要と供給と値段の兼ね合いということもありますので御理解をいただきたい。ただ、できるだけ使いたいという気持ちは持っていることだけは御理解をいただきたいと思っております。

それともう一つ、食育のことでございますけれども、できるだけ地場産品を使いながら、その食材を

使いながら地元の産業だとか、自然環境など、そういうものを食育の中で子供たちに教えていきたい。そういうことでは、先ほども加工品についてはそういう活用をしながら食育を行っているわけですが、これも共同調理場の栄養教諭が主な職場が給食センターということで、学校給食をやりながらその学校にいる栄養教諭が教育するということと、やはりなかなか使った食材を即そこで教育をするという対応の迅速さということにも欠けますので、その辺はこれまでも給食センターの栄養教諭と学校とうまく連携しながら、全体のカリキュラムの中でタイムリーな教育ができるかどうかということも考えながら、できるだけ取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 1点だけ私の発言内容を、訂正というわけではないですけれども、趣旨を明らかにしておきます。

先ほどの潮まつりの「とびいりDE踊り隊」の件ですが、誤解を与えたようで申しわけありません。私のところに届いている声は、少々シャイな方といますか、内気な方で、なかなかそういう場に入り込めないという方がいらっしゃったというところで御理解いただければと思います。決して「とびいりDE踊り隊」、私も踊ったことがありますけれども、あれは非常にいい企画だと思いますし、どんどんそういった皆さんには使ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、最後に1点だけ質問なのですが、周産期医療の問題で北海道内の大学病院に声をかけていらっしゃるということですが、私も少し情報不足といたしますか、不勉強なところがあるのですが、全国の大学病院ですとか、医療機関、そういったところを対象に含めてという発想はされていないのでしょうか。最後この1点だけ、お伺いしたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) まずは、道内の医育大学等を中心に働きかけをしていくという考えでございます。

○議長(横田久俊) 中村吉宏議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時54分

再開 午後 6時15分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇) (拍手)

○16番(面野大輔議員) 一般質問をさせていただきます。

初めに、市内周産期医療について質問いたします。

現在、市内の周産期医療、分娩のできる施設は周知のとおり民間が運営するクリニックの1件のみとなりました。市内に住む20代、30代の知人の中にも、現在、出産を控えておられる方、これから子供を授かろうと努力されている夫婦、周産期医療に直接お世話にならなければいけない方々の生の声を聞いております。現在、妊娠中の方のお話では、診察で市内産科クリニックへ行くと、待合室は診察待ちの

人であふれ返り、時には診察をしてもらうまで数時間待合室に待機していたという経験談も伺いました。おなかの中に赤ちゃんを抱えた非常に身体に負担のかかる時期に、あまりにも苛酷な状況だと感じます。妊婦の方御本人はもちろん、家族の方々も大変心配していることと思います。そのような状況をお聞きすると、市内の産科クリニックは妊婦の方が飽和状態にあると考えられます。

市内における周産期医療の課題は医師不足という認識をしていますが、この課題は本市に限ったことではないようです。全国的なデータに基づいても産科医師人材の不足、労働環境の苛酷さ、そして近年医療訴訟が相次いでいることなどから産科を志望する医師が減少しております。

しかし一方では、自治体が周産期医療体制について前向きに検討し、地域周産期医療体制の充実や確保に成功している例もあるようです。例えば、独自に産科誘致のために補助制度や産科医への支援を設けている自治体などもあるようです。さまざまな課題があることは理解していますが、小樽、そして北しりべし定住自立圏の5町村内で安心して子供を産める環境、施設があまりにも少ないことは大問題です。市民の皆様からの声や署名などの訴えに目を向けると明確です。

また、周産期医療の問題は、妊婦の方御本人の問題だけではとどまらないと考えます。妊婦の方の心情としては、夫や両親などの家族がすぐ近くにいるという安心感、また、家族も何か起きた場合にすぐに駆けつけられるという物理的な距離も安心感につながります。デリケートな身体状況や精神状態の中では安心感も大切な要因ではないでしょうか。

第2回定例会で保健所から福祉部に移管されたとお聞きしましたが、2か月がたった現在、小樽協会病院からどのような情報収集を行っていますか、お聞かせください。

次に、道への要望・要請を行っていくと前定例会で答弁をいただきました。過去をたどると、道から小樽協会病院は地域周産期母子医療センターに認定されておりますが、小樽協会病院、そしてその他の地域でも地域周産期母子医療センターが分娩取りやめという事態になっていると聞いています。

しかし、南檜山にある道立江差病院では、平成19年2月から分娩受入れを休止しておりましたが、平成26年3月より札幌医科大学からの応援医師が交代で常駐する体制で、分娩が再開しています。しかし、この間の7年というのは、南檜山の地域に暮らす方々にとっては非常に心もとない日々が続いていたことと思います。

そこで、市内周産期医療体制の確保を図るために一刻も早い道の対応による協会病院の分娩取扱いの再開を期待しますが、道内のほかの自治体も要請・要望を行っている情報はあるのでしょうか、把握している範囲でお聞かせください。

また、市長就任後から現在まで本市が行ってきた道への要望・要請の内容、今後どのように道へアプローチされるお考えなのかをお聞かせください。

次に、市内産科クリニックの情報は把握されておりますか。もし、されておりましたら協会病院の分娩休止以降の妊婦の方の動向の状況、また、クリニックからの小樽市への要望等があればお聞かせください。

次に、北しりべし定住自立圏の5町村との連携とは詳しくは何をどう連携していくのか具体的に決まっているのですか。また、妊婦の方の動向など情報は入ってきているのでしょうか、お聞かせください。

また、解決策が見つけられないまま時間だけが過ぎていくようであれば、先ほど述べたような産科医の市内誘致などの補助制度の手段を考える余地があるのかをお聞かせください。

市内周産期医療体制に特化した専門の計画の策定も必要であると考えます。本市における周産期医療の問題は、小樽市民だけではなく近隣自治体にお住まいの皆様にも非常に注目の高い課題だと考えます。小樽市の責任としても心配されている市民へ現在の状況や今後の取組について知らせる必要性がありま

す。全国的な産科医不足、また、国内におけるとまらない少子化、国も少子化に対する対応策を画策しております。この小樽も同じことが言えます。今後、現在ある市内産科クリニックや現在、休止中としている協会病院にも経営上の問題、人力的な問題等が生じ、仮に分娩を取り扱えなくなった場合のことも想定し、先を見越した市内周産期医療体制を考えていただきたいと考えます。

市長の頭を悩ませている人口減少、さまざまな原因が考えられますが、24時間365日、小樽で子供を安心して産むことができないという認識が市民の中で固まってしまうと、ますます人口減少にも拍車がかかるのではないのでしょうか。過去には市立小樽病院でも産婦人科として診察、分娩ができたと聞きます。そして、市内には個人病院の産婦人科があったことも記憶しています。生まれたての赤ちゃんに異常が起きた場合には小児科を併設している病院、また、分娩にリスクを伴う可能性がある母子を受け入れることのできる総合病院に産科を併設する必要があると思います。生まれてくる子供たちに待たはききません。妊婦の方や子供を授かるかもしれない若い世代、そしてその家族も不安を募らせています。この問題には市民の皆様が安心できる方向性を見だし、かつ迅速な対応をしていただけるようお願いいたします。

次に、小樽の観光についてお聞きいたします。

平成20年の小樽観光都市宣言の内容にあるとおり、小樽は自然景観に恵まれ、季節ごとのレジャーも楽しめるすばらしい地形であり、歴史的な建物が市内に点在しているほか、現在、観光の中心でもある運河など数えきれないほどの観光資源に恵まれています。

また、今まで以上に小樽を楽しんでもらうために、おたる案内人という小樽の歴史や観光に精通した方を創出するためのプロジェクト、観光に来た方へのおもてなしの志を持ち、観光客に喜んでいただきたいという有資格者の皆さんの働きや、運河清掃など周辺の商店街やボランティアの皆様のご協力により環境保全に努められているともお聞きします。小樽観光都市宣言とは、平成18年に策定された小樽市観光基本計画に基づき宣言したものと理解していますが、計画以降、行政から観光に対してどのような働きかけがあったのでしょうかお示してください。

近年、東日本大震災の影響などで、一時観光客数は減少しましたが、このところ観光入込客数は調査上、増加しております。その分析によると為替の影響やビザ発給要件の緩和など、外国人観光客にとっては好都合な環境上での外国人観光客入込数の増加ともとれます。小樽市観光基本計画策定以来、10年が過ぎようとしています。時代や環境、観光産業の変化によって、以前と同じ取組では取り残されていく可能性は大いにあり得ると考えます。策定委員会の名簿を拝見してみると、有識者、観光団体、経済団体、商業団体、市民団体、行政機関と各団体の皆様が集まり、知恵を絞り何度も行われた委員会や懇談会、検討会を経て現在の市内観光が産業として成り立っているものだと実感しております。

観光都市宣言の内容にもありますが、ゆっくりと時間をかけ楽しんでいただく時間消費型観光のことでありますが、観光都市宣言当時と現在の観光客の滞在時間を比較できるデータ、滞在場所の変化もあれば、そちらもお示してください。

次に、「心と体においしいまち」「ホスピタリティ意識の向上」について、小樽観光都市宣言以降、具体的な取組で実現したことやものがあればお示してください。

次に、「海を感じさせるまち」「海と港の活用」とありますが、私自身も海は小樽の中で大変貴重な観光資源だと思っています。海を満喫できる観光、まちづくりに対して今後どのような方向性で取り組んでいくのか、イメージがあればお聞かせください。

また、港の活用ということで、最近、第3号ふ頭ではコンテナカフェの期間限定営業や市民団体の方が先頭に立ち屋形船を使用したイベントやBAYFESTA OTARUのような野外音楽イベントなど港を使ったイ

ベントをよく耳にします。港の有効活用という点では、クルーズ客船の誘致なども含め、これからも小樽市として頑張っていたきたいと思います。

次に、700万人以上が本市に観光に訪れるということは、もちろん観光を目的に訪れているわけですが、違った目線から考えると、観光に訪れた方が満足して帰る、そうすると、本人のリピートも望めるほか、周りの方への土産話としての小樽の宣伝、ブログやソーシャル・ネットワーキング・サービスへの投稿で世界中へ露出をしてくれているわけであります。そこで、「路をつなぐまち・おたる」「観光プロモーションの推進」、観光客の来訪・再訪意欲をかき立てる魅力ある観光について、観光客に対する観光客動態調査を行っているとお聞きしますが、観光に来ていただいた方に満足していただけたか、また、今後、満足していただくための情報収集としての目的があると私は考えておりますが、調査の期間、場所、調査人数、調査方法、回答結果の件数、調査結果の中で要望の特に多いものをお聞かせください。

また、過去の調査を基に改善された点、取り入れたものなどがあればお聞かせください。

小樽市観光基本計画の期間は平成18年度から今年度の27年度までとされておりますが、基本計画の内容どおりに推進できたものやそうでないもの、また、時間の経過とともに現在の流行に合わせて変化していかなければいけないことなど、見直す点もあることと思います。今や観光産業は、交通手段の利便性の進化、通信手段の成長による情報収集の手軽さなど、世界的に観光は身近なレジャーになったとも考えられます。小樽の経済を支える上で、今や観光による経済効果も大切なものです。来年度以降の市内観光への市の計画としてどのように考えているのでしょうか。

また、観光基本計画の改定や新たな計画の策定の予定はあるのでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市内周産期医療について御質問がありました。

まず、第2回定例会以後の協会病院からの情報収集につきましては、協会病院のホームページや求人会社を通じて行っている医師募集への申込者が不在状況や分娩を休止した後の産婦人科の患者が減少している動向など、現状の把握に努めているところであります。

次に、道内における他の自治体での要望・要請につきましては、遠軽町で協会病院と同様に地域周産期母子医療センターに認定されている遠軽厚生病院が10月から分娩を休止すると新聞報道があり、遠軽町では5月に北海道へ医師確保の要請を行いました。現在は当面の対応についての打合せを始めたところだと聞いております。

次に、私が市長に就任してから現在までの北海道に対する要望・要請につきましては、小樽・後志の周産期医療の現状を説明し、周産期医療体制の維持について要請をしたほか、北海道市長会の秋季要請事項として、国と北海道に対し、地域医療の確保、特に安全な分娩体制がとれない深刻な地域があることから、早急に実効性のある対策を講じることについて提案したところです。

また、今後につきましても、協会病院が地域周産期母子医療センターとして分娩が再開できるような対策を講じていただくよう要請してまいりたいと考えております。

次に、市内産科クリニックの情報把握につきましては、分娩の件数は7月以降、増加しているとのことでした。

また、市への要望等についてお聞きしたところ、特にありませんとのお答えでありましたが、今後におきましても、引き続き市内産科クリニックとは連絡を密にし、市として状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、北しりべし定住自立圏5町村との連携につきましては、北海道などの関係機関に対する要望・要請のほか、協会病院に対する支援について連携を図っていくものであり、分娩休止後の妊婦の動向につきましても市町村間で情報を共有しております。

次に、産科医誘致に対し補助制度を設ける余地があるかとお尋ねですが、協会病院は地域周産期母子医療センターとしての設備機能や、助産師などのスタッフを分娩休止後もそろえておりますので、これを生かし、協会病院での分娩再開を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽の観光について御質問がありました。

まず、平成18年度に策定された小樽市観光基本計画以降の本市の主な観光施策につきましては、国内外への観光プロモーションによる観光客誘致の推進が挙げられます。国際観光としては、中国、タイなど東アジアや東南アジア諸国に向けたプロモーション事業を行ったほか、北後志5町村との小樽・北後志広域インバウンド推進協議会や、MICEに関して連携している札幌市、倶知安町、ニセコ町とともに広域連携による誘致事業を実施してまいりました。国内観光としては、観光協会とともに道内外キャンペーンや教育旅行誘致の取組を進めております。

また、運河プラザの国際インフォメーションセンターの新設や外国語マップの多言語化を図るなど、受入れ態勢の充実に努めてきたところであります。

次に、小樽観光都市宣言当時と現在の日帰り観光客の滞在時間と場所の変化につきましては、観光都市宣言を行った平成20年度と25年度の観光客動態調査の結果を比較いたしますと、平均滞在時間は4.4時間から4.9時間へ30分延びております。

次に、滞在場所につきましては、運河地区、小樽駅周辺、堺町周辺、祝津・オタモイ地区の順で立ち寄った観光客の割合が高くなっており、順位については、この5年間で違いはないものであります。

次に、観光都市宣言以降におけるホスピタリティ意識向上の具体的な取組例につきましては、観光協会が接遇マナー講座やコミュニケーション講座を開催しているほか、傘の無料レンタル事業などを行っております。

また、平成18年度に設立した小樽観光大学校において、マイスターから小学生の案内人ジュニアまで、これまで合わせて700人以上のおたる案内人が育成されており、小樽観光に対する意識の向上はもとより、実際にボランティアガイド等として大きな役割を果たしております。

また、外国人観光客に対しては、平成24年度に英語、中国語、韓国語の3か国語に対応できる通訳を配置した国際インフォメーションセンターを開設したほか、観光協会などと連携して語学講座やイスラム圏の観光客に対応するためのムスリム講座等も開催してきたところであります。

次に、海を満喫できる観光まちづくりに対して今後どのような方向性で取り組んでいくのかにつきましては、観光基本計画に基づき、これまでも海を親水空間として重要な観光資源と位置づけ、海上観光船や運河クルーズなど海上観光の振興について支援してまいりました。今後は、これらの海上観光とあわせて、恵まれた海岸線を有する本市の特性を生かしたマリンレジャーやイベント等により海を活用した観光振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光客動態調査につきましては、5年ごとに実施しており、直近の平成25年度を例に申し上げますと、調査は春季5月、夏季8月、秋季10月、冬季3月で、各季4日ずつ計16回、場所は市内主要観光地区7か所で調査員数は1日11名、延べ176名、調査方法は、調査員による聞き取りのほか、宿泊施設

にも御協力をいただき、4,743件の回答を集約したところであります。御意見や要望で特に多いものは、観光施設の情報や案内表示、公共交通機関等のアクセスに関するもので、これらの要望等については、観光マップや各種パンフレット、観光案内所での説明方法等、受入れ態勢充実のほか、さまざまな観光施策の参考としているものです。

次に、観光に係る計画につきましては、現在の小樽市観光基本計画の期間が平成27年度までとなっております。私としても小樽市観光基本計画の重要性は十分認識しておりますので、新たな市民公募制度に基づき、なるべく早急に観光基本計画の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 16番、面野大輔議員。

**○16番（面野大輔議員）** 再質問をさせていただきます。

まず、周産期医療について、周産期医療というからには医療法にかかわるものだと認識をしておりますが、そこで私は小樽市において医療法を所管する部局はどこなのかということ調べました。そうすると、小樽市事務委任規則を見たところ、第2条第1項にあるように保健所長が事務を委任しているようにしか考えられませんでした。同規則では、別表第1の第18項に、医療法及びこれに基づく命令に基づく事務とあります。保健総務課の事務の中にも医療法についてのことが記載されています。その医療法の第5章第2節、医療計画、第30条の4第2項第5号ニに「周産期医療」が入っていました。先ほど、私は協会病院からどのような情報収集を行っているのかをお聞かせくださいと質問しました。保健所から福祉部へ移管された前提としてお聞きしたのですが、今、申し上げたとおり保健所、医療法、周産期医療という委任規則を含めた起案の中で移管された理由に疑問を感じております。その点について御説明をいただきたいです。

次に、例にも挙げた道立江差病院では、再開まで7年間の休止期間がありました。協会病院だけではなく、小樽市内に現在、何名の分娩を取り扱っていただける医師がいらっしゃるのか、また、その大切な助手である助産師が何名いらっしゃるのか確認をしておりますでしょうか。

そこで、私がお聞きしているのは、医師に関しては6名と聞いております。なぜ、このようなことを聞くかと申しますと、このままの困難な状況が続きますと、まず協会病院では医師を含めた大切なスタッフが分娩がないことにより市外へ流出するのではないかと危惧しております。そこで、協会病院をはじめ、民間クリニックからは、どのような体制で流出を抑えておられるのか、また、その懸念があるのかどうなのかという情報を収集しているかをお聞かせください。

次に、小樽観光について再質問いたします。

現状ある観光基本計画の策定に係った経過を見ると、平成15年8月下旬から十数回の委員会や検討会議を行い、計画の開始は平成18年4月でした。この間、2年以上かけて現在ある基本計画を構築しています。先ほど早急にという答弁をいただきましたが、今後のスケジュールや計画策定に関するメンバーの構成などは決まっているのかをお聞かせください。

**○議長（横田久俊）** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 面野議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁すること以外に関しては、各部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の周産期医療にかかわる点についてですけれども、保健所で取り扱う部分を現在も同じ



ような対応をしていただいております。福祉部で話をさせていただいているのは、現在、子育てと緊密に連携する部分であるということも含めて、協会病院が今、大変な状態ですので、そこにおける情報収集であったりとか、また、その御意見等をいただくために、又はその他の調整を図るために福祉部に設置をさせていただいたというところでございます。

そして、何度か答弁の中で話をさせていただいておりますけれども、医療関係者の方々には的確な情報の下で医育大学等にアプローチをしていただきたいという思いを持って、8月20日に周産期医療懇談会を立ち上げさせていただきました。これについては、病院局長に会長になっていただき、また、医師会の阿久津会長が副会長で、それ以外にも周産期医療にかかわる市内における医療関係者にかかわっていただき、医療の方々の目線でアプローチをしっかりしていただきたいということで動き始めております。そして、その中に行政職員として総務部長と保健所長にも入っていただき、その会が動き始めているということですので、その流れに保健所ももちろんかかわって取り組んでいただいております。

それと、協会病院の取組において、大変恐縮ですが、今、手元に助産師等の人数は持ち合わせていないので大変申しわけないのですが、先ほども答弁させていただいておりますが、体制そのものは一切変わっていないとこのことであります。ただ、もちろんこれがもう長きにわたってずっと続くようであれば、当然協会病院も大変な状態になるというふうには思いますので、1日も早く何とか産婦人科医を確保できるように行政としても頑張ってもらいたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 私からは、観光基本計画の見直しにつきまして答弁させていただきます。

前は、全くゼロのところからつくりましたので、本当に2年程度、非常に多くの議論を重ねてつくっていただいたかと思っております。今回は見直しということで、ベースの部分では変わらない部分、いわゆる憲法的な部分がございますので、その点については不変の部分があるかと思っております。前回ほど期間はかからないというふうを考えております。ですから、長くても大体1年程度かということでは考えているところでございます。

メンバーにつきましては、市長の答弁の中にもありましたとおり広く市民の方に参加していただくという新たな市民公募制度、これも採用いたしますし、それ以外につきましては、ほぼ前回と同じようなイメージかと思っておりますけれども、人選については十分考慮して新たな観光基本計画、改定になるのか新という形になるのか、それは委員会の中でもんでいく形になるかとは思うのですが、それも含めてふさわしい方を選んでまいりたいというふうを考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

○16番(面野大輔議員) 再々質問をさせていただきます。

周産期医療について、今いただいた市長からの答弁ですと、何か保健所もまだ周産期医療についての体制づくりとか分娩を取り扱うためにかかわっているというような言い方をされたようだったので。前定例会では完全に移管されたというふうに聞いていたのですが、その点、実際のところはどのようなのでしょうか、そこをお聞かせください。

あと、現在、協会病院の体制は変わっていないということなのですが、まだ先の見えない分娩再開、スタートの先が見えない中で、これからもこの体制が変わらないという保証は、まだどこにもないと思うのです。今後、いつ分娩再開、スタートになるのかはわからない中、この体制を変えないためのケアのようなものは何か考えているのかお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

私から答弁すること以外に関しては、部長から答弁させていただきます。

おっしゃるように協会病院が、このままの状態が続くようであれば将来的な保証等はないというのはおっしゃるとおりかと思えます。そのためにも何とか1日でも早く対応はしたいというふうに思っておりますけれども、それに対して行政として協会病院に対し、その体制を維持するためにどういうフォローができるのか、これについては当然にお金のかかる部分等、かかわってくる可能性がありますから、それは協会病院の皆様といろいろと状況を見ながら、また、議員の皆様はもちろんです、市民の皆様、また、北しりべし定住自立圏の5町村の方々などいろいろお話をしながら、そのバックアップ体制をどのようにするのか、これについては、これから皆様といろいろと協会病院との話合いの中で出てくる問題として受け止めたときに御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 私からは、保健所とのかかわりで御質問が少しありましたのでお答えいたします。複数の要素がまざった質問になっていたかもしれませんが、重複するかもしれませんが、お許してください。

まず、保健所とのかかわりは、昨日、公明党松田議員への答弁の中でありましたように周産期医療の業務が福祉部へ移った後も専門的な部分があれば、これは保健所と連携をとって進めるということをおっしゃっております。

それからもう一つ、懇談会に関して出てきた部分では、懇談会のメンバーに保健所も入っている、そして懇談をする、協議をする、そういう意味での保健所という言葉が出てきたところでございます。御理解ください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 繰り返しになりますが、周産期医療に関しては、福祉部が所管しております。私どもは側面的、後方から、いつでも協力をするという体制で協力しております。

○議長（横田久俊） 懇談会の中に保健所も入っているということはいいのですか。

○保健所長（秋野恵美子） 中にも所属しております。それは、やはり医師という立場もございまして、協力できる場面にはいつでもはせ参ずるという気持ちで保健所は協力しております。

（「議長、16番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

○16番（面野大輔議員） 北海道の担当者は医師の資格を持つのに、小樽市の担当で医師の資格を持つ方がいないのは体制として物すごくマイナスではないかということを今、思ったのですが……

（発言する者あり）

もう一つ、医師の資格を持つ保健所長にしっかり仕事をさせないということは、医師から見ても小樽市は医師の働きやすい環境ではないと捉えるのですが、保健所がバックアップする体制ということは、所管はあくまでも福祉部ということになるのでしょうか。

（発言する者あり）

(「質問だよ」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 面野議員の議事の進行の発言については、よくわからなかったのですが、答弁が不足だったからさらにということでしょうか。

**○16番(面野大輔議員)** はい。

**○議長(横田久俊)** それは難しいですね。委員会等でまだできますので、そこでやっていただければ。再々質問の中にそういう言葉も入っていればよかったですけれども……

(「はい、わかりました。失礼しました」と呼ぶ者あり)

いえいえ。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 5番、安齋哲也議員。

**○5番(安齋哲也議員)** 今、るる再質問等をされておりましたけれども、面野議員の再々質問、再質問の中で周産期医療の部分で保健所が事務どうのこうのというような話がありましたが、森井市長が再質問への答弁のときに、保健所も一部事務をしているという発言をされていたので、そこで整合性がとれないということで面野議員がたぶん議事進行に関する発言をしたかったというところだと思います。その点で少し福祉部長と森井市長の答弁がかみ合っていないから、そこだけ一言誤解のないようにしていただきたいというふうに私は思っているのですが、いかがでしょうか。

**○議長(横田久俊)** ただいまの議事進行の発言については、私も市長の発言を聞き漏らしまして、保健所が事務をやっていると言ったかどうかかわからないのです。それで、これから確認をいたしますけれども、市長はどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 私の言葉足らずで大変失礼をしたかと思えます。福祉部長が答弁をしたとおりでございます。後ほど答弁書を確認させて精査させていただいて、私の言葉でずれている部分がありましたら、それについては後ほど訂正をさせていただきます。

**○議長(横田久俊)** 福祉部長の答弁が、所管は福祉部だということでありますので、よろしいですか。面野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇) (拍手)

**○11番(斉藤陽一良議員)** 平成27年第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、民間住宅の市営住宅としての活用について伺います。

公営住宅の充実は、人口減少対策として若い世代の地元定着、熟年世代やキャリアアップを求めているUターン、Jターンの受皿にも重要な施策であります。本年3月に策定された小樽市住宅マスタープランによりますと、本市の市営住宅の入居状況は、平成26年3月末で管理戸数3,412戸に対して2,680戸で、入居率は78.5パーセント、また募集停止の650戸を除く新規に入居可能な住宅数2,762戸に対して入居しているのは2,570戸で入居率は93.0パーセントとなっています。

さらに平成25年度の募集戸数は、延べ237戸で申込件数は1,297世帯、平均募集倍率は約5.5倍、中心部や立地条件のよい住宅では50倍を超えるとされています。市民の間では、市営住宅は期待しないで申し込んで、当たったらもうけ物という声も聞かれます。この状況は何とか改善をしなければなりません。

また一方で、既存の民間アパートに空き部屋が目立ち、いつまでたっても入居者募集の看板がなくな

らないというのも現実であります。今回、新たに住宅マスタープランの施策に「まちなか居住の支援」として、「主に子育て世帯を対象として、より少ない負担で利便性の高いまちなかに住めるような受け皿を確保するため、既存住宅を公営住宅として借り上げる仕組みづくりについて検討します」という項目が加えられています。

また、「公共賃貸住宅の供給及びストックの維持改善」の中では、「民間活力の活用」として、従来から検討中の新築借上公営住宅制度や買取公営住宅制度について引き続き検討するとしています。

そこで伺いますが、既存民間住宅を公営住宅として借り上げる仕組みづくりについては、現在までにどのような検討が行われているのかお示してください。

また、住宅マスタープランの既存借上公営住宅制度の考え方の説明において、「まちなかには、市営住宅を新たに建設可能なまとまった遊休地がほとんどなく、既存の民間共同住宅には空き家があることから、空き住戸を住戸単位で一定期間借り上げることで公営住宅の供給が可能となります」と説明されています。

しかし、森井市長は、市長選後の新聞のインタビューで経済活性化策として、市営住宅建設を含む中心部の再開発について聞かれた際、「駅前広場は危険な状態で歩行者や車の動線を改善する必要があります。大きな財源をかけず、効率的に対応できるようにと考えています。市営住宅の建設場所について考えている場所が幾つかあります。アプローチに多少時間がかかるとは思いますが、この4年間にめどをつけたい」と述べておられます。

中心部の再開発にかかわって、市営住宅の建設場所について考えている場所が幾つかあるというのは、新たに建設可能なまとまった遊休地がほとんどないというマスタープランの説明と整合性がとれるのか、また、考えている場所とはどのような場所なのかお答えください。

さらに、4年間で土地取得から建設着工までどのようにめどをつけるお考えをお示してください。

市長が中心部に新規に市営住宅を建設される方針の場合、マスタープランの既存借上公営住宅制度の新たな検討や従来から検討中の新築借上公営住宅、買取公営住宅の検討はどうされるのか、また、検討のみならず、待ったなしの人口減対策のためには実現性の高い既存借上公営住宅については一日も早く実施に向けて具体的な行動を起こすべきという意見も聞かれますが、市長の御所見を求めます。

次に、既存借り上げ方式、新築借り上げ方式、買取り方式などの検討を続けると仮定した場合、そのような方式で公営住宅を増やすことが民間のアパート経営などを圧迫することにはならないか、また、公営住宅を増やすことは、近隣他都市に比較して高いと言われている本市の家賃を低下させる上で有効と考えられるかどうかお示ください。

次に、水道料金について伺います。

先日、一戸建ての持家に住まわれているおひとり暮らしの70歳代の男性から御要望がありました。3年分ほどの水道の検針票を示されながら、「自分はひとり暮らしなのであまり水を使わない。1か月当たり4.5立方メートルから5立方メートルいくかないかで、2か月で9立方メートルから、使っても11ないし12立方メートル、それでも20立方メートルが基本水量なので実際には使ってもいない20立方メートル分払わされていることになる。水道管の取替えの費用などもかかるだろうから、それは別に払ってもいいから、使う水の倍も基本料金として払わせているのはおかしいのではないか」という御意見でした。この問題は、過去に何度か議論が闘わされており、最近では他会派の議員から平成26年第1回定例会で取り上げられています。この議論については、先ほどの市民の方も御存じで、「そのときは近々改善されるようなニュアンスだったので期待していたが、いまだに改善されないのはどういうことか」と、お叱りの声でございました。

前項で取り上げさせていただいた住宅の家賃が高いと言われている問題なども人口減少問題にかかわっていますが、水道料金がわかりにくい、あるいは端的に言えば高いという問題も本市の人口流出の一因と指摘する声も聞かれます。まず、この点について市長の御所見を伺います。

次に、家事用基本水量と基本料金について伺います。

平成8年に改定された現行の水道料金体系ではどうなっているか、検針、徴収の方法を含めてお示しください。

また、使用水量について、平成26年の8月、9月の使用水量が2か月間で基本水量の20立方メートルに満たない使用者の件数と、その全家事用使用者に対する割合をお示しください。

さらに、その推移について過去10年程度の傾向をお示しください。今後も使用水量が基本水量の20立方メートルに満たない使用者の割合がさらに高まるおそれがあると考えられます。

次に、固定費の問題であります。基本料金には人件費や維持管理費、企業債の元利償還金などの固定費が含まれていると説明されています。この固定費が基本料金の中に内訳としてどのくらい含まれているかという点は市民から疑問としてよく聞かれる点ですが、わかりやすくお示しください。いずれにしても、基本料金に含まれる固定費分を別立てにして、料金体系をわかりやすく従量料金を基本に組み直すことは可能だと思いますが、いかがですか。

次に、料金改定について伺います。

平成26年第1回定例会本会議での市長答弁は固定費部分のわかりにくさを踏まえて、次期料金改定を行う際にはわかりやすい料金体系にしたいということでした。この点について、森井市長の御認識をお示しください。

しかし、前市長は、その前段で、施設の老朽化対策や耐震化対策を進めるため支出が増えるので現行料金を下げる状況にないため、現在の水道料金を改定する考えはないとしています。これでは現行料金体系のわかりにくさと不公平感は、いつまでたっても改善されないこととなります。平成8年改定の目的であった年度末資金不足も既に解消し、多額の累積欠損金も平成23年度には解消された現在、施設の老朽化対策や耐震化対策などの費用を見通した上で、大幅な料金収入の減少を来さない範囲でわかりやすい従量料金制への料金体系の改定を早期に行うことは、高齢化や単身世帯の増加など、今後ますます使用水量の少ない世帯が増加する傾向にある以上、人口減少対策の意味からも目下の急務であると考えますが、市長の御所見を求めます。

最後に、文化・芸術振興について伺います。

本市は、北海道開拓の歴史が始まった明治初期から港湾、鉄道、郵便、電信など、当時最先端の交通・通信施設が整備され、道内指折りの商工港湾都市として発展してきました。その先進性から、本市は文化的、芸術的にもすぐれた歴史と伝統を有しています。その歴史と伝統に裏づけられた本市の文化・芸術の振興は、観光振興やひいては人口減対策にもかかわる大きな課題であります。

まず、文化・芸術振興に対する市長の基本的な認識をお示しください。

次に、本市の文化・芸術振興は、上位計画である第6次小樽市総合計画基本計画、同後期実施計画及び小樽市社会教育推進計画と整合性をとりながら、平成18年3月に定められた小樽市文化芸術振興条例に基づいて平成20年3月に策定され、平成30年3月までを計画期間とする小樽市文化芸術振興基本計画を基に進められています。

また、この計画の進行管理や文化芸術に関する事務については、条例上の権限者である市長から事務の委任を受けた教育委員会の生涯学習課が地方自治法第180条の2に規定される事務委任又は補助執行として所管しています。市長は、これらの計画についてどのような評価をお持ちか、また、今後もこれ

ら既存の計画を踏襲し、事務の執行についても委任を継続されるお考えでよろしいのか見解をお示しく  
ださい。

もとより文化・芸術政策は、伝統文化の保存・継承、文化財の保存・活用、文化団体支援、アーティスト・バンクの登録、促進などの社会教育的分野、市民会館、市民センターマリホール、公会堂などの施設の管理・運営、歴史的建造物の保存、利活用、鯉御殿、水族館などの産業遺産の利活用や観光施設との連携、劇団の公演やコンサート、アートイベントの誘致宣伝など現状でも教育委員会の守備範囲を超えて多岐にわたり、所管も多岐にまたがっています。むしろ、それらを総合的、戦略的に結びつけ、庁内横断的に英知を集めてこそ、初めて市民の活力と文化的意識を高め、市外から人や情報を呼び込み、さらにはまち・ひと・しごとの創生につながる文化・芸術政策としての本領が発揮できるものと考えます。

平成20年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正され、文化に関する事務についても市長部局が扱うことができるようになった現在、市長部局で文化・芸術政策を総合的に取り扱うようにされるお考えはございませんか、市長の御見解をお示しく下さい。

この項最後に、音の出る文化・芸術活動について伺います。

ブラスバンド、オーケストラ、ジャズ、合唱、演劇、舞踊、邦楽、民謡、詩吟、能、狂言など、音又は声を伴う文化・芸術活動は多岐にわたり、その愛好者も多いにもかかわらず、防音設備や広さの問題など、練習の場所を確保することに大変な御苦勞をされておられるとお聞きしています。一部の団体は、従前は量徳小学校の施設を借りて練習されていたところ、統廃合になったため、現在は花園小学校の視聴覚室を学校開放で利用しているとのことでもあります。

過去に我が会派が視察をした金沢市では、古い工場の建物を市が改装して防音装置などを施し、夜間も、場合によっては翌朝まで、利用者の文化団体が共同で管理・運営し、大小の練習室や小ホールとして活用しています。練習は、活動されている方々の時間的都合で夜間や休日になることが多く、市が直接に運営管理することは難しい点が多いと思われます。本市においても、統廃合であった学校施設を活用することは可能と考えますが、市長の御所見をお示しく下さい。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民間住宅の市営住宅としての活用について御質問がありました。

まず、既存の民間住宅を公営住宅として借り上げる仕組みの検討につきましては、本年3月に策定した小樽市住宅マスタープランに基づき、借り上げ制度の導入に向けて対象とする地域や借り上げる建物の要件など、制度内容の検討を始めたところでもあります。

次に、建設場所と住宅マスタープランとの整合性につきましては、建設場所としては、小樽市住宅マスタープランでまちなか居住の推進エリアとしている小樽駅周辺、南小樽駅周辺、小樽築港駅周辺及び山手バス路線沿線を想定し、その中でも特に小樽駅周辺を念頭に置いているところではありますが、当該エリアは現時点で建設可能な遊休地は少ない状況であることから、今後、民間が保有する物件の動向も含めて、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設までの段階につきましては、市営住宅の建設用地を確定するとともに整備計画である小樽

市公共賃貸住宅長寿命化計画の変更を北海道と協議し、所要の財源確保が必要となりますが、まずは建設可能な土地の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、新規に建設する場合でも既存借上公営住宅等の検討を行うのかの所見につきましては、小樽市住宅マスタープランにおいて、既存借上公営住宅が重点施策に位置づけられていることから、その導入に向けて制度内容の検討を鋭意進めてまいりたいと考えております。

また、新築借上及び買取公営住宅については、民間の力を活用する制度であり、計画が打診された場合には、個別に検討してまいりたいと考えております。

次に、借上公営住宅等を増やすことによる民間アパートへの影響につきましては、公営住宅は法に基づき住宅に困窮する低所得者に提供する住宅であり、検討を進めている既存借上公営住宅については、主に子育て世帯を対象とし、民間が保有する空き住宅を有効活用するものであることから、経営への影響は少ないものと考えております。

また、公営住宅と民間の家賃の関係につきましては、公営住宅は法に基づき低廉な家賃としておりますが、民間住宅の家賃は建設費や維持管理費などから決まるのが一般的であるため、家賃の低下にはつながらないものと考えております。

次に、水道料金について御質問がありました。

まず、水道料金が高いことなどが人口流出の一因になっているのではないかとしましては、本市の2か月の平均使用水量30立方メートルを使用した場合の水道料金は、道内人口10万人以上の都市9市中で安いほうから4番目となっており、一概に人口流出の一因とは言えないものと考えております。

(発言する者あり)

次に、現行の家事用基本水量と基本料金につきましては、1か月当たりの基本水量は10立方メートルまでで、基本料金は消費税抜きで1,270円としております。

また、検針及び徴収につきましては、基本的に2か月ごとに一括して行っており、算定しました料金を金融機関やコンビニエンスストアなどでの支払又は口座振替によりお客様から納入をいただいております。

次に、平成26年8月、9月の使用水量が基本水量に満たない使用者の件数とその割合につきましては、件数は1万8,910件で、全使用者数の5万493件の約37.5パーセントとなります。

また、過去10年間の傾向についてですが、平成17年の約32.7パーセントから年々増加傾向にあり、平成21年から25年までは、おおむね35パーセントから36パーセント台で推移してきましたが、26年には、さきにお答えしたとおり37.5パーセントとなっております。

次に、固定費が基本料金の中にどのくらい含まれているのかにつきましては、基本料金は使用水量にかかわらず賦課される料金で固定的にかかる経費です。現行の料金は平成8年度の改定の際、資金不足の解消を図ることを目的としたため、経費の積み上げによる算定は行っておりませんが、平成25年度の決算数値を基に基本料金の対象となる固定費を試算しますと約1,690円となり、現行の基本料金1,270円を上回ることとなります。

また、料金体系につきましては、使用水量にかかわらず徴収する基本料金と使用水量に応じた従量料金をわかりやすくすることは可能と考えます。

次に、料金体系についての私の認識につきましては、現在の料金体系は基本水量を設定し、これが使っていない水量分まで負担しているように誤解を招く原因になっているものと認識をしており、次期の料金改定に合わせてわかりやすい料金体系にしたいと考えております。

次に、料金体系の改定を早期に行うことにつきましては、料金収入は人口減少や節水意識の高まりか

ら平成11年度をピークに減少しており、一方、施設の老朽化対策や耐震化対策などの施設整備が見込まれ、今後の事業収支を見極める必要があることから早期に改定することはできませんが、さきにお答えしたとおり次期の改定にはわかりやすい料金体系にしたいと考えております。

次に、文化・芸術振興について御質問がありました。

まず、文化・芸術振興に対する基本的な認識につきましては、本市は、北海道開拓の時代から道内をはじめ、海外からの文化交流の窓口として発展し、恵まれた自然環境と経済の発展に伴い、豊かな文化・芸術が生まれ、すぐれた文化人を輩出するなど文化性豊かなまちであり、これからの本市の発展のためには文化・芸術の振興は欠かせないものであると認識をしております。

次に、小樽市文化芸術振興基本計画等の評価につきましては、平成20年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、文化に関することが条例により首長の職務権限とすることができることとなり、北海道や札幌市においては、知事部局や市長部局で文化行政を担っていると承知しております。

現在、本市の文化・芸術行政は、教育委員会への事務委任や補助執行により意思決定手続が複雑でわかりづらいことから進行管理が十分にできない状況があると認識しております。今後においては、簡略で迅速に判断できる制度や組織体制について、教育委員会とも十分に協議をしまいたいと考えております。

次に、文化・芸術行政を市長部局で扱うことにつきましては、簡素で効率的な組織体制などを検討した上で、教育委員会において事務を執行するのが望ましいと考えており、今後、教育委員会と協議をし、地方自治法上の総合調整権を有する市長として市政全般の均衡を図りつつ、文化行政を推進してまいりたいと考えております。

次に、文化・芸術団体の活動の場として、統廃合であいた学校施設を活用することにつきましては、現在、文化・芸術団体の活動の場は、主に文化開放事業を行っている学校のほか生涯学習プラザや市民会館などの公共施設となっておりますが、文化・芸術活動を通して精神的な豊かさを求める市民意識も高まっていることから、各団体の活動状況や意向を十分に把握をした上で、閉校となった施設を活動拠点として利活用することも視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 2点、再質問させていただきます。

まず1点目、住宅の関係ですけれども、既存民間借り上げの件については、地域や建物の内容について導入に向けて検討を始めたところだという御答弁でした。確認したかったのは、市長が新聞のインタビューで述べられた市営住宅の新規の建設という考え方と、それから既存借り上げ等の検討というのが、どちらなのだということです。そもそも、そういう市内中心部に新規に市営住宅を建設するようなまとまった土地がないとマスタープランに説明されているのですが、本当にそれがあるのかどうなのか、それを諦めて既存借り上げにシフトするよということなのかどうか市長の判断をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、水道料金ですが、わかりやすい料金にはしたいけれども、今は早期にはできないのだということです。これではいつまでたってもわかりやすくならないので、これから少使用水量の世帯がどんどん増えていきますから、この部分については、やはり早期にわかりやすい料金体系にする、できるのですから、やるべきではないのか、できると御答弁いただいていますので、この点の確認をしたいと思えます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。



(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外は担当の部からお答えいたします。

私からは、現在、小樽市住宅マスタープランでうたわれている既存の制度と私自身が話をさせていただいている新規での市営住宅の建設、それについてのお話だったかと思えますけれども、もともとマスタープランで提示されている既存借上げの制度、これはこれまでどおり何とか実行できるようにということで動き始めているというのは答弁のとおりです。それはそのまま一生懸命、鋭意進めてまいりたいと思っております。

そして、私自身が公約で掲げさせていただいております中心部における新規での市営住宅の建設、これについても御指摘のとおり中心部における遊休地というのは少ない状態ではありますので、それを何とか実現できるように、今後、民間が保有する物件の動向も含めて情報収集をし、その取組に対して諦めることなく進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 水道局長。

○水道局長(飯田俊哉) 斉藤議員の水道料金に関する再質問にお答えをいたします。

早期に料金改定をすべきだというお話でございました。先ほど市長もお答えしているとおりでございますけれども、平成11年度をピークに水道料金収入が毎年のように下がっているということと、さらには一方では施設整備、耐震対策も必要ですし、老朽化対策も必要ですし、そういう支出を見て今後判断していく必要があることから、早期にはなかなか難しいということでございます。

さらに、1か月間で基本料金、基本水量10トン未満の多くの家庭というのは、例えば老人世帯ですとか母子家庭の世帯が多いというふうに考えてございますけれども、これらの世帯に対しては4分の1の料金の減免をするという制度を取り入れまして負担軽減を図っております。こういう形で老人世帯ですとか母子世帯に対する料金の減免というのは、全道10万人以上の都市の9市の中では本市と旭川市だけがそういう減免を取り入れて負担軽減を図っているということでございます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、斉藤陽一良議員。

○11番(斉藤陽一良議員) 再々質問をさせていただきます。

先ほどの市長の市営住宅に関する答弁で、諦めないでということなのですが、諦めないのは結構なのですけれども、現実問題としてそういう可能性はあるのかなのか。ないのであれば、それは方針転換ということもはっきり必要なのではないのかと、そういう決断をしていただきたいと、まず思います。

もう一点、水道ですけれども、早期にそういうわかりにくさを、わかりにくさがあるということは市長も認められているわけですから、ましてや三十数パーセントの方が、使用水量が20立方メートルまでいっておらず、そのような方がどんどん増えているわけです。そういう不公平感というのは、これからもっと強くなる。そういう状況の中で、早期にはできませんなどと言っている場合ではありません。そういう改革をすることによって小樽の水道というものが市民に認められるというか、そういうことなのではないかと思えます。これは市民の要望が非常に強いです。ぜひ早期に検討していただきたい。再度求めたいと思えます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 斉藤議員の再々質問にお答えいたします。

小樽市民の皆様だけではありませんけれども、小樽駅周辺、いわゆる中心部において居住したいという思いが多くの方々に見られるという事実はあるかと思えます。それに向けて何とか市営住宅の建設も含めて実現をしていきたいという思いが、私自身の公約も含めて話をさせていただいているところです。

先ほど話をさせていただいたように、遊休地は確かにおっしゃるようになんか少ないであろうというのは御指摘のとおりだと思うのですが、これからそういう意味でもその可能性があるかどうかを見極めるために情報収集をさせていただきたいと思っておりますので、その動向を見極めながら今後における考え、判断をしていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 水道局長。

○水道局長（飯田俊哉） 斉藤議員の再々質問にお答えいたします。

本市の料金設定の中で非常にわかりづらいということを市長も認識していると、先ほど市長から答弁をさせていただいておりますけれども、基本料金は、あくまで水の使用量にかかわらず賦課される固定費の部分でございますので、それが10立方メートルという表現をしておりますので、それが誤解を与えているというふうに我々も思っております。ただ、基本的に水の使用量にはかかわらない固定費の部分だということで考えてございますので、確かにわかりづらいという部分がございますけれども、やはり今後施設整備等の支出が多く出てくることが見込まれてございますので、なかなか早期ということは難しいということで考えてございます。

○議長（横田久俊） 斉藤議員の再質問も再々質問もそうですが、わかりにくさを早期に解消できないのかという質問について、できる、できないという御答弁になるかと思うのです。基本料金の内訳等はわかりましたが、斉藤議員の求めているのは早期にわかりにくさを解消していただきたいということだったのです。かみ合わなかったもので、もう一度水道局長からお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 水道局長。

○水道局長（飯田俊哉） 早期に改定することはできないのかということでございますけれども、先ほど市長から答弁をしたとおり、早期に改定することはできませんが、次期料金の改定の際にはわかりやすい料金にしたいというふうに考えてございます。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号及び第20号ないし第24号につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、議案第6号ないし第19号につきましては、地方自治法第98条第1項の規定による権限を付与した決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

なお、両特別委員会につきましては、いずれも議長指名による9名の委員をもって構成することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。中村岩雄議員、松田優子議員、斉藤陽一良議員、中村

吉宏議員、佐々木秩委員、小貫元議員、新谷とし議員、山田雅敏議員、前田清貴議員、以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、千葉美幸議員、高橋龍議員、高野さくら議員、鈴木喜明議員、酒井隆行議員、林下孤芳議員、新谷とし議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、いずれの委員会においても、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第26号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第7号につきましては、学校適正配置等調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、陳情第8号につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3「意見書案第1号」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、小貫元議員。

(20番 小貫元議員登壇) (拍手)

**○20番(小貫元議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号「安保関連法案」を今国会で成立させないよう求める意見書(案)について提案趣旨説明をいたします。

本来、意見書案の提案は本会議最終日となりますが、安保関連法案については、本日の新聞報道にもありますように審議の様子が緊迫した状況となっているために、本日の提案とさせていただきます。

参議院の審議を通じて、法案の立法根拠が崩れています。法案に対する国民の批判は世論調査を見ても広がっており、憲法違反の法案を憲法違反の国民主権無視という形で成立させることは、二重に憲法に反することであり、許されません。

以上、議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

**○議長(横田久俊)** これより、討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

**○12番(鈴木喜明議員)** 自民党を代表し、意見書案第1号「安保関連法案」を今国会で成立させないよう求める意見書(案)を否決の立場で討論いたします。

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で可決された安全保障関連法案の委員会審議に歴代4位となる116時間30分をかけ、現在、参議院で審議中であり、決して衆議院での審議時間が足りないとは考えておりませんが、我が会派が強く訴えたいのは、印象論ではなく、法案の内容に即した議論を行っていただきたいということです。

そもそも、なぜこの関連法案が必要とされたのか。特にアジアでは、中国の覇権主義の強化や北朝鮮の核ミサイル等の武装化など、日本を取り巻く安全保障環境が変化し、脅威が増大したためと政府は説明しています。実際、我々も報道等で、南シナ海地域で7岩礁を埋め立て、人工島をつくり、滑走路まで建設するなど、東シナ海ともども海洋に進出する中国の脅威を目の当たりにしています。同時に国内

外から、中国の脅威に備えないととんでもないことになるという指摘も出てきました。

また、1991年の湾岸戦争で、日本は約130億ドルの財政支援をしながらも、自衛隊を派遣しなかったことが評価されなかったことも契機となっていると思います。

与党協議で自民党、公明党が合意した法案は大きく二つあります。武力攻撃事態対処法や周辺事態法といった現行法の改正案10本を平和安全法制整備法案として一つに束ねたほか、自衛隊の海外派遣を随時可能にする国際平和支援法案が新たに作成されました。この改正法案を一言で言えば、我が国の安全を脅かす事態を新たに認定し、それぞれの事態において自衛隊がどのように対処するかを定めるものです。

(「それがわかりづらい」と呼ぶ者あり)

具体的には、自衛隊が対処しなければならない脅威、自衛隊が行動する場所、自衛隊が使う手段を定めるものです。

まず、我が国に対する脅威について、これまで我が国の領域とその周辺で発生することが周辺事態法で定められてきましたが、それに対し改正法案の一つ、重要影響事態法案では、我が国の領域とその周辺という限定を削除し、世界中のどこで発生するかを問わなくなりました。放置すれば我が国に影響が及んでくると考えられるものを脅威、重要影響事態と想定しています。

(「それが何なんだ」と呼ぶ者あり)

改正案は、この重要影響事態のほか幾つかの種類の脅威を想定していますが、中でも国会議論の分かれるところが、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険がある事態と説明される存立危機事態で、わかりやすく説明すると、日本と日本の友好国がピンチのときには、武力行使をしますということです。これこそが集団的自衛権の行使の問題となり、今国会の審議の争点の一つでもあります。

さらに改正法案は、これまで自衛隊が対処することが想定されていなかった幾つかの脅威を想定しています。具体的には離島へ不法な侵入・侵害が発生し、警察力で直に対処できない場合、あるいは外国潜水艦による我が国領海内での航行において違法行為があった場合、あるいは在外邦人の避難の過程で外国から不法行為が加えられた場合などで、今までこれを一括してグレーゾーン事態と呼んできました。

(「それが周辺事態法」と呼ぶ者あり)

グレーゾーン事態の解消は長年の懸案事項で、日本の防衛法制には集団的自衛権を行使できないほかにも切れ目が存在していました。その代表的な事例がグレーゾーンで、自衛隊に防衛出動が命じられる有事とまでは言えないが、治安維持を担う海上保安庁や警察では対処できない間隙となっています。武力攻撃に至らないグレーゾーン事態への対処では、自衛隊法を改正し、日本の防衛に資する活動を行うアメリカをはじめとする外国軍隊の艦船などを、武器を使って防護できるようにするとしています。

そして、邦人救出とは、海外で日本人が緊急事態に遭遇し、危害が加えられるおそれがある際には、相手国から協力が得られる場合には自衛隊が武器を使用し、邦人の救出活動に当たれるとしています。

また、政府全体として隊員の安全が確保されているかどうか判断するため、派遣には総理大臣の承認を必要とすることが盛り込まれています。わかりやすく説明すると、海外で日本人がピンチのときには、その国の協力を得て武力行使ができる、その派遣判断をするのは総理大臣ということでもあります。

また、今回の法改正で、いわゆる国際貢献の強化も図ろうとしています。言うまでもなく、国際貢献といえども、海外に自衛隊を派遣するのは自衛のためではありません。自衛隊が海外で出動することに

関しては、日本国憲法の制約があり、これまでの国際貢献も法的には自衛の枠内で認めるという形式で自衛隊の派遣を行ってきました。その結果、自衛隊は他国の部隊に救助してもらえ、武器を使って他国の部隊を救助することは自衛の範疇を超えるからできず、それではあまりにも他国の部隊とは不公平なので、今回の国際平和協力活動法、PKO法の改正案には、それを可能にする新しい規定が設けられたということでもあります。

先日、安全保障関連法案を審議している参議院の特別委員会は、参考人質疑を行い、与党が推薦した立命館大学客員教授の宮家氏は、「法案に反対する方の主張は、安全保障の本質を理解せず、冷戦後の世界の大きな変化を考慮しない、観念論、机上の空論だ。信頼できる同盟国があるからこそ力で現状を変えようとする勢力への抑止力が高まるのが世界の常識であり、国家は相互に守り合い平和を保っている。危機は何でも起こり得るからこそ、あらゆる事態に対応できる法的枠組みを準備しておかなければならない」と述べています。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

また、野党が推薦した元内閣法制局長官の大森氏は、「集団的自衛権の行使は、憲法9条の下で許容できる余地はないのに、憲法解釈の変更と称して許容し、各種の施策を講ずることは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超え無効と解すべきだ。『最高裁判所は、合憲と判断している』と国民を誤って導くに至ったのは、内閣法制局が是正しなかったことに発端があり、後輩や現役の人たちはもう一度考えてもらいたい」と述べました。

その他、与党推薦の慶應義塾大学総合政策学部准教授の神保氏は、「先日の軍事パレードでも示された中国の軍事力の急速な拡大は、我が国やアメリカとの軍事バランスを大きく変化させており、日本が確固とした安全保障の法制度を制定しなければならないという重要な根拠だ」と述べました。

この法案は戦争法案との批判もありますが、平和の恩恵を享受して繁栄してきた日本で、安倍首相をはじめ戦争をしたい政治家がいるとは到底考えられません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

我が国にとっても戦争をすることの利点や意義があるとも思えません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

安全保障関連法案の賛否は、本来は平和を守るための方法論での違いであり、どのような政策が有効かの考え方の相違があるのは当然で、我々は安保関連法案により、グレーゾーンと言われた自衛隊の対処できない間隙を埋め、国際貢献への参加状況への不公平感を払拭し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態、存立危機事態には、毅然とした態度で立ち向かう姿勢こそ脅威に対して抑止力を高めると考え、平和維持につながると賛同するものであります。

(「どこが平和だ」と呼ぶ者あり)

違憲論議は確かにありますが、その点では三権分立の法の番人である最高裁判所がその判断を下すならば従うのは当然ですが、現時点ではそのような判断は下されておりません。最初に述べたとおり、衆議院での審議時間を考慮し、参議院での推移を見守る中、この意見書案を可決することはできません。

各会派、議員の皆様の御賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇)(拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表し、ただいま提案されました意見書案第1号「安保関連法

案」を今国会で成立させないよう求める意見書（案）に可決の立場で討論を行います。

日本共産党と民主党、新風小樽が第1回臨時会において共同提案した意見書案では、安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求めました。しかし、安保関連法案の審議をめぐって、4か月近くたち、衆議院で採決が強行され、参議院に送られてから2か月近くたっているにもかかわらず、国民は安倍政権の説明に納得するどころか、反対の声はますます広がり、各地で空前の反対運動が巻き起こっております。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

本市におきましても、8月29日に行われた「安保関連法案にNO！」小樽市民集会では381人、翌30日の「戦争イヤだ！小樽まちなかパレード」でも380人が集まりました。どちらの集会やパレードも支持政党や主張、立場の壁を超えて、安保関連法案を今国会で成立させない、この1点で集まったものです。

どの新聞、テレビの世論調査でも反対は過半数に上り、今国会で成立させるべきではないという声は7割以上に上っています。政府は説明不足という声が8割以上から減らないのも、法案の中身がわからないからではなく、国会で審議すればするほど危険な中身が明らかになるからです。

自民党の佐藤正久国防部長は、法案への理解はまだ十分ではないと認める一方、今国会内できちんと結論を出したいとして成立強行を図る考えを示しました。

参議院では16日にも委員会採決、同日中にも本会議で可決成立させることを目指しているとされ、仮に参議院でまとまらなくても、18日には衆議院において60日ルールを盾に再議決する準備をしている動きも報道されています。

皆さん、今こそ安保関連法案を今国会で成立させない、この1点で結集しようではありませんか。

（発言する者あり）

以上を申し上げ、各党派、議員の賛同をお願いして、日本共産党を代表しての討論といたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

**○9番（松田優子議員）** 公明党を代表し、意見書案第1号「安保関連法案」を今国会で成立させないよう求める意見書（案）について、否決を求める討論を行います。

日本を取り巻く安全保障環境は大きく変化し、厳しさを増しています。特に、北朝鮮の弾道ミサイル関連技術の飛躍的な進歩、中国の軍備増強と海洋進出は著しくなっており、平和安全法制の整備によって、切れ目のない防衛体制を構築することで日米同盟の抑止力を高め、紛争を未然に防止することができます。

また、日本の繁栄と安全には国際社会の平和が不可欠であり、そのため国際社会の平和と安全のために貢献することも必要です。平和安全法制関連法案は、国民を守るためのすき間のない防衛体制を整備し、国際社会の平和と安全に貢献するものであり、衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で116時間以上の審議を終え、7月16日、衆議院本会議で可決され、現在、参議院で審議が続いております。

海外で戦争する国へと日本をつくり変える戦争法案などの無責任なレッテル張りが行われておりますが、海外での武力行使を認めていない憲法9条の下での戦争は絶対にできませんし、戦争のための自衛隊派遣もあり得ません。憲法9条が認めているのは自国防衛のための武力行使であり、他国防衛を禁じ

た憲法解釈の根幹は一切変更されておらず、専ら他国防衛にならないための明確な歯止めとして新3要件も定めました。法案成立に関して反対する声があることは否定いたしません。

しかしながら、成立させないよう求めるか否かではなく、本法案は、抑止力を高め、日本の安全保障環境を向上させるための大切な法案であることから、真摯に丁寧に国民に説明責任を果たし続け、国民の理解を進めることが重要であると考えます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

以上、討論といたします。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

**○19番(林下孤芳議員)** 民主党を代表して、ただいま提案されました意見書案第1号「安保関連法案」を今国会で成立させないよう求める意見書(案)に可決の立場で討論いたします。

5月25日の臨時会において、安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書(案)が議員各位の御賛同をいただき可決され、この意見書は全国に先駆けて国に送付されました。その後、安全保障法案に反対するなどの意見書は道内はもとより、全国の地方議会でも続々と可決されております。

しかし、衆議院では特別委員会で行われ、本会議で可決され、現在、参議院で議論が行われていますが、その審議の内容は、マスコミで報道されているように、多くの憲法学者や弁護士会、研究者が一致して憲法に違反するとしていることを無視し、憲法違反か否かを決めるのは憲法学者ではなく最高裁判所だと開き直り、その最高裁判所の元長官が憲法違反だと指摘すると無視を決め込むなど、安倍総理大臣の独善的な解釈や見解が憲法を無視する形で暴走しています。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

こうした政府の動きに危機感を持った若者や子育て中の若い母親までが自主的、自然発生的に国会周辺に集まり、連日抗議のアピールを行っています。しかも、こうした動きは全国的に広がっており、こうした国民の声を無視して法案を強行採決することは民主主義の国家として許されることではありません。

最近の世論調査は、軒並み60パーセントを超える国民が安全保障法案に反対の意思を示しており、とても国民の理解が得られているとは言えません。そうした意味からも、今、安全保障法案を今国会で成立させないよう求める意見書案を可決する最も大切な機会であると思われま。

議員各位の御賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 討論を終結し、これより採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

(「おめでとうございます」と呼ぶ者あり)

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月10日から9月17日まで8日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 8時06分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 野 さ くら

議 員 酒 井 隆 行



平成27年  
第3回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成27年9月18日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	監	査	委	員	菊	池	洋	一										
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義										
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一								
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章						
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生			
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人						
保	健	所	長	秋	野	惠	美	子	建	設	部	長	相	庭	孝	昭							
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	迫	俊	哉	総	務	部	長	日	栄	聡										
監	査	委	員	相	内	昌	幸	企	画	政	策	室	長	石	坂	康	雄						
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長							

**議事参与事務局職員**

事務局 長 佐藤 誠 一  
庶務係 長 伝 里 純 也  
調査係 長 大崎 公 義  
書 記 佐々木 昌 之  
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄  
議事係 長 柳 谷 昌 和  
書 記 石 澤 麻由美  
書 記 深 田 友 和  
書 記 伊 沢 有 里

**閉議 午前 11時00分**

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日9月18日までと議決されておりますが、議事の都合により、9月25日まで、7日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午前 11時01分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 石 田 博 一

議 員 小 貫 元

平成27年  
第3回定例会会議録 第6日目  
小樽市議会

平成27年9月25日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	監	査	委	員	菊	池	洋	一			
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義			
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	小	鷹	孝	一			
財	政	部	長	前	田	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	
産	業	港	湾	部	参	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	
医	療	保	険	部	長	福	祉	部	長	三	浦	波	人			
保	健	所	長	秋	野	建	設	部	長	相	庭	孝	昭			
消	防	長	明	井	隆	病	院	局	小	樽	市	立	病	院		
教	育	部	長	迫	俊	事	務	部	長	笠	原	啓	仁			
監	査	委	員	相	内	総	務	部	長	日	栄		聡			
監	事	務	局	長	昌	企	画	政	策	室	長					
財	政	部	財	政	課	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
				志	賀											

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一  
庶務係 長 伝里 純也  
調査係 長 大崎 公義  
書 記 佐々木 昌之  
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄  
議事係 長 柳谷 昌和  
書 記 石澤 麻由美  
書 記 深田 友和  
書 記 伊沢 有里

**開議 午後 1時00分**

**○議長（横田久俊）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第24号及び第26号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○22番（新谷とし議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、今年度、除雪拠点として新たに若竹・桜地域に第7ステーションを設けることにより、各除雪拠点間の機動力の向上と作業量の均衡を図る考えという。

確かに、ステーションを増やせば、各地域に、より目が届きやすくなり、除雪がきめ細かくなるとの考えもあるが、一方で、小樽市全域の除雪の内容がどれほど改善するかについては、市民目線に立って検証を行う余地が多分にあると思うがどうか。

今年度の除排雪体制については、市長公約の実現のため、除雪出動基準の緩和やステーションの増設などの大幅な変更があるやに聞く。

これに対応するためかどうか、今後、委託業者の入札条件が大きく変わることもうわさされているようだが、今年度の除排雪業務への影響が生じるおそれはないのか。

また、除雪体制が大きく変わることで、公正・公平な入札のあり方が改めて問われることになると思うが、市として、万全な対策はとれていると言えるのか。

たとえ、公約実現のためとはいえ、除排雪には多額の財政負担を伴い、青天井との考えでは財政破綻につながりかねない。

除雪費については、他の市民サービスに影響を与えることのないよう、財政的なバランスを十分に考慮の上、算定すべきと思うがどうか。

市からは、今定例会に入り、小樽市共同企業体除雪業務の入札参加要件を変更するとの考えが示されたが、これは当初の入札受付締切りが目前に迫る中での話であり、既に各JVの編成が終了しているような時期に、いたずらに業者側の混乱を招くだけの重大な変更であると考ええる。

入札要件の唐突な変更は、今冬の除雪体制に大きな支障を生じるものと考えられるが、果たして冬季の市民生活に影響は出ないと言いきれるものなのかどうか。

入札参加者の審査を小樽市建設工事委員会で行うとしている目的は、入札の公平性、客観性、透明性を確保し、専決者が恣意的に業者を選定できないようにするためであるが、いわゆる天の声を防ぐためでもあると思うがどうか。

このたびの入札参加要件の変更は、除雪の契約の専決者である市長の提案により行われたとのことだが、入札の公平性等を担保する上では、このような条件の見直しは、拙速に行うべきではないと考えるがどうか。

市長の一存で入札条件を変えることは、透明性や公平性に欠けると思うが、入札改革を進めようとしている市長としては、どのように考えているのか。

また、このたびの共同企業体の構成員数の変更や、除雪拠点の増設、第2種路線の除雪基準の変更に

については、今年度から実施される除雪路線調査業務の実施結果を十分に検討した上で、来年度から行うべきと思うがどうか。

市は、入札参加要件の変更理由を、より多くの業者に参入してもらい、きめ細かな除雪を行うためというが、この要件では、共同企業体を構成する力のある業者が複数の除雪ステーションを受け持つことも可能になるなど、より多くの業者に参入してもらいたいといった市の考えにそぐわない事態も想定される。このような参入要件であれば、今回は変更しないとの考えには至らなかったのか。

そもそも、参加要件の見直しという重要な事象を、現行制度での受付を中止してまで行うべきか疑問であり、今回の参加要件の見直しは極めて拙速と言わざるを得ない。この種の変更は、今年1年かけて十分に検証を行うなどして、進めるべきではないのか。

除雪ステーションを請け負う共同企業体の構成業者を2社以上から4社以上に変更するのは、より多くの企業が除雪業務に携わることのできるようにするためとしているが、その程度の理由であれば、8月28日に行われた入札参加申請の説明会までに、入札条件を変更してしかるべきであったのではないかと考えている。

また、申請期間中の変更措置は、いたずらに入札参加業者の混乱を招くことからルール違反ではないかと考えている。

変更するのであれば、申請締切り後に、申請状況に鑑みた上で、再度検討していくのが筋ではないのか。

市では、平成28年度から生活道路である第3種路線沿線の雪押し場を拡充するため、排雪しないことを前提として提供者の固定資産税・都市計画税の優遇などの措置を検討しているという。

しかし、民有地に雪押し場を確保する場合には、雪解け後にはその土地を利用したいと考える所有者もいることから、一度は排雪作業をしなければ、雪解けが遅くなり、なかなか貸してもらえないのではないかと心配している。

生活道路の除雪を進めるためにも、若干の費用がかかるとしても、こうした排雪作業を何とか行えるよう考慮してほしいと思うがどうか。

市は、これまでも除排雪体制の課題の一つとして、生活道路における除排雪作業の遅れを挙げているにもかかわらず、今定例会の代表質問では、路面整正の強化など、幹線道路の見直しを中心に除排雪の改善に取り組んでいくとの答弁があったが、第3種路線などの生活道路に対する今後の除排雪の方向性、具体的な改善については、どのように考えているのか。

近年の厳しい気象条件を背景に、市民からの除排雪に関する苦情件数が増加しており、今年度、除排雪体制の改善策として、第2種路線の出動態勢の見直しを重点的に行うということだが、具体的にはどのようにして実施する考えなのか。

今回の見直しについては、当然に、市民に身近な生活道路である第3種路線に関しても、何らかの改善が図られるべきと考えることから、市としては、今冬における除排雪現場での状況把握に積極的に努める中で、実現してほしいと思うがどうか。

国民健康保険事業特別会計においては、国民健康保険事業運営基金積立金として、前年度繰越金の一部2,146万4,000円が計上されており、その結果、基金積立金の残高は1億8,240万9,000円になるという。

この基金は、保険給付費に不足が生じた場合などに取り崩すことになっているとのことだが、市民負担を軽減するためにも、来年度は、この基金を活用し、ぜひとも保険料を引き下げよう、市としては、最大限の努力をしてほしいと思うがどうか。

社会保障・税番号制度について、今定例会には、関連条例案とシステム整備の予算案が提出されているところだが、関係法令等には整備中のものもあり、市は、条例の想定するものが、具体的にどのよう

な事態を引き起こすのか全く把握できていないという。

このような状況にもかかわらず、市は、システム整備を進めているとのことだが、来年1月からの制度スタートに際し、何ら不安を感じていないのか。

議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案については、新たな参与の報酬額を定めるものである。

その額については、国の再任用職員の給料月額を参考にしたというが、市の再任用制度がある中で、何をもって国の金額を算定根拠とするのか、全く理解できるものではないがどうか。

また、市の退職者は元部長職であっても、一般職と同じ再任用制度を適用しているにもかかわらず、元課長職の市職員であった参与に対し、高額な報酬を支払う理由は認められないことから、他の市職員同様、市の再任用制度において雇用し直すべきと思うがどうか。

今回の参与の任用については、議会においてさまざまな議論がなされてきたが、議員からは、市長後援会幹部への論功行賞ではないのかといった指摘が多い。

民間企業に勤務していた参与が業務上知り得た情報などを企業や団体に漏らした場合には、非常に大きな問題になることから、市としては、そのようなことが起きないように、十分に対処してほしいと思うがどうか。

また、今回の参与の件については、議会で多くの問題点が指摘されたことから、庁内で十分な議論が行われたとは感じられない。市長は、課題の解決に当たり、庁内で丁寧な議論を重ね、職員とともに一丸となって行政運営を行うべきと思うがどうか。

市長は、6月1日付けの人事異動を、これまでのような内申に基づかず、庁内外の方々からの情報を基に行ったという。これも、地方公務員法第15条に規定する能力の実証に当たると主張しているが、本来、法が求める客観的な資料に基づくものとは言えず、これまでの答弁からしても、能力を実証した事実の証明には至っていないなど、誰が見ても異常なものと言わざるを得ないと思うがどうか。

また、市長自身の答弁により、議会を混乱させ、再三にわたり空転させているにもかかわらず、その責任を議会側に押しつけ、庁内からの助言も全く聞き入れないまま、無責任な発言を繰り返している。

このような事態は、市長が人心掌握能力に著しく欠けることに起因するものと思われるが、今後、このようなことが繰り返されれば、市職員や市民の心はますます離れていくものと思われるがどうか。

小樽拘置支所については、この7月、国から将来的な支所の廃止や建替えなどの取扱方針が示されないまま、老朽化のため業務を停止せざるを得ない旨の連絡があり、今後、被收容者は札幌拘置支所に移管されることになるという。

仮に廃止となれば、拘置支所で働く市内在住の方々が市外に転出するといった事態も想定されるほか、その際の被收容者の家族や弁護士にとっても、距離的、時間的な不便を強いる状況が懸念されるなど、各方面に対する影響は非常に大きいものと考えられることから、市は、国に対し、支所を廃止するというのではなく、早期に建替えの方向性を示すよう、積極的に働きかけてほしいと思うがどうか。

学校配当予算については、ここ数年間、大幅な増減はないとのことだが、消費増税や物価上昇などの影響により、各学校では、教材をはじめ基本的な事務用品の購入にさえ苦慮しており、また、課外活動の際の保護者負担なども、増額せざるを得ない現状と聞く。

市長公約には、学力アップや体験学習の促進が掲げられていることから、市教委には、今後の予算増額に向けてしっかりと検討してもらいたいと思うがどうか。

新・市民プールの建設においては、市長公約では、候補地を小樽公園としていたが、所信表明では、何ら場所についての明言はなく、プールの建設のみに言及していた。



新・市民プールの建設候補地が再考され、小樽公園にはならないというのであれば、今後、議会に対しては、丁寧で納得のいく説明をしてもらいたいと思うがどうか。

市の産業政策を進めていく上では、小樽商工会議所と歩調を合わせ実施していくことが肝要であり、そのための協力体制の構築は、市長の責務であるとする。

しかしながら、去る6月、市の産業政策について、商工会議所会頭からは、市長と考えに開きがあるとの異例の発言があった。

市から、具体の策が示されないため、そのような発言に至ったものと考えられるが、市長には、本市の産業政策を円滑に推進していくためにも、今後、商工会議所との積極的な意見交換を行っていただく中で、相互理解を深めていく必要があると思うがどうか。

おたる潮まつりは、言うまでもなく、市民の一大イベントであり、来年、50周年の節目を迎えることから、全市を挙げて応援していく体制づくりが必要である。

中でも、潮ねりこみについては、近年、地域住民や小・中学校の参加が増えており、人と人とのつながりや地域コミュニティの醸成などを構築する上でも、また、教育振興を図る上でも大変よい機会になると思われることから、互いが一つの梯団として参加できるなど、地域と学校との協働を積極的に促してほしいがどうか。

また、市としては、今後とも、より多くの地域や学校が参加できるよう、例えば参加活動費の助成など、財政的な支援を行っていく考えはないのか。

小樽産水産物の販路の拡大や消費の拡大に向けて、水産物ブランド化推進事業を進めているが、今定例会でも予算の増額が提案されていることなどから、今後とも積極的に事業を進めようとの市の意図が感じ取れる。

ブランド化に際しては、小樽というネームバリューを生かすことが非常に重要と思うが、市がこの事業でブランド化を推進したいのは、新鮮な水産物がとれるまち“小樽”なのか、それとも小樽でとれるニシンやシャコなどの水産物のどちらであるのか。

いずれにしても、この事業を推進するに当たっては、市内に存在する多くの水産加工品業者や漁業協同組合などとの横のつながりや連携を大切に、進めてほしいと思うがどうか。

市長公約では、市街地の整備再開発として、中心市街地に市営住宅を建設するとしているが、現在、市内中心部に遊休地はなく、用地確保は現実的ではない。

さきの統一地方選挙では、このような公約の実現を期待して森井市長に一票を投じた市民もいると思われることから、説明責任をしっかりと果たすべきであり、非現実的な市長公約は、直ちに修正を行う必要があると思うがどうか。

市道東通線においては、沿道の道路用地を宅地の一部として住民に賃貸している部分がある。

この市有地については、これまでも当該住民から購入したい旨の申出があったが、都市計画道路の拡幅予定地に該当することから、取得できなかったという。

この方は、自身が高齢であることから、将来の相続等を考慮すると、何とか市有地を購入し、宅地の全てを自身の所有にしたいとの意向を持っているというが、この希望をかなえるためにも、何とか売却に応じることはできないのか。などであります。

質疑終了後、安齋委員ほか3名から議案第1号に対する修正案が提出されました。

平成27年度小樽市一般会計補正予算の修正案の概要については、歳入歳出の補正額をそれぞれ283万8,000円減額して15億7,409万4,000円から15億7,125万6,000円とし、総額を571億8,667万4,000円から571億8,383万6000円に改めるものであります。

その理由と内訳については、6月から9月までの参与の任用による嘱託報酬は外国語指導助手等の月額報酬を参考にしていること、10月から3月までの参与の委嘱による参与報酬は、国家公務員再任用管理職の給与月額に基づいていることなど、それぞれの算出根拠が極めて不明瞭であり、これら金額ありきの高額な報酬の支払は認められないとして、歳出においては、総務管理費を283万8,000円減額し、それに伴う歳入の基金繰入金についても、同額を減額するものであります。

次に、小貫委員から提出者に対して、修正案についての質疑がありました。

その概要については、次のとおりであります。

修正案では、参与の報酬が削除されているが、これでは議会が職員に対して退職を迫る結果になる。果たして議会が職員に対して、退職を迫ることができる法的根拠はあるのか。

また、参与に対して、これまで支払われてきた報酬については、返還を求めるつもりなのか。などがあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、修正案は賛成多数により可決と、修正部分を除く原案については賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第22号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第20号、第21号、第23号及び第24号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

なお、議案第1号については、千葉委員ほか3名から附帯決議案が提出され、採決の結果、可決と全会一致で決定いたしました。

また、質疑終了後、中村吉宏委員から、市長の委員会答弁の修正と謝罪を求める動議が提出され、採決の結果、可決と全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 市長の予算特別委員会における答弁の修正と謝罪を求める動議が中村吉宏議員から2名の賛成者とともに提出されておりますので、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

**○14番（中村吉宏議員）** 市長の予算特別委員会における答弁の修正と謝罪を求める動議を提出します。

本動議についての趣旨説明を行います。

今定例会の予算特別委員会は、当初、9月10日から14日までの予定でありましたが、9月16日まで2日間の延長となりました。その結果、今定例会の会期は、秋の大型連休を挟み、7日間の会期延長となりました。なぜ、このような事態になったのか。

皆様御存じのとおり、9月11日、14日、15日と3日間も予算特別委員会が空転し、とりわけ11日と14日に至っては審議を続行することができませんでした。

問題となるのは、その原因であります。9月15日の自由民主党酒井隆行議員からの質問でも明らかになったとおり、空転に至るほど長い時間を要したのは、市長が不確実な答弁を繰り返し、特に、一度は削除したはずの発言を再度肯定的に用いたことなどにより、市長の発言が予算特別委員会の紛糾を招き、

その発言調整のために休憩とせざるを得ない状況となったからであります。

市長からは、その後も納得のいく答弁や一切の謝罪もありませんでしたが、予算特別委員会の各委員は、まずもって市民のために議論を進めるべきであるとの考えから、議会側が大幅な譲歩を行うことで委員会を再開し、9月16日によりやく委員会採決を行うところまで至りました。

議会は、市長が提出された議案を審議すること、市政が確実に行われているのかをチェックすることが、その最大の責務であると考えます。

しかしながら、それに関する議会側の質問に対して、市長は誠実に答えず、真摯な議論に応じないため、委員会が紛糾して続行困難な状況となり、さらには、その原因を秋元議員のせいにし、報道各社の質問に対しても名指しで非難をしている状況であります。このようなことは、到底許されるものではありません。

また、市長の委員会答弁の修正と謝罪を求める動議が予算特別委員会に提出され、全会一致で可決されました。

この動議可決後の予算特別委員会における市長の御見解は、コメントは特にございませんの一言でありました。委員会の議決を受けて、市長はどのようにお考えなのでしょうか。その重みを理解されておられるのか疑問です。

このようなことが続けば、市長に対する我々議員の信頼はますます失われ、円滑な市政運営にも支障を来すことにもなりかねません。このような事態を防ぐには、市長御自身、謙虚に事実を認めていただく必要があります。

以上のことより、市長には、御自身の不確実な答弁を繰り返したことにより委員会審議が混乱、空転したこと、そして、その空転を招いた原因は秋元議員にあるのではなく、御自身の発言にあることを強く自覚し、反省をしていただきたいと考えます。その上で、御自身の勝手な思い込みで再三にわたり秋元議員の名前を出し、批判したこと、そして委員会を長時間にわたり空転させ、結果、今定例会の会期を延長させるに至ったことについて強く謝罪を求めるものであります。

以上、動議提出に当たっての趣旨説明といたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、採決いたします。

（6番 石田博一議員退席）

本動議を可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

（6番 石田博一議員着席）

ただいま、動議が可決されましたので、この際、市長から発言をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 特にございません。

（「だめだよ、そんなの」と呼ぶ者あり）

（「反省してくださいよ、市長」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

**○議長（横田久俊）** この際、議長から申し上げます。

ただいま可決されました動議につきましては、法的拘束力はないとしても、小樽市議会が全会一致で可決したという議決態様の重さを市長には真摯に受け止めていただきたいと考えております。

これまでも何回も申し上げておりますけれども、二元代表制であります地方公共団体の長と議会は、対等な立場、そして両者の間の均衡と牽制とによって成り立っていること、そして市民の皆様方からは、民主的で公正な行政運営と執行が期待されていることを十分認識していただきたいと思っております。

ただいま可決されました動議は、謝罪を求めるということで結んであります。これに対するお答えとしては、謝罪をする、謝罪をしない、この二つの選択肢があるかと思っておりますが、ただいま市長からは発言はないということでありましてけれども、この点についてもないということではよろしいですか。どちらかの選択肢が選べないということではよろしいのですか。市長にお尋ねします。どうですか。

わかりました。

これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

(「仕切り直し」と呼ぶ者あり)

**○20番(小貫 元議員)** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号小樽市一般会計補正予算、議案第1号修正案、議案第20号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案、議案第21号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案、議案第23号小樽市税条例等の一部を改正する条例案、議案第24号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案は否決、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案については可決を主張して討論を行います。

19日早朝、安倍政権が、国民大多数の反対の声に耳をかさず、安保関連法を強行成立させました。

(発言する者あり)

今、関係することを述べますから、落ちついて聞いてください。

しかし、主権者の声に背を向ける政治は、いずれ打倒されます。

市政においても、批判の声に耳を傾け、真摯に向き合わない市政運営を続けていると、市民の信頼を失うこととなります。

市長は、さきの選挙で、28年間の相乗り市政を破り、当選を果たしました。これは、主権者である市民が圧倒的組織を持つ5者体制へ審判を下したことになります。

日本共産党は、この有権者の審判を第一に考えています。

ですから、市長もさまざまなおつき合いがあると思いますが、主権者である市民の声を第一にする市政運営と市役所庁内での合意形成への努力を呼びかけます。

以上のことを前提にして、議案第22号について述べます。

市長が、この市民の審判を仰いだ公約実現についてどう実践していくか、そのために参与を任用し、報酬を定めるものです。参与が規則に応じた仕事をするのであれば、フルタイム再任用職員と同様の報酬であることから妥当と考えます。

関連して、議案第1号修正案についてです。

この修正案は、原案から参与の報酬を削るものです。これにより、参与報酬が予算流用のままとなり、臨時職員の採用にも影響が出てくることから避けなければなりません。

委員会の質疑で、自民党の山田議員は、修正案の意図として、参与についてやめさせていただくと答弁いたしました。議案の提案理由にもありましたように、任用の過程について不透明なところがあったことは御指摘のとおりだと思います。

しかし、参与の任用に反対で、任用の過程や参与の仕事内容に不満があるとすれば、本来、任命権者である市長の任命責任を問うべきものであって、予算修正案の提出者が既に任用されている職員の首を切れと迫ることは許されません。このような趣旨の……

（「そんなこと言っていないよ」と呼ぶ者あり）

言ったのだって、答弁でこうやって。

このような趣旨の修正案には賛成できません。

次に、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第24号についてです。

マイナンバー制度に関連するものです。マイナンバー制度は、成り済まし被害や情報流出の危険性が強いものです。財源は交付税措置などされているといいますが、具体的なことは明らかになっていません。

また、委員会審議の中で、提出されている条例案について具体的事例を尋ねたところ、答弁が返らず、予算特別委員会最終日に返ってきた答弁は、国や道に聞いても具体的な例はないということです。出されている条例案の具体的事例も把握できないままで制度が導入されれば、一層、情報流出の危険性が増すばかりです。

議案第1号の原案については、先ほど述べたマイナンバー制度の事業費が含まれており、否決を主張します。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 自由民主党を代表し、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案は可決、修正部分を除く原案については可決、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決を求めて討論を行います。

さきの第2回定例会において、市長が独断で新しい嘱託員の参与と職を設置した根拠やその手続について質疑がありましたが、副市長との職務の違いなど、明確な答弁はありませんでした。

また、今回の参与に関する議案の内容、そして9月2日の本会議における議会に対する誠実さのかけらもない提案説明や予算特別委員会での議論を通して、その議論は深まるどころか、市長の独断性と議会軽視ということしか理解できませんでした。

我々は、そもそも現行の職務内容を担う参与という存在の必要性を認めてはいません。よって、財政上、次年度以降も厳しい状況の小樽市において、必要な予算と判断することはできず、議会において、明確な理由等の説明、答弁がなされなかったことに鑑み、修正案に賛成するものであります。

以上、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案は可決、修正部分を除く原案については可決、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決を主張して、全会派に賛同を呼びかけ、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

**○6番（石田博一議員）** 議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算の原案は可決、その修正案に対しては否決、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案に対しては可決という立場で討論をいたします。

参与の任用に当たっては、各会派からいろいろ御指摘を受け、第2回定例会に続き、この第3回定例会においても、今なお論議されております。

本年6月の時点では、除排雪の時期が迫っており、公約実現に向け、いち早くスタートを切るべきと判断し、参与を設置いたしました。また、参与は、平成8年の小樽市が陸の孤島と化したときの陣頭指揮をされた実績があり、まさに適任であると考えますが、いかがでしょう。

(「そんなことは思わない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

確かに、各会派への合意形成が不十分であったものの、これは市長に与えられた権限の一つであり、既に任用済みの職員を議会の力で退職させたいというのは、何の法的根拠もない妄挙であります。

(発言する者あり)

また、論功行賞との御指摘がありますが……

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

今回の市長公約の一部分は、作成当時から現参与のアドバイスも多分に加味されており、市長の考え方に最も近い人物であることも申し添えておきます。

(発言する者あり)

さらに、報酬の件ですが……

(発言する者あり)

(「大丈夫ですか、そんな討論して。後から問題になるよ」と呼ぶ者あり)

さらに、報酬の件ですが、参与と副市長とは仕事の内容も権限も違っておりますが、現在は、副市長の席がいておりますので、もちろん全てを取ってかわれませんが、ある意味、市長の右腕的存在で活動をされております。まさに……

(発言する者あり)

まさに重責を負っているのであります。

**○議長(横田久俊)** お静かにしてください。

**○6番(石田博一議員)** ですから、通常の嘱託員とは一線を引くべきであり、その報酬も、結果として副市長の5分の2程度の額となっております。納得のいくところであります。

(「全然根拠になっていない」と呼ぶ者あり)

まずは、来年3月まで、その仕事ぶりを見守り……

(「嫌だ」と呼ぶ者あり)

必ずや結果を出してくれるものと信じてますが、除排雪については、なにぶんにも天候に左右されますので、数字でお示しできない部分があるかもしれませんが、何とか小まめな除排雪と経費削減の両立を目指して邁進していただきたいと考えております。

第2回定例会で、安齋議員の発言により参与設置規則の制定をとということでございましたので、今回、それをお示しいたしましたが、反対意見が多く、とても残念でなりません。

最後に、市長へのアドバイザー、そして一部補佐役としての参与に、各会派の御賛同を願って討論いたします。

(「問題ないんですか、だけど。公約つくる時点から……」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かにしてください。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案は可決、修正部分を除く原案については可決、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決を求めて討論を行います。

本年6月10日、市長は、みずからの後援会の幹事長代行であった者を、議会への報告も条例や規則の制定もないまま、突然、市の嘱託員として任用しました。また、この嘱託員である参与に対して、このたび6月から9月までの嘱託員報酬113万円の補正予算が計上されております。

しかし、この嘱託員である参与に対しては、本来、補正予算措置をした上で任用すべきところ、予算措置がないまま、市の臨時職員に支払うべき予算から流用して、各会派からのたび重なる議会質問にもかかわらず、その算定根拠さえ明確にしないまま、月額30万円という不当に高額な報酬が支払われています。

さらに、任用手続における起案の代決、起案書類への決裁後の加筆など、信じがたいほどの瑕疵があることが議会審議の過程で明らかになっています。以上、極めて不適切と思われる本件公金の支出を認めることはできません。

予算特別委員会で、共産党から、修正案を見ると参与を退職させるということになるのか、報酬について、任用されている分の6月から9月の報酬はどうするのか、質疑がありました。

我が党は、流用されて不足となった臨時職員に支払われるべき予算額の補填は、与えられた市長の責任において措置すべきものと考えます。

また、本年10月1日以降明年3月31日まで同参与を再任用国家公務員の管区機関課長補佐級の給料月額などを参考として、報酬月額27万7,000円で委嘱するとして、170万8,000円が補正計上されています。

もともと、論功行賞の疑わしい恣意的な任用であり、同一人を非常勤の参与として改めて委嘱しても、その疑いが解消される理由にはなりません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

今回示された参与設置規則の資料では、参与は、市の施策及び事業をより効果的かつ効率的に実施するため、市長及び職員の求めに応じて調査、助言を行うとされ、また、我が党の松田議員への答弁では、除雪の改善は公約の中でも重要な項目の一つだが、専門分野の土木行政のみならず、市政全般についてかかわるアドバイザーという位置づけと説明されています。職務の執行に必要と認める専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱するとされていますが、これでは副市長から権限を外して非常勤にただけと言われても仕方ありません。恣意的な論功行賞の人事の隠れみのにされる今回の参与設置は、到底、認めることはできません。

以上の理由から、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案は可決、修正部分を除く原案については可決、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決の態度を表明し、各会派に賛同を呼びかけて討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 民主党を代表し、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一

部を改正する条例案に否決の立場で討論いたします。

森井市長は、6月10日に、指揮命令の権限のない市長の政策アドバイザーとして、小樽市では初めてとなる参与を任用しました。

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員として、報酬は月額30万円、前定例会でも、参与の任用に関する決裁過程や報酬の根拠など、不適切な点が見られる中、明確にそれらを理解するために、我が会派を含め多くの会派が質問をしておりましたが、答弁の内容は極めて不明確なまま今定例会を迎えました。

10月1日からは、小樽市参与設置規則を制定し、勤務時間に定めのない勤務形態として、報酬は月額27万7,000円と提案がありました。

市長は、参与について、公約実現に向け、除排雪予算への具体的な取組を含めて形になりつつあるのは参与のアドバイスのおかげで、今後も具体化するために必要な人材とのことですが、重要な局面でもあった共同企業体の入札条件の変更の際には、参与は関与していないと委員会質疑の中で明らかになりました。本当に参与が機能しているのか、日々どのような業務をされているのか、参与の必要性が理解できません。また、参与の職務についても、建設部長をはじめ有能な現有職員で十分に足りる内容と判断します。

よって、私たち民主党として、議案第22号は認められません。

以上、議員の皆様への御賛同を呼びかけ、討論といたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 3番、高橋龍議員。

（3番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

**○3番（高橋 龍議員）** 新風小樽を代表し、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算の修正案は可決、また、修正議決部分を除く原案は可決、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決の立場で討論をいたします。

さて、今定例会において大きな争点となりました参与にかかわる予算ですが、6月から9月分の給与である113万円の流用分は、そもそも決裁の過程においても問題視されており、給与面に関しても算出根拠には疑問が残ります。

また、予算特別委員会で発言させていただきましたが、民間給与や市の一般嘱託員との比較をしても、相応な額であるとは言えません。さらに、重責があるというふうにも言われましたが、責任というものは権限に伴うものであり、権限を持ち得ない参与には重責が生じるとは言えません。

10月から、新たに規則、条例を設置、制定し、特別職としての参与を定めると見直したことについては、第2回定例会での議会からの指摘、提案を受けて、このような形で条例と予算を計上したことは評価をいたすところです。しかしながら、やはり金額面での見直しはあまり見られず、勤務時間の定めがなくなる、出勤日数の想定も減っているなど、議会の意思が的確に酌み取られているものではございません。

ここで、森井市長や皆様方に御留意いただきたいのは、昨今、議会と市長との対立関係が取り沙汰されておりますが、このように議案を否決することを議会の反発と捉えることは誤りです。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

我々議会は、チェック機能を正しく果たすべく、その責務ののっとなって動いております。市民の代表だからこそ、そこで市民感覚との乖離があってはいけないと考えております。

そして、小樽発展のための両輪のもう一方である森井市長におかれましても、この議案における報酬



額が民間の感覚とは離れてしまっていることを、この後の議決をもって改めてお考えいただきたいと思えます。市民派の森井市長の最大の強みとも言うべき市民の皆様との触れ合いの中で、多くの声を拾っていただき、民間の目線というものをより意識して、今後の報酬等予算の編成を行っていただきたいと切に願っております。

よって、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算の修正案は可決、また、修正議決部分を除く原案を可決いたします。

なお、これにより、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決を主張し、討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正可決でありますので、まず委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、委員会の修正案は可決と決しました。

次に、ただいま可決した修正部分を除く原案について採決いたします。

修正可決部分を除く部分を原案のとおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、修正可決部分を除く原案は可決と決しました。

次に、議案第22号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第20号、第21号、第23号及び第24号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月9日に開催されました当委員会において、付託されております各議案について採決いたしました。

採決の結果、議案はいずれも継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、議案第6号ないし第19号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

このたび提出された（仮称）小樽市総合戦略の素案については、当初のたたき台と比べると、ある程度ポイントが絞られ整理されたものになっていると思うが、やはりどこかで見たような印象が拭えないため、本市の人口問題に対する考えや取組を力強くアピールできる柱になるような項目があったほうがよいと思うがどうか。

今回の総合戦略については、本市の人口減少対策の根幹をなすものであり、将来への生き残り戦略とも言えるものであるが、国の動向に合わせるために短時間で策定された感が否めない。

本市の未来を託すべき道しるべになるものと思うが、果たして、本当に大丈夫と言いきれるのかどうか。

森井市長は就任後、本年2月に設置された北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の委員であった小樽商工会議所を、委員会が開催されないうちに、急速アドバイザーに変更するという改定を行ったことについて、多少なりとも違和感を抱かざるを得ないが、会議所からは改めて委員就任の申入れがあったと聞く。

その後、第2回定例会での議会議論を無視し、市長は再びアドバイザーとする判断を下したようだが、会議所から委員に就任できない理由が不明であるとの申入れがあり、7月下旬に会議所は、市から委員の打診を受けて、事務レベルでの氏名報告を行ったという。

しかしながら、市長は、会議の開催が迫る中、現在まで結論を棚上げしているとのことだが、市長は、市民をはじめ各界、各層の方々々が計画等の策定に参画できる仕組みづくりが必要としていることから、市政を運営していく上で重要なパートナーの一翼を担う会議所に対し、早急に結論を出すべきだと思うがどうか。

6月に決裁された、嘱託職員としての「参与」の新設と任用についての起案文書において、臨時職員の賃金で流用措置した参与の報酬予算については、第3回定例会において補正予定との記載がある。

しかしながら、このたびの予算特別委員会において、報酬に係る補正分を減額する議案第1号修正案が可決され、また、本会議においても可決の見込みであることから、事実上、この決裁の前提が崩れることとなったと思うが、改めて決裁をとり直す考えはないのか。

今回、嘱託員としての参与の任用を9月30日までと区切る形で議案第1号及び第22号を提出したのであれば、今定例会最終日の本会議の前に、参与の進退についての一定の結論を出してもらわなければな

らないと思うがどうか。

この9月に道教委が発表した公立高等学校配置計画では、小樽商業高校と小樽工業高校とで2間口の削減が示されているが、ここ数年の市内中学校卒業業者数の推移と今年度の両高校の欠員数とを比べると、全く削減の必要性はなく、むしろ現状維持でよいと思うが、市教委では、なぜ2間口の削減に反対しないのか。

また、市教委は、新設校については、職業学科をベースとしつつも、進学可能な学科の設置も理想であるとしているが、これまでも、商業・工業両高校から進学する生徒がいたことから、その意図するところは何か。

文化・芸術行政については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により市長部局で取り扱うことができるようになってきている。

本会議での市長答弁によると、簡素で効率的な組織体制を構築できるのであれば、これまでどおり市教委において事務を執行することが望ましいとのことであるが、市教委への事務委任等が残る中で、どのように意思決定手続を簡略にし、判断を迅速にできる組織体制をつくっていく考えなのか。

また、文化・芸術関係の業務については、所管が複数の部局に及んでおり、それらを一元的・戦略的につなげて文化・芸術行政を行っていかねばならないものとする。

まずは、市教委が権限を持ちつつも、各部局との調整については、市長部局で一本化した窓口を設置し、そこと市教委がきちんと連携するような体制づくりが必要だと思うがどうか。

新・市民プール整備事業については、一部局で検討できる問題ではない。

庁内に、市教委をはじめ、建設部や財政部などを交えたプロジェクトチームを早急に設置する必要があると考えるが、企画政策室としてどのように考えているのか。

昨今、スプレー缶の穴あけ作業中の住宅火災が続発しているが、市では、8月から、消防署や支署、出張所において、スプレー缶の引取りを開始しており、素早い対応については評価するものである。

しかし、自家用車のない高齢者にとって、消防署等へスプレー缶を持っていくことについては、負担や不安がある。

場合によっては、ごみの出し方の変更も必要になり得ることから、消防本部として、注意喚起も含め、生活環境部としっかり協議してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表しまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第26号小樽市非核港湾条例案について可決の立場で討論を行います。

原水爆禁止2015年世界大会・国際会議では、核兵器全面禁止を求める圧倒的多数の声が核保有国を追い詰めていることを示した核不拡散条約（NPT）再検討会議の成果を確信にして、核保有国が固執する核抑止論を打ち破ろうとする議論が繰り広げられました。

大会は、安保法制反対と安倍政権の暴走に反対する運動の歴史的な高まりの中で開かれ、一人一人が

声を上げ、立ち上がれば日本も世界も変えられるとして、全ての戦争に反対し、核兵器を廃絶する願いが訴えられました。

しかし、安倍政権と自民・公明の与党は、安保法制を19日に強行成立させ、立憲主義という近代民主主義の基本的土俵を破壊しました。成立を受けてから、全国紙、通信社が19日、20日に実施した世論調査では、「国民に十分に説明していない」「説明が不十分だ」との回答が、いずれも7割から8割に上りました。

集団的自衛権の行使、米国の戦争への兵たん支援の全面的拡大、紛争地域での治安維持活動、平時からの米軍部隊の防護など、世界中で米軍の戦争にいつでもどのような形態でも協力する、これらのような危険な中身が次第に明らかになってきたからです。

また、強行成立後においても、安保法制反対の行動が広がっています。

日本は、さきの侵略戦争の痛恨の反省から、1947年に平和憲法を制定し、第9条で戦争の放棄、戦力を保持しない、交戦権は認めないと宣言しました。そして、国民の命と財産を守り、経済を発展させ、アジア諸国との信頼関係を深めてきました。戦後70年間、戦争によって一人の外国人も殺すことなく、日本人も一人も殺されることなく、平和を守り抜いてきました。

小樽市は、この平和憲法を生かし、守り抜く立場から、1982年6月28日に、核兵器廃絶平和都市宣言を議会と行政によっていたしました。核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を実効あるものとするためにも、非核三原則に基づく非核港湾条例を制定することが求められるものです。

議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○5番（安斎哲也議員）** 新風小樽を代表し、議案第26号小樽市非核港湾条例案の否決の討論を行います。

同条例案は、非核港湾行政の推進を目的とするものですが、小樽市では、市議会での核兵器廃絶平和都市宣言を機に、毎年、平和事業を行ってきており、米艦船入港の際には、港湾管理者として三つの判断基準を設け対応をしてきているところです。

前定例会では、会派の中で判断をすることができず、継続審査を主張いたしました。改めてこれまでの経緯・経過を調べ、会派内で議論したところ、同条例案における「相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている」という認識にそごがあることなどから、本条例案に賛同をいたしかねる判断となりました。

よって、議案第26号小樽市非核港湾条例案は否決いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

**○17番（中村誠吾議員）** 民主党を代表し、委員長報告に反対、議案第26号小樽市非核港湾条例案に可決の立場で討論します。

米海軍艦船の小樽港や道内他港へのたび重なる寄港が続いています。

市民とともに、平和で活力ある商業港として歩もうと考える全国の港湾都市は苦悩しており、自治体の戦争協力への踏み絵とも言える状況となっています。中でも、最も苦悩しているのが、核兵器の搭載の有無です。

小樽市も、その都度、関係機関に照会をします。外務省からは、事前協議が行われない以上、核兵器はないとする連絡があります。在札幌米国総領事館からは、米海軍艦船は一般的に核を搭載していないと従来どおりの回答が寄せられます。

しかし、あの密約問題で明らかになったとおり、事前協議などというものは有名無実であること、ましてや米海軍艦船の寄港については、事前協議の対象外だという外交文書まで発覚して、国民の知ることとなりました。もはや、外務省の回答を信じる者などいません。まして、米国総領事館の回答は一般論です。要するに、市長の問いかけに対する両者の回答では、証明にならないということです。

もう一つ、明らかなことは、軍艦の寄港を、入港を要請している、入港する計画があると伝えられますが、これは正確には米軍からの寄港通告であります。これが法律上の言葉です。通告とは何か。命令を告げ知らせること、法律上のある行為を相手に実行させるため、知らせることです。

あの戦時下の時代、全ての港は戦争に利用され、歯止めがかかりませんでした。

現行港湾法は、港湾施設の利用に当たっては、その自治体の首長の許可を要する、つまり、事と次第によっては市長は首を横に振ることができるのです。核廃絶、平和で活気ある小樽港であることを願う市民の意思を市長に示してもらう役割を、この小樽市非核港湾条例案が担うのであります。違法でも、越権行為でも何でもありません。地方自治は、民主主義の原点であり、そして、あの戦争の反省からの所産であります。

市民の不安に応え、危険を防ぐため、改めて小樽市非核港湾条例案に御賛同をよろしく願いまして、討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

**○3番（中村岩雄議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

今夏、海水浴場として非開設のおたるドリームビーチについては、海岸管理者の北海道をはじめ警察や海上保安本部、そして多くの市民ボランティアの協力を受けて、無事に海水浴シーズンを乗り切ることができた。

市としては、さきの定例会において1,290万円にも及ぶ補正予算を計上の上、ドリームビーチの市営での海水浴場開設を試みたが、今夏の結果からして、当時の市の判断は誤りではなかったかと思うがどう

か。

本件に対する市の一連の対応を見る限りでは、補正予算を計上するに当たっての事前の情報収集や、否決により非開設になった場合の事後の想定などがきちんと行われていたか、甚だ疑問を感じざるを得ない。

本件に限らず、今後とも予算を計上する場合には、前もっての情報収集をしっかりと行い、十分に必要性を見極めた上で対策を講じてほしいと思うがどうか。

RORO船は、輸送時間がコンテナ船より短縮でき、費用が航空機より安価などの理由から、その利用が注目される中、石狩湾新港においても、韓国やロシアとの本格的国際貨物航路の開設に向けた計画があり、輸送には生鮮食品の直接積み込みが可能なRORO船の導入を検討しているものと聞いている。

本市では、既にウラジオストクとの間にRORO船による定期航路が開設されているため、そのようなこととなれば、両港が競合するのではといった懸念がある。今後とも、RORO船のあり方については、十分な研究・情報収集を重ねる中で、常に状況を見極めてしっかり対応していくべきと思うがどうか。

また、内貿のRORO船の運航状況については、日本海側の主な港湾の運航先が太平洋側だという事実を踏まえ、小樽港の取扱貨物量を増やすためにも、本市においては、太平洋側への航路開設に積極的な姿勢で臨むことが必要と思うがどうか。

小樽港港湾計画については、平成28年度末の改訂を目指して取り組んでいるが、この改訂に向けて取扱貨物量を推計するためのデータ収集は、臨港地区内に立地する一部企業に限った調査しか行われていないということである。

一方、既に改訂を行った石狩湾新港では、立地企業へのアンケートのほか、道央圏に限らず広く企業へのアプローチを行うなど、詳細な方法により調査を実施していると聞く。

本市においては、臨港地区内の企業はもちろんのこと、定住自立圏を構成する北後志地域の動向や、現在、建設が進む高速道路の効果や影響なども十分踏まえた上で改訂に臨んでほしいと思うがどうか。

小樽港と新港とは取扱貨物のすみ分けを行っているというが、輸出入貨物について一歩も二歩も進んでいる新港と、小樽港がしっかりとすみ分けを行うためには、詳細なデータ収集等により小樽港の明確な将来像を確立していく必要があると思うがどうか。

運河プラザ内の国際インフォメーションセンターには、現在、英語、中国語、韓国語で対応可能な職員が3名配置されているが、東南アジアからの外国人観光客が増加している中で、今後、この地域の方々の言語にも対応できる職員の配置が必要と思われるがどうか。

また、堺町通り商店街の観光案内所についても、ある程度の外国語対応が可能となっているが、現観光案内所の運営に対するさらなる交付金の増額のほか、常夜灯のある広場における同種のインフォメーション機能を持った観光案内所の新設要望がなされている。

市としては、観光客の動線調査をしっかりと行いながら、観光案内所の増設や運営交付金の増額を考えるとことだが、商店街とも十分に話し合いを行った上で、要望の実現に向けた検討を行うべきものと思うがどうか。

小樽のまちを舞台とした短編映画のコンテストである小樽ショートフィルムセッションについては、これまで、受賞作品を収録したDVDを市内小・中学校の授業等で活用してもらうために配付してはどうかとの委員会での議論に対し、市は検討すると答えていたが、その後は、どのようなになっているのか。

近年、道内では、ショートフィルムを題材とした同種のイベントを実施する自治体が増えてきており、

年々集客数を伸ばしているところもあると聞いているが、本市には、歴史的なまち並みというすばらしい素材があることから、これらを題材としてショートフィルムセッションが他の自治体に負けないさらなる大きなイベントとなるよう、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

なお、当委員会は、所管事務の調査を閉会中も継続して審査することを、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時27分**

**再開 午後 2時55分**

**○議長（横田久俊）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**○22番（新谷とし議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

第6期小樽市介護保険事業計画における介護保険対象サービス事業者の選定を見る限り、サービス種別によっては、公募施設数と応募事業者数とが同数になっているものがほとんどである。

万が一にも、市が1社しか応募できないような要件を付した事実はないと思うが、より質の高いサービスを確保するためにも、公募を行うに際しては、多くの市内事業者の参加が促されるよう、今後は複数の応募が担保できるような内容での実施を前向きに検討してほしいと思うがどうか。

本市における周産期医療体制を維持するためには、市は、北海道や北後志5町村などの関係機関との連携を密にした上で、産科医師の確保に向けて取り組むべき必要があることから、先日、小樽市周産期医療懇談会が開催され、今後、育大など、関係機関に要請を行うことについての協議が行われたと聞く。

この問題の解決に向けては、全市を挙げて取り組んでいく必要があるため、今後、このような懇談会等が開催された場合には、その内容をいち早く議会に報告いただくことが大切であると考えことから、市としては、積極的な情報共有に努めてもらいたいと思うがどうか。

また、本市においては、当面、産科医師が不足した現行の体制で周産期医療に対応していくことになるが、この8月、9月の市民の出産状況を聞くと、既に市外で出産する方々が多くなってきているという。

出産が間近に迫っても、札幌の病院まで時間をかけて健診に行くことは、妊婦にとって、精神的にも、経済的にも、非常に大きな負担となることは明らかであり、市としては、市民の命と安全を守るとの原点に立ち返り、経済的な助成を含む新たな支援体制を構築していく必要があると思うがどうか。

小樽市ふれあいパスについては、昨年度実施した利用状況調査の結果に基づき、来年度から利用料金

を引き下げるといふものの、利用回数は制限する方向での見直し案が示されている。

市は、見直し案により、ふれあい回数券の購入上限を1人年間15冊にするというが、このような制限を付すことは、高齢者が積極的に社会参加し、心身の健康保持と生きがいの創出に資することとしたふれあいパスの本来目的に反することになるのではないかと懸念されている。

また、利用者ごとに、ふれあいパスを必要とする理由は大きく異なることから、今後は、アンケート調査を実施する中で、利用者の声を利用回数などの制度設計に反映させていくといった姿勢が必要と思うがどうか。

生活支援ハウスについて、市は、平成28年度末での廃止を決定したことから、今後、全入居者を転居させる方向で調整していくことになるという。

しかしながら、生活支援ハウスをついの住みかと考えていた入居者にとっては、期限が付された転居という事実は、今後、大きな精神的、経済的な負担となつてのしかかってくる。

市としては、施設側との連携を密にし、入居者の負担軽減を図るべく、転居費用の助成など、何らかの経済的な支援を行ってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号及び第8号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第8号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○7番（高野さくら議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの厚生常任委員長報告に反対し、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について、それぞれ採択を求め討論を行います。

陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方については、今、道内の市町村の49.3パーセント、半分の自治体が中学校卒業まで、又は、それ以上まで医療費の助成をしており、子供医療費の助成は大きく広がっております。この後志管内でも、小樽市と余市町で就学前の子供の医療費がかかっておりますが、ほかの町村では、小学校だけではなく、中学校や高校卒業まで拡大しています。最近では、倶知安町で中学校卒業までの医療費無料、赤井川村では就学前まで無料だったのを今年の7月から助成を拡大し、小・中学生の医療費の無料化が実現しました。

小樽市は、現在、子供の医療費助成は、3歳未満で、初診時の一部負担金、3歳以上の課税世帯になると、医療費の1割負担になります。3歳未満の初診時一部負担金580円でも毎月病院に受診すれば、年間6,960円になります。兄弟が多いほど、さらに負担は倍になります。子供が小さい間は、熱を出したり、また、成長期にはけがをしたりして、何かと診療所や病院にお世話になるものです。特に子供が小さければ小さいほど、病気も重症化しやすいです。また、定期的な受診をしなければいけないぜんそくやアトピーなどの病気にかかっている子供は、必然的に病院を受診しなければなりません。

道内の南富良野町は、保護者の所得制限もなく、子供が高校や大学に進学して町外に転出した場合で



も、保護者が町内にいれば、通院も入院も22歳まで医療費が無料になります。疾病の早期診断や早期治療から健やかな成長を願うとともに、子育て世代の経済的支援を目的に行っています。

南富良野町のように22歳まで助成の拡大とは言いませんが、子供がお金の心配なく病院に受診できるように、せめて小学校卒業までの無料化は実現させるべきです。

次に、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

前回、第2回定例会では、残念ながら、各議員の賛同を得ることができず、この陳情は継続審査になってしまいましたが、このまちづくりセンターの建設は住民の長年の要望です。

今回、既に陳情が出されて5回目になりますが、1984年12月にも、新光地区に多目的集会所の設置方についての請願の提出が過去にあり、通算すると31年間、住民の方から請願や陳情が上がっている、つまり、何とかこの場所に交流ができる施設をつくってほしいという住民の強い願いであります。

今年の6月、NHK、北海道クローズアップでも放送されていた、全国から注目を浴びている札幌の発寒北商店街、ハツキタでは、みんなで支えながら暮らす、40年後の札幌で一番住みやすいまちをつくるという思いから、コミュニティ施設、にこびあをつくり、注目を浴びています。住民にもアンケート調査を行い、地域の人は何を求めているのかを分析した結果、家の近くに交流ができるようなところが欲しい、こういう意見も多く、1階にはデイサービス、2階には多目的に使用できるレンタルスペースをつくり、幅広い年齢の方が少しでも交流ができるように玄関は一つにするなど、工夫をしています。実際に、このコミュニティセンターができたことで、今まで近所に住んでいながら顔を見ることがなかった人との交流も広がり、年配の方から若い方が絵の描き方を習うなど、幅広い年齢層がコミュニティを使用し、地域の交流が広がっています。

このことから、コミュニティセンター施設をつくることにより、子供から年配の方まで地域の住民のまちづくり活動の拠点として、この最適な場所である朝里十字街の空き地に、地域おこしの核となるまちづくりセンターをぜひ建設するべきだと思います。

それぞれ採択を求め、各党派、各議員の皆さんに賛同をお願いいたしまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自由民主党を代表し、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について、継続審査の立場で討論いたします。

陳情提出者の、子供を安心して育てられる環境を整える一助として、子供が病気になったとき、安心して病院にかかることができる、医療費の小学校卒業までの無料化を求める、本陳情趣旨は理解するところではあります。

実際、我が党も、前市長時代、この子供の医療費無料化の案件を内々で求めましたが、当時の本市財政状況では難しいとの返答でありました。

森井市長は、選挙公約で、子供の医療費無料化を掲げ、実現に向け踏み出す一方、財政状況は想像以上に厳しいとも言っています。

我が党としては、今定例会厚生常任委員会質疑の中で、前回、第2回定例会で示された函館市の助成実績を基にした影響額算定もまだ不十分であり、次回、第4回定例会において対象範囲別影響額が示されるということなので、この影響額と本市の財政状況を見極める必要があると考えます。

よって、本陳情は継続審査とし、他党派の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○17番(中村誠吾議員) 陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について、継続審査の立場で討論をいたします。

安心してどこでも誰でも医療を受けられる、まして経済的な裏打ちがない将来を担う子供たちにも安心を与えたいと考えるのは当然です。そのような考えを、全ての地方自治体が共有していると考えます。これまで、これら施策を大変な努力で実現、維持している自治体、また、しようとしている他自治体においても、相当な議論がなされ、また、していると認識しています。

人口減少、少子高齢化社会の進展や社会・経済情勢の急速な変化など、それぞれの医療制度を取り巻く環境は激しく、その持続可能性や安定的な運営は構造的な問題をはらみつつ、危機的状況にあることは、国も地方自治体も同じです。増加する医療費を誰がどのように負担するか、大きな問題です。

保険原理と扶助原理を適切にバランスさせること、負担の公平性と納得性を確保することで市民の社会的包摂、市民のより一層の理解と寛容な受入れが可能となりますが、いまだその領域には達していないと考えます。

今時、第3回定例会においても、あらゆる市民サービスのあり方について議論されてきました。そこにあるのは、やはり財政的な保障です。このことについては、森井市長におかれましても、第2回定例会市長提案説明において、選挙公約ではありますが、財政状況を検証した上でと表明されています。

もう一度申し上げますが、財政的な裏打ちができず、制度設計が説明できないままで市民の皆さんへ議会としてやりますとすることは、逆に無責任とお叱りをいただくことになるとも考えます。いまだ小樽市においては、条件が整っているとは言いがたいと考えます。

継続審査を主張して、討論といたします。(拍手)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

○9番(松田優子議員) 公明党を代表し、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について継続審査を求める討論を行います。

子供の医療費の無料化は、子育て世代の負担を軽減するなど、人口減少に歯止めをかける対策の一つとして大変有効な施策と考えますが、医療費の無料化を先行して推進している近隣自治体からは、毎年度の自治体負担額を確保することが大変難しくなってきていると聞いています。

第2回定例会における我が党の千葉議員の医療費を無料化した場合の財政負担はどのくらいになるのかという質問に対し、現行の助成制度における受給者の一部負担を無料化すると、現行の予算額にさらに4,000万円、また、助成の対象外となっている小学生の入院外も全て無料化すると、さらに年間1億円程度の財政負担が必要になると想定されると答弁されています。

このように、子供の医療費の無料化の実施には多額の財政負担を生じることから、財政状況を考慮した中での制度設計や関係機関との協議を進め、段階的に拡大することも視野に入れて、慎重に検討していかなければならないなど、願意は妥当と思われませんが、課題も多く、継続審査を主張いたします。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、高橋龍議員。

(3番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

**○3番(高橋 龍議員)** 新風小樽を代表し、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について及び陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について、両陳情につきまして、いずれも継続審査を求め討論を行います。

まず、子供医療費の陳情に関しましては、市長公約にもございましたが、できることが望ましいのは我々といたしましても同意見です。

しかしながら、無料化を図った際に必要な金額の具体の算定はこれから行われるということもあり、概算で考えても、現状、後ろ盾となる財源もなかなか見えていません。このことから、恒久的に無料化を維持できるかどうかは不安が残ります。

今後の本市における子育て環境の整備には非常にいい制度だとは考えておりますので、万一にも一度制定したものをもとに戻さざるを得ないといったことが起こらないよう、まずは段階的に施行すべきであると考え、継続審査とさせていただきます。

また、朝里のまちづくりセンターにつきましては、東小樽地区の地域コミュニティの拠点として、また、防災の拠点としても大きな役割を担うものであると考えます。

加えて、現状の小樽に不足していると言われるアートや音楽、芸能などの文化的な面においても、また、介護予防などの観点からも、老若男女問わず、地域に根差した施設を建設することは有益であり、住民福祉の向上につながることから、前向きに検討したい案件です。

しかしながら、子供の医療費同様に、財政的な部分では今すぐというわけにもいかず、現在もいろいろ取り組まれているかとは思いますが、PFIを取り入れた民間との連携など、市の単費だけではなく運営できるシステムが具体に見えてきましたら、その段階で採択をさせていただきたいとは考えておりますので、現段階においては継続審査を求めるものであります。

以上、陳情2件に関しまして、各会派の御賛同をお願いし、新風小樽の討論といたします。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

既存街路防犯灯のLED化推進事業は、平成27年度から3か年で、町会が保有する既存の水銀灯、蛍光灯などの防犯灯をLEDに改良したり撤去したりする場合に、工事費の10分の9を助成する事業であるが、防犯灯の契約電力の違いにより、1灯当たりの助成上限額が3段階に定められているにもかかわらず、このことに気づかずに施工業者と契約して工事を行う町会もあると聞く。

この事業は、今後2年間、実施されることから、高齢化が進む町会の役員にも、制度の内容を十分に理解してもらえよう、懇切丁寧な説明には配慮すべきと思うがどうか。

今年度実施される除雪路線調査業務については、道路の幅員や勾配、沿道にある建築物や空き地の状況等を調査するとともに、各路線での除排雪作業の手法をはじめ、寄せられている苦情等を一元的に整理、分析するためのものという。

市は、排雪費の抑制に向けた全市的な作業の見直しや拠点の見直しを行うに当たり、この調査の分析結果を路線の作業難易度の検証に活用するとのことだが、今年度新たに設置する第7ステーションについては、検証の結果により必要ないと判断されることもあり得ると考えるがどうか。

市は、今年度の除雪業務の説明会において、入札参加を希望する業者に対し、9月16日までに申請書を提出するよう求めていた。

その後、市長からの提案で共同企業体の要件である構成員を、2社以上から急遽4社以上へと変更することとなり、現在提出されている申請書についてはいったん保留するとの方針に決まったようだが、再び共同企業体を編成するとなれば、業者間での出資比率等を検討しなければならないことから、容易に実現できるものではないと考えている。

既に申請のあった共同企業体の中には新たな要件に合致しないJVも含まれていることから、このたびの提出期限前までに、4社以上に変更できないというのであれば、今年度は、共同企業体の要件を変えずに実施するのが妥当と思うがどうか。

また、再度の入札時期を考えると、冬が迫る中、市長の思いつきのような提言で公の募集要件を変更することは、唐突で拙速的な印象を受ける。

さらに、この期に及んでの要件の変更は不可解と言わざるを得ず、たとえどんな理由であれ納得できるものではないが、既に申請済みの業者には十分な説明を行い、二度とこのような事態が生じないようにしてもらいたいと思うがどうか。

市長公約の一つである、よりきめ細やかな除排雪に取り組むため、第2種路線の除雪出動基準を試行的に15センチメートルから10センチメートルに変更して実施することになるが、出動回数増加に伴い、除雪費用も増えるのではないかと懸念する声も聞かれる。

一方、たとえ除雪費用が増えるとしても、小まめに道路除雪を行うことが、市民の置き雪処理を促すこととなり、また、天候によっては融雪が進むなど、結果として、排雪費用が雪堆積場の効果と相まって、かなり軽減となる可能性を指摘する除雪業者もいる。

除排雪業務については、天候条件が大きく左右することは否めないが、除雪出動基準の変更により、排雪費用の軽減につながる可能性もあると考えるがどうか。

市の住宅マスタープランにおいては、4か所のまちなか居住エリアが想定されており、その中でまちなか居住の誘導施策の展開や支援が掲げられている。

一方、塩谷地域では、平成25年をもって道営住宅塩谷A団地の入居者募集が停止されていることや、

市営塩谷B住宅及び塩谷C住宅（簡易耐火2階建て）の用途廃止が計画されていること、さらには来年3月に塩谷中学校が閉校となることなどから、地域住民は、市のまちなか居住の推進が塩谷地域の一層の過疎化と高齢化を招くのではとの危惧がある。

これらの不安解消のためにも、今年度解体の塩谷C住宅跡地には地域要望として示されている新たな市営住宅の建設を、積極的に実現してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第4号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により採択となりました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**○25番（前田清貴議員）** 自由民主党を代表して、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、継続審査を求める討論を行います。

陳情第4号につきましては、平成27年第2回定例会の本会議で述べましたように、前回、現地視察を行い、陳情箇所の実情は、地域住民のお話をお聞きして十分に認識しております。

この地域の抜本的な雨水処理については、市道と側溝の段差解消や新たな側溝の整備など、多額な費用を要することから、検討を要する部分も多々あり、あわせて同じような陳情は市内全域から多数要望が寄せられており、財政、緊急度、優先順位などを見極める必要も大切かと思えます。

よって、軽々に判断するべきではないと考え、継続審査といたします。

議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○21番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についての採択を求める討論を行います。

2015年第2回定例会において陳情があり、7月2日、建設常任委員会と建設部の皆さんとともに現地視察を行い、陳情者をはじめ地域の皆さんの話も伺ってまいりました。

この側溝は、道路の片側のみに側溝が設置されている約110メートルの区間で、現状は、道路の舗装がやせ細り、側溝が高くなって、道路上の雪解け水や雨水が側溝に流れず、居住敷地内に流れ込む状態になっているため、改修が必要です。道路の舗装を高くし、現在、設置されている側溝に流すことで、この状況を打開することができます。

しかし、道路に傾斜をつけることによって居住者側を高くしなければならず、その場合、新たに道路と私有地に段差が生じることとなります。根本的に解決するためには、現在、片側のみに設置されている側溝を居住者側にも設置する必要があります。

この陳情については、2014年6月9日にも提出され、当時の建設常任委員会でも議論されておりました。昨年の陳情は、結果的に継続審査とされ、議員の任期満了時まで放置され、廃案とされてしまいま

した。今年の第2回定例会では、建設常任委員会で採択されましたが、本会議において継続審査とされました。このたびの陳情に当たっては、地域住民の方も一気に道路や側溝の改修を実施することは困難であると御理解いただいているものと思われま。

年次計画の中で、臨時市道整備事業に組み入れて、できるだけ早い時期に着工するよう対処すべきです。当面の対処として、舗装を上積みして住宅の方向に流水することをとめることが必要です。当面の対処を進めながら、根本的な改修が必要です。その後、建設事業課と陳情者との話し合いも行われており、陳情者としてはすぐに全面改良ができない場合に、オーバーレイなどの応急処置で対処願いたいとの意向もあります。当面の対処を進め、根本的改修に向けて陳情を取り上げていただくよう求めます。

議会としては、地域住民によりよい環境で過ごしていただくために最善を尽くすことが大切だと思います。今回は、決して継続審査とせずに、議会の役割を積極的に果たすべきだと思います。

議員の皆さんに陳情の趣旨を御理解いただいて、建設常任委員会で採択に引き続き、本会議においても採択していただけるようお願い申し上げまして、討論とさせていただきます。（拍手）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**○10番（高橋克幸議員）** 公明党を代表し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について継続審査を求める討論を行います。

この陳情については、以前に、建設常任委員会として視察してまいりました。これまでも、現地では、当面の措置として、一部の舗装面の補修や舗装の水たまり処理のため、一部側溝脇のコンクリートの溝切りも行われてまいりました。

今回の委員会質疑においても要望いたしました。引き続き陳情者と協議をしながら、当面の措置は必要と考えているところであります。

しかし、この道路は、狭隘な道路であり、側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が確定されておらず、測量の費用をはじめ、事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含めてもう少し時間をかけて審議すべきと考えているところであります。継続審査を主張するものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

**○5番（安斎哲也議員）** 新風小樽を代表し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について継続審査を求める討論を行います。

銭函2丁目の市道御膳水仲通線の一部の側溝を改修し、雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にすることを求めるこの陳情ですが、前定例会でも討論の中で述べましたが、建設事業課からは、暫定措置として対応していること、また、側溝整備ではなく、舗装オーバーレイでの対応を検討し、地域住民と協議を重ね、来年度の着手を目指しているとの報告を受けておりますので、引き続き対応をお願いし、少しでも改善していただきたいことを要望し、継続審査を主張いたします。

各会派の賛同を求め、討論を終わります。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について採

決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方については、塩谷地区のさらなる衰退や、旧塩谷村から全ての小・中学校が消滅する事態を避けたいとの思いから提出されたものである。

陳情者は、地元の連合町会の方々と塩谷地区にあるPTA、地域住民などで構成される住民団体であり、この陳情は、保護者、地域を代表する切実な声と言えることから、市教委としては、願意を重く受け止めるべきと思うがどうか。

また、地域コミュニティにおける学校の重要性を考えた場合には、地域の核である塩谷小学校を廃止することは、塩谷地区の衰退を一層助長するとともに、同校が行う地域と一体となった特徴的な授業も失われてしまうことから、同校の再編については、いま一度白紙に戻して考え直すべきと考えるがどうか。

同校の児童数については、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画における平成22年度から今年度までの推計値とほぼ実数が変わらずに推移しているが、市教委では、平成28年度以降は、どのように推移していくと考えているのか。

また、学級数についてはどうなっているのか。

来年度、長橋中学校に統合される塩谷中学校では、再来年に進学を控えた2年生が5人いるとのことだが、統合に伴い生徒や保護者が不安を感じないよう、きめ細かな対応を行ってほしいと思うがどうか。

入船小学校の児童については、平成28年度、29年度の2か年に限り、統合する花園小学校と奥沢小学校への指定校変更が、特例により認められることとなる。

しかしながら、入船小学校で統合前の指定校変更を認めてしまうと、統合までの2年間で同校に入学する児童が少なくなり、場合によっては、複式学級にせざるを得ない状況に陥ることも想定されるがどうか。

また、小樽市小中学校再編計画の実施期間は平成36年度までとなっているが、現状でも、統合花園小学校のように、1学年2学級に満たない見通しの学校もある。

たとえ計画前期に再編された学校の規模が6学級以下になったとしても、後期においては、再度、その学校の再編に取り組むことはないものとして考えてよいのか。

手宮地区小学校統合協議会において、統合前の小学校3校における今年度の通知表については、統一

した様式を用いると確認されていたはずだが、夏休み前に子供たちに渡された通知表を見ると、1校において統合協議会で示したものを使用していない。

どのような経過でこのような事態となったのかについて、市教委は、把握しているのかどうか。

このことについては、せっかく地域の子供たちのために統合協議会で議論してきたのに、学校側に、はしごを外された格好と考えている保護者の方も多い。

地域全体で新しい学校をつくっていかうという統合協議会の趣旨を踏まえ、学校と協議会の意思疎通を十分に図りながら、よりよい教育の実現に向けて統合を進めてほしいと思うがどうか。

閉校となる北手宮小学校は雪まつりの発祥校であるなど、学校には、教育活動として特色ある行事を行っているところもあり、今後、このような活動を統合校において引き継いでいくことは大変重要なことと思うが、これまで統合後の学校に引き継がれた事例はどのようなものがあるのか。

引き継ぐ活動については、教員と保護者、地域の方々が統合協議会で話し合っていることと思うが、子供たちの発想も非常に大切であると思う。

今後は、こういった点も加味した上で、統合協議会等の話合いに臨んでほしいと思うがどうか。

最上地区から山手地区統合小学校に通学する児童については、特に下校時にあっては、15パーセントもの急な坂道を含む、かなりの距離の通学路を歩いて帰宅することを強いられる。

通学距離が2キロメートル未満であり、バス通学助成の対象とはならないとのことだが、特に低学年などの体力に自信のない児童については、急勾配が多いという特殊条件を十分に考慮し、市教委にあっては、助成範囲の拡大を検討すべきと思うがどうか。

また、統合小学校付近は、スーパーや商店が林立しており、買物客の車両が行き交うなど交通量が多く、また、路上駐車も見られる。

児童が安心して通学するためにも、市教委としては、今後とも民間企業の協力を得ながら通学路の安全確保に努めていく必要があると思うがどうか。

本年6月まで行われた山手地区の学校再編に係る懇談会では、山手地区統合小学校の入り口付近の交通安全対策として、信号機設置の要望があったが、その後、市教委ではどのような対応を行っているのか。

また、市長公約には、信号機の設置も含めた防犯設備の強化が掲げられているが、市としては、この要望について、今後どのように対処していく考えなのか。

さらに、通学路の除雪については、市教委は建設部と連携して進めるとのことだが、市長は除雪の充実を公約に盛り込んでいることから、通学時の安全確保を図るため、しっかりと取り組んでほしいと考えるがどうか。

このたび統合実施計画が示された小学校6校においては、体育館を使用して学校開放事業が行われているが、統合校においては、これら全てのスポーツ活動を問題なく受け入れることができるのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第7号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第7号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）



○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号小樽市塩谷小学校の存続方について採択の立場で討論を行います。

第1に、児童や生徒の減少に伴って次々に進む学校の統廃合は、地域に深刻な影響を与えます。既に塩谷中学校は来年3月に閉校することが決定されており、塩谷・長橋地区において示されている望ましい学校規模から見た学校数と統合の組合せでは、忍路中央小学校と塩谷小学校については、関係校の保護者や地域住民の御理解はいただいていないものの、長橋小学校と統合することが示されています。だからこそ陳情者は、かつての塩谷村に存在した小・中学校5校が全てなくなる異常事態だけは避けたいとおっしゃっているわけです。

かつて、塩谷村は、1958年に小樽市に編入いたしました。当然、塩谷村も小樽市に編入することによって、ともに繁栄する思いであったと考えます。しかし、学校がなくなれば、地域連携も希薄になることが想定されます。学校は、コミュニティの核となる施設であるからです。

第2に、素案が発表された小樽市総合戦略では、「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」を基本目標に掲げています。「施策の方向性」でも、「①子育てしやすい環境づくり」「②子育て世代が安心して働くことのできる環境づくり」「③教育環境の向上と次世代の人づくり」を掲げています。

教育委員会は、再編計画において、今後さらに少子化が進行し、児童・生徒の数が減ると、学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されることから、望ましい学校規模にする必要があると、これまで説明しています。

しかし、地域を活性化させ、市民に未来の展望を示すことこそが行政の役割ではないでしょうか。それを放棄して、少子化だから再編は仕方ないでは、地域はますます疲弊することになります。仮に、統合計画がそのまま進められることになれば、塩谷地区においては、小樽市総合戦略から逆行することにもなるのではないのでしょうか。

第3に、教育委員会は、塩谷中学校の再編後、一定期間を置いた後、小学校を再編すると示しています。まさに今、議論しなければならない問題です。本議会において、継続審査の名の下に後回しにすることは避けなければなりません。

また、このような陳情が提出された以上、関係校の保護者や地域住民の理解が得られていないことは明らかです。陳情者の構成は、地域住民を代表している連合町会はもとより、保護者と教職員を代表するPTA、民生・児童委員など、多彩です。何より保護者が入っているわけです。

教育長は、原案を出して意見を言うのではなくて、保護者から意見を出していただいて原案を出してくれと言っていると答弁されました。この答弁が真実であれば、保護者からの陳情を重く捉えられて、反映させるべきではないのでしょうか。

陳情者が示すとおり、塩谷小学校の再編については、再編そのものを白紙に戻し、塩谷小学校を存続すべきです。

以上を申し上げ、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について継

続審査の立場で討論を行います。

少子化に伴い、小樽市内で学校再編が進行している現状、塩谷小学校も、今後において、その検討対象となってまいります。地域の歴史や思いについては、理解ができます。また、地域に学校がなくなることにより、子育て世代が地域から転居し、高齢者の方々の多い地域として衰退をするのではないかと懸念や、地域防災の拠点となる施設としても機能する学校の地域的存在性という側面も重要であることは確かであります。

しかしながら、市内の地域事情については、総合戦略の観点から、地域創生を具体的にどのように行うのか、特に広範囲にわたっての検討が必要な塩谷地域は、この先、高速道路や新幹線開通等、今後における新交通網の構築に伴い、地域のにぎわいづくりや防災についても含めてどのようなまちづくりを行うのかという観点から、その計画と推移を見て考えなければならないところもあります。

また、全市的に子供たちのあるべき教育環境を実現する観点から、学校の再編を検討している状況もあり、その趣旨に照らして、全体的に考える視点も重要であると考えます。地域事情も考慮に入れながら、学校再編の趣旨とあわせて考えていかなければならない問題であると思います。

以上を総合的に考慮するに当たり、当会派では、今後も議論、検討を行うことが必要な問題であるとの結論に至り、継続審査とすることが妥当であると判断いたしました。

(発言する者あり)

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論とさせていただきます。(拍手)

(発言する者あり)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)(拍手)

**○2番(千葉美幸議員)** 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について継続審査を求めて討論を行います。

教育委員会が示した塩谷・長橋地区ブロックでは、現在ある忍路中央小学校、長橋小学校、塩谷小学校、幸小学校の4校を2校にする案が示され、塩谷小学校は忍路中央小学校とともに長橋小学校へ再編されるプランとなっております。

委員会の休憩中に、陳情者から趣旨説明がありましたが、塩谷地域では、明年、塩谷中学校が先行して長橋中学校へ再編することとなり、近い将来、学校の存在しない地域になることへのさまざまな懸念は理解をしているところです。

しかしながら、委員会質疑で教育委員会からの答弁があったように、塩谷小学校の再編は、中学校の再編の後、一定の期間を置き話合いが行われることになっていることや、最も通学距離が長くなる忍路地域は、忍路防災事業の影響で話合いの時期のめどが立っておりません。それらの現状を踏まえ、今後の話合いの過程で保護者の意見を聞き、地域住民との共通理解を進めることが大切と考えます。

よって、現段階では、塩谷小学校の存続方については、慎重に考えなければならず、継続審査を主張するものです。

以上、討論といたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇)(拍手)

**○18番(佐々木 秩議員)** 陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、継続審査の立場で討

論をいたします。

陳情者の趣旨説明にもありましたが、このまま統合計画が進めば、塩谷・忍路地区に学校が全くなくなることになり、地域の皆さんにはさまざまな不安が生まれていることは承知をしております。

一方、塩谷地区の地区別懇談会では、保護者の方から、児童・生徒数の減少により教育環境のレベルが確保できなくなるので、早く統合を進めてほしいとのお声もありました。

よって、今後、それらの地域、保護者の御要望、その他の動向を見極めると同時に、私たちも調査を進め、判断をしたいと思っておりますので、今回は継続審査といたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）（拍手）

**○5番（安齋哲也議員）** 新風小樽を代表し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について継続審査を主張する討論を行います。

陳情提案者の思いは理解できますが、現在……

（発言する者あり）

適正配置計画が進行中であり、さらに忍路防災事業も進むなど、社会的要因でさまざまな状況変化がありますので、地域の声に耳を傾けながら、話し合いの場をまずつくるべきと主張します。

特別委員会でも申し上げましたが、陳情があれば何でも採択するのは簡単でありますし、無責任であると思っております。

（発言する者あり）

新風小樽としては、まずは計画の進行、進捗を見ながら、そして地域の方々と話し合いながら、その進行状況を見て判断することが妥当であると思っており、今回は継続審査といたします。

各会派の賛同を求め、討論を終えます。（拍手）

**○議長（横田久俊）** 討論を終結し、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（横田久俊）** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第27号及び第28号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第27号教育委員会委員の任命につきましては、遠藤友紀雄氏の任期が平成27年10月12日をもって満了となりますので、後任として荒田純司氏を任命するものであります。

議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、杉下清次氏の任期が平成27年10月5日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（横田久俊）** これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案はいずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、小樽市選挙管理委員会委員に大淵勝敏氏、浅田勲氏、相場和子氏、佐藤隆氏を、同補充員に、大橋一弘氏、平口山和弘氏、田中新一氏、佐藤利幸氏を、それぞれ御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることとし、なお補充員の順序につきましては、ただいま議長において指名した順序といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第2号ないし第7号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第2号ないし第7号につきましては、提案理由の説明を省略し、決議案第1号について提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○14番(中村吉宏議員) 提出者を代表し、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する附帯決議案につきまして趣旨説明いたします。

除雪費について、除排雪に対する市民要望の多くは、主に第3種路線を中心とした生活道路の除排雪の拡充にあります。

今回、市が行おうとする除排雪の見直しについては、準幹線道路である第2種路線の出動基準を一律15センチメートルから10センチメートルへと変更することや除雪拠点を現在の6か所から7か所に増設することなどといった内容であります。それらについては十分な現状の把握や具体の検証に基づいたものとは考えられません。加えて、除雪業者が市内で確保できる人員や重機などにも、当然、限りがあることから、それらの実施効果には疑問を感じざるを得ないところであり、到底、市民要望を的確に捉えた見直しとは言いがたいと考えます。

一方、本市の財政は、今定例会を経て財政調整基金が19億7,600万円に達するとはいえ、今後、本市の市税や国の地方交付税の歳入動向は流動的であり、これまで特例として認められてきた退職手当債の借入可能年度が平成27年度をもって終了するほか、平成27年度当初予算を参考にして平成28年度当初予算を編成するとなれば、最低10億円を超える財源不足が見込まれるため、財政調整基金の多額の取崩しによる財源対策が予想されるところであります。

また、今定例会の予算特別委員会においては、降雪量など、気象条件が昨年度と同様であれば、今年度の除雪費総額は過去最高の18億3,400万円となることが明らかにされているなど、将来的な除排雪経費の増加は他の政策予算編成にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

これらのことから、今年度実施予定の市除雪対策本部の現場監督員の増強により、指示、確認を徹底して、これまで以上に効率的できめ細やかな除排雪作業を委託事業者に求めていくとともに、除排雪体制の見直しについては、たとえ市長公約とはいえ、今年度から見切り発車で行うべきではなく、予算計上されている除雪路線調査業務の実施結果を十分に検証の上、将来的な除排雪業務の全体像を見極めてから取り組むべきであり、次年度以降において全市的な除排雪体制の見直しを行うべきことを要請するものであります。

以上、決議いたします。（拍手）

**○議長（横田久俊）** これより、決議案第1号について討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

**○6番（石田博一議員）** 議案第1号「平成27年度小樽市一般会計補正予算」に対する附帯決議（案）について、否決の立場で討論いたします。

これは、建設常任委員会でも発言させていただきましたが、今年度の森井市長が提案する細やかな除排雪について、各議員に御指摘いただいている経費の増加は、必ずしもそうではないという見解もあることを述べさせていただきます。

除排雪業者も、その技術力や作業に対する姿勢が千差万別であります。丁寧な仕事ぶりで評判のいい、ある業者にお尋ねをいたしました。出勤基準15センチメートルから10センチメートル、この件につきましてですけれども、当然、出勤回数が増えますので、経費増ですと返ってまいりました。

しかし、小まめに除雪することにより、道路に残る雪は激減します。当然、ガタガタ路面もできにくくなります。

また、除雪の後の置き雪も、1回の量が少なくなりますから、天候次第では解けやすいということになります。

さらに、置き雪については、市民の協力もあり、日々それなりに片づけられます。1回の量が少ないということは、市民の負担も軽くなり、一石二鳥であります。

このことから、路面補整の経費減や排雪の量も場合によって減ることから、ダンプにかかわる経費も、雪堆積場の効果と相まって、かなり抑え込める可能性があるということがわかってきました。

また、別な観点から、業者の作業に対する姿勢、モラルなどをきちんと管理、監視できるように、今年度は、従来6ステーションで3名だった指導員を各ステーション1名の計7名に増員することにより、業者に任せきりだった部分を職員がきちんとチェックできるように改善されております。このことにより、無駄を少しでも排除し、より効率的な除排雪の実現に近づけるということでもあります。

いずれにしても天候に左右されることは間違いないのですが、当初、原部より試算された18億3,400万円というのは、少なからず下回る可能性が出てきたということをお伝えいたします。

最後に、各会派に御理解を願い、討論といたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（横田久俊）** 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

**○18番（佐々木 秩議員）** 決議案第1号「平成27年度小樽市一般会計補正予算」に対する附帯決議（案）の可決に賛成の立場で討論をいたします。

これまでの除排雪予算に対するさまざまな質疑の中で、降雪量が昨年度並みの場合、市が行おうとし

ている除排雪の見直し計画を実施すれば、除雪費総額が、過去最高の18億3,400万円以上になることなどが判明しました。このまま実施すれば、将来的に本市財政に大きな影響を与えることになり、しっかりとした財政上の見通しがまずは必要です。市民生活第一と言いながら、結果として財政破綻を招いてしまつては、一番迷惑をこうむるのは市民ということになるからです。

また、計画自体が、ここに来ての入札条件変更など、十分に練られたものとは言えず、今年度の実施は試行とはいえ、拙速に過ぎることも明らかです。

それ以外にも、予算特別委員会で指摘したように、入札改革を進めている市長御本人が入札条件にみずからかかわることは、公正性、透明性、客観性を確保できません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

いわゆる天の声を排除するために、小樽市建設工事委員会での契約の業者選定、及びその入札参加条件を審議するシステムの導入が先決です。

さらに、この見直し計画が、現状把握や具体的な検証を十分に行っておらず、市民ニーズを的確に反映しているものであるとは必ずしも言えないことも問題です。

よって、附帯決議案にもあるように、今年度から除雪路線調査業務を実施するということから、まずはその実施結果を十分に検証した後、来年度に向け、将来的な財政負担を考慮しながら、市民生活の改善となるよう、全市的な除排雪体制を見直すべきです。

以上、議員の皆様の御賛同を呼びかけ、討論といたします。(拍手)

**○議長(横田久俊)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、決議案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(横田久俊)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(横田久俊)** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 4時14分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 橋 龍

議 員 鈴 木 喜 明

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案・決議案

○平成27年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表



○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

（１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２７年６月、７月分の各会計月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）

（２）平成２７年第２回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、平成２７年８月２４日に市長から次のとおり報告があった。（招集日印刷配布分）

陳情第１号「市道「幸２丁目１２番付近」の横断歩道設置方について」及び陳情第３号「赤岩１丁目道路の安全対策方について（信号機の設置）」につきましては、７月１４日付けで所管である小樽警察署へ要望書を提出いたしました。

また、陳情第２号「赤岩１丁目道路の安全対策方について（砂箱の設置）」につきましては、陳情どおり赤岩１丁目の市道高島街道線と市道手宮川通線の交差点付近に１０月頃までに砂箱を設置する予定であります。

なお、いずれの陳情者に対しましても、それぞれ、その旨を連絡済みであります。

（３）平成２７年第２回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、平成２７年８月３１日に教育委員会教育長から次のとおり報告があった。（招集日印刷配布分）

新・市民プール整備事業については、第６次小樽市総合計画後期実施計画において「市民プール整備に向け、建設場所や建設形態、ランニングコストなど、引き続き検討」と登載しているところです。

これまで、新・市民プールの建設場所につきましては、市有地を活用し、小樽公園周辺など市内中心部で、一定の駐車場スペースを確保できる場所ということを念頭に検討を行ってきた経過があります。

現在は、市長との協議に基づき、官民の所有にかかわらず、小樽市内で適地と思われる土地を広く調査するとともに、建設コストやランニングコストについて他都市の状況などについて調査しております。

なお、陳情者に対しましては、この旨を連絡いたします。

以 上

「安保関連法案」を今国会で成立させないよう求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	面野 大輔
	同	佐々木 秩
	同	小貫 元

「安全保障関連法案」が参議院に審議が移りましたが、審議中断が相次ぎ、政府は法案の根幹部分について整合性のある答弁ができなくなっています。武力行使をしているアメリカ軍に対する「後方支援」の解釈についても疑問がまだまだあり、参議院の審議中に、自衛隊内部で法案成立を前提とした計画が立てられていたことも明らかになりました。

憲法学者や法律の専門家からの「憲法違反」という指摘に対し、安倍首相は「違憲かどうかを決めるのは最高裁だ」と開き直りました。ところが今や、当の最高裁の元長官からさえも、「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反」と言われています。

審議が進むにつれ、法案成立を阻止しようという運動が広がりを見せています。学生たちが中心となっている S E A L D s、35 都道府県 8 地域に広がっている安保法案に反対するママの会、学者の会、弁護士会など様々な団体や個人が声を上げています。そして、これらの人たちが集まり、8 月 30 日に、国会を包囲する大行動が起きたように国民のなかで反対の声が大きくなっています。

最近の世論調査でも「安保法案を今国会で成立させることに反対」が 65.6 パーセントにまで増えており、民主主義国家の日本において、この法案が国民の合意が取れているとはいえず、このまま法案を成立されることがあれば、国民主権をないがしろにすることになります。

よって、国においては、世論調査の数字を見ても、国民の多くが反対している「安全保障関連法案」を今国会で成立させないことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 9 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 9 月 9 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------------	------	-----	---------

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	中	村	岩	雄
	同	中	村	吉	宏
	同	面	野	大	輔
	同	小	貫		元

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されています。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収し、固定化する森林・木材に対して大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、様々な取組を支援してきたところです。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組を更に加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値 3.5 パーセント分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付けるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 9 月 25 日  
小樽市議会

議決年月日	平成27年 9 月 25 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	----------------	------	-----	-----	-----

介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行に係る意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	高野	さくら
	同	松田	優子
	同	鈴木	喜明
	同	中村	誠吾

本年 4 月から介護保険制度がかつてない規模で改変されました。要支援 1、2 の人を介護保険給付の対象から外して、市町村の地域支援事業の枠組みの中での「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」に任せるとしています。

新しい総合事業への移行は 2015 年 4 月でしたが、2017 年 4 月まで移行が猶予され、実施時期も含めてサービスの種類、基準、方法や内容の全てが市町村の裁量に任されています。

しかし、実施主体である地方自治体では、「新しい総合事業」で必要となる多様なサービスの人的体制の見通しが立たないなど、対応に苦慮しています。

よって、国においては、新総合事業への移行に当たって、自治体の実情を十分配慮するよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 25 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 9 月 25 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

子どもの医療費を無料化した際の国庫負担削減の廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	高野	さくら
	同	松田	優子
	同	鈴木	喜明
	同	中村	誠吾

医療保険制度では、子どもが病気やけがをして医療機関を受診すると、小学校就学前は掛かった医療費の 2 割、就学後は 3 割を自己負担分として、患者の家族が支払うことになっています。

この自己負担分は、病気にかかりやすい乳幼児、アトピー性皮膚炎やぜんそくなどの慢性疾患で継続的な治療が必要な子どもなどのいる家庭に重くのしかかっており、急に高熱が出たのに手元にお金がないため、病院に行けないという事態が発生するなど、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとっては、命に関わる問題となっています。

地方自治体がそれぞれ独自に取り組む子育て世代を応援する医療費助成については、少子化や地方の人口減少に歯止めをかける重要な制度であるだけでなく、子どもの貧困が広がる中、いよいよ緊急課題になっており、経済的負担が軽くなることで、病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費を抑制している効果も生まれています。

ところが、子ども医療費の窓口負担を軽減している地方自治体に対しては、国が国民健康保険の国庫負担の減額調整を科しています。全国知事会もこの問題の廃止を求め続けており、政府・厚生労働省は検討を始めたところですが、このような減額調整については、廃止するよう求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 25 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 9 月 25 日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------------	------	----	------

少人数学級の拡大を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩

35人学級は、2011年3月、国会で全会一致により義務教育標準法に盛り込まれたものです。

小学校1年生を35人学級にすることにし、附則で小学校2年生以降も順次改定を検討・実施すると決めました。その翌年の2012年度予算では、小学校2年生を35人学級にする予算も付き、その後、小学校3年生、4年生、5年生というように35人学級が順次進むはずでしたが、2013年、2014年と35人学級への動きが止められました。

しかし、少人数学級は、保護者、教育関係者そして国民の長年にわたる教育要求であることから、その声に推され、2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は「更に35人学級の実現に向けて努力をしていきたい」と答弁しました。

学校では手厚いケアが必要な子どもが増え、学級崩壊や立ち歩き、トラブルの増加など様々な教育困難が広がっています。2010年の中教審初等中等教育部会の提言では、「40人という学級規模では学級経営が困難となっている」と指摘しています。また、少人数学級になれば勉強を丁寧に見ることができ、子どもの発言や発表の機会も増え、みんなで話し合いながら認識を深めていくなど、学習の在り方も変わります。

国の制度として、小・中学校を35人学級とし年次計画で段階的に実施することは、今後少子化により教職員が減ることを考えれば、わずかな予算で可能です。2016年度から開始するための必要な国庫負担金は、初年度で約16億円、完成年度の2023年度で約56億円であり、地方負担を含む総額でも、それぞれ48億円、168億円です。

また、教職員は業務が増え続け、「過労死ラインで働いても授業準備や子どもと接する時間が取れない」という深刻な状態で苦しんでいます。子どもの教育を考えても、このような状態の解消は急務であり、少人数学級による教職員の定数増はそのための重要な保障となります。

よって、国においては、少人数学級の拡大を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年9月25日  
小樽市議会

議決年月日	平成27年9月25日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7パーセントが、地方への移住を「検討している」又は「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」などの多くの問題点も指摘されています。

その問題点を解決し、地方への人の流れを作るには、地方にいても大都市と同様に働き、学び、そして安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT（情報通信技術）の利活用が不可欠です。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になります。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができるふるさとテレワークを一層促進し、観光など地方への訪問者の増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、中でもWi-Fi環境の整備が必要になります。

よって、国においては、下記の事項について実施するよう要望します。

記

- 1 ICT環境の充実には、Wi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。
- 2 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
- 3 テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催など、テレワーク普及啓発策を推進すること。
- 4 ソフト面では、新しい雇用の形に合わせた労働条件を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 9 月 25 日  
小樽市議会

議決年月日	平成27年 9 月 25 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	濱本進
	同	林下孤芳
	同	新谷とし

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要です。

政府は、6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定しました。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する地方版総合戦略の策定を推進するとともに、国においては、その戦略に基づく地方自治体の事業など地域発の取組を支援するため、地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となります。

よって、国においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請します。

記

- 1 地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業・補助金、更には新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
- 2 平成27年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）については、地方創生に係る各自治体の取組のベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、用途を限定せず、地方にとって使い勝手の良いものにする。
- 4 全額国費を前提とし、新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 9月25日  
小樽市議会

議決年月日	平成27年 9月25日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------



議案第 1 号「平成 27 年度小樽市一般会計補正予算」に対する附帯決議（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	中 村 吉 宏
	同	林 下 孤 芳
	同	川 畑 正 美

除雪費についてだが、除排雪に対する市民要望の多くは、主に第 3 種路線を中心とした生活道路の除排雪の拡充にある。

今回、市が行おうとする除排雪の見直しについては、準幹線道路である第 2 種路線の出動基準を一律 15 センチメートルから 10 センチメートルへと変更することや、除雪拠点を現在の 6 か所から 7 か所に増設することなどといった内容であるが、それらについては、十分な現状の把握や具体の検証に基づいたものとは考えられない。

加えて、市内で確保できる人員や重機などにも当然限りがあることから、それらの実施効果には疑問を感じざるを得ないところであり、到底、市民要望を的確に捉えた見直しとはいえない。

一方、本市の財政は、今定例会を経て財政調整基金が 19 億 7,600 万円に達するとはいえ、今後、本市の市税や国の地方交付税の歳入動向は流動的であり、これまで特例として認められてきた退職手当債の借入可能年度が平成 27 年度をもって終了するほか、平成 27 年度当初予算を参考にして、平成 28 年度当初予算を編成するとなれば、最低 10 億円を超える財源不足が見込まれるため、財政調整基金の多額の取崩しによる財源対策が予想される場所である。

また、今定例会の予算特別委員会においては、降雪量など気象条件が昨年度と同様であれば、今年度の除雪費総額は過去最高の 18 億 3,400 万円となることが明らかにされているなど、将来的な除排雪経費の増加は、他の政策予算編成にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

これらのことから、今年度実施予定の市除雪対策本部の現場監督員の増強により、指示・確認を徹底して、これまで以上に効率的できめ細やかな除排雪作業を委託事業者に求めていくとともに、除排雪体制の見直しについては、たとえ市長公約とはいえ、今年度から見切り発車で行うべきではなく、予算計上されている除雪路線調査業務の実施結果を十分に検証の上、将来的な除排雪業務の全体像を見極め取り組むべきであり、次年度以降において、全市的な除排雪体制の見直しを行うべきことを要請するものである。

以上、決議する。

平成 27 年 9 月 25 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 9 月 25 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------------	------	-----	---------

# 平成27年小樽市議会第3回定例会議決結果表

○会期 平成27年9月2日～平成27年9月25日（24日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成27年度小樽市一般会計補正予算 (修正可決部分を除く)	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
第1号 修正案	平成27年度小樽市一般会計補正予算 に対する修正案	H27.9.16	議員	—	(予算)	(H27.9.16)	(可決)	H27.9.25	可決
2	平成27年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
3	平成27年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
4	平成27年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
5	平成27年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計補正予算	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
6	平成26年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
7	平成26年度小樽市港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
8	平成26年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
9	平成26年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
10	平成26年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
11	平成26年度小樽市住宅事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
12	平成26年度小樽市簡易水道事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
13	平成26年度小樽市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
14	平成26年度小樽市産業廃棄物処分手 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
15	平成26年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
16	平成26年度小樽市病院事業決算認定 について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
17	平成26年度小樽市水道事業剰余金の 処分及び決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
18	平成26年度小樽市下水道事業剰余金 の処分及び決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
19	平成26年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	H27.9.2	市長	H27.9.9	決算	H27.9.9	継続 審査	H27.9.25	継続 審査
20	小樽市個人情報保護条例の一部を改 正する条例案	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
21	小樽市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関 する条例案	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
22	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償 条例の一部を改正する条例案	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	否決	H27.9.25	否決
23	小樽市税条例等の一部を改正する条 例案	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
24	小樽市手数料条例の一部を改正する 条例案	H27.9.2	市長	H27.9.9	予算	H27.9.16	可決	H27.9.25	可決
25	小樽市副市長の選任について	H27.9.2	市長	—	—	—	—	H27.9.8	不同意
26	小樽市非核港湾条例案	H27.9.2	議員	H27.9.9	総務	H27.9.17	否決	H27.9.25	否決
27	小樽市教育委員会委員の任命につ いて	H27.9.25	市長	—	—	—	—	H27.9.25	同意
28	小樽市固定資産評価審査委員会委員 の選任について	H27.9.25	市長	—	—	—	—	H27.9.25	同意
意見書案 第1号	「安保関連法案」を今国会で成立さ せないよう求める意見書(案)	H27.9.9	議員	—	—	—	—	H27.9.9	可決
意見書案 第2号	林業・木材産業の成長産業化に向け た施策の充実・強化を求める意見書 (案)	H27.9.25	議員	—	—	—	—	H27.9.25	可決
意見書案 第3号	介護保険制度の現行水準維持と「新 しい総合事業」の移行に係る意見書 (案)	H27.9.25	議員	—	—	—	—	H27.9.25	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
意見書案第4号	子どもの医療費を無料化した際の国庫負担削減の廃止を求める意見書(案)	H27.9.25	議員	—	—	—	—	H27.9.25	可決
意見書案第5号	少人数学級の拡大を求める意見書(案)	H27.9.25	議員	—	—	—	—	H27.9.25	可決
意見書案第6号	I C T活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書(案)	H27.9.25	議員	—	—	—	—	H27.9.25	可決
意見書案第7号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)	H27.9.25	議員	—	—	—	—	H27.9.25	可決
決議案第1号	議案第1号「平成27年度小樽市一般会計補正予算」に対する附帯決議(案)	H27.9.25	議員	—	(予算)	(H27.9.16)	(可決)	H27.9.25	可決
その他会議に付した事件	小樽市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	—	—	—	—	—	—	H27.9.25	当選
	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H27.9.17	継続審査	H27.9.25	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H27.9.17	継続審査	H27.9.25	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H27.9.17	継続審査	H27.9.25	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H27.9.17	継続審査	H27.9.25	継続審査

※議案第1号修正案・決議案第1号の( )は、平成27年9月16日に予算特別委員会に提出され、可決されたものである。

# 陳情議決結果表

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27.6.23	H27.9.17	継続審査	H27.9.25	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27.9.2	H27.9.17	継続審査	H27.9.25	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27.6.19	H27.9.17	採択	H27.9.25	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27.8.7	H27.9.18	継続審査	H27.9.25	継続審査